第42集
日本労働年鑑
1972年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1972
VOL. XXXXII

法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

山村書庫
1976

●増大する賃金労働者

（A）就業者構成

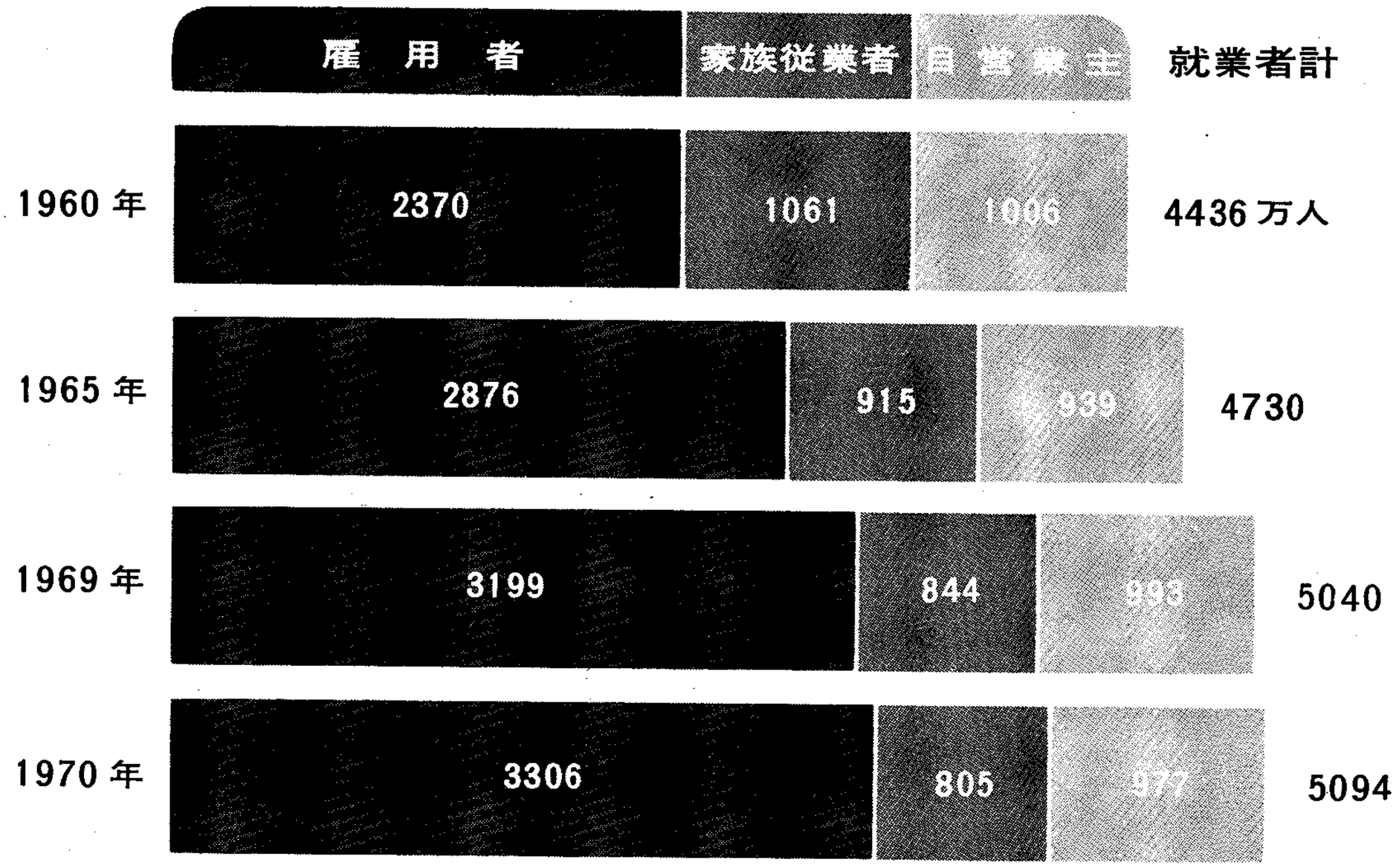

（B）農林業、非農林業就業者構成

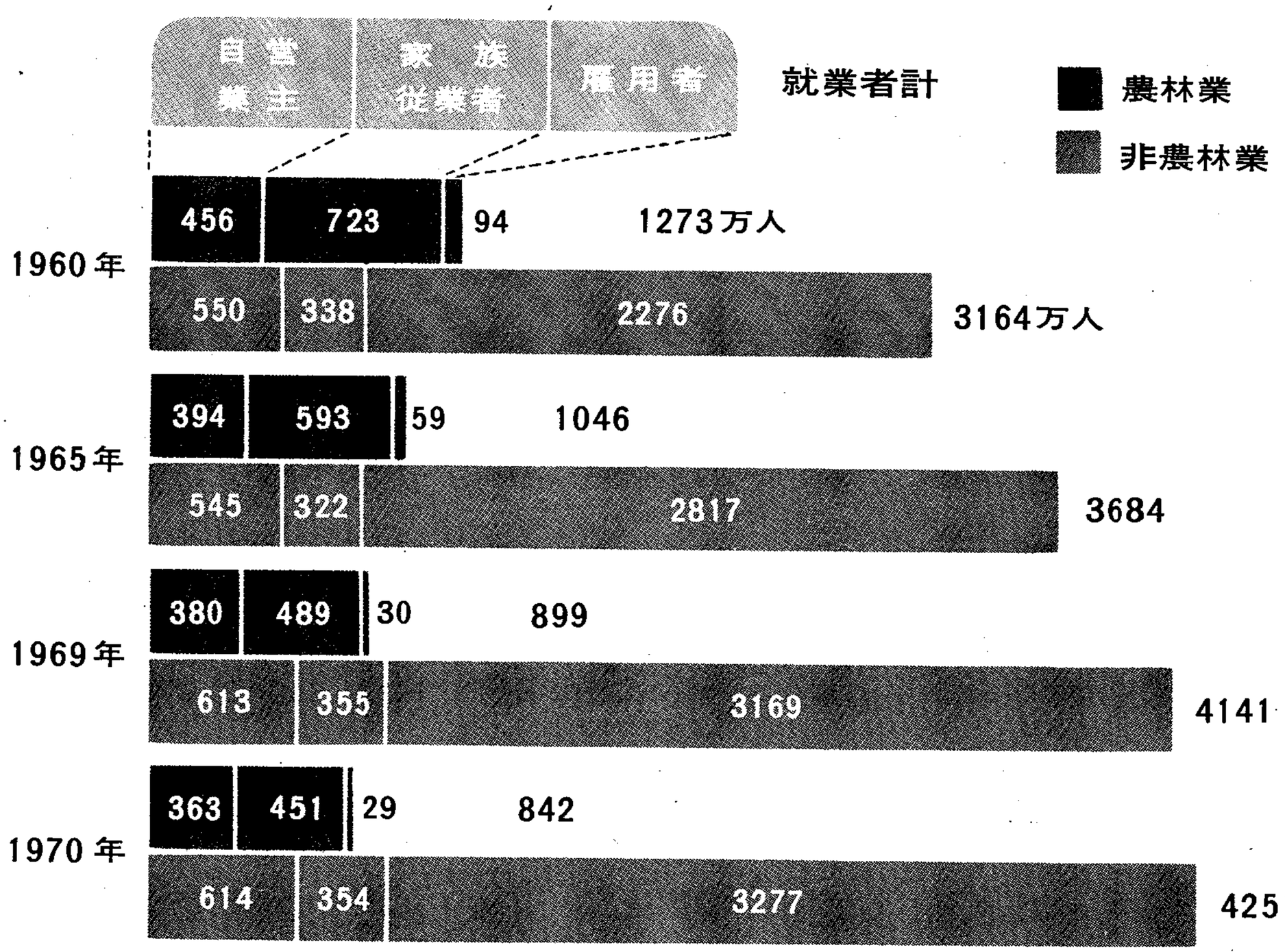

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による。

●近年雇用者数の増加はいちじるしく、1970年までの10年間に約1000万人ふえて、就業人口中の65%を占めるにいたった。そのうちの圧倒的多数が賃金労働者であることは、いうまでもない。

●労働者の大多数は中小零細企業で働いている

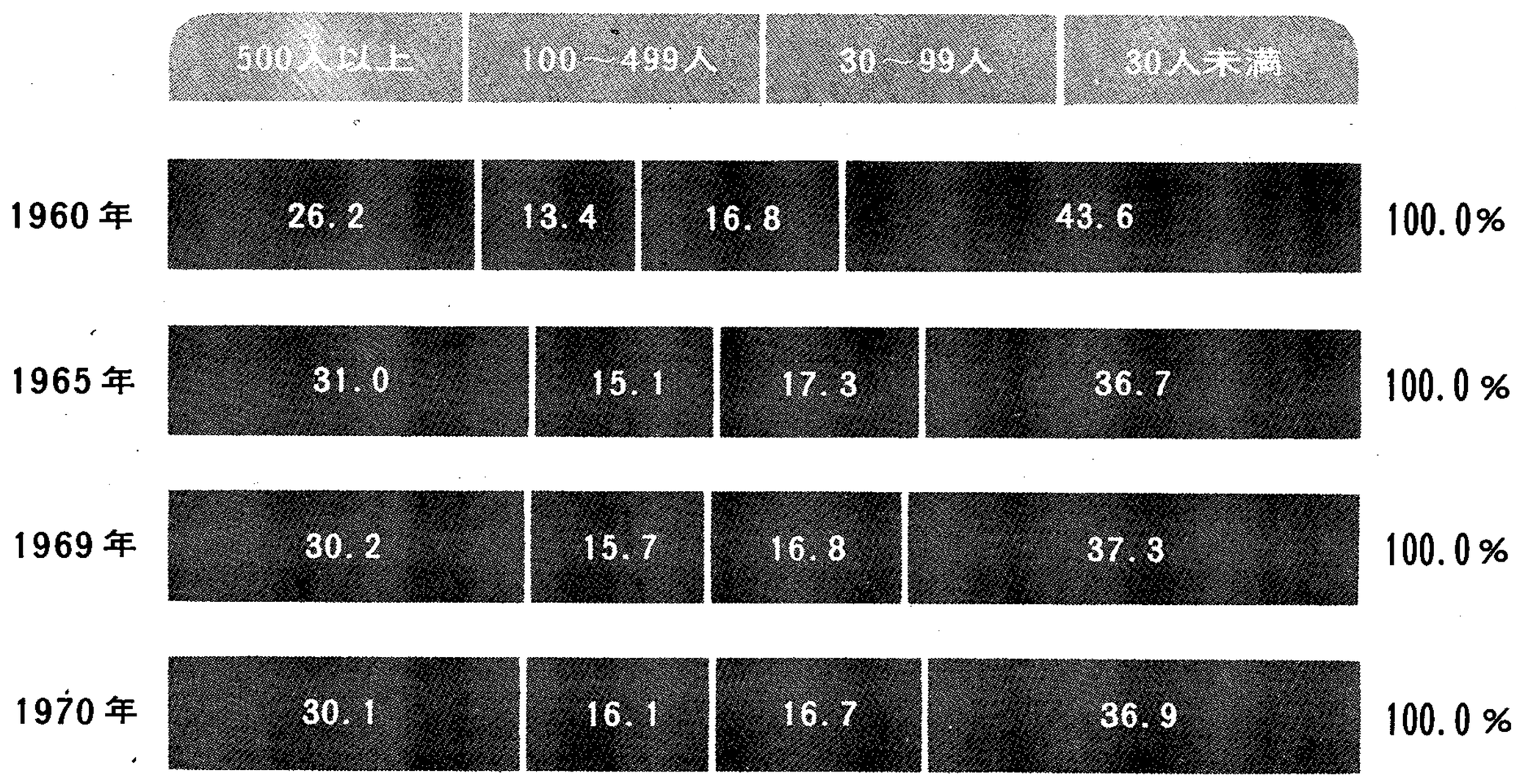

〔備考〕1) 官公部門の雇用者を除く企業規模別構成。
2) 総理府統計局「労働力調査」による。

●減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位 1000戸：%）

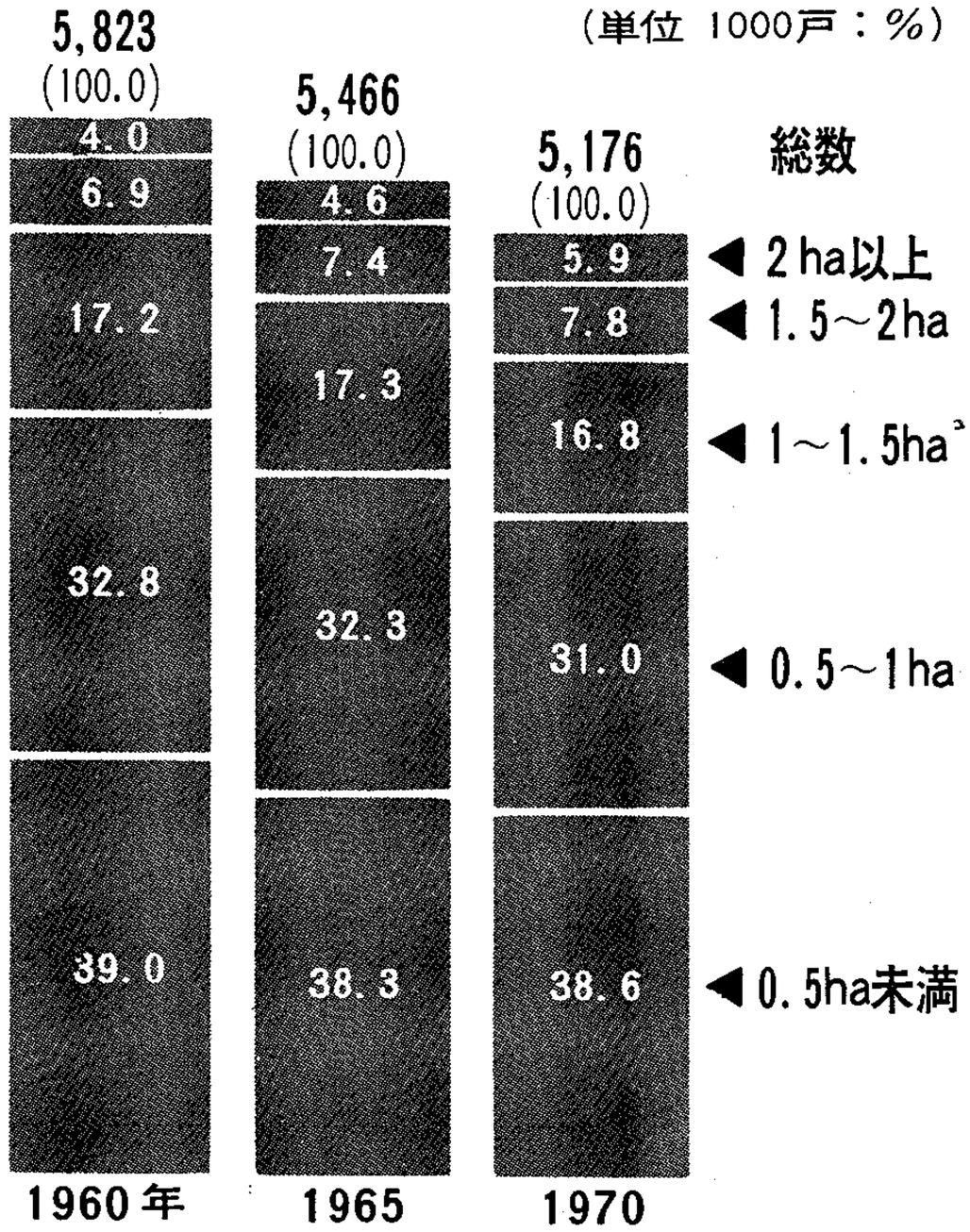

〔備考〕1) 各年2月1日現在。
2) 農林省「1970年世界農林業センサス結果概要」による。

● 農民層は急速に分化しつつある。農家数、農家人口は全体として減少し、2ヘクタール以上の経営耕地をもつ農家だけが、一貫して増加している。

●兼業化する農家

専兼業別農家数の推移（全国）（単位 1000戸）

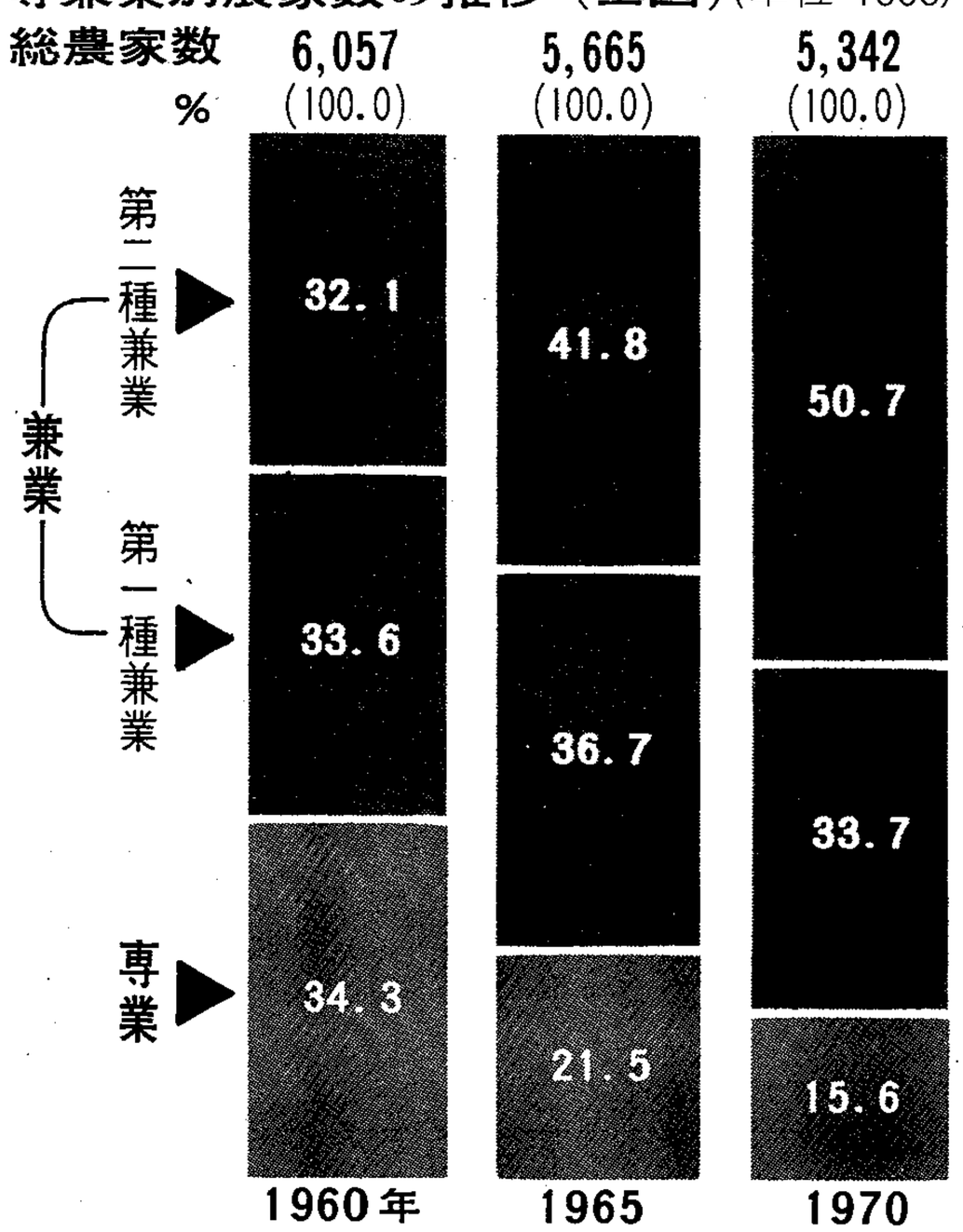

〔備考〕1) 各年2月1日現在。

● 現存する農家のうち、もっぱら農業に従事するものは全体のわずか15%余にすぎず、農家の50%以上は農業外の収入を主とする第二種兼業農家である。

●農家労働力の流出

他産業へ就職した農家世帯員
（就職前の就業状態別）

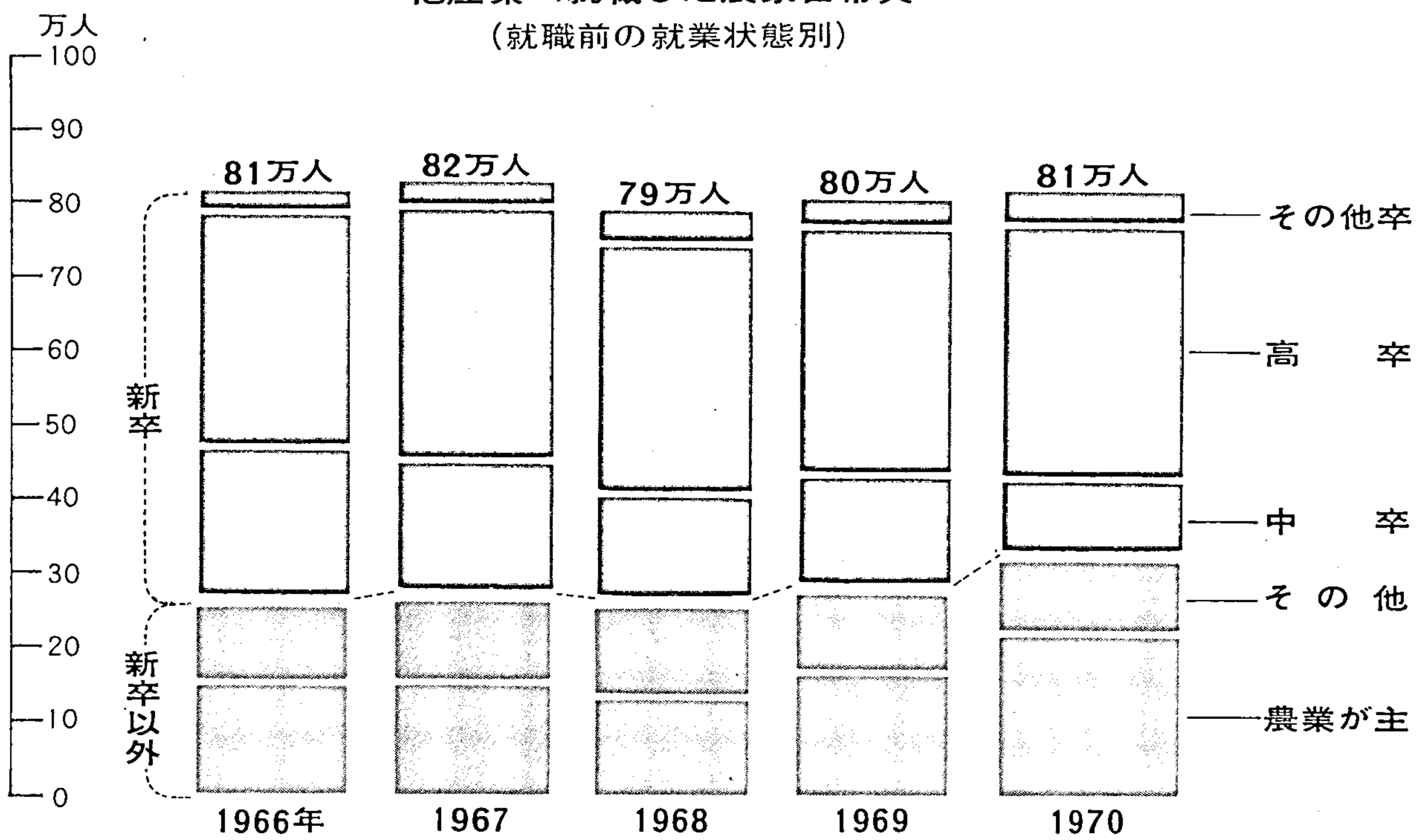

他産業から離職した農家世帯員
（離職後の就業状態別）

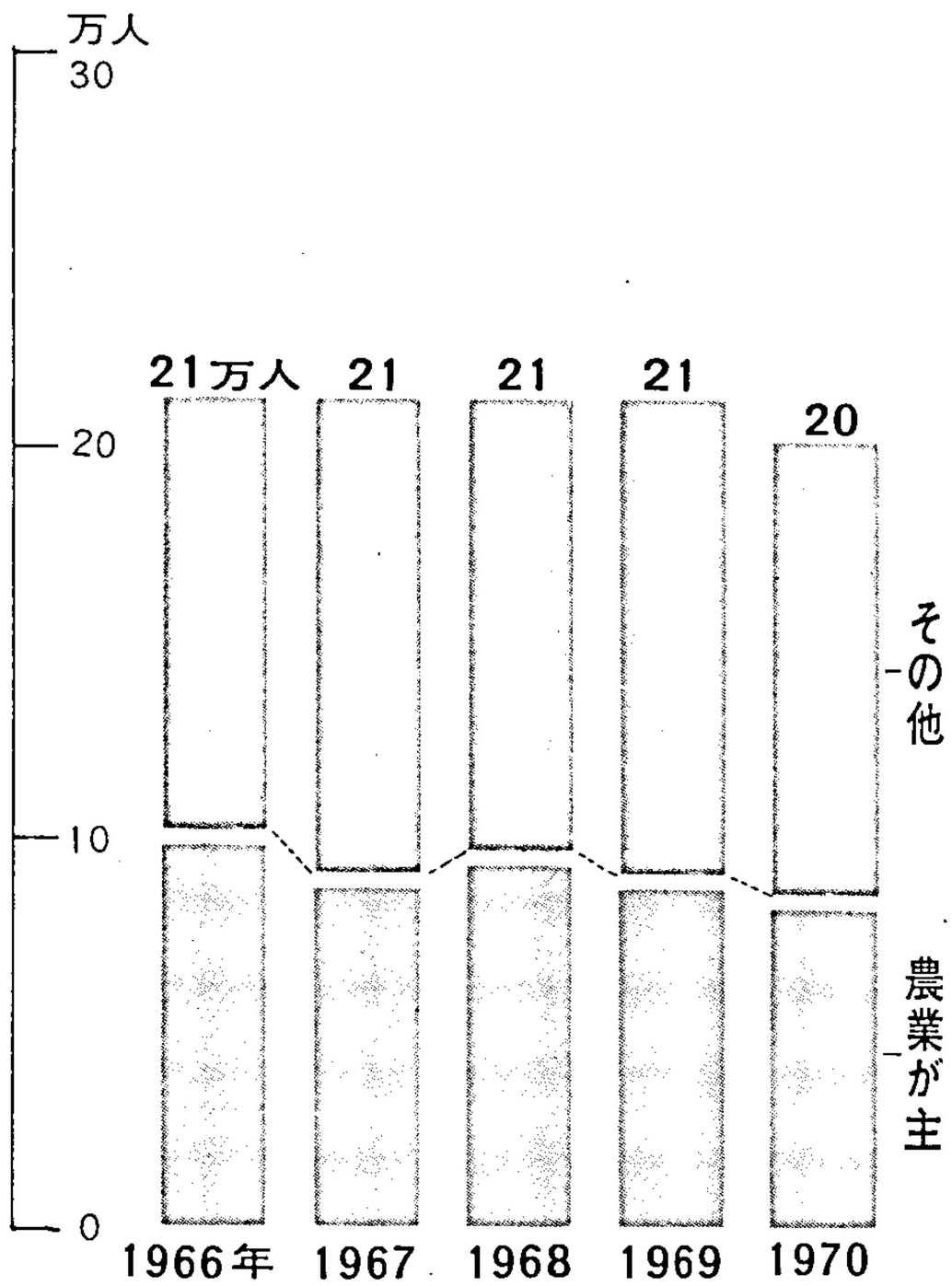

出かせぎに出た農家世帯員
（出る前の就業状態別）

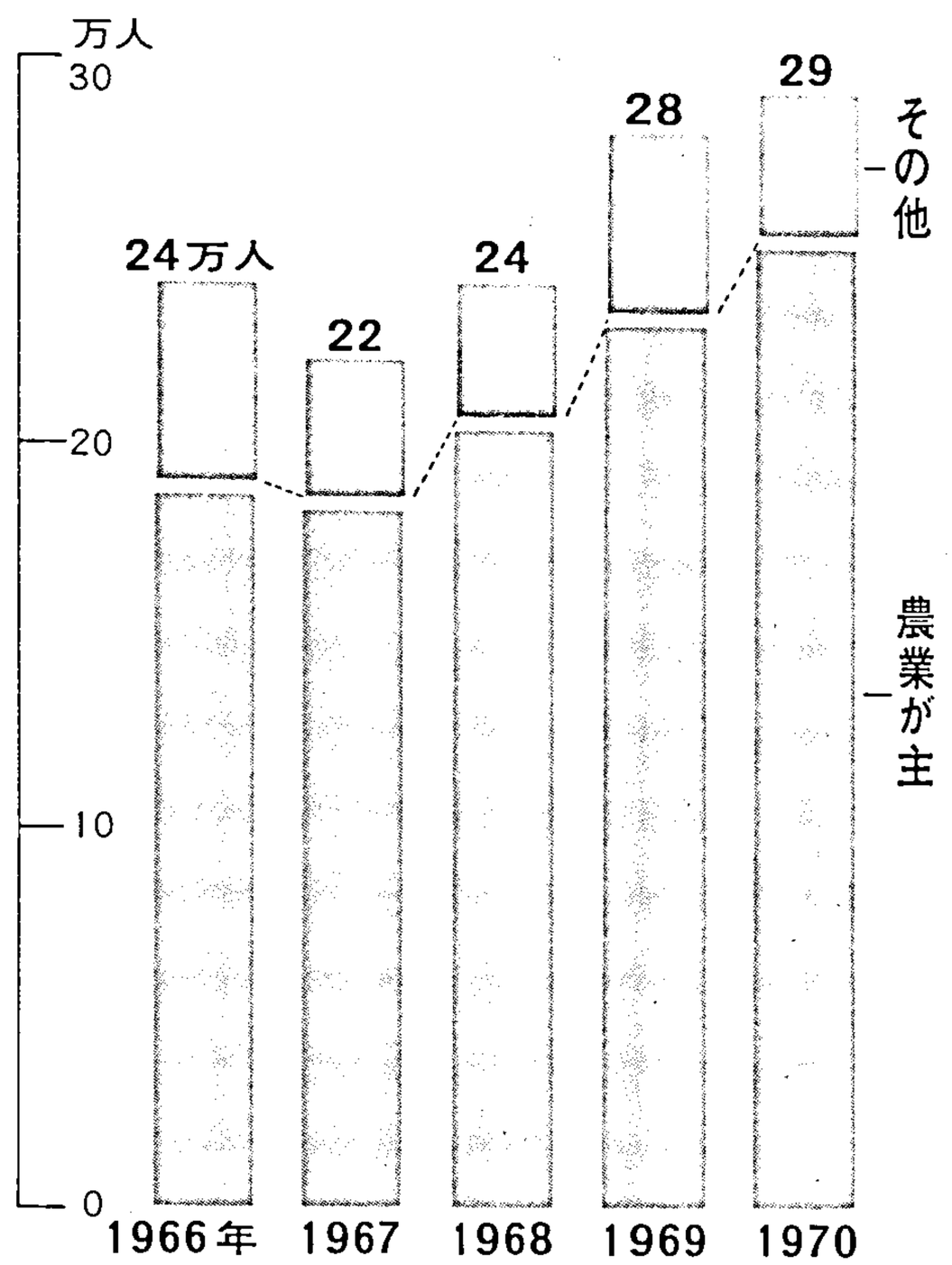

● 農村からの労働力流出は1965年の85万をピークにその後停滞しているが、農業を主とする労働力の流出、その出かせぎ化がすすんでいる。

● 5年間における物価の急騰

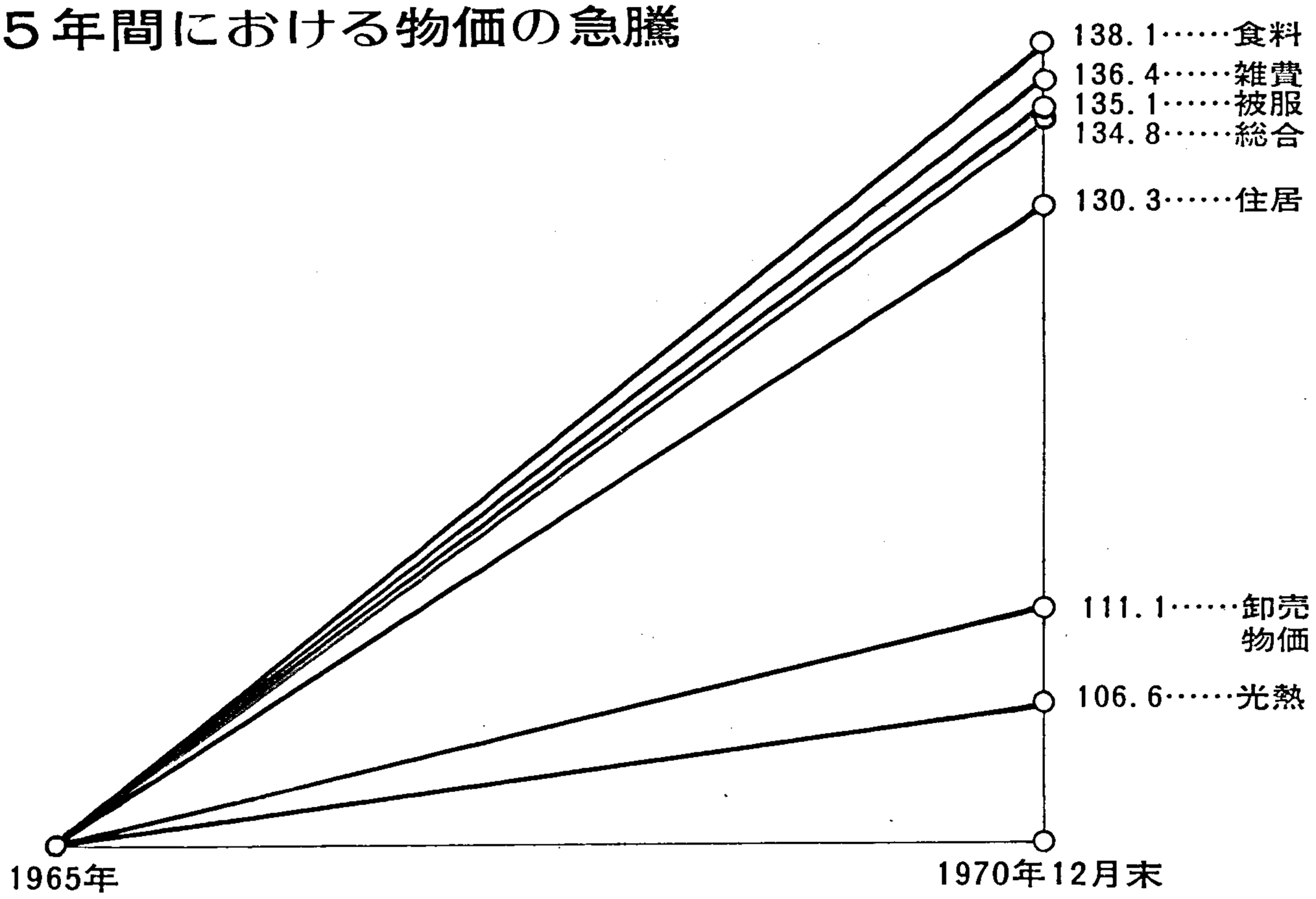

〔備考〕日本銀行の卸売物価指数と総理府統計局1970年12月末の消費者物価指数による。

● 物価、とくに消費者物価の騰貴はいちじるしい。卸売物価指数は1965年を100として、1970年末には111.1であったが、消費者物価指数は総合で134.8、食料で138.1になっている。

● 製造業における生産・雇用・賃金

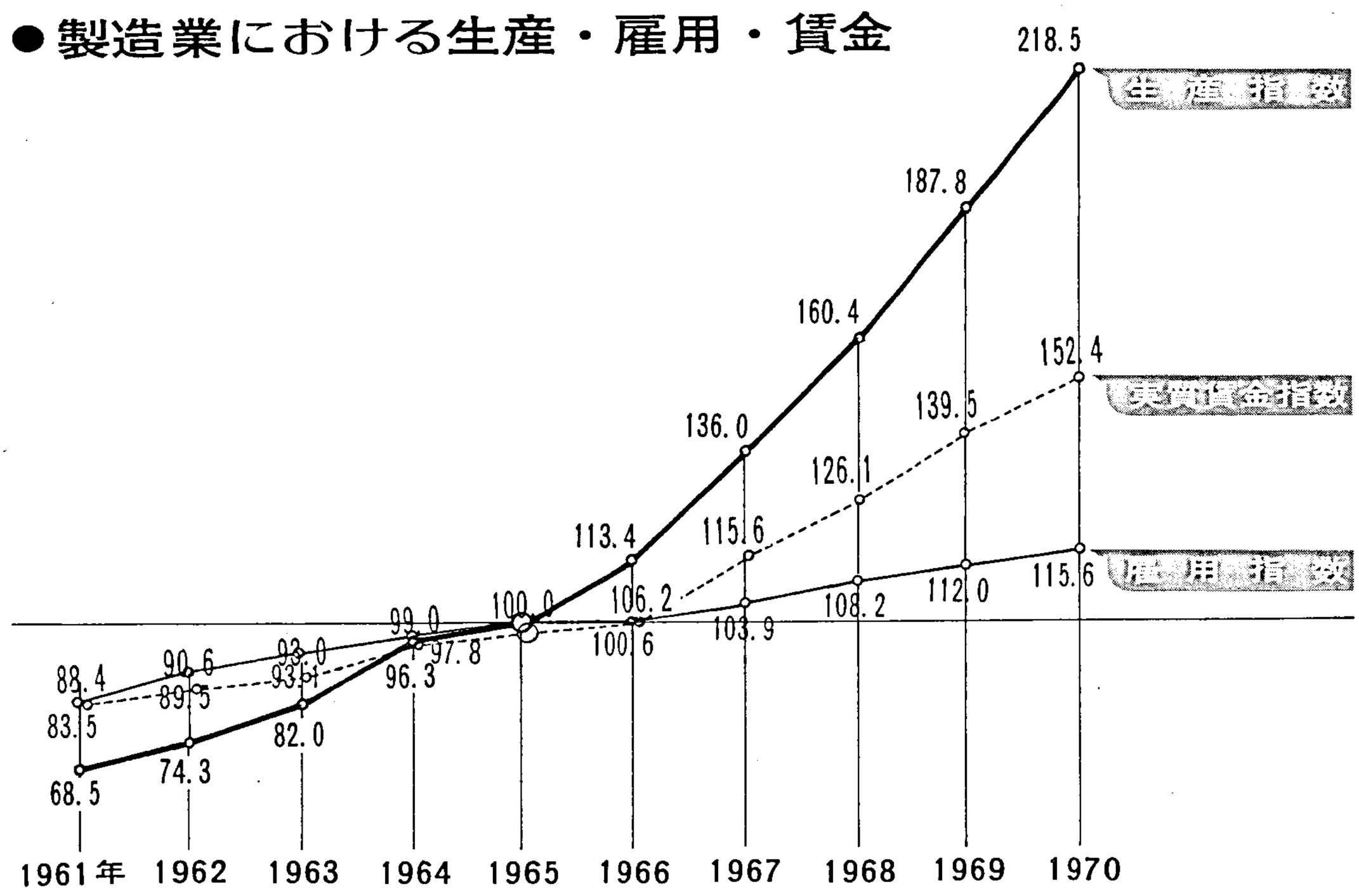

〔備考〕労働省「昭和45年労働経済の分析」による。

● 製造業における生産は、1970年には65年の2倍強に達した。しかしこの間、製造業で働く労働者の数は1割6分弱、その実質賃金は5割2分強ふえたにすぎない。

●製造業労働者の約６割が月収６万円以下

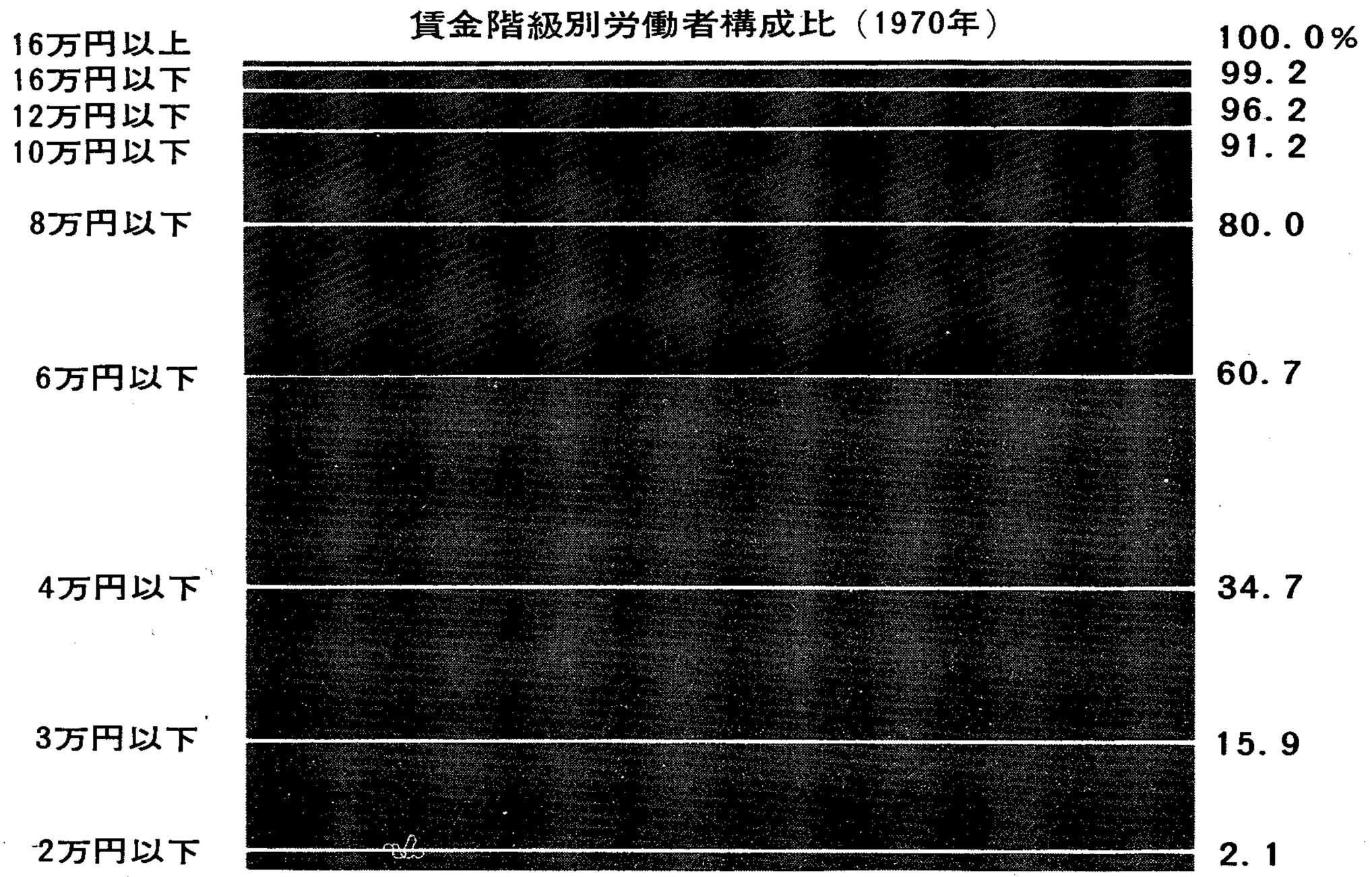

〔備考〕労働省「賃金構造基本統計」による。

● 製造業労働者は1970年にその約35％が月収４万円以下であり、60％強までが月収６万円以下である。

●製造業における企業規模別賃金格差の動き

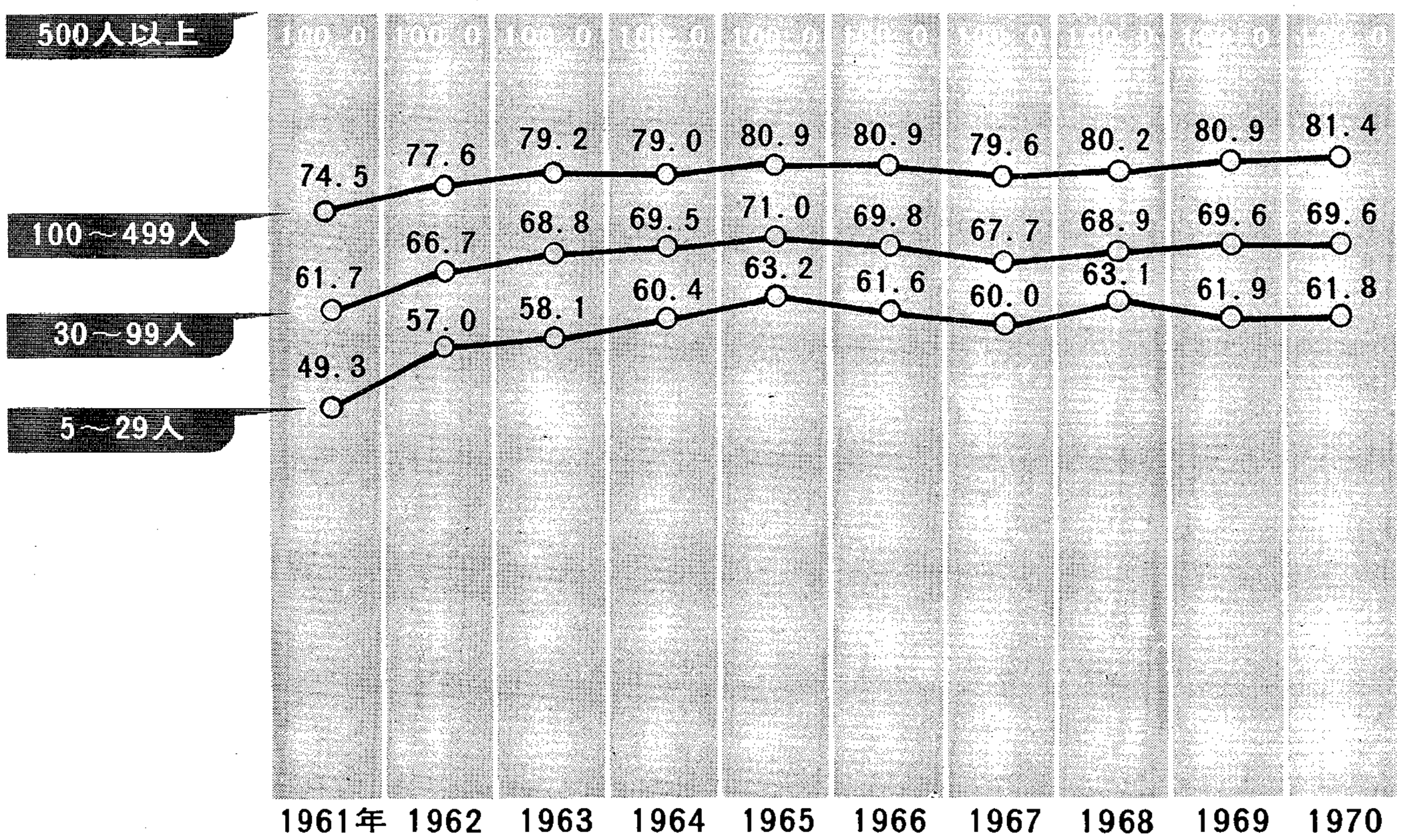

〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

● 企業規模別賃金格差は1965年頃までは縮小傾向を示していたが、このところ頭打ちの傾向が見え、99人以下規模では、それがとくに目立っている。

●企業規模別にみた年齢別賃金格差（製造業・1970年）

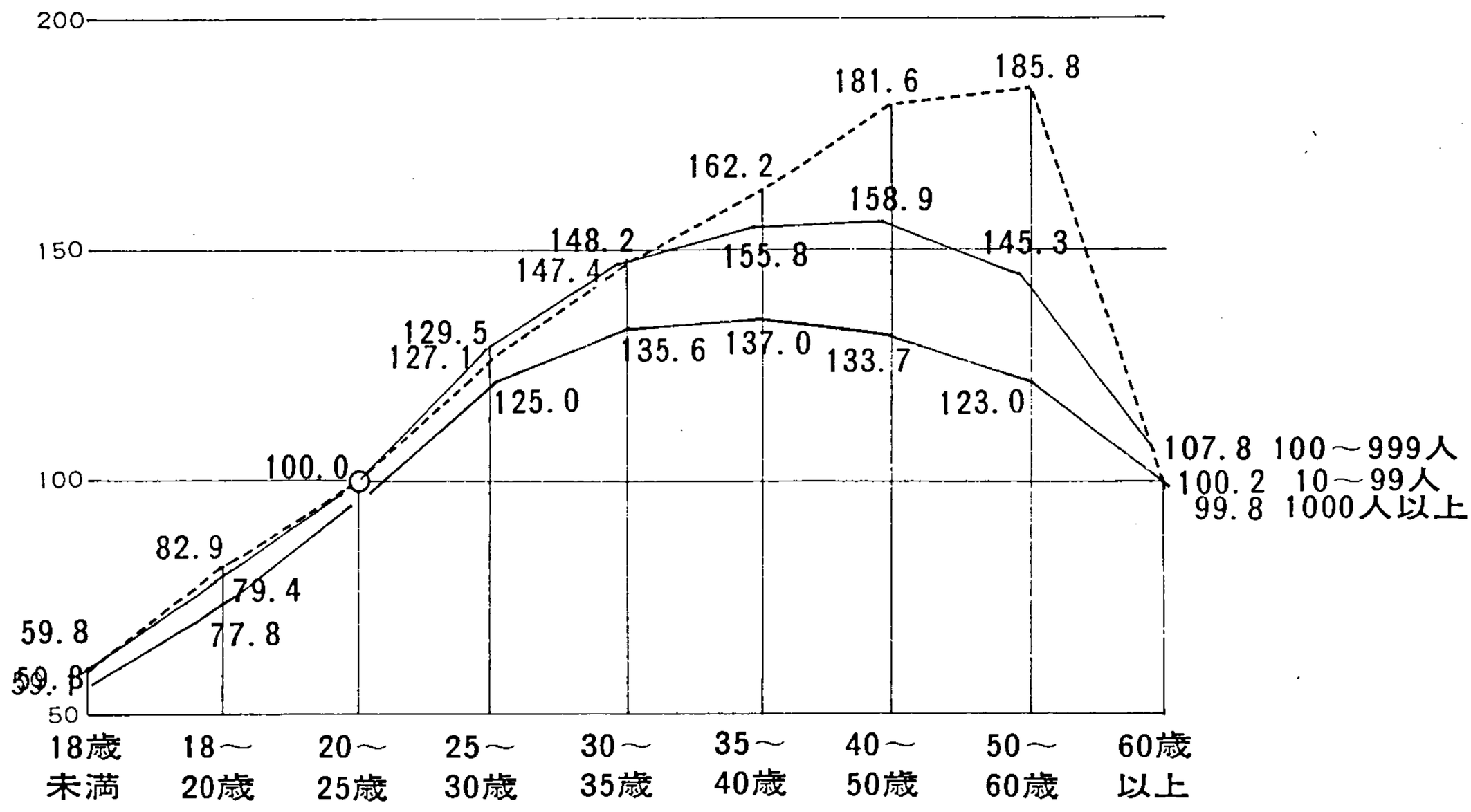

〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」による。

● 初任給の上昇にともない、大企業・中小企業ともに年齢別賃金格差は縮小傾向を示してきた。しかし1000人以上の規模では、賃金が50～60歳でピークに達するのに、999人以下規模では、40～50歳、99人以下では35～40歳でピークに達し、そのごは賃金は低下に向うという、賃金カーブの企業規模別特徴は、そのまま残っている。

●製造業における労職・男女別賃金格差の推移

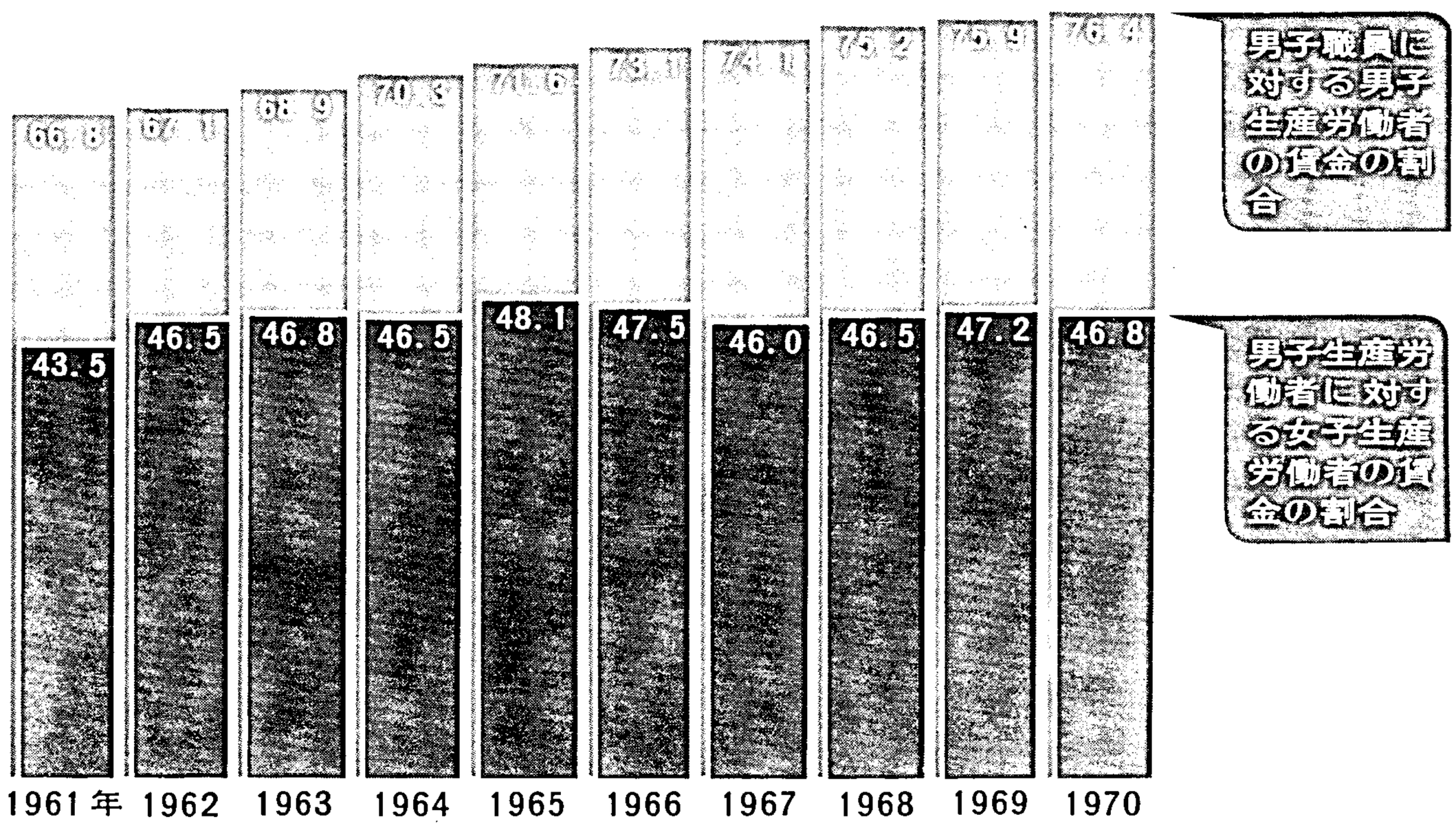

〔備考〕1）ここでいう職員とは、管理事務および技術労働者のことである。
2）労働省「毎月勤労統計」による。

● 企業内の労働力構成の変化につれて、いわゆる労職別賃金格差は、統計上縮小する傾向にあるが、男女別賃金格差は、このところ、むしろ拡大する傾向が見える。

●労働組合員数の増大と組織率のたかまり

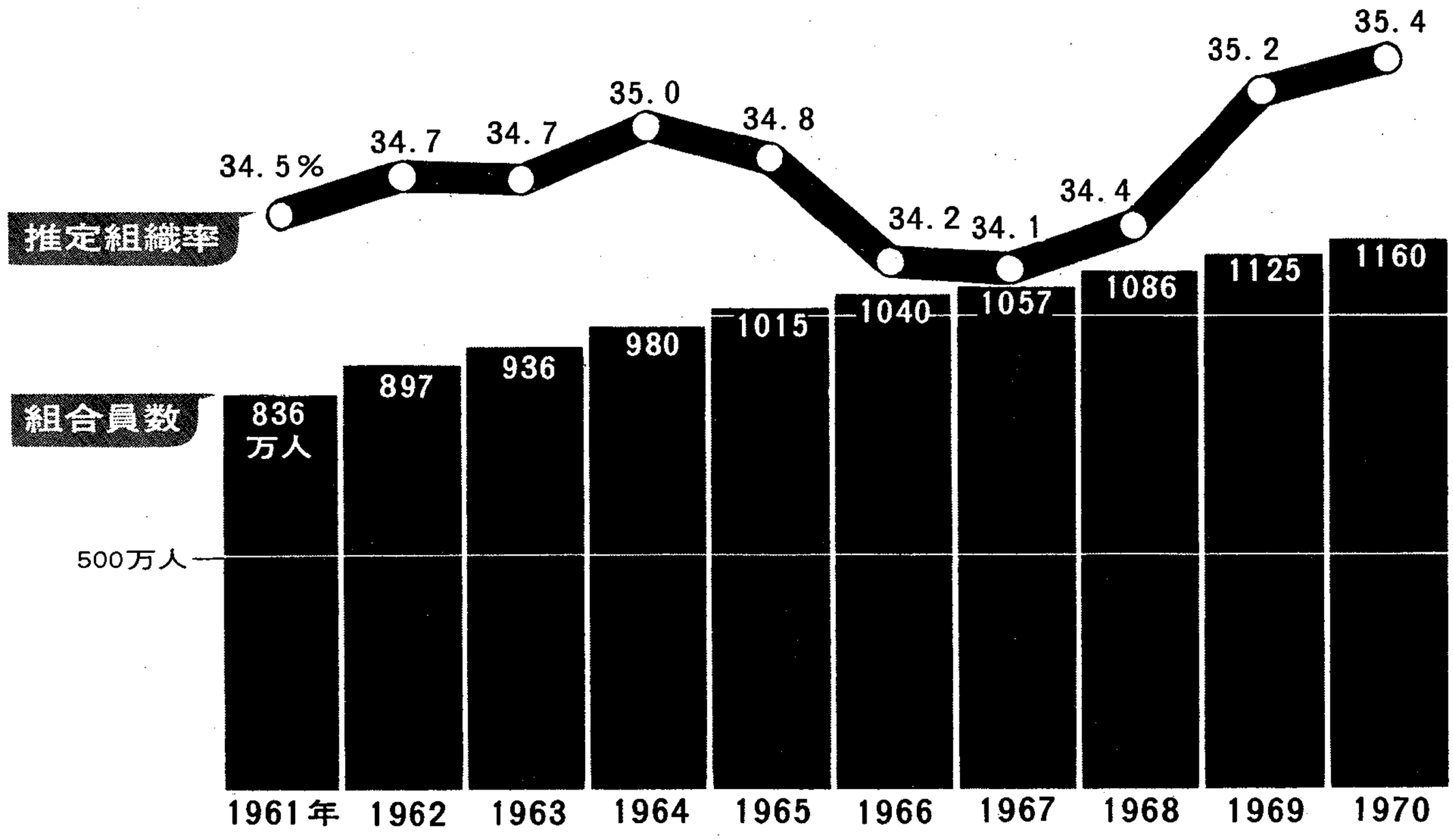

〔備考〕労働省「労働組合基本調査報告」による。

●わが国の労働組合員数は、1965年に1000万人を越え、1970年には、1160万人に達した。これは資本主義国ではアメリカにつぐ数である。組織率もこのところ上昇して35.4%に達したが、これは、イギリスには及ばないが西ドイツに匹敵し、アメリカをはるかにしのいでいる。

●労働組合全国中央組織の組織状況

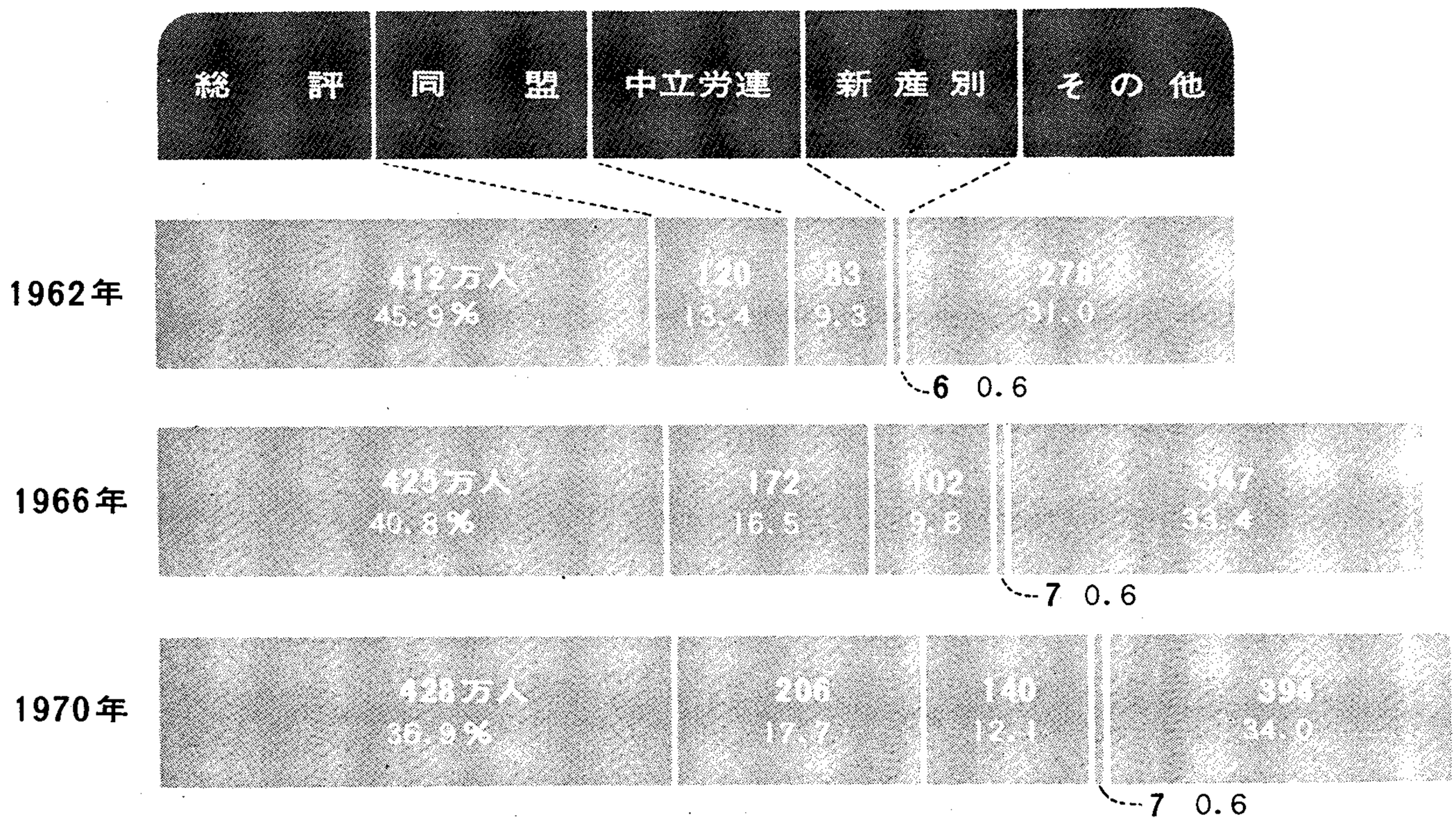

〔備考〕労働省「労働組合基本調査報告」による。

●1970年末現在で、労働組合員数約1160万人のうち、67.3%が総評、同盟、新産別、中立労連のいずれかに加盟している。最大の全国中央組織は総評であるが、民間企業労働組合員の組織化の点では、67年以来、同盟が総評をしのいでいる。またこれら4団体のいずれにも加盟しない純中立組合の組合員がこのところ増大している。

●労働争議総参加人員と同盟罷業の行為参加人員の推移

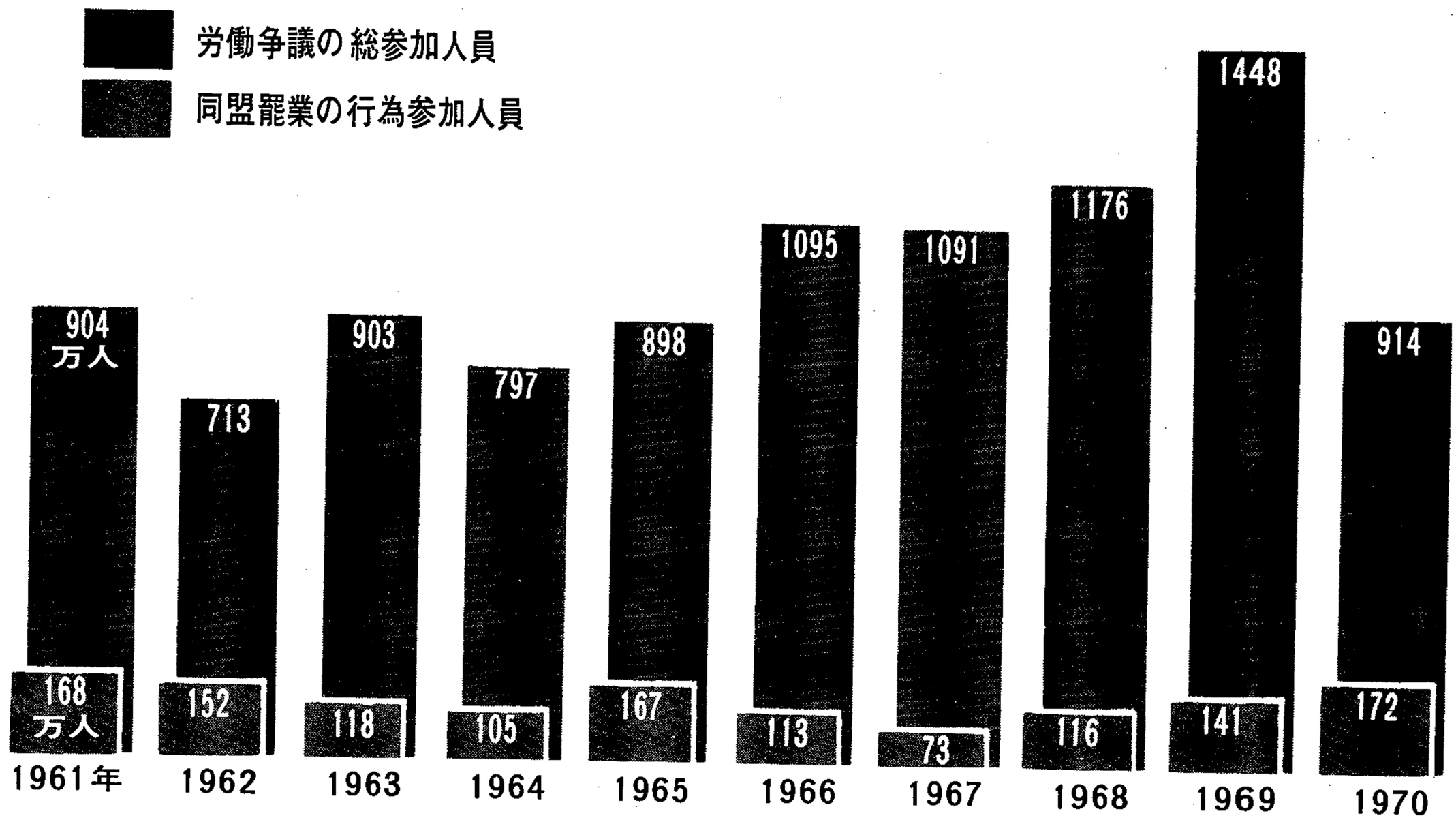

〔備考〕労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

● 労働争議の参加人員はこのところ年々増大する傾向にある。1970年には前年にくらべて、政治的統一行動が街頭でたたかわれることが多かったために労働争議の総参加人員は減少したが、同盟罷業の行為参加人員は最高を示した。

●労働争議参加人員と労働損失日数に占める各労働組合中央組織の割合（1970年）

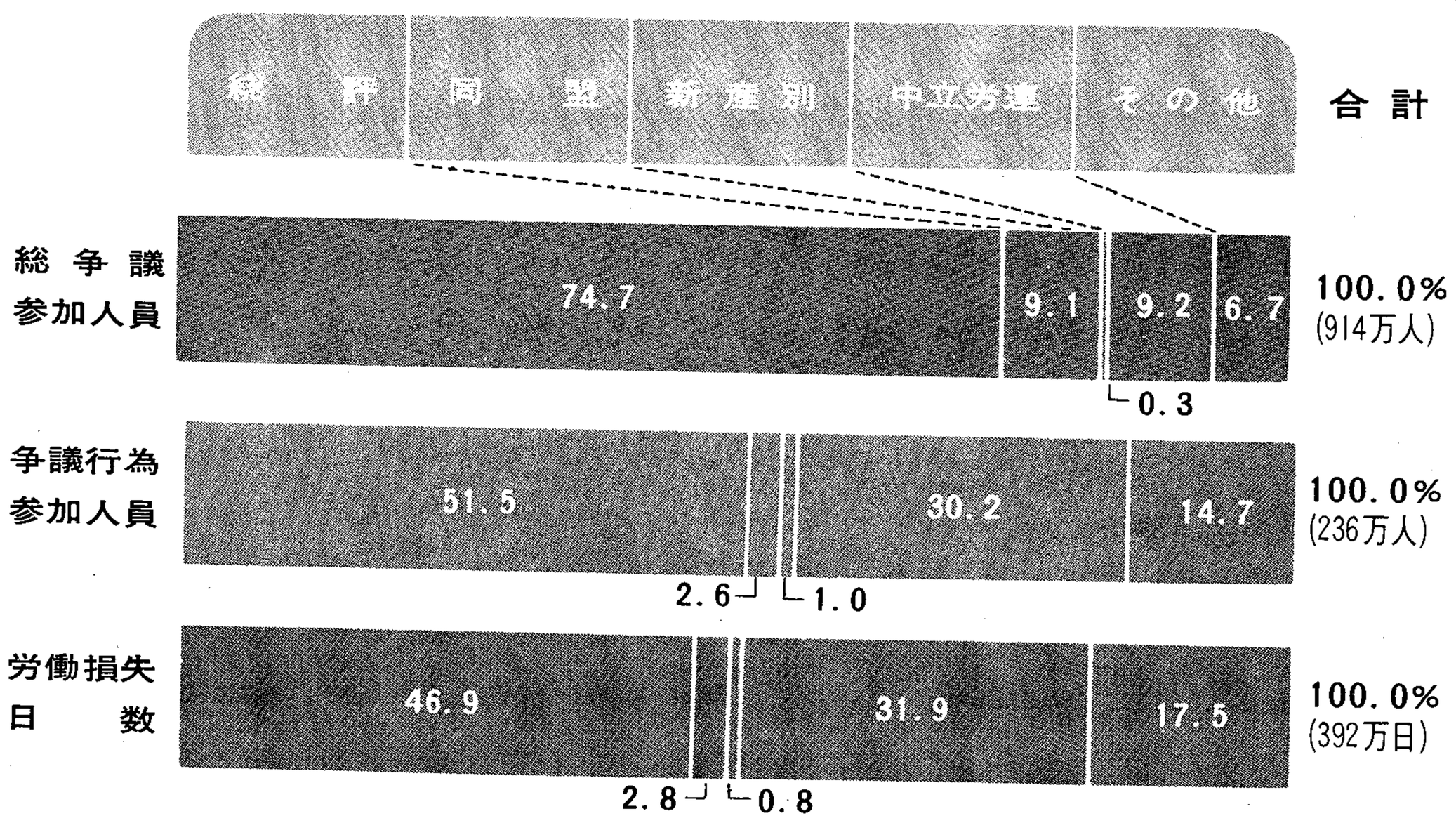

〔備考〕労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

● 労働組合の争議への参加率は、組織の性格を明瞭に物語っている。労働組合員の36.9%、12.1%をそれぞれ占めるにすぎない総評と中立労連で、総争議参加人員の83.9%、争議行為参加人員の81.7%、労働損失日数の78.8%を占めている。これに反して、組合員の17.7%を占める同盟の比率は、それぞれ 9.1%、2.6%、2.8%にすぎない。

はしがき

本書の取り扱った時期は、戦後のわが国の歴史においてひとつの画期をなした一九七〇年から七一年の前半にかけてである。この間の世界情勢は、アメリカの過大な軍事的・経済的負担の軽減を目的とするニクソン・ドクトリンにもとづき、南ベトナムから漸次地上軍をひきあげる政策が一層進展し、また中国を国際社会に迎えいれようとする潮流が強まるなど、全体として新しい段階をむかえようとする傾向が顕著であった。

このような国際情勢を背景としてわが国の政治問題の一つの焦点は、前年にひきつづいて沖縄返還交渉であった。すなわち六九年一一月の佐藤・ニクソン共同声明にもとづいて沖縄復帰の準備作業が開始され、その間沖縄の復帰の時期が七二年七月を目途としていることも明らかにされた。このような沖縄復帰交渉の進展のなかで、沖縄住民の反米感情のたかまりがみられたことも無視できない問題である。

一方、一九六五年一一月から五〇ヵ月以上も上昇をつづけた空前の大型景気も、七〇年四月以降ようやく停滞の傾向をみせはじめ、景気のかげり現象が大きくとりあげられるにいたった。具体的にいうと、卸売物価は、七〇年五月から横ばいとなり、また民間設備投資も前年に比べて伸びが鈍り、製品在庫も夏頃から急増するにいたった。とくに停滞のいちじるしかった産業は、内需の伸び悩んだ自動車、輸出の停滞した家庭電器や合成繊維などであった。

七一年春闘は、このような不況が深刻になるさなかに展開されたが、不況の性格の把握をめぐって労資の間に見解の対立がみられた。すなわち経営者側は、不況の原因を設備投資循環にもとめ、不況は長期化すると主張したのにたいして、労働組合側は不況の原因を金融引締めにもとめ、金融緩和の措置がとられることによって不況は短期に終わり、景気はや

がて上向くと主張した。

経営者側は、賃金の上昇を生産性上昇の枠内におさえようとするいわゆる「生産性基準原理」をかかげて、賃金上昇をおさえようとかかったのにたいして、労働組合側は消費者物価の上昇による生活困難の増大を理由に大幅な賃金上昇を要求したため、労資の主張は真向から対立した。

このような労資のするどい対立は、必然的に春闘を例年になく長期化させ、ストライキも多発する結果をもたらした。また私鉄や国鉄などがいわゆる大型ストライキを展開し、国民生活にもかなりの影響をもたらしたといってよい。

七一年春闘の妥結結果は、金額において前年妥結額を上まわり、率において前年の率を下まわるというものであった。かくして賃金の加速的上昇にはブレーキがかかることになったが、このような結果におちついた理由は、つぎのような点にあると思われる。すなわち不況とはいいながら、労働力の需給逼迫基調は依然として変化せず、しかも消費者物価は七〇年においても七・七%の上昇を示したから、七一年においてもかなり大幅な賃金上昇が継続するのは当然のことであった。それゆえ賃上げ額は、前年妥結額を上まわったのである。

しかし同時に不況になってからは、労働力の需給が若干緩和したことも否定することができない。すなわち新規学卒をのぞく一般求人の倍率をみると、七〇年の平均では一・六であったが、七〇年の一〇～一二月には一・二倍と低下した。またこの時期には企業倒産が二八四一件を数え、前年同期に比べて三〇%の増加となった。かくして失業率は、前年の〇・九%から一・二%に上昇をみている。さらに毎月勤労統計による雇用指数の動きをみると、七〇年九月までに二%以上の増加を示していたが、一〇月以降まったく横ばいとなり、とくに不況の影響の強い電機機械は、七〇年後半年率二%の減少、また鉄鋼も一〇～一二月には年率一%の減少となった。このような諸指標にあらわれている労働力需給の緩和は、賃金上昇率にブレーキをかける結果となり、率では前年よりも下まわることになったといってよいであろう。

七〇年の春闘が終わってから、総評・同盟ともに、物価、公害、税金など国民生活に密接にむすびついた問題を多面的にとりあげる方針を明らかにした。このことは、従来の労働組合の闘争が賃金闘争に重点をおいていた方針を大きく転換するものであり、とくに総評の場合最近における地盤沈下を克服するための課題を、このように多面的な闘争の展開にもとめたのである。しかしたとえば公害闘争の場合は、わが国の労働組合が企業別組合であることもあって、大きな限界にぶつからざるをえず、また税金、物価等の問題についての闘争をとりあげるには、現在のナショナル・ユニオンの力量に未だしの感があることも否定できない。戦線統一が、このような組合の弱点を克服する方向であることはいうまでもないが、しかしこの問題についての政治的イデオロギーの影響が、労働組合の大同団結をさまたげる要因になり、七〇年から七一年にかけてみるべき動きはなかったといってよい。

本書は以上にのべたような特質をもった一九七〇年七月から一九七一年六月までの一年間を対象とし、これを労働者の状態（第一部）・労働運動その他の社会運動（第二部）・政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な書物は、官庁その他の団体からも刊行されているが、本書のように三部構成をとっているものはほかに見当たらない。労働者状態、労働運動、労働政策はもともと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは不可欠である。その意味において本書が大方の役にたちうることを期待して、あわせて今後も多大のご援助をたまわることをお願いするものである。

一九七一年一一月

法政大学　大原社会問題研究所

目　次

総目次

労働日誌……（一）

序章　この時期の概観……（一九）

第一部　労働者状態

Ⅰ　労働人口の構成……（四〇）

Ⅱ　雇用構造と労働市場……（五七）

Ⅲ　賃金と労働時間……（八二）

Ⅳ　合理化の現状とその特質……（一〇二）

Ⅴ　労働者の生活……（一二九）

Ⅵ　農家の状態と農民の生活……（一五八）

第二部　労働運動

Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……（一七六）

Ⅱ　総評・同盟・新産別の大会……（二〇四）

Ⅲ　労働争議……（二三一）

Ⅳ　賃金闘争……（二三六）

Ⅴ　合理化反対闘争……（二七一）

Ⅵ　権利闘争……（二八六）

Ⅶ　社会保障闘争……（二九九）

Ⅷ 政治的大衆行動と平和運動……（三二一）
Ⅸ 沖縄の労働運動……（三四一）
Ⅹ 国際労働組合運動と日本……（三五九）
Ⅺ 人権擁護運動……（三七八）
Ⅻ 農民運動……（三八九）
ⅩⅢ 政　党……（四二二）

第二部　労働政策

Ⅰ 政府・自民党の労働政策……（四六四）
Ⅱ 政府の賃金政策……（四八二）
Ⅲ 社会保障……（四九一）
Ⅳ 経営者団体の労働政策……（五一〇）
Ⅴ ＩＬＯ……（五二三）

付　録

付1 主要な労働組合の現状……（五五六）
付2 労働組合名簿……（五六六）

総目次

はしがき
労働日誌……（一）
序章　この時期の概観……（一九）
1　国際・国内情勢の特徴……（二〇）
2　就業構造の変化と労働政策の重点……（二三）
3　賃金上昇の加速化と合理化……（二六）
4　労働争議の年間動向と賃金闘争……（二八）
5　公害反対と沖縄復帰をめぐる運動……（三三）

第一部　労働者状態

I　労働人口の構成……（四〇）
1　わが国人口と世帯の概況……（四一）
　都道府県別人口――都市・郡部別人口――人口の過疎・過密の分極化
2　人口移動とその流動現象……（四八）
　人口移動の増勢とその内容――大都市人口の近郊への分散――大都市人口の外郭県への流出――労働力供給地域への人口の逆流

3　人口の社会的構成……（五二）

II　雇用構造と労働市場……（五七）

1　雇用動向……（五八）

雇用の増加つづく——産業別雇用の動き——雇用者の職業別構成——雇用者の企業規模別構成——雇用者の年齢別構成——臨時・日雇雇用の動き——「完全失業者」の動き

2　新規学卒者の入職状況……（六六）

新卒就職者の動き——就職先の産業構成——就職先の企業規模——就職先の職業構成——新規学卒就職者の離職状況

3　労働移動……（七〇）

入職・離職率の動き——離職者の年齢別・勤務期間別構成——離職者と転職者の産業別、規模別、職種別構成——転職にともなう賃金変動——労働者の地域移動——職安の職業紹介状況——失業保険受給者の動き

4　最近の労働力不足と企業の雇用対策……（七九）

労働力不足の動き——企業の労働力不足対策

III　賃金と労働時間……（八二）

1　賃　金……（八三）

1　賃金水準と分配率……（八三）

名目賃金の上昇——春季賃上げ額と率——実質賃金——分配率の動向
2 企業間賃金構造……（八七）
産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差
3 企業内賃金構造……（九〇）
労働者種類別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差
4 賃金支払形態……（九二）
給与構成比率——規模別賃金支払形態
5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況……（九六）
定期給与と臨時給与——賃金不払の状態
2 労働時間……（九八）
労働時間の動向

Ⅳ 合理化の現状とその特質……（一〇二）

1 「合理化」の現状とその特徴……（一〇三）
1 現局面における「合理化」の背景……（一〇三）
過剰生産の傾向（市場問題）——市場問題深刻化の要因——原料・エネルギー問題——公害問題、労働力「不足」問題
2 「合理化」をささえる国家政策……（一〇六）
「新経済社会発展計画」——「新全国総合開発計画」と七〇年代の通産政策
3 七〇年代「合理化」の端緒的特徴……（一〇九）
六〇年代「合理化」を引きつぐ特徴——少数精鋭主義と能力主義管理——労使協議制の強化
2 産業別「合理化」の実態……（一一三）

鉄鋼業――自動車産業――化学産業――陸上交通産業――民間放送――国鉄
3 労働災害と職業病……（一一八）
1 概　況……（一一八）
2 労働災害……（一一九）
産業別・企業規模別労働災害――最近の労働災害をめぐる一・二の問題
3 職業病……（一一九）
V 労働者の生活……（一二九）
1 物価の動向……（一三一）
高物価と政府の施策――消費者物価指数、年間七・七％と記録的な上昇――国際比較からみたわが国の物価高
2 インフレーション下の物価……（一四一）
3 国民生活にかんする諸指標と庶民の実感……（一四五）
4 労働者家計の収入と支出……（一四八）
家計収支の概況――住宅
5 標準生活費……（一五四）
算出方法――人事院の標準生計費――大阪総評の生計費（試案）――厚生省の生活保護基準
VI 農家の状態と農民の生活……（一五八）

1 農家と農家人口……一五九
1 農家人口と農家数……一五九
農家人口——農家数と農家人口
2 専業農家と兼業農家……一六一
経営規模別農家数——専兼業別農家構成
3 農業従事者と兼業従事者……一六五
農業就業人口——基幹的農業従事者——増加する兼業従事者——兼業種類
別従事者数
4 農家人口の異動……一六八
農家人口の社会的自然的異動——農家所帯員の職業異動
2 農家経済と農家生計費……一七二
農家経済と所得——農家の費目別生計費

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……一七六
1 労働組合の組織状況……一七七
1 わが国の組織水準……一七七
組合員数——組織率——国際比較
2 産業別組織状況……一八〇
3 企業規模別組織状況……一八一
4 組合員数増減の諸要因……一八二

既設組合における増減——新設・解散による増減——要因別にみた産業別
労働組合員数の増減——企業規模別組合員数

5 主要連合体の組織状況……（一八六）
日本労働組合総評議会（総評）——全日本労働総同盟（同盟）——全国産業別
労働組合連合会（新産別）——中立労働組合連絡会議（中立労連）——主要連
合体の産業別組織状況——主要団体の適用法規別組織状況

6 都道府県別組織状況……（一八八）
都道府県別組合員数——主要団体の都道府県別組織状況

2 組織運動……（一九一）

1 全国中央組織の組織方針……（一九一）
総評の組織方針——同盟の組織方針

2 産業別組織の動向……（一九三）
造船——鉄鋼——化学——紙・パルプ——セメント——電力——建設——
航空——全逓——海員——教員

3 労働戦線の「再編・統一」をめぐる動き……（一九五）
問題の経緯——六九年末の総選挙直後の動き——民間八単産委員長の話し
合い——同盟第六回大会の方針と組織特別委員会の設置——総評の統一四
原則と第四〇回定期大会——統一四原則に対する総評傘下単産の態度——
「戦線統一世話人会」の発足——総評の労働戦線統一対策委員会の設置——
発起人会における発起人組合の選定——国労・全国金属・全逓の動き——
発起人会の発足見送り——総評声明——関東民労連の発足

II 総評・同盟・新産別の大会……（二〇四）

1 総評の大会……（二〇五）

1 総評第四〇回定期大会……（二〇五）
運動方針案の提案・説明——運動方針の修正案——分科会討論と総括討論
——岩井事務局長の総括答弁と政党支持問題——役員改選
2 総評第四一回臨時大会……（二一一）
2 同盟第七回定期全国大会……（二一五）
開会と滝田会長あいさつ——来賓あいさつ——七一年度運動方針案
3 新産別第二二回定期全国大会……（二一九）
昭和四六年度運動方針（要旨）
III 労働争議……（二三一）
1 争議の概況と形態別・月別の動き……（二三三）
争議統計——一九七〇年～七一年の争議の特徴——総争議——争議行為を伴う争議——同盟罷業と四時間未満の罷業——争議の月別推移
2 産業別・企業規模別の動き……（二三八）
産業別の動き——企業規模別の動き
3 主要団体別にみた争議……（二三三）
4 要求事項別にみた争議……（二三五）
IV 賃金闘争……（二三六）
1 公務員共闘の七〇年賃金闘争……（二三七）

賃金闘争の前段——人事院勧告と政府の態度——閣議決定後の公務員共闘のたたかい——総括
2 春季賃金闘争……（二四一）
1 春闘共闘委員会……（二四一）
七一年春闘の背景——春闘方針の提案——賃金白書の発表——春闘前段の闘争
2 同盟の方針と賃金白書……（二五六）
3 IMF・JCの賃金白書……（二五八）
4 春闘の具体的展開……（二五九）
春闘序盤での抗争——鉄鋼回答後の情勢と第四波統一行動——春闘の決戦
段階——妥結結果と総括
3 七〇年一時金闘争……（二六七）
V 合理化反対闘争……（二七一）
1 総評と同盟の反「合理化」闘争方針……（二七二）
総評——同盟
2 産業別組織の「合理化」反対闘争……（二七七）
鉄鋼労連——電機労連——民間放送——新聞労連——炭労・全炭鉱——私鉄総連——国鉄——全逓
VI 権利闘争……（二八六）

1 日教組の「教職特別措置法」に対するたたかい……（二八八）
立法過程の文部省の対策――日教組の態度と修正案――労働基準審議会答申と基準局長・初中局長の覚書――法制定後の日教組の声明と試案――文部省の九項――残された問題
2 司法反動阻止闘争……（二九二）
3 労基法改正闘争……（二九五）
4 権利討論集会・権利点検月間……（二九七）
総評の討論集会――日教組の組織強化、権利・労働条件点検月間――国労の権利討論集会

Ⅶ 社会保障闘争……（二九九）
1 医療保険をめぐるたたかい……（三〇〇）
1 概況……（三〇〇）
2 健康保険赤字対策法案に反対するたたかい……（三〇一）
健康保険の赤字対策法案の登場――総評・春闘共闘委・社保協などの健保改悪粉砕のたたかい
3 保険医総辞退突入と医療保険抜本改革……（三〇三）
保険医辞退の背景と経過――保険医辞退に対する労働組合、日経連の態度――保険医辞退収拾と厚相との了解事項――日本医師会の健康保険制度の抜本改正意見
2 老齢保障のたたかい……（三〇七）

概況——厚生年金のたたかい——共済組合法改正闘争——総評定年退職者
生活実態調査
3 労働災害・職業病のたたかい……（三一一）
概況——労働災害・職業病のたたかい——労災をめぐる裁判闘争
4 公害反対闘争……（三一二）
概況——総評の公害闘争——同盟のとりくみ——県評・その他のとりくみ
——全民懇と公害問題——全国公害研究集会——全国公害連絡会議総会と
イタイイタイ病裁判の判決
5 失業反対・雇用闘争……（三一七）
概況——失対事業打切り反対のたたかい
6 その他の社会保障闘争……（三一九）
老人医療無料化のたたかい——児童手当制度創設のたたかい——生活と権
利を守る春闘大討論集会
VIII 政治的大衆行動と平和運動……（三二一）
1 教科書検定訴訟……（三二三）
2 一〇・二二統一行動……（三二三）
3 労働組合と地方選挙……（三二四）
同盟の態度——民労協の立場

4 沖縄返還要求運動……（三二五）
完全復帰要求沖縄県民代表団——沖縄デー——沖縄県祖国復帰協議会の方針——沖縄協定調印に対する抗議
5 蘆溝橋事件三四周年集会……（三三〇）
6 平和委員会の活動……（三三一）
第五回アジアの平和のための日本大会——日本平和委員会第二〇回大会——世界平和評議会ブダペスト集会——日本平和委員会第二一回大会
7 科学者の平和運動……（三三四）
原水爆禁止科学者会議——インドシナに関する日米科学者アピール
8 原水爆禁止運動……（三三五）
第一六回原水爆禁止世界大会——被爆二五周年原水爆禁止世界大会——ビキニデー——日本被団協のアメリカ大統領に対する抗議——原水禁国民会議の「沖縄の核」調査・点検
9 メーデー……（三三九）

IX 沖縄の労働運動……（三四二）

1 コザ事件……（三四三）
事件の全貌——事件の背景
2 国頭村米軍実弾射撃阻止闘争……（三四七）

復帰協の現地調査――立法院の反対決議と阻止行動
3 全軍労第三波四八時間ストと復帰春闘……（三四九）
全軍労第三波スト――県労協の〝復帰春闘〟
4 四・二八沖縄県民総決起大会……（三五〇）
四・二八闘争要綱――大会宣言・決議
5 五・一九ゼネスト……（三五四）
6 返還協定抗議大会……（三五七）

X 国際労働組合運動と日本……（三五九）

1 国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合……（三六〇）
1 国際労働組合組織……（三六〇）
国際労働組合組織の諸形態――わが国労働組合の加盟
2 一九七〇年七月～七一年六月における国際組織の動向……（三六一）
世界労連の動き――国際自由労連の動き――国際労連の動き
3 総評・中立労連の国際連帯活動……（三六三）
総評の国際連帯活動方針――日ソ友好と平和のための労組集会――第五回日ソ労働組合交流委員会――日独労組交流計画――総評のアジア諸国労働者との連帯計画――総評の中国労働者との交流方針と岩井訪中――堀井訪米
4 同盟の国際連帯活動……（三六五）
同盟の国際連帯活動方針――経済開発と労働組合に関する全アジア労働組合シンポジウム――台湾・韓国労組との連携――同盟・AFL＝CIO第

5 国際産業別組織とわが国労組……三六七
三回定期会談
国際放送映画演劇労連代表団の来日——国際電電労組の国際郵便電信電話
労連への加盟——国際繊維被服アジア地域の組織活動——金属機械労組イ
ンタナショナルの対アジア活動

2 国際労働組合の諸会議……三六八

1 世界労連系の諸会議……三六八
アメリカの侵略とたたかうインドシナ労働者・人民支援のための世界労働
組合会議——青年労働者の問題に関する第二回世界労働組合会議——世界
労連第二回執行局会議——世界労連第二〇回総評議会——第六回国際金属
機械産業労働者会議——アジアにおける世界労連加盟組織会議

2 国際自由労連系の諸会議……三七三
国際石油化学労連第六回世界大会——国際食品労連第一六回大会——国際
自由労連、社会主義インタナショナルとの緊密な協力に同意——国際自由
労連アジア地域組織第三二回執行委員会——国際自由労連アジア地域労組
とアジア九カ国政府代表との会議——国際産業別組織年次総会——国際自
由労連第五一回執行委員会——アジア繊維労働者地域組織第四回大会——
国際金属労連世界自動車協議会——国際自由労連世界経済会議

XI 人権擁護運動……三七八

1 仁保事件……三七九
事件のあらまし——無実の訴えと運動の発展——学者の意見書——最高裁
の判決

2 民主商工会事件……（三八二）
鈴木事件――広田事件
3 松川国家賠償事件……（三八三）
4 在日朝鮮人再入国事件……（三八四）
5 辰野事件……（三八五）
事件のあらまし――控訴審のたたかい――救援運動の発展
6 白鳥事件……（三八六）
7 日本国民救援会……（三八八）

XII 農民運動

1 農業情勢と農民運動の動向……（三九〇）
1 農業情勢と農政の動向……（三九〇）
農業破壊の進行――総合農政の第二ラウンド
2 農民運動の大勢……（三九一）
米価闘争に統一行動――農政活動の限界――三里塚・北富士の農民抵抗激化――公害反対の農漁民運動
2 主要な農民闘争……（三九三）
1 米価闘争……（三九三）
(1) 七〇年産米価格闘争……（三九四）
全日農の要求米価――米審委員の暴言へ抗議――全中（農協）の要求米価――七〇年産米価の決定――他団体および地方の運動
(2) 七一年産米価格闘争……（三九五）

全日農の要求米価と運動方針——六団体統一要求米価大会——農協の米価運動——米審の混乱と米価決定

2 食管制度をめぐる運動……(三九七)

(1) 米価訴訟闘争……(三九七)

食管法違反米価訴訟——地方における米価訴訟

(2) 米生産調整をめぐる運動……(三九八)

全日農の米生産調整反対運動——日本農業を守る二・二三総決起大会——全農総連の減反反対運動——農協の予算獲得運動——消費者米価値上げ反対運動——地方における食管制を守る運動

3 乳価その他の価格運動……(四〇〇)

(1) 乳価運動……(四〇〇)

乳価交渉——全国酪農民総決起大会——乳価運動と保証価格決定——七一年度向け飲用乳価交渉

(2) 飼料値上げ反対運動……(四〇一)

危機突破全国養鶏大会——危機突破全国畜産農民大会——地方における畜産危機突破闘争

(3) 麦価その他の価格運動……(四〇三)

麦価運動——葉たばこ価格運動——いも・でんぷん価格運動

(4) 豚肉・果実輸入自由化反対運動……(四〇三)

豚肉等自由化反対の要請——グレープフルーツ自由化反対運動

4 土地取上げ反対運動……(四〇四)

(1) 三里塚（成田）空港建設反対闘争……(四〇四)

土地収用公開審理——第三次強制測量阻止闘争——特別措置法適用粉砕行動——三里塚空港粉砕・全国住民運動総決起集会——強制代執行阻止前段階闘争——強制代執行阻止実力闘争——地下壕座りこみ闘争

(2) 北富士演習場反対闘争……（四〇九）
米軍演習再開――坐りこみ小屋撤去反対闘争――実弾演習と農民ゲリラ――着弾地焼払いと農民の抵抗
(3) その他の基地反対・土地闘争……（四一二）
能勢町ミサイル基地建設反対闘争――白山町ナイキ基地建設反対運動――長沼ナイキ基地反対闘争――日本原自衛隊演習場撤去運動――沖縄・国頭村米軍演習反対闘争――竜ヵ崎ニュータウン建設反対運動――京都ニュータウン建設反対運動――五木村ダム建設反対運動――八ツ場ダム建設反対運動
5 公害反対運動……（四一五）
公害絶滅全国漁民総決起大会――公害反対海上漁民デモ――火力発電所誘致反対運動――セメント工場誘致公害反対運動
6 出稼ぎ農民の運動その他……（四一七）
全国出稼組合連合会の結成――第七回全国出稼者大会――農村労働組合の運動――農村労連第七回大会
7 農地増税反対運動……（四一八）
農業団体の「宅地なみ農地課税」反対運動――全日農の「宅地なみ農地課税」反対運動
8 農民団体その他……（四一九）
全日本農民組合連合会（全日農）……（四一九）
全国農民総連盟（全農総連）……（四二〇）
全国農民同盟（全農同）……（四二〇）
全日本開拓者連盟（開拓連）……（四二〇）
全国出稼組合連合会……（四二〇）

(6) 農村労働組合全国連合会……(四一〇)

XIII 政党……(四一三)

1 〝野党再編〟問題をめぐる各党の動き……(四一三)
〝政界再編〟構想——三党書記長会談——〝江田構想〟——社共共闘の進展——再編路線の後退——〝革新三原則〟と〝緊急統一政治目標〟——参院選は社公民協力

2 日本社会党……(四一八)
1 概況……(四一八)
2 大会・中央委員会……(四二〇)
第三四回全国大会——役員選挙——七一年度運動方針——新中期路線——第四八回中央委
3 選挙活動……(四二三)
概況——統一自治体選挙綱領——統一地方選総括——参院選綱領——参議院選総括
4 諸活動……(四二六)
〝野党外交〟——日中国交回復運動——公害反対闘争——党員総行動日

3 民社党……(四二八)
1 概況……(四二八)
〝野党再編〟論の背景——党内の異論——西村委員長の死去——政策面での孤立
2 大会・中央委員会……(四四〇)

3 第九回拡大中央委——第一四回大会——新役員——七一年度運動方針
選挙活動……（四三）
統一地方選——参院選政策——参院選結果

4 日本共産党……（四四五）
1 概況……（四四五）
公開党大会——躍進の背景——大衆運動——用語の改正
2 大会・中央委員会……（四四七）
第一一回党大会——中央委員会総会——役員人事
3 選挙活動……（四四九）
概況——二大選挙闘争方針——統一地方選総括——参院選総括
4 国際共産主義運動との関係……（四五一）
日ソ両党会談——その他の諸党との関係

5 選挙……（四五四）
1 中間地方選挙……（四五四）
知事選——市長選
2 沖縄国政参加選挙……（四五四）
革新が勝利
3 第七回統一地方選挙……（四五五）
概況——知事選——道府県議選——五大市議選——東京区議選——市町村長選——一般市議選——町村議選
4 第九回参議院選挙……（四六〇）
自民党後退

第三部　労働政策

I　政府・自民党の労働政策……（四六四）

1　自民党大会宣言と経団連総会の決議……（四六五）
2　労働行政の重点施策と労相の所信表明……（四六七）
3　雇用政策の基本方針……（四七二）
4　昭和四五年労働白書の公刊……（四七七）
5　第六五国会の労働立法……（四七九）

II　政府の賃金政策……（四八二）

1　人事院の公務員給与勧告……（四八三）
2　最低賃金制の答申……（四八五）
3　最低賃金制の実施状況……（四八七）

III　社会保障……（四九一）

1　健康保険政策と医療政策……（四九二）
　医療保険制度の抜本改正――政管健保の赤字解消策――健保保険料の実質値上げ方針（七一年一一月実施）――健保改正案と社会保険・社会保障制度両審議会の答申――国会審議と健保改正案の廃案――医療費適正化に関する厚生省の〝審議用メモ〟と日本医師会側委員の中医協引上げ――日本医師会の保険医辞退と諸団体の反発――保険医辞退突入

2 年金保険および福祉年金政策……（五〇二）
社会保険審議会の意見書と厚生年金法の改訂——中央社会福祉審専門分科会報告と国民年金の支給開始——社会福祉施設の整備と福祉年金の引上げ
3 児童手当制度の発足……（五〇五）
4 生活保護政策……（五〇七）
生活保護世帯と保護基準——社会福祉審の生活保護基準引上げに関する中間報告

Ⅳ 経営者団体の労働政策……（五一〇）
1 日経連の現況と事業内容……（五一一）
松崎専務理事の報告——日経連の見解と桜田代表理事の挨拶
2 労働情勢の分析……（五一三）
労働情勢——労働戦線統一問題——統一地方選挙に対する態度——春闘の分析
3 七一年春闘対策……（五一六）
4 労働者政策の特徴……（五一九）
職場における経営権の確立——労働力政策と教育政策——司法反動化と保険医総辞退に対する態度

Ⅴ ILO……（五二三）

1 ILOの活動……（五二四）
2 総会および重要会議の審議とその結果……（五二五）
第五四回ILO総会——最低賃金関係の条約と勧告——年次有給休暇条約
——第五回（海事）総会——米の分担金停止と諸会議の延期措置
3 ILO条約のわが国における批准……（五三五）

付録

付1 主要な労働組合の現状……（五五八）
付2 労働組合名簿……（五六六）
事項索引……（五八〇）
統計表索引……（五七〇）

労働日誌

1970年

7月

1 共産党第一一回大会（～7日）決議「七〇年代の展望と日本共産党の任務」、規約改正などを採択、中央委、準中央委、中央監査委などを選出

2 総評第六回拡大評議員会（～3日）新運動方針で意見交換

3 昭和四四年労働経済の分析（労働白書）閣議了承

4 公務員共闘、七〇年賃闘要求スト宣言集会

7 全駐労第二五回定期大会（～5日）運動方針、長期戦略目標を決定、スト権を確立

林野庁、全林野の4・30ストに対し五八三名の処分を発令

老齢年金の夫婦受給減額に対する牧野訴訟の和解成る

全電通第二三回定期大会（～11日）運動方針を決定

人事院総裁、公務員共闘に対し大幅勧告を示唆

9 共産党第一回中央委総会（～8日）野坂議長、宮本委員長、不破書記局長らを選出

10 同盟、公害対策活動方針を決定

公務員共闘、10日のストを中止

IMF・JC単産委員長会議、大金属連合はJCと切離した新組織とするとの態度確認

11 札幌高裁、長沼ナイキ基地訴訟の福島裁判長忌避についての国側の抗告を棄却

12 紙パ労連第四六回定期大会（～14日）運動方針を決定

13 総評弁護団全国討論集会（～12日）石田最高裁長官の辞任勧告を決議

14 国際放送・映画・演劇労連代表団来日、組織化工作

15 化学同盟第二六回定期大会（～14日）運動方針を決定

16 総評、今年の母親大会参加を決める

17 全労働第一三回定期大会（～17日）運動方針を決定

18 炭労第六一回定期大会（～17日）当面の闘争方針、機構改革などについて決定

19 国際電電第二七回定期大会（～17日）国際郵便電信電話労連への加盟を決定

20 反安保全国実行委代表者会議、七〇年闘争の総括を集約

21 岩井総評事務局長、公式に辞意を表明

23 総評主婦の会第一一回定期大会（～18日）

東京地裁、家永教科書検定処分取消し請求訴訟に対し六ヵ所の不合格処分取消しの判決

全印総連第一八回定期大会（～20日）運動方針を決定

全機金第二一回定期大会（～21日）運動方針を決定

同盟沖縄地方同盟結成大会、活動方針、結成宣言などを決定

忍草母の会激励・北富士演習場奪還関東大集会

全学連中核派第二八回定期大会（～22日）前後して各派も大会

総評、秋季年末闘争の進め方の要綱を決定

運輸労連第三回定期大会（～22日）運動方針を決定

合化労連第四三回定期大会（～24日）運動方針を決定

動力車労組第二四回定期大会（～24日）運動方針を決定

新化学第二〇回定期大会（～23日）運動方針を決定

全林野第二一回定期大会（～24日）運動方針を決定

全農林第一三回定期大会（～24日）運動方針を決定

全電線第二四回定期大会（～25日）運動方針を決定

全学連（民青系）第二一回定期大会（～26日）

家永教科書訴訟第一審勝利判決

25 同盟全紙パ第五回全国大会（～26日）運動方針を決定
国民救援会第二五回全国大会（～26日）運動方針を決定
社会・民社両党有志国会議員、労働戦線統一問題で懇談
26 全日通第二五回定期大会（～29日）運動方針、一一スト権確立
27 国鉄労組第三一回定期大会（～31日）運動方針を決定
全印刷第三五回定期大会（～30日）運動方針を決定
都市交通第三一回定期大会（～28日）運動方針を決定
全日自労、失対打切り反対中央行動（～30日）
東京地評、司法反動・弾圧粉砕・報知闘争支援総決起集会
28 新聞労連第三五回定期大会（～30日）運動方針、報知争議支援強化を決定、統一スト権確立
29 私鉄総連第三四回定期大会（～1日）運動方針を決定、反合理化・退職金でスト権確立
30 全石油第二六回定期大会（～31日）運動方針を決定
化学労組懇談会、三八組合代表が労働条件などで情報交換
日本医労協第一六回定期大会（～1日）運動方針を決定
政労協第二四回定期大会（～1日）運動方針を決定
全司法第二六回定期大会（～2日）運動方針を決定
中央金属共闘全国代表者会議（～31日）秋の共闘活動計画を決定
岩井総評事務局長、総評幹事会と社会党員協議会に辞意を表明
党員協は後任議長と事務局長人事の調整で確認
31 同盟、労働戦線再編統一の具体的方針討議の小委員会設置決定
全建労第二五回定期大会（～2日）運動方針、組織方針を決定
沖縄米軍、全軍労に五一六人解雇通告
在日米軍、厚木基地従業員八〇人解雇通告

8月

1 全国公賃金共闘、決起集会
原水協第一六回原水禁世界大会（～8日）
核禁会議広島全国集会
東京高裁、松川事件国家賠償についての国側の控訴を棄却、11日に国側上告せずと決め確定
2 ゼネラル石油、ロックアウト
3 総評単産委員長会議、人事と機構改革を協議
全国セメント第二五回定期大会（～5日）運動方針を決定
原水禁国民会議、被爆二五周年原水禁世界大会（～9日）18～20日に沖縄大会
4 全化同盟第一九回定期大会（～6日）運動方針を決定、組織単一化を完了
5 民放労連第二九回定期大会（～8日）運動方針、七スト権確立
6 全倉運第二三回定期大会（～8日）運動方針を決定
国鉄当局、国労・動労の6・23安保統一行動に対する解雇三など五五三人の処分を通告
9 総評第四〇回定期大会（～13日）公害など生活闘争、戦線統一、集団指導体制など運動方針を決定、政党支持は社会党支持修正案を可決、新議長に市川誠、事務局長に大木正吾の各氏を選出
同盟、北方領土返還要求全国集会（～10日）
10 中立労連、中連のあり方の具体的検討に着手
12 全専売、合理化反対第一波半日スト
13 新教組第三回定期大会、運動方針を決定
ＩＭＦ・ＪＣと全金同盟、労働

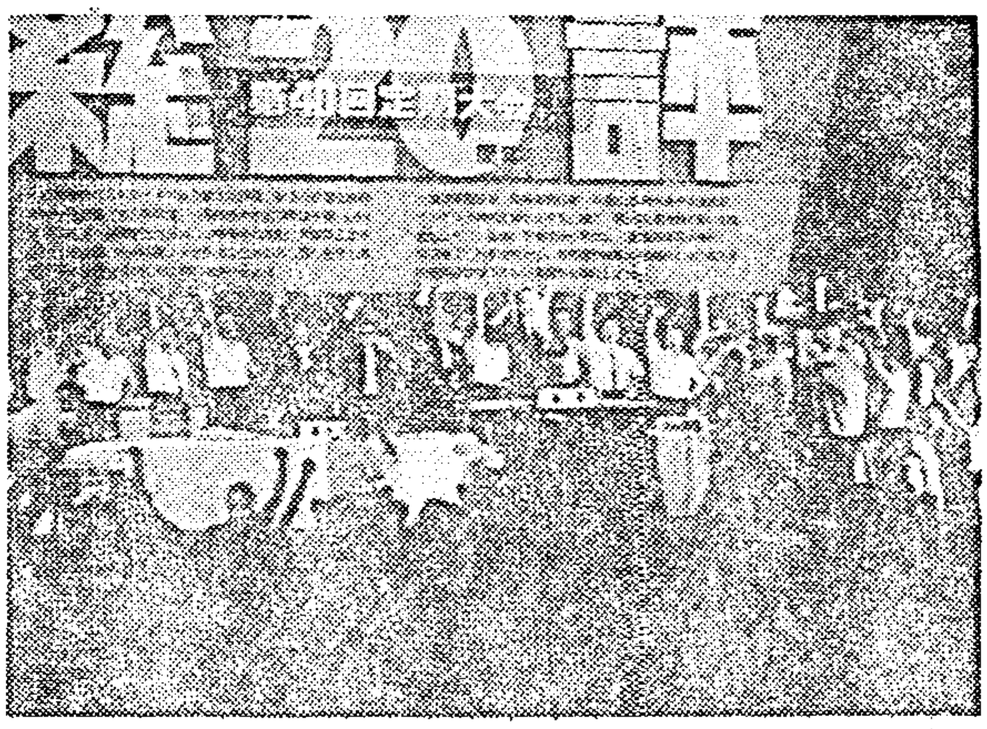

第40回総評定期大会市川・大木体制確立

14 情勢について意見交換
人事院、国家公務員一般職員給与一二・六七%引上げを勧告、史上最高のアップ率

18 同盟三菱重工労組第七回臨時大会（～19日）三菱自工二万の分離を決定

19 鉄鋼労連第四三回定期大会（～22日）運動方針を決定
全金同盟第二〇回定期大会（～21日）運動方針を決定
電労連第一七回定期大会（～20日）運動方針を決定、アジア電労連を発足さす

20 全商工第三四期定期大会（～22日）運動方針を決定
同盟三菱重工労組第八回定期大会（～21日）運動方針を決定
同盟三菱自工労組発足大会（～21日）
全財務第一八回定期大会（～23日）運動方針を決定
沖縄米軍、解雇者の一部を取消すも、全軍労はスト決行を確認

21 全民懇幹事会、民間単産を結集した協議会をつくる働きかけを申合わせ

22 全農協労連第一九回定期大会（～14日）

23 沖縄全軍労第二〇回臨時大会、解雇撤回闘争方針を決定、スト権を高率で確立

24 国公共闘評議員会、勧告後の国公統一要求と当面の方針を決定
総評幹事会、本部事務局機構の改革と新役員の配置決める

25 全専売、合理化反対第二波半日ストを中止
自治労第二〇回定期大会（～28日）運動方針を決定
全日自労第二九回定期大会（～29日）運動方針を決定
政府、人事院勧告の完全実施と第二次定員削減計画決める

26 全鉱第五九回定期大会（～29日）運動方針を決定
全国ガス第二六回年次大会（～27日）運動方針を決定
第一六回日本母親大会（～27日）
江田社会党書記長、「七〇年代の革新運動」を発表
福岡地裁、博多駅過剰警備事件の付審判請求に対し棄却決定

28 日建協第三〇回定期大会（～29日）運動方針を決定
政労協第一次統一行動

30 全逓第二二回定期大会（～3日）運動方針を大幅修正、日逓との組織統一方針を決定
全造船機械第三二回定期大会（～3日）運動方針を決定

9月

1 同盟、国際シンポジウム（～3日）
総評全国一般第一八回定期大会（～3日）運動方針を決定

2 全交運第二七回定期委員会（～3日）七〇年活動方針を決定
日放労第五二回定期大会（～4日）運動方針を決定
ゼネラル石油争議、ロックアウト解除

3 公害追放都民会議、全都公害被害者集会
総評、勤労国民のいのちと暮しを守る討論集会（～6日）

4 社会・民社・公明三党共催、公害追放都民集会

5 全国自動車第九回定期大会（～8日）運動方針・賃金政策などを決定
郵政省、全逓杉並支部の労務政策変更闘争に対し処分を発表

7 全日農第一二期中央委、当面する米価・食管闘争方針を決定
東京教育大評議会、家永教授ら三名の辞職勧告決める

8 総評民間単産会議第五回定例総会、七〇年度の活動で意思統一
全専売第二五回臨時大会（～9

総評、スト権奪還・労働基本権確立中央集会

10 日）合理化反対闘争の中間総括と今後の闘い方について決定
全港湾第二五回定期大会（～10日）運動方針を決定
中央最低賃金審議会、五年ぶりに最賃制のあり方で答申
国労・動労、新賃金配分要求などで七八拠点順法闘争（～12日）
沖縄全軍労、解雇全面撤回を要求して四八時間全面スト
IMF・JC第九回総会、運動方針を決定
総評・社会党、定期協議を毎月固定化することを確認
11 ゴム労連第七回定期大会（～11日）運動方針を決定
食品労連第六回定期大会（～12日）運動方針を決定
12 社会党社会主義理論委員会、新中期路線草案「一九七〇年の課題と日本社会党の任務」を発表
13 関東経営者協会臨時総会
国労・動労、9・12スト中止
沖縄返還同盟第五回全国大会（～15日）
14 総評・社保協共催、第四回高齢者集会（～14日）
第四回職業病全国交流集会（～15日）
神奈川県の漁民六〇〇人、東京湾汚染に抗議して海上デモ
15 全米自動車労組の労働協約交渉決裂、ゼネラル・モーターズからスト突入
16 総評、10・21国際反戦アピール
動労臨時中央委、9・25第二次9・30第三次ストに総力集中の闘争方針を決定
児童手当審議会、中間答申
全商連第二五回定期総会（～18日）
17 政労協一五単組スト
総評、公害対策特別委発足
18 産業労働懇話会第八回会合、定年延長の必要性で意見一致
電労連、全民懇への参加を承認
全損保第二七回定期大会（～19日）運動方針を決定
19 報知争議、四ヵ月半ぶり解決
全国化労協第九回全体会議、七〇年度活動方針を決定
損保労連第五回定期大会
東京都、都職労と東水労の安保闘争と組合活動の自由奪還闘争に対する処分を発表
21 中立労連のあり方委員会、活動目標の作成で最終的なまとめ
全自運第三〇回定期大会（～23日）運動方針を決定、公害や10・21のスト権を確立
22 報知争議、ロックアウト解除、就労開始
滋賀民労協結成総会
全逓東海地本、労務政策変更要求の休暇闘争に突入
23 都教組など、教職員の組合活動制限に反対して時限スト
国労・動労、9・25ストに向って強力順法闘争に突入
24 全相銀連第二一回定期大会（～25日）運動方針、秋闘方針
総評四役会議、公害共闘などで話合い
25 国労・動労、賃金配分と合理化で集約、9・25スト中止
農林省、全農林の勤評反対闘争に対し処分通告
26 総評スト権奪還特別委、10・17スト権奪還統一スト決行決める
全国金属第二六回定期大会（～29日）運動方針を決定、統一スト権を確立
28 出版労協第二一回定期大会（～28日）規約改正の採決を延期、労連化を可及的すみやかに達成するとの運動方針を決定
八幡製鉄労組定期大会（～27日）地区労脱退を決める
同盟、七一年度賃闘方針検討集会

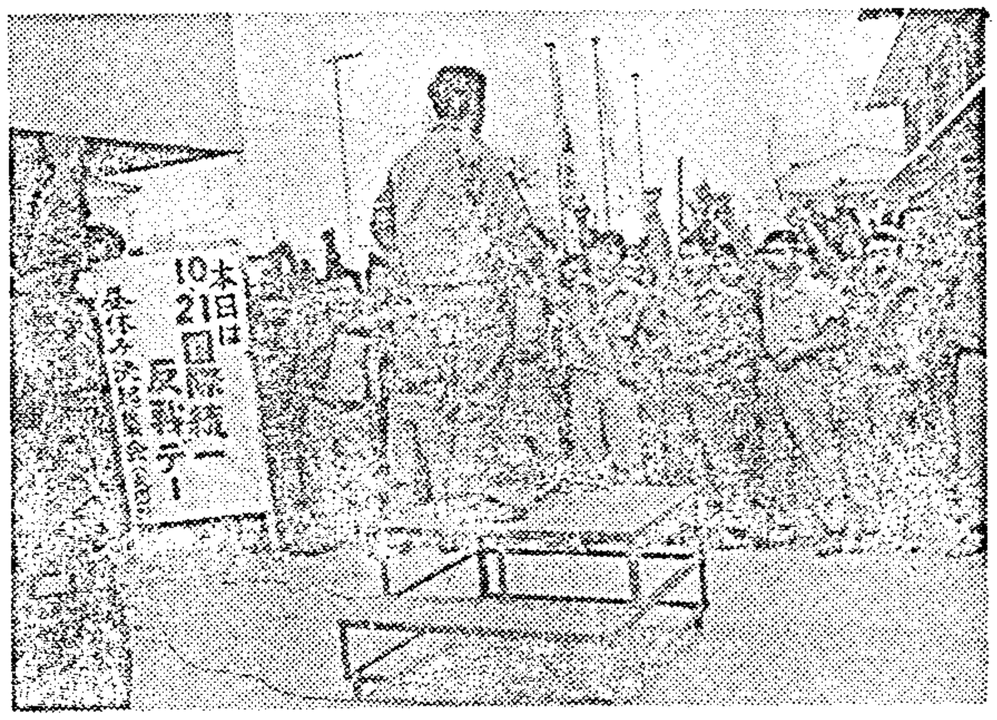

29 全民懇第四回懇話会、戦線統一と全民懇の活動について決議

30 全自交第二六回定期大会（～30日）運動方針を決定

総評第一回拡大評議員会（～1日）秋から年末にかけての闘争方針を決定

アルコール専売第一九回定期大会（～2日）運動方針を決定

10月

2 中立労連拡大全体会議（～3日）

中立労連の活動目標を討議

海員第二九回定期大会（～6日）運動方針を決定

3 総評弁護団第一四回総会（～4日）産業災害、権利闘争を討議

5 東京都教育委、都教組などの闘争に対する大量処分を発表

6 労働四団体事務局長・書記長の第二回会合、減税・公害などについての共同行動を話合い

8 中央金属共闘、中央金属労協と改称、秋の共闘活動を協議

9 民放労連二〇局労組時限スト

国鉄当局、国労・動労の9・12および9・25闘争に処分通告

13 東京教育大三教授への不当弾圧反対で一〇〇万人の署名活動展開を申合せ

14 社共両党など、10・21国際反戦デーの一日共闘を確認

15 共産党第二回中央委総会（～17日）

16 自動車労協第六回協議委員会、活動方針を決定、IMF・JCへの一本加盟を承認

全国電労協第二回定時総会、活動方針を決定、日電工の一括加盟を承認

総評、スト権奪還・労働基本権確立中央集会

政労協一一組合統一スト

合化労連積水労組泉尾支部、工場閉鎖に対する抗議集会

17 総評、官公労働者の労働基本権・スト権奪還をめざす10・17全国統一行動

第二次公制審第三七回総会、公務員等の労働関係の基本に関する事項についての審議経過と審議内容に関する報告書をまとめ首相に提出

18 私鉄総連退職金闘争第二波中小一六組合スト

19 総評幹事会、七〇年度組織活動方針を確認

20 全日自労など四〇単産、「ふたたび全民主勢力の統一をよびかけます」とのアピールを発表

全民懇、各民間単産委員長あて戦線統一のためのテーブル形成を要求した文書を送付

21 鉄労第三回定期大会（～23日）運動方針を決定

10・21国際反戦統一行動、全国五〇〇ヵ所で集会

全日自労、失対打切り反対で半日スト

民放労連、公害闘争で三時間以上のスト

全日通、合理化反対で二四時間スト突入、午後中止

22 七一年春闘共闘委発足、春闘宣言を発す

23 公労協拡大共闘委（～24日）新年度の共闘委発足さす

24 全海連第三三回定期大会（～25日）運動方針を決定

25 石化労懇、今後のあり方や公害問題などで意見交換（～26日）

26 総評、戦線統一対策委の設置を決定、11月初旬発足へ

27 自動車労連第一〇回定期大会（～29日）運動方針を決定

29 第一二回全国農協大会（～29日）

新産別第二二回定期大会（～31日）運動方針を決定

民間単産幹部六氏、労働戦線統一、民間協議会づくり推進の世話人会を11月11日に開き、早急に発起人会を発足させる申合せ

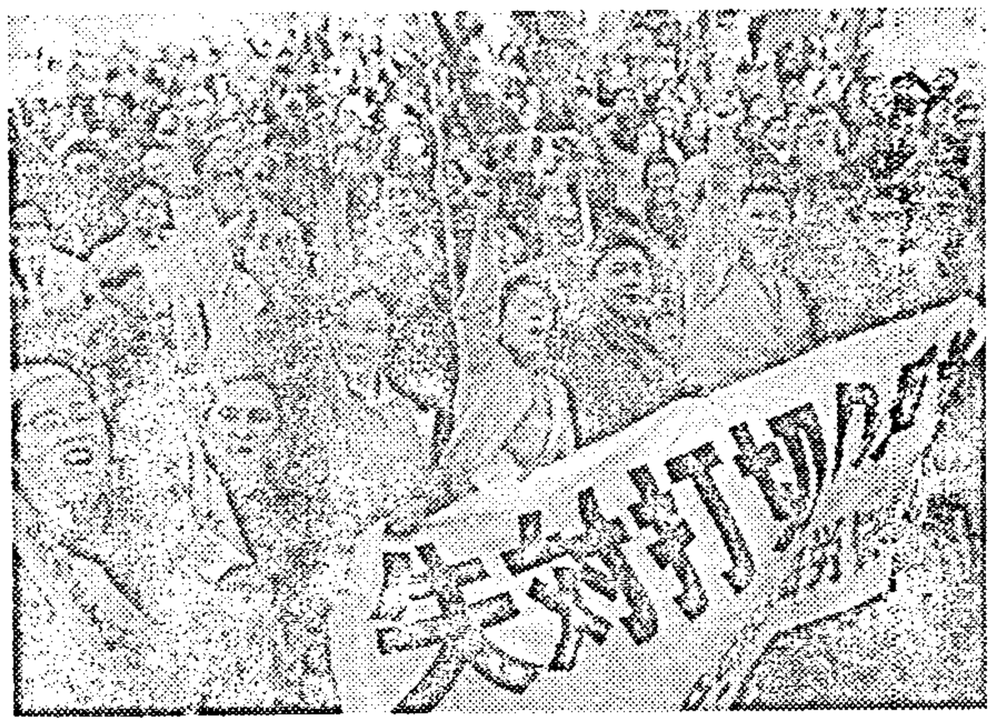

失対打切り反対闘争

30 自治労現業部門、賃上げなどを要求、三〇分から一時間のスト

31 報知新聞社、報知労組員一一三名に処分通告

11月

1 護憲連合、憲法改悪反対・平和と民主主義を守る第七回国民大会（～3日）

3 国民文化会議第一〇回全国集会（～5日）

5 報知労組の被処分者四二人、大阪地裁に地位保全を求める仮処分を申請

6 総評・中立労連、11・29公害メーデー実行委を発足さす

公労協賃金専門委総会（～7日）

造船産業労使会議、公害対策委設置で合意

7 日経連臨時総会、当面の労働情勢で意思統一

経済審議会第三次物価・所得・生産性委員会（隅谷委員会）初会合

大阪民労協第二回定期総会、新年度活動方針を決定

石炭鉱業審議会体制委員会、中間答申

社会党、七一年度運動方針案を発表

自由法曹団全国総会（～8日）

8 石播労連翼下の石川島・名古屋造船の両分会、全造船機械脱退を大会決定

9 総評戦線統一対策委、世話人会への出席は黙認、別に四原則に基づく具体策を協議

同盟組織特別委、世話人会を支援協力するとの態度を確認

同盟流通労組共闘会議結成総会

10 総評公害対策代表者会議、当面の闘争方針を決定

地銀連第一七回全国大会（～11日）運動方針、春闘方針を決定

全逓、郵便労働者の要求獲得全国リレー行進を開始

11 日教組、公害闘争推進方針決定

交通労連第七回定期大会（～12日）運動方針を決定

労働戦線統一推進派の民間単産幹部六人による世話人会初会合

今後の運営について協議

全米自動車労組、新協約で合意

GMのスト二ヵ月半で終る

13 国鉄当局、国労と動労の9月12、25両日の闘争に対する処分発表

労働四団体代表、政府に対し公害・減税に関する共同申入書を手交

全造船機械石川島分会、一般投票で脱退を正式決定

14 専売公社、全専売の4月賃闘と8月合反の部分ストに対する処分を発令

公務員共闘、当面の賃闘方針を決定

16 日教組・日高教、教育要求実現中央大行動（～17日）

17 春闘共闘委賃金専門委員会総会（～18日）

炭労第六二回臨時大会（～19日）

秋季年末闘争方針、石炭鉱業審議会中間答申への対処等を決定

東京私教連、公費助成要求三〇分統一スト

18 日教組、超勤手当問題で超勤一本要求から超勤・特別両手当の二本建要求へと方針転換

19 戦線統一世話人会第二回会合、総評・同盟・新産別の事務局長・書記長から意見聴取

造船重機械労組七者委員長懇談会、名称を委員長会議と改め来春闘での共闘会議発足決める

中央社保協第一四回総会（～21日）

20 都市交通賃闘、東京・大阪・神戸三都市で午前七時まで時限スト、山口・姫路でも一時間スト

21 郵政省、全逓東海地本の労務政策変更闘争に対する処分発令

22 新運転第一四回定期大会、運動方針を決定

24 全造船機械川崎造船分会、全造船機械脱退を大会決定

25 春闘共闘委、一九七一年賃金白書を発表

26 第六四臨時国会召集

27 鉄鋼労連中央討論集会（～28日）

28 全建総連第一一回定期大会（～27日）運動方針を決定

29 三島由紀夫ら楯の会会員五人、自衛隊東部方面総監部に入り三島ら二人が割腹自殺

30 総評戦線統一対策委、原口・宮田両氏の世話人会参加を条件付きで承認

同盟、賃金白書「高賃金・高福祉社会を闘いとろう」を決定

全駐労、東京周辺八基地・施設でストに突入

日放労第五三回臨時大会、経済要求など決定

第五回日ソ労組交流委員会出席代表団帰国、日ソ共同コミュニケを発表

第二回公害被害者全国大会（～27日）

全駐労、厚木・座間などで二四時間スト

労働省、昭和四五年労働組合基本調査結果発表、民間で同盟が総評を二三万人上廻る

同盟、一九七一年度運動方針案を発表

公害で初の全国統一行動＝公害メーデー、全国一五〇ヵ所に八二万人が参加、青空と緑をとり返し国民のいのちとくらしを守る中央集会に一二万人

全日自労、失対存続要求第一次全国統一行動

社会党第三四回定期大会（～2日）運動方針、新中期路線などを決定、成田委員長を再選、赤松・日野両副委員長、石橋書記長を選出

12月

1 総評、国民生活と暮しを守る予算要求国民行動開始（～31日）

私鉄総連、反合・政策闘争第六次統一行動

ＩＬＯ主催、使用者団体の役割に関するアジア円卓会議（～10日）

2 全日空と国内航空のパイロット組合スト

金属鉱業政策推進会議第五回総会

10月1日国勢調査人口概数発表一億〇三七〇万三五五二人と沖縄九四万五四六五人

3 鉄鋼大手五社労使、労使懇談会の発足で合意

5 総評・社保協、医療保険抜本改悪阻止全国活動者会議

7 国会、本格的な公害審議に入る

9 名古屋南部重化学工業労組委員長懇談会発足総会、公害など都市問題解決に取組むとアピール

全日空・国内航空パイロット組合第二波スト

国鉄当局、国労と動労の9月の闘争に対する最終処分を通告

同盟〝公害をなくそう〟中央集会、公害追放宣言

全逓、第一波休暇戦術に六七拠点が突入、三日間で滞貨二二〇〇万通に達す

東京交通労組第二波時限スト

関東民労連発足世話人会開く

全日自労第二次中央行動（～11日）

部落解放国民運動中央集会

総評・同盟、政府の所得政策導入、特にガイドポスト（賃上げ指標）に反対声明

化労懇第三回会合（～10日）化学産業労組調査研究会（化労研）発足、協議会移行を検討

海員外航通信士定員交渉妥結

10 日放労賃上げ第一波スト、1月11日まで一三波
11 全日農第一三回全国大会（～11日）運動方針を決定
11 総評拡大評議員会、春闘方針補強で協議
14 ＩＭＦ・ＪＣ第一三回協議委員会、賃金白書を決定、賃闘連絡会議を発足さす
15 炭労第六三回臨時大会、今後の闘争推進で意思統一
15 全運の労務政策変更要求を中心とした年末闘争、トップ交渉で合意、休暇闘争中止を指令
15 総評・公務員共闘・公労協、退職手当引上げ中央総決起大会
15 失業対策問題調査研究会、中間報告を答申、全日自労は失対段階的廃止の報告内容に反対声明
15 ポーランドで物価引上げに抗議する暴動発生
15 全運臨時中央委（～16日）年末闘争の収拾を論議、妥結内容の審議持越し
15 全建総連、医療保険抜本改悪反対・国保改善要求中央決起集会
15 三井鉱山砂川鉱爆発事故一九人死亡、21日に労組抗議スト
16 全繊同盟・日繊連、繊維規制断固拒否総決起大会
18 全電通、七ヵ年計画に伴う労働条件の変更を事前協議とする基本的了解に達しスト中止
18 全駐労二三支部、雇用安定などを要求して二四時間スト
19 雇用審議会、労働力需給の長期的展望と雇用政策について答申
20 第六四臨時国会閉会
21 東交労組、第三波ストを中止
21 戦線統一世話人会、発起人会のメンバーまとまらず発起人会発足を来年に持越し
21 沖縄コザ市で米兵の交通事故から市民と憲兵が対立、基地乱入や車輌焼打ちに発展
22 新産別拡大中央委（～23日）春闘方針、公害闘争推進を決定
22 日米安保協議委で在日米軍の移駐合意し、八四三一人の解雇方針通告さる、沖縄も三千人
22 総評・自由法曹団など、司法反動化阻止緊急集会
22 労働四団体、所得政策導入と闘うとの共同声明を発表
23 全造船機械代表者会議（～23日）脱退相次ぐ中での今後の組織体制について臨時大会開催決める
23 全国化労協第一回拡大共闘会議春闘方針を確認
23 全日自労第三次統一行動（～26日）
23 沖縄県労協第一四回定期大会、運動方針を決定
23 関東民労連第一回準備会
25 鹿児島地裁の飯守所長、部下の判事らに青法協加入の是非などについて公開質問状を送ったと発表、24日最高裁は所長を解任
26 石播名古屋分会全員投票で全造船機械脱退を正式決定
28 全日自労半日スト、決起集会
29 第六五臨時国会召集、自然休会
31 東京都、都労連賃闘処分を発表
31 慶応義塾大、生理休暇の有給廃止と無給二日制限を通告
31 宮本共産党委員長、良識的創価学会員とは連帯との見解示す
31 沖縄国頭村住民、米海兵隊の実弾演習に反対して米軍と衝突

1971年

1月

4 春闘共闘委、産労懇の中山座長ボイコットを決める
5 沖縄米軍、六一五人解雇通告
全日自労全国統一行動（～6日）
9 沖縄全軍労、米軍との団交で解雇全面撤回を要求
造船重機労組委員長会議、造船重機共闘の2月10日発足決める
11 沖縄全軍労定期大会（～10日）
解雇反対闘争のスト権を確立
12 沖縄米軍の毒ガス撤去作業、村民の実力阻止決定で二日間延期
総評戦線統一対策委、発起会の発足を事実上認めることを確認
13 全交運拡大幹事会（～14日）春闘構想を決定
日放労、賃闘収拾決める
16 日教組第二〇次・日高教第一七次教育研究全国集会（～16日）
沖縄米軍毒ガス撤去作業、村民の避難後実施
18 戦線統一世話人会、発起人会の構成について各産業別一単産など決める
19 総評、春闘期間中の産労懇ボイコットを決め、参加者に要請
日経連、賃金白書「転換期をむかえた賃金問題」を了承
20 同盟第七回定期大会（～22日）運動方針を決定
21 自民党第二五回定期大会、総裁任期を三年に延長し多選を制限するとの党則改正を決定
22 駐労共闘会議、共闘と組織統一で方針決定
24 第六五通常国会再開
25 常磐炭鉱、磐城鉱閉山を提案
産業労働懇話会に市川総評議長が春闘期間中の中断を提案、了承さる
27 総評戦線統一対策委、発起人参加組合数を同盟と同数とさせる条件をつけることを確認
28 国公連第六回総会（～28日）活動方針骨子を確認
東京都教育委、都教組の昨年末時限ストに対する処分を発表
29 商業労連第二回定期大会（～29日）運動方針、賃金政策を決定
鉄鋼労連春闘中央討論集会（～30日）
全繊同盟賃金討論集会
30 春闘共闘委・総評弁護団・自由法曹団主催、七一春闘勝利・司法反動阻止中央総決起集会
全日自労第三〇回臨時大会（～30日）当面の行動方針を決定
新聞労連第三六回臨時大会（～30日）春闘方針を決定
31 人事院、超勤手当に関連する教員の勤務態様・賃金のあり方について最終構想示す
林野庁、全林野の12・11半日ストに対する処分を発表
反安保全国実行委主催、基地撤去・自衛隊反対・原潜寄港抗議
東日本大集会（横須賀）西日本集会（佐世保）

2月

1 共産党第三回中央委総会（～2日）地方選参院選の基本方針など決定
戦線統一世話人会、8日に発起人会発足と決定
4 全国労働組合生産性中央集会
労働四団体、医療保険制度改正案に反対する共同行動で申合せ
5 総評、発起人会参加組合を同盟と同数にしない限り8日の発足は延期させるとの態度を確認
東京地裁、第一次羽田事件の被告全員に有罪判決
戦線統一世話人会、発起人会メンバー割振りは総評・同盟同数とすることを認めたが自主選定については拒否、発起人会発足を25日に延期
反安保全国実行委主催、安保条約廃棄・軍国主義反対・基地撤

同盟第7回定期大会

6 去全国活動者集会（～6日・忍草）

7 総評緊急評議員会、発起人会についての総評の見解のまとめにはいる

8 同盟組織特別委、発起人会の発足延期の理由なしと同盟系世話人に要望

民社党第一四回定期大会（～8日）運動方針・重要政策大綱を決定、西村委員長を五選

全国金属第二七回臨時大会（～8日）春闘方針を決定

全炭鉱常磐支部臨時大会、閉山条件について方針決定

春闘共闘委・中央社保協・消団連主催、生活と権利を守る春闘中央討論集会（～10日）

全民懇幹事会（～9日）活動方針草案「変革の七一年われら何をなすべきか」をまとめる

全日自労、雇用審議会などに対する中央行動

一般同盟第六回定期大会（～9日）運動方針を決定

駐労共闘第一波闘争（～11日）

全駐労横須賀二四時間ストなど人事院、教育公務員の超勤問題で教職調整額四％支給、労基法三六・三七条の適用排除を勧告

9 全石油第二七回臨時大会（～10日）春闘方針を決定

労問研と全民懇の初会合、両者の定期会合などで意見交換

政府、沖縄全軍労スト回避のための予算措置を決定

10 総評主要単産委員長会議、発起人会メンバーに全国金属を加えることで意見対立

造船重機械労組共闘会議（造船重機共闘）結成大会、今秋か来春をメドに連合体移行はかる

沖縄全軍労、三千人解雇撤回要求第一波四八時間スト

中央職業安定審議会、労働省の失対制度基本構想を概ね妥当と認める建議を労相に提出

11 全造船機械 第三三回臨時大会（～13日）組織強化方針と春闘方針を決定

紀元節問題連絡会議、軍国主義復活の思想攻勢に反対する2・11中央集会

12 総評、ラオス侵入抗議声明

全国出稼者組合連合会結成、第七回全国出稼者大会、規約・運動方針を決定

13 社青同第一〇回定期大会（～13日）運動方針を決定

炭労、石炭政策闘争キャラバン活動（～23日）

14 雇用審議会、失対制度で答申

15 化学同盟第二七回臨時大会（～16日）春闘方針を決定

総評拡大評議員会、発起人会についての大木事務局長提案に批判集中

16 全国金属、発起人組合に立候補を意思表示

合化労連第四四回臨時大会（～17日）春闘方針、戦線統一方針を決定、スト権を確立

政府、中高年齢者等雇用促進特別措置法案を閣議決定

社会党・総評など、日中国交回復国民会議結成総会

17 戦線統一世話人会、発起人組合を一七組織とし、総評系五単産を除いて25日発足の招請状送付

全繊同盟第二六回定期大会（～20日）運動方針を決定、宇佐美会長ら新役員を選出

紙パ労連第四七回臨時大会（～18日）春闘方針を決定

ゴム労会議臨時大会（～18日）春闘方針を決定

国鉄、青梅電車区の業務移管反対闘争に対する処分を発表

京浜安保共闘の学生ら三人、真岡市の銃砲店で武器強奪

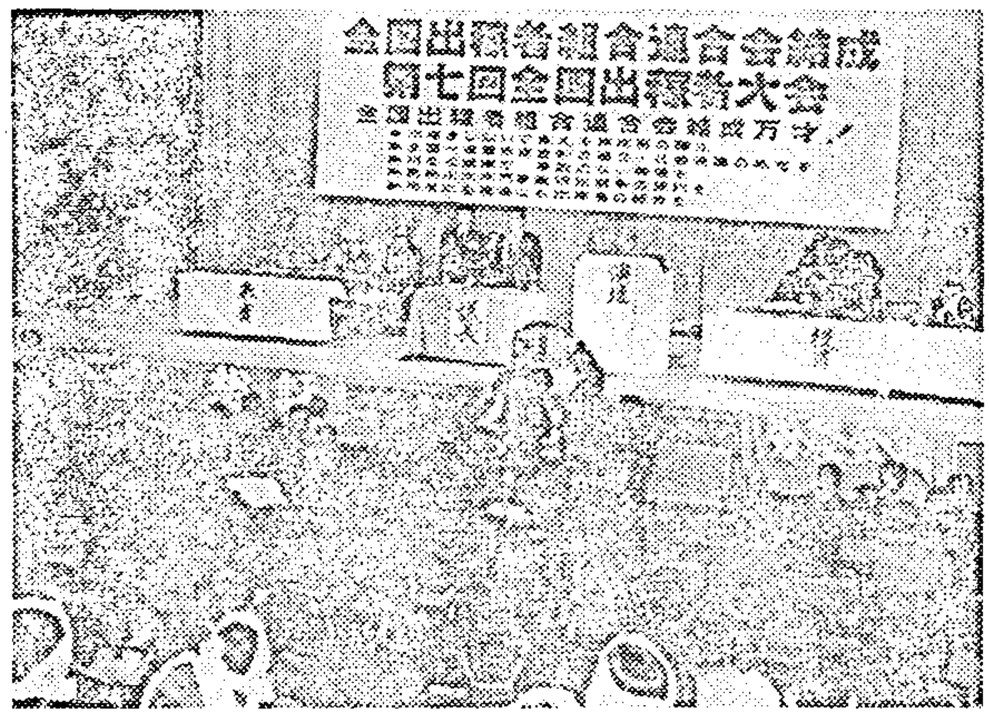

全国出稼者組合連合会結成

18 春闘共闘委と日経連の代表が首脳会談、労組側二〇項目申入れ
全逓第四九回臨時中央委（～19日）昨年末闘争総括案を否決、宝樹委員長ら中執の総辞職を承認
総評第一五回教宣全国集会（～20日）
民放労連第三〇回臨時大会（～20日）春闘方針、宮崎放送争議支援統一スト方針を決定
総評主婦の会主催、第七回内職大会（～19日）

19 総評民間単産会議総会、発起人会メンバーの自主選定を確認

20 全駐労第七〇年度第一回臨時大会（～21日）春闘方針を決定
郵政省、全逓の昨年末闘争に対する処分を発表

21 総評からの発起人組合に鉄鋼労連・全国金属・合化労連・私鉄総連・全鉱の五組合決まる
全炭鉱常磐労・職支部と主婦会の閉山諸条件要求貫徹総決起集会および支援県民大集会

22 日炭高松労組臨時大会、閉山闘争方針を決定
総評評議員会、発起人組合五単産を正式決定
中立労連、発起人組合から全国金属が除外されれば電機労連以外の三単産は不参加と決める
関東地方民間労働組合連絡協議会（関東民労連）結成総会、関東ブロック一都八県一〇〇万人

23 日本生産性本部、賃金白書「要求多様化と長期賃金計画」発表
千葉県と新東京国際空港公団、三里塚一坪運動用地の代執行に着手、農民ら地下要塞で抵抗
京都市長選挙、社共推薦の船橋候補が自民党候補を破る

24 消団連・総評など、消費者米価の物価統制令除外に反対する中央集会
国鉄労組拡大中央委（～25日）生産性運動と対決する当面の闘争方針を決定

25 労働戦線の再編統一を推進する拡大統一世話人会初会合、発起人会発足を断念、拡大世話人会を母体に推進と確認
総評、発起人会ボイコット決定
同盟、発起人会対応策を了承
同盟中央賃金闘争委発足
日高教（左派）第三四回特別大会（～26日）春闘方針、超勤問題での当面の闘争方針を決定
中央労福協第二三回定期総会（～26日）
春闘共闘委、春闘要求貫徹・収奪予算粉砕・対政府中央行動
全駐労横須賀支部など時限スト
日建協第三一回定期大会（～27日）春闘方針を決定

28 ゴム全協第五回定期大会（～1日）新年度活動方針を決定

26

3月

1 鉄鋼労連第四四回臨時大会（～2日）春闘方針を決定
部落解放同盟第二六回全国大会（～2日）運動方針を決定
沖縄全軍労第二波四八時間ストに突入、基地機能九〇％マヒと評価

2 成田空港建設反対派用地の代執行再開され砦を撤去（～6日）
総評第四一回臨時大会（～4日）〝だれでも一万円を〟の春闘方針を決定

3 水平社創立五〇周年記念集会

4 全鉱第六〇回臨時大会（～5日）春闘方針を決定

5 動力車労組中央委（～6日）マル生運動と対決の春闘方針決定
政労協第二五回臨時大会、春闘方針を決定
日教組中央委（～6日）教職特別措置法案強行に対する統一ストを設定

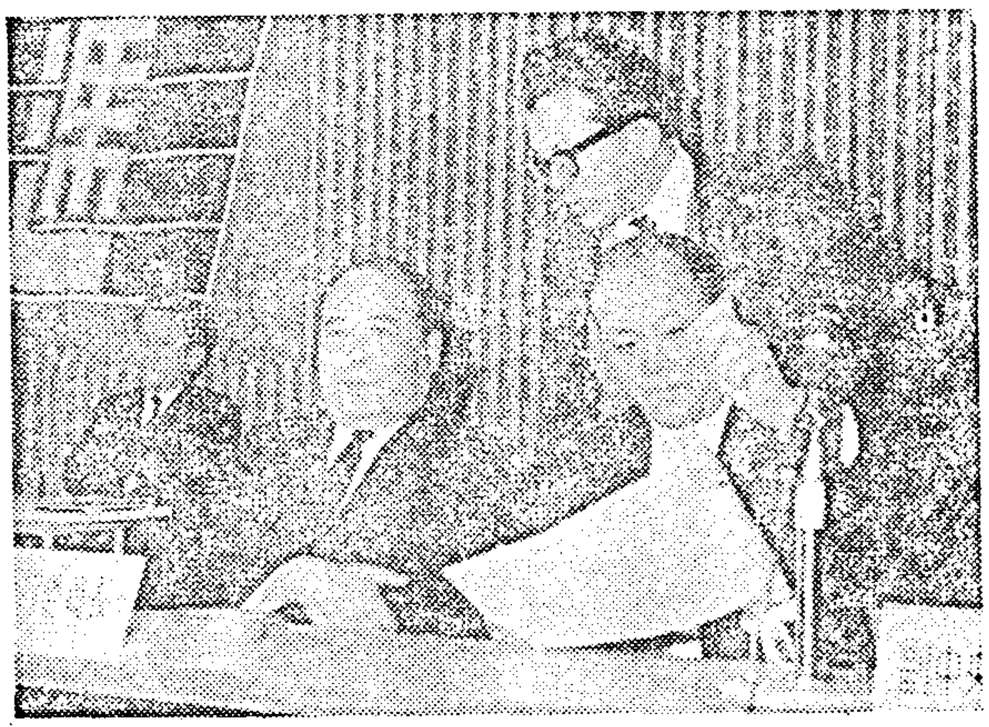

全逓第49回臨中委、宝樹委員長ら中執総辞職

6 横須賀基地で第一次解雇
インドシナ三国人民支援、沖縄全面返還を要求する中央集会
第一六回はたらく婦人の中央集会（～7日）

7 総評単産委員長会議、春闘勝利・福岡知事選挙勝利をめざす福岡アピールを発表
農村労連第七回定期大会（～8日）運動方針を決定
国公共闘、春闘宣言を発す

8 炭労第六四回臨時大会（～10日）春から夏にかけての闘争方針などについて決定
IMF・JC賃金討論研究集会
東日本集会（～9日）西日本集会（14～15日）

10 自動車労協、自動車新税反対総決起大会

12 常磐炭鉱労組、閉山条件要求で四八時間ストに突入

13 石化労懇第一四回総会、化学産業の横断賃金共通基準を討議、労働戦線統一に関するアピール

14 春闘共闘委第一次全国統一行動
全国二二一ヵ所六〇万が総決起集会、東京では七一年春闘勝利・いのちとくらしを守る全国統一行動中央総決起集会
出版労協第二二回臨時大会、春闘の現状と当面の闘い方を確認

15 沖縄米軍、那覇・嘉手納両空軍基地の従業員三一〇人解雇通告
全逓第二三回臨時大会（～17日）春闘方針を決定、下田委員長ら新執行部を選出

16 公務員共闘、一万五〇〇〇円賃上げを中心とする七一年賃金要求書を政府と人事院に提出
同盟と米AFL・CIOの第三回定期会談（～19日・ワシントン）共同声明を発表

17 国鉄労組拡大臨時中央委、春闘当面の闘争計画を決定
新聞労連第一波統一スト、三〇分から一時間の規模
常磐炭鉱労・職両組合、無期限スト突入を前に妥結
第二四回解放運動犠牲者合葬追悼会および墓前祭

18 英国合同機械工組合二四時間ストで主要日刊新聞ストップ
民放労連、賃上げと宮崎放送争議支援で統一スト、平均二時間

19 東京地裁、飯田橋事件の凶器準備集合罪について被告学生全員に有罪判決
首高労、定員増要求で高速道路拠点二四時間スト

20 共産党、日ソ両党モスクワ会談（15～19日）の共同コミュニケを発表

22 春闘共闘委拡大戦術委、当面の春闘戦術を協議

23 資源労連第七回定期大会（～24日）運動方針を決定
国鉄当局、国労と動労に対し今年度一万一〇〇〇名の合理化を提案
最高裁、福岡・佐賀両県教組の一斉休暇闘争の地公法違反に無罪判決

24 日経連と同盟が首脳会談、今後の定期化など確認

25 同盟賃闘中央総決起集会
全交運代表、当面する交通問題諸要求について政府に要請
全自運第三一回臨時大会、春闘行動方針を決定、スト権確立

26 春闘第一波統一スト、民間一七単産三〇分から二四時間のスト
国労・動労順法闘争
春闘共闘委代表、労相と会見、五項目を申入れ

28 伊勢丹労組、賃金の物価上昇エスカレート条項を協約化

29 海員外航第一次回答九六三九円

30 ソ連共産党第二四回大会（～9日）六項の和平提案

31 労働四団体書記長会談、今年も

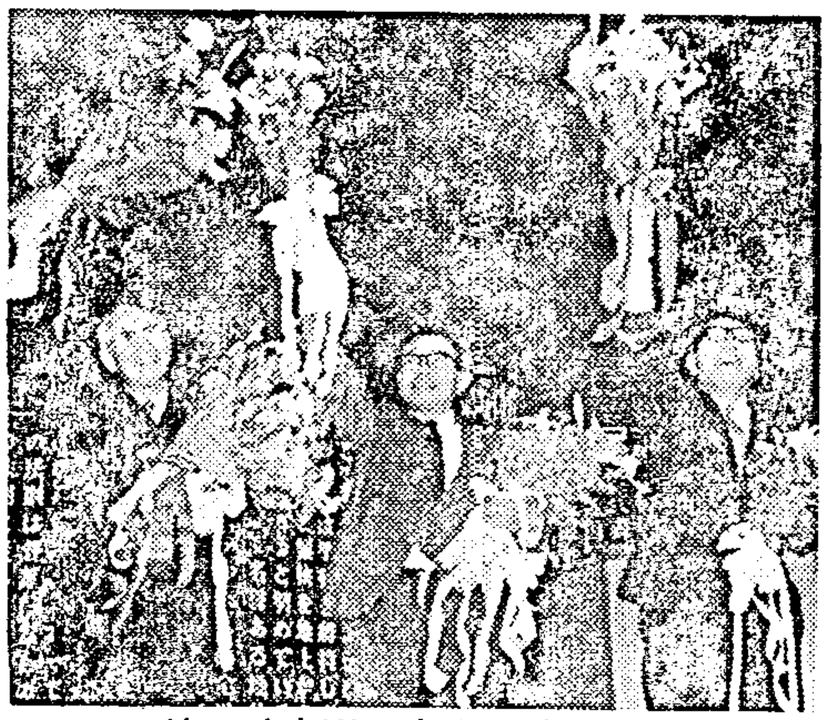

統一地方選、東京・大阪に革新知事

4月

1 常磐炭鉱労組臨時大会、閉山条件を承認、閉山闘争大筋終る
在日米軍、神奈川県下基地労働者の解雇を通告
2 全交運・公労協青年婦人総決起集会
3 春闘共闘委、4月14～17日スト集中戦術を決定
5 国公共闘、統一賃金要求を決定
最高裁、阪口司法修習生を卒業式の質問意見表明で罷免
6 造船重機共闘、賃上げ回答延期に反論
公労協、4月23・30日の実力行使を決める
8 春闘共闘第二波統一スト、全国金属など一六単産が一時間から四八時間のスト
9 海員外航第四次回答で妥結
関経協第二六回定時総会
11 愛知民労連結成準備打合わせ会
統一地方選挙一八都道府県知事選挙投票実施、美濃部都知事圧勝、大阪府でも革新知事誕生
12 海員汽船部委員会、外航妥結提案を否決、中執は不信認と受けとめ、仮調印の有効性を確認
公務員共闘、5月20日三〇分の時限ストを設定
13 労問研例会、組織拡充策決める
春闘共闘委「ストライキの強化を訴える」アピールを発表
春闘共闘委と日経連の第二回交渉
14 海員全国評議会、汽船部委員会の妥結不承認問題で、残りの協約闘争解決後に中執の態度を明らかにすることを了承
造船重機大手第一次回答八〇〇〇円
15 政府、最高裁の提出した名簿通り裁判官を任名、宮本判事補の再任拒否確定
沖縄全軍労四八時間全面スト
全駐労五支部時限スト
春闘第三のうねり（14～17日）
沖縄県労協と全軍労の統一スト
に呼応、民間二一単産スト、動労順法闘争、4・15沖縄全県スト連帯・沖縄完全返還実現・革新都知事勝利を祝し、春闘勝利をめざす中央大集会
国家公務員賃上げ獲得連絡協議会発足
16 日経連第二四回定時総会
17 鉄鋼労連スト権批准、住友金属の失敗で六年連続労連スト権不成立
私鉄総連政策統一スト、二〇六組合時限スト
18 全日本建設産業労働組合（全日建）結成大会、野丁場の建設労働者を組織、総評加盟
19 総評緊急評議員会、春闘スト行動強化の闘争方針を決定
20 造船重機共闘春闘総決起大会
21 中央メーデー実行委、メーデー宣言の内容で再調整
22 鉄鋼大手四社六〇〇〇円回答
全交運・公労協統一スト宣言中央総決起大会、23日にかけて民間・公労協ともスト集中
23 自動車労協、IMF・JCへの一本加盟を確認
造船重機大手第二次回答九五〇〇円
公労協第一波統一スト、全電通・全林野・全専売二時間から半日の時限スト、国労・動労強力順法闘争
24 私鉄総連、27日の最賃闘争時限ストを中止
25 統一地方選挙第二陣、川崎市長

沖縄全軍労48時間スト

5月

26 選で革新が保守七選を破り、京浜革新メガロポリス実現
総評など青年労働者中央総決起集会
全日自労第七次統一行動団結集会

27 西村民社党委員長、病床で辞意表明
二公社四現業、五%プラス一七〇〇円回答
全官公賃闘総決起集会
全日空・国内航空・東亜航空、六時間のローカル線統一スト

28 西村民社党委員長死去
海員内航第一波一〇日間スト（～5月8日）
一二団体と一四氏の呼びかけによる統一実行委主催、核も基地もない沖縄全面返還要求・安保廃棄4・28全国統一行動中央集会、八万人参加、全国一六一ヵ所でも集会デモ

30 政労協二単組第一波スト
衆院文教委、教職員給与特別措置法案を強行採決
公労協一斉半日スト突入寸前に大部分中止、全林野のみ半日ストを打抜き、国労・動労は順法闘争に入る

1 第四二回メーデー、全国九四〇ヵ所に七〇〇万人、中央統一メーデー五〇万人参加
日青協第二一回定期大会（～5日）

3 海員内航争議、スト対象港と対象船を拡大、6日現在二六港一九八隻

4 公労協・全交運および傘下の各組合は私鉄総連をはじめとして14日および18～20日の統一ストを決定
全自交、東京を中心に二四時間スト

6 炭労、住友炭鉱合理化反対二四時間スト
海員内航、第二波一〇日間ストに突入、対象港・船をさらに拡大して戦術強化
日弁連臨時総会、宮本判事補再任拒否と阪口司法修習生罷免を不当とし最高裁批判決議

8 第一六回はたらく婦人の中央集会（～10日）
炭労、住友合理化反対と石炭政策確立要求で大手五組合二四時間スト、中小時限スト
海員内航争議妥結、スト一四日間三九港で三七〇隻とまる

9 IMF・JC、自動車労協の一括加盟を承認
国内航空と東亜航空の両労組、会社合併を前に統一半日スト

10 共産党第四回中央委総会（～13日）地方選を総括し、参院選での党の基本政策を決定
政労協第二波統一スト

11 国労・動労、強力順法闘争に突入（～14日）国電に遅れ
電機労連第三波統一ストで関東一一社が四八時間スト
中央労農会議第三回活動者会議（～15日）
私鉄総連大手一〇組合二四時間スト、交渉決裂
公労協四単産スト中止
全自交、運輸労連・全日通などスト

12 国内航空と東亜航空の両労組スト突入、15日の両社合併後も欠航続く
全鉱大手四社一〇鉱山無期限部門ストに突入

13 愛知外相、国会で沖縄返還協定交渉の中間報告
市銀連第一六回定期大会（～18日）運動方針を決定
社会党第四八回中央委、地方選挙と参院選の闘争方針を承認

14 私鉄総連大手一一組合二四時間

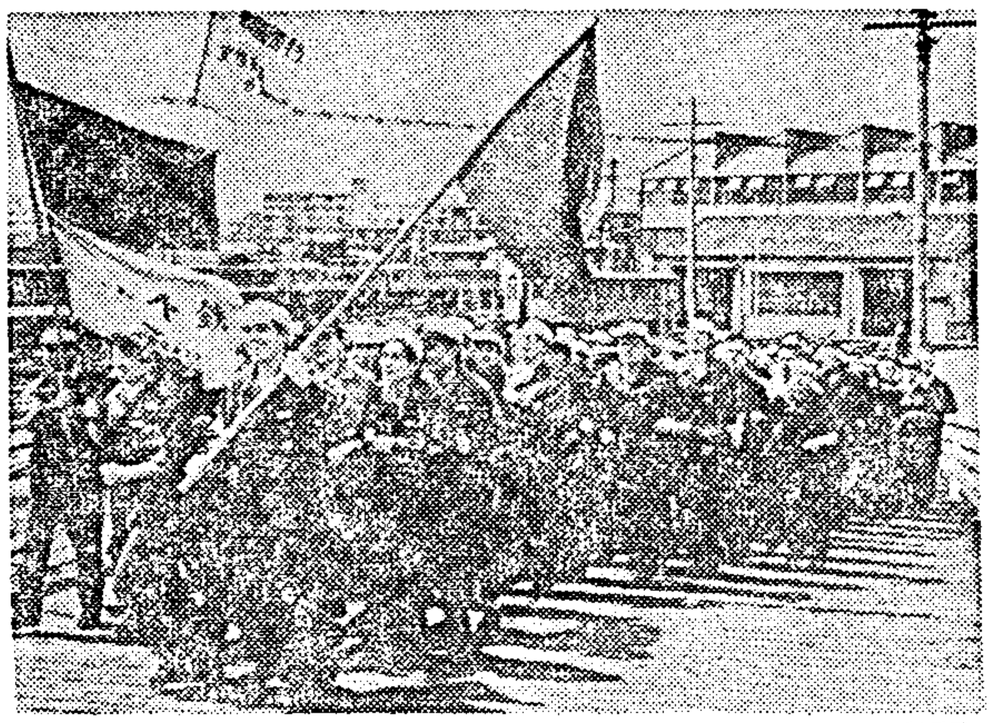

71春闘

スト、中小一八五組合も午前10時までスト

国労・動労全国リレー縦断スト（～20日）

全交運統一スト、ほかに全日通四八時間、運輸労連・全自運反復、全自交時限の各スト実施

海員第一一三回臨時全国評議会外航妥結不承認の責任で三役が辞意表明

沖縄復帰協東京行動団上京

電機労連関東大手九組合第四波二時間スト

沖縄5・19ゼネスト、県労協など二七組合二四時間スト、一三組合時限スト、抗議行動展開

沖縄全県ゼネストに連帯し、沖縄全面返還・安保条約廃棄・春闘勝利をめざす5・19中央集会

京都の連帯集会で機動隊と衝突した学生一二六人逮捕さる

社会・公明・民社三党書記長会談で特定選挙区での社会党候補支持申合わせ成り、参院選では三県で実現

公労委の調停不調に終り仲裁移行、公労協スト午前10時に収拾

国労・動労、生産性運動と合理化問題で東海道線や国電のスト続行、午後七時中止まで一九時間のストは国鉄史上最大規模

公務員共闘の日教組・自治労・都市交通など八単産、三〇分の時限スト

同盟第二三回中央評議会、拡大世話人会への協力方針を決定

私鉄総連自主交渉第四次回答九七〇〇円で妥結、第三波二四時間スト中止、西鉄のみスト突入

全自交第五波統一スト、全国ハイ・タク三万九〇〇〇台とまる

社共両党書記長会談、参院選での共闘条件折合わず共闘不成立

全日通妥結、第八波スト中止

私鉄総連中小一三一組合第四波二四時間ストに突入

第六五通常国会閉会

公労協臨時総会、仲裁移行決議

炭労、賃上げと住友合理化反対で大手五社第二波四八時間ストに突入

全鉱大手四社二三山全面無期限ストに突入

私鉄総連第五波二四時間スト、中小六三組合が突入

炭労争議、五％賃上げと住友再建融資六〇億円でスト中止

造船重機共闘拡大代表者会議、来年早々労連結成の構想を決定

全医労第二五回定期大会（～29日）運動方針を決定

日中国交回復国民会議、当面の組織と活動の強化について決定

全炭鉱第二〇回定期大会（～28日）今後二年間の運動方針決定

鉄鋼労連春闘総括中央討論集会（～29日）

全食品同盟第二五回定期大会（～28日）運動方針を決定

国公共闘臨時拡大評議員会、7月中旬統一ストの闘争アピールを採択

全港湾沖縄軍港湾支部、人員削減問題で無期限スト突入

野党各党首と首相が個別に会談

国労中央委、春闘の中間総括と当面の闘争方針を決定

動労中央委、春闘の中間総括と当面の闘争方針を決定

全国全共闘など各派の沖縄返還協定調印阻止闘争、都心で火焔ビンを投げたりで二八一人逮捕

総評拡大評議員会、運動方針案の骨格を審議

全民懇幹事会、全国民労協連絡協議会結成の方針決める

6月

公労委、仲裁裁定書を交付、調停案と同内容の八％プラス二三〇〇円の算定方式で、定昇込み

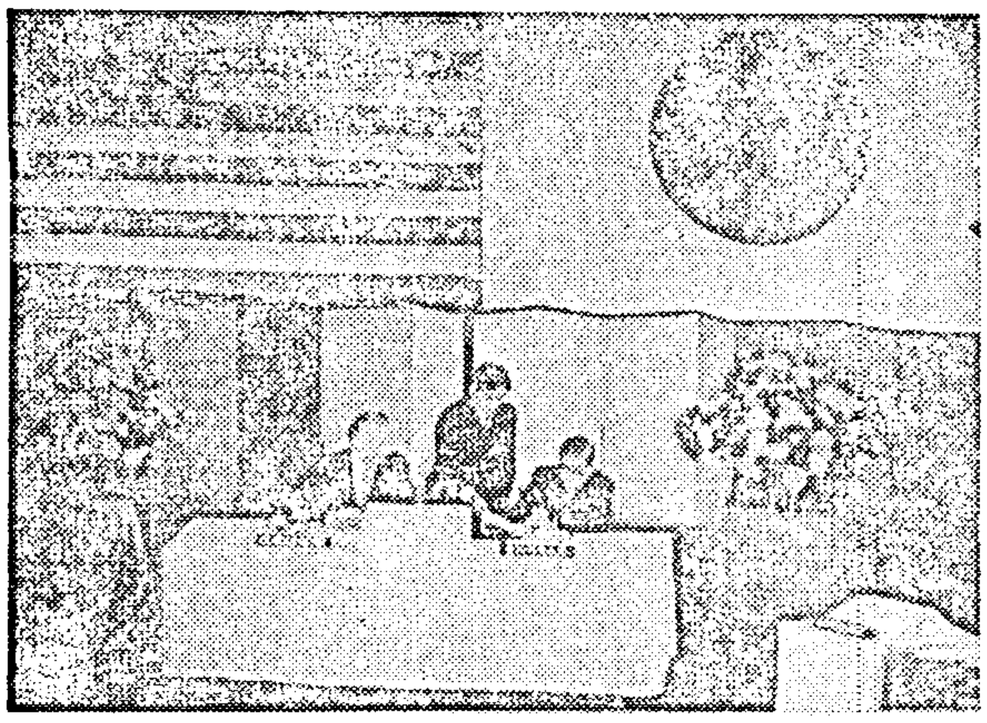

沖縄返還協定調印

九三〇二円（一四・九％）

2 日教組臨時中央委、教特法通過に伴う超勤拒否闘争と7・15賃闘統一ストの方針を決定

化労研第三回総会（～3日）会則を決め情報センター体制確立

ＩＬＯ第五六回総会（～23日）

3 全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）結成大会、建設労協を発展的解消

二〇単産六五万を結集

4 造船総連第二一回定期大会（～7日）運動方針を決定、造船重機労連結成時期は次回中央委で

全駐労立川など六ヵ所で解雇反対四時間スト

住友セメント労組、下請拡大に反対して重点二四時間スト、以降8・11、15日と反復スト

5 専売公社、全専売の春闘スト参加者二〇三名の処分を発令

各野党、参院選後の野党共闘について構想示す（～7日）

7 産業・建設車輌労組連絡協議会（産建労協）結成大会、一三組合四万一〇〇〇人

8 政労協第七次統一行動、一〇単組が春闘統一時限スト

9 郵政省、全逓の5・18ストに対し一七〇人の処分を発令

10 合化労連中央委の春闘総括で太田委員長が公労協の戦術と総評の春闘評価を批判

ＩＭＦ・ＪＣ賃闘連絡会議解散

11 公務員共闘、7・15第二波一時間ストを決定

中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」を答申

12 総評単産委員長会議、戦線統一と政党支持問題を審議

東水労、時短要求半日スト

14 日教組「日本の教育はどうあるべきか」第一次報告書発表

私鉄総連大手年間臨給闘争解決

15 電機労連第一九回定期大会（～18日）春闘総括、運動方針を決定、戦線統一問題で新構想

全自交、東京などで時限スト

民放労連四二組合時限スト

全自運など四三単産、連名で「真の革新政治をめざして」アピールを発表

17 政府、沖縄返還協定を決め、外相が協定書に署名、調印阻止闘争各地で行なわる

沖縄返還協定調印式、東京とワシントンで相互テレビ中継

沖縄では県民を無視した協定に抗議し総決起大会に三万人参加

18 東京の抗議デモで爆弾騒ぎ起る

沖縄返還要求中央実行委、「沖縄協定」調印抗議の総決起集会

19 全駐労第二六回定期大会（～20日）運動方針を決定、全軍労との組織統一は来年四月を目標

21 総評幹事会に戦線統一と政党支持問題で事務局長が新提案

全港湾沖縄軍港湾支部の5月26日以来の無期限ストに対し、支部役員全員二三名の解雇通告

24 7月1日からの保険医総辞退に対し、総評など見解を発表

国際自由労連世界経済会議（～26日）所得政策などで声明

27 第九回参議院議員選挙投票日、開票の結果、自民足踏み、社会やや盛返し、民社・共産議席増

29 沖縄全軍労賃闘、四ヵ月ぶりに妥結

30 労働者訪中代表団出発

昭和四五年労働経済の分析（労働白書）閣議了承、発表

春闘共闘委、春闘総括を決定

海員第三〇回臨時大会、村上新組合長ら新役員を選出

富山地裁のイタイイタイ病訴訟で原告側が全面的に勝訴、三井金属鉱業に五七〇〇万円支払い命令

序章

この時期の概観

1　国際・国内情勢の特徴

一九七〇年半ばから七一年にかけての世界情勢は、いろいろな意味において新しい段階をきりひらく特徴をもっていた。まずヨーロッパでは、ソ連、ポーランドと西ドイツとの間で外交関係を緊密化するための条約が調印され、ヨーロッパの緊張緩和を大きく前進させた。アジアでは、ベトナム戦争が依然として継続し、情勢に根本的な変化はみられなかったが、しかしアメリカは、その対外公約にともなう過大な軍事的・経済的負担の軽減を目的とするニクソン・ドクトリンをベトナムに適用し、南ベトナムから漸次地上軍を引きあげはじめた。一時は五〇万をこえた在南ベトナム米軍は、七〇年末には三五万に縮小をみた。七〇年一〇月にニクソン大統領は、五項目の平和提案を行なったが、そのなかには「現状のまま停戦し、米軍の全面撤退に関する日程表を交渉によってきめる」という内容が含まれていたが、北ベトナムと南ベトナム解放戦線はこれを拒否し、パリ会談にはなんらの進展もみられなかった。

一方、中国をめぐる国際情勢は、七〇年後半から急速に変化をみせはじめた。すなわち中国を国際社会に迎え入れることが、アジアの平和を確立するための前提であるという考え方が一挙に表面化することになったが、そのきっかけを作ったのは、七〇年一〇月におけるカナダと中国との国交樹立であった。台湾にたいする中国領有権の問題が、両国交渉における主な障害となっていたが、中国の立場にカナダは「留意する」ということで妥結するに至った。カナダにつづいて赤道ギニア・イタリアが中国を承認し、国府が中国を代表するという立場をとっているもののなかで有力なのは、わずかにアメリカと日本という状況となった。このような中国承認増加の潮流は、世界情勢が新たな段階に入りつつあることを示

すものといってよい。

国際経済の動向において特筆さるべきことは、アメリカ経済の停滞である。すなわちアメリカの実質国民生産は、七〇年第一四半期にかなり大きく低下し、前期比〇・七％の減となった。このような景気後退にもかかわらず、卸売物価、消費者物価ともに上昇し、インフレはいっこうに衰えをみせなかった。また失業率も、七〇年一二月には六・〇％にのぼり、社会不安は深刻化した。

アメリカの国際収支は、七〇年全体を通じて貿易収支が黒字になったとはいえ、ベトナム戦争の費用や、資本輸出などの影響もあって、ついに赤字に転落した。とくにニクソンが、スタグフレーションを克服するために採用したインフレ政策（三次にわたる公定歩合の引き下げ）によって、ユーロ・ダラーがヨーロッパに還流し、それによって生じたマルク投機をめぐって通貨危機が再燃するに至った。このことは国際経済におけるドル体制の危機のふかまりを意味するものであった。

以上のような国際情勢を背景とした国内での大きな政治問題は、前年にひきつづいてまず沖縄返還交渉をあげることができる。すなわち、六九年一一月の佐藤・ニクソン共同声明にもとづいて、七〇年早々から沖縄復帰の準備作業が開始され、そのための組織である「日米協議委員会」が継続的に開催された。七〇年一二月に、アメリカ政府筋は、沖縄返還の時期として、七二年七月を目標としていることを明らかにした。このような復帰交渉の進展のなかで、沖縄住民の反米感情のたかまりがみられることは、無視することのできない問題である。それが頂点に達したのは、七〇年一二月二〇日にコザ市で、米人の起した交通事故をめぐって米憲兵隊と数千の群衆が対立した事件であった。この事件の前、一一月には、沖縄国政参加選挙が行なわれたが、衆議院は革新三、自民二、参議院は革新が首位を占め、沖縄民衆が、日米安保条約とこれをもとにした日米共同声明による沖縄返還とりきめに批判的であったことを物語っている。

対米協調路線や中国問題などにたいする佐藤内閣の外交政策や国内政策は基本的には現状維持にとどまったといってよいが、七〇年一一月に楯の会の四人の会員とともに陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地に乱入し自殺した三島事件をきっかけに反動的な動きがあらわれたことも見のがすことはできない。その一つは、いわゆる司法反動化の動きである。それは、北海道・長沼ミサイル基地をめぐる地元農民と政府の争いを担当していた福島裁判官にたいして、裁判内容の干渉を行なった平賀書簡問題に端を発している。七一年三月には、最高裁の裁判官会議は、任期一〇年を経過した裁判官七〇名全員について検討し、熊本地裁宮本判事補の再任を拒否した。さらに新採用裁判官について裁判官希望者のうちから七名が不採用となった。これらの措置がとられた理由は、青法協会員およびその同調者であるということであったが、そのことは思想・信条の自由を侵害する民主主義の危機を意味するものであった。

ところで七〇年三月まで一本調子の上昇局面をとってきた日本経済は、四月以降ようやく停滞の傾向をみせはじめるに至った。すなわち卸売物価は、七〇年五月から横ばいとなり、また民間設備投資も前年に比べて伸びが鈍り、製品在庫も夏頃から急増するに至った。産業別にみるとたとえば自動車は、内需が伸び悩み、家庭電器や合成繊維は、輸出が停滞した。このような情勢に対処して日本銀行は、七〇年一〇月公定歩合の引下げを行ない、金融引締めは一年二ヵ月ぶりに解除された。

前年にひきつづいて貿易・資本の自由化も進展したが、七〇年五月には外資審議会が第三次資本自由化についての答申を提出し、閣議は九月一日から答申通り実施することを決定した。その結果、自由化された品目は、第一類（外資が五〇％までの合併会社新設の自由化）は四四七業種、第二類（外資一〇〇％の会社の新設の自由化）が七七業種となった。またこれと並行して政府は、七二年春に予定していた第四次資本自由化を半年繰上げて、七一年秋に実施することを決定した。

自由化の進展は、いうまでもなく国際競争の激化を意味するが、それに対応して国際競争力を強化するための産業再編成も、前年にひきつづき促進されている。産業再編成において目立つことは、三井、三菱、住友という旧財閥グループを中心とした企業合併の動きであるが、金融界においても第一銀行と勧業銀行の合併が行なわれ、預金高では日本一の銀行が出現するに至った。

つぎに国民生活をみると、賃金上昇が大きかったために勤労者家計の黒字は増加したが、消費者物価の上昇は対前年比七・七％となり、とくに野菜、果物、生鮮魚介などの高騰、タクシー代値上げ、医療費改訂、授業料値上げなどが相つぎ勤労者の家計をいちじるしく圧迫した。このような値上がりは、低所得層にたいしてとくに打撃を与える結果になった。

高度経済成長が必然的に生み出した公害の問題は、七〇年から七一年にかけてさらにいっそうのひろがりと深さをもって現われた。たとえば大気汚染は、全国的に激化し、とくに京浜・阪神地区、四日市、北九州などの地域の状態が深刻であった。このような大気汚染によって、気管支ぜんそくなどの人体被害も増大している。また七〇年七月、東京都に光化学スモッグという新しい型の公害が発生し、国民生活の環境の悪化が質的な高まりを示していることを裏づけた。政府は七〇年一一月における臨時国会で、公害関係の一四法案を提出し、いずれも成立をみた。

2　就業構造の変化と労働政策の重点

高度経済成長は、わが国の就業構造に大きな変化をもたらしたが、七〇年から七一年にかけてもその傾向は顕著であった。すなわち就業者数は一貫して大幅な増加をつづけているなかで、農林業就業者が減少し、非農林業就業者が前年より一〇八万も増加した。就業者中に占める雇用者の比率も、一九六〇年の五一％から七〇年の六四％に高まっている。

七〇年において雇用の増加率の高かった産業は、建設業と電気機器製造業であり、このほか輸送用機器製造業や精密機器製造業および卸・小売業や金融・保険業などの商業・金融部門も前年を上回る増加率を示した。雇用者の企業規模別構成でみると、小・零細企業の割合がもっとも高く、全体の過半数を占めている。さらに高度成長下で高まりをみせていた大企業雇用者の割合が若干低下し、中企業雇用者の割合が増加する動きが現われている。雇用者の年齢別構成では、一〇歳代の若年層の比率が大幅に低下し、中高年齢層の比率がひきつづき高まっている。またパート・タイムの雇用の増加を反映して、女子を中心とした臨時雇用者数が増加した。

一方農家人口は、七〇年現在二六二八万人となり、六五年に比べて一三％の減少を示した。総人口に対する農家人口の割合は、二六％である。このような農家人口の減少は、主として就職等の職業移動と、農家そのものの減少によるものである。農家人口のなかで、基幹的農業従事者は、六五年以降五年間に二〇％減少し、七〇年に七一五万になった。つぎに農家世帯員で、なんらかの兼業に従事する者はいっそう増加し、七〇年においては八五八万人（五年間で一〇％増）となった。とくに女子の農外兼業部面への進出が顕著である。

つぎに新規学卒の動向をみると、中学卒就職者はもちろん高校卒就職者もいっそう減少したにもかかわらず、大型景気の継続によって新規学卒者にたいする労働力需要が増加したため、七〇年三月卒の新規学卒者の求人倍率は、中学卒で五・八倍、高校卒で七・一倍に達した。これらの新規学卒就職者の産業別構成をみると中学卒就職者の場合は、製造業への集中がいっそう促進され、また高校卒でも同様に製造業就職者の割合がひきつづき高まっている。また職種では、技能工、生産工程作業者の比率が高まっている。これらの就職者が大企業に集中する傾向はさらに進んでいるといってよいが、他方においていったん就職した企業から短期間で離職し、労働移動を行なうものも増加している。

以上のような新規学卒の需給の逼迫が強まるにつれて、労働力不足はしだいに中高年齢層に及び、新規学卒を除く一般

労働市場についても、七〇年平均では有効求人倍率は一・四倍に高まった。しかし景気の動向は、一般労働市場の求人倍率に反映し、景気のかげりのみえはじめた七〇年後半には若干の低下がみられる。新規学卒者とともに求人難の度合いの強い技能労働力も依然として不足の状況がつづき、七〇年六月における不足数は、一八四万人に及んでいる。職種別にみると、不足数の高いのは、自動車運転手、機械工、ミシン縫製工などである。

労働力不足の深まりを背景として、一時落着きをみせていた労働移動もふたたび活発化し、とくに離職者では中高年齢層の比率が高まった。労働移動においては、小・零細企業労働者の占める比重が依然として大きいが、七〇年においては大企業の割合もしだいに高まっている。就職にともなう賃金変動をみると、若年層はもとより中高年齢層でも、賃金の上昇したものの割合が高まり、いわゆる上向移動が多くなってきたといってよい。

このような状況のもとで政府の労働政策は、前年の年鑑にものべたように、雇用政策に重点がおかれたが、それとならんで七〇年六月には「勤労者財産形成促進制度創設案」が発表された。この制度は、①勤労者の財産形成のために減税や割増金給付などの財産形成援助制度を設ける、②勤労者の預託金と政府出資により分譲住宅建設資金の融通などの事業を行なう勤労者財産形成基金を設ける、③事業主が共同して従業員に分譲する住宅を建設するため勤労者住宅建設協会を設立するなどの内容のものであった。

また七〇年一二月には、労相の私的な諮問機関である失業対策問題調査研究会は、①新たな失業者は現在の失業対策事業に就労させない。②いまいる一九万人の失対労働者も、民間事業や自営業につかせてなるべく自立をはかり、それでもなお残ったものについては暫定的な失対事業を実施するという趣旨をもりこんだ中間報告を野原労相に提出した。政府はこれを受けて七一年に緊急失対事業法など関係法案の改正に着手した。

社会保障の分野において政府は、政府管掌健保の保険料実質値上げや、再診料一〇〇円の新設などを内容とする赤字対

策を決定し、それにともなう健康保険法改正案と船員保険法改正案要綱を七〇年一月、社会保険および社会保障制度審議会に諮問した。しかし同要綱にたいしては、被保険者の負担による赤字対策にとどまり、政府がかねがね公約していた抜本改正に手をつけていないという批判が強く、審議は難行し、社会保険審議会の答申は、賛否両論を併記した形で提出された。この答申を受けて政府は健保改正案を国会に提出したが、結局不成立に終わった。また七〇年二月には中央社会保険医療協議会がひらかれ、厚生省が各方面の意見をとりまとめたいわゆる「審議用メモ」が提出されたが、日本医師会及び歯科医師会はこれに強く反発し、同協議会からの委員引揚げを行なった。さらに日本医師会は五月に入って会員の保険医師辞退書を知事あてに提出する方針を明らかにした。つぎに七〇年九月児童手当審議会が中間答申を提出し、自民党の一部に反対論があったにもかかわらず、七二年一月から月額三〇〇〇円の支給が実現することになった。

3　賃金上昇の加速化と合理化

一九七〇年の名目賃金は、前年にたいする現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一七・〇%で、六〇年代最高の上昇率であった六九年の一六・一%をさらに上回り、賃金上昇の加速化はますます強まるに至った。このように七〇年の名目賃金上昇が大幅であったのは、一九六四年から六八年にかけて戦後のベビー・ブーム期に生まれた人びとが大量に労働市場に登場する期間が終わり、生産年齢人口の増加率の減少が顕著になって、ようやく本格的な労働力不足が到来する入口にさしかかったことと、いわゆる大型景気の継続とが重なったためである。しかし七〇年の消費者物価の上昇率は、九・三%にものぼったため、実質賃金の上昇率は調査産業計で八・七%にとどまり、六九年の九・九%を下回っている。大幅賃上げにもかかわらず、労働者の生活状態の改善はそれほどすすまなかった。

以上のような賃金水準上昇のテコとなった新規学卒者の初任給は、七〇年三月卒で中学卒男子一八・四%、高校卒男子一八・三%といずれも、現金給与総額の上昇率を上回っている。また労働組合の春季賃上率は一八・三%であり、六〇年以降最高の上昇率を示している。七〇年においては、全国金属、新聞労連等においていわゆる五ケタの賃上げが実現するに至った。

企業間賃金構造をみると、まず産業別格差は若干拡大する傾向がみられ、規模別格差は一〇〇～四九九人の企業の賃金が相対的に上昇して格差が縮小している。地域別賃金格差は、鉱業において若干縮小し、製造業は前年とほとんど変りがない。企業内賃金構造をみると、まず労働者種類別賃金格差は、前年とほぼ同じであるが、特別に支払われた給与は、労職格差が若干縮小をみた。男女別賃金格差は前年とほとんど変わらないが、年齢別賃金格差は、大企業、中小企業ともに縮小がいちじるしい。

産業別の給与構成比率の年次別推移をみると、六八年まで減少しつづけてきた年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する戦前型の総合決定給の比率が六九年には逆に若干増加している。そして職務・職種・職能給など仕事的要素によって決定される基本給の比率はかえって減少しており、六九年においてはいわゆる賃金の近代化が停滞する傾向が現われた。

七〇年は好景気を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給が前年よりもさらに増加した。支給率は年間で三・九六ヵ月分である。

つぎに平均総実労働時間は、一八七・七時間で、六九年より〇・七%の減少となった。週休二日制を採用する企業も次第に増加し、時間短縮はおしとどめることのできない大勢となっているといってよい。しかし時間短縮が顕著にみられるのは大企業であり、中小企業の労働時間は依然として長く、規模別格差はそれほどめだって縮小していない。

賃金水準の上昇、労働時間の短縮の傾向に対処して企業の合理化はいっそう促進されている。合理化における第一の手段は、いわゆる「省力化」であるが、日本機械工業連盟が七〇年三月に発表した「機械工業労働者確保対策実態調査報告書」によると、調査対象企業全体の約六二％が省力化への積極的な意向を示し、とくに従業員一〇〇〇人以上の大企業においては、約九〇％の企業が省力化を最重点対策とみなしている。業種別には、電気機械・輸送機械・精密機械の部門で省力化への関心が高い。合理化の第二の手段は、いわゆる「能力主義管理」である。それは職務遂行能力を評価対象とする人事・賃金管理の確立、知識、技術、技能を高度化し多様化するための自己開発、目標管理やＺＤ運動などによる従業員の自発性と積極性を高めることなどが含まれている。

以上のような合理化の推進とあわせて企業の売上高も順調にのびたため、労働生産性の向上はいちじるしいものがあった。すなわち労働生産性の伸びを「日本生産性本部」の指数によってみると、七〇年には製造業で一三・九％となっている。したがって賃金の大幅な上昇も、生産性の上昇によって吸収され、労働分配率もほとんど増大していない。もっとも七〇年一〇月以降は、景気停滞の影響もあって生産性の伸びは鈍化し、とくに鉄鋼、電気機械などの鈍化がいちじるしかった。

4　労働争議の年間動向と賃金闘争

七〇年において総争議は、前年に比べて件数で一三・九％、参加人員で三六・九％減少し、争議行為をともなう争議も件数で一五・六％、行為参加人員で二三・二％減少した。しかし同盟罷業は、件数で二七・〇％、行為参加人員で二一・九％の増加をみ、これにともなって労働損失日数も七・七％増大した。

このような総争議、争議行為をともなう争議の件数と参加人員の減少は、七〇年春闘が好況のもとで、しかも「七〇年闘争」という政治闘争と結合しやすい客観的情勢のもとでたたかわれたため、資本の側が経済的に譲歩し、かなり容易に大幅賃上げを認めたこと、下半期の政治的統一行動が前年ほどの規模の実力行使をもってたたかわれなかったことなどによるものである。これにたいして同盟罷業の増加は、春闘期にも同盟罷業の規模が前年とほぼ同水準であったのに加えて下半期に景気が後退するなかで、民間の年末一時金闘争が電機労連傘下の大組合をはじめとして実力でたたかわれたことによるものである。

産業別にみると、七〇年には製造業において争議行為をともなう争議が増大し、サービス業、公務、運輸通信業におけるそれが減少している。しかし運輸通信業では私鉄総連のストライキもあり、件数・参加人員ともに例年の水準を上回った。さらに製造業のなかで増大したのは、食料品たばこ、木材木製品、出版印刷、非鉄金属、機械、電機、輸送用機器、精密機械にかぎられ、繊維、鉄鋼、パルプ紙、金属製品などで大幅な減少がみられた。

七〇年の争議を主要団体別にみると、例年どおり総評の占める割合が高いが、しかし従来に比べて電機労連のストなどもあって中立労連の占める比率が高まり、総評のそれは低下している。他方、同盟の争議行為をともなう争議に占める比率は低下し、七〇年には行為参加人員の二・六%、労働損失日数の二・八%を占めるにすぎなかった。

七〇年の争議行為をともなう争議の発生件数を要求事項別にみると、「賃金増額」と「その他」（政治ストならびに支援スト）が四割弱減り、「臨時給与」要求が四割弱ふえて一千件を越えていることが注目される。

七〇年の春季賃金闘争にひきつづいて行なわれた秋季年末闘争は、例年と異なり、公害問題をはじめとする国民的諸要求を主要な闘争の目標として展開された。すなわち総評は、市川議長、大木事務局長らの新しい執行体制のもとで、公害、減税、老齢保障などの国民生活に関連する諸要求を前面に出して運動をすすめることを基本として、①公務員給与、労働

時間短縮、労災補償改善などを含む合理化反対、年末一時金など、②公害追放、老齢保障、減税などを中心とする国民的諸要求、③アメリカのベトナム、インドシナ侵略反対などの三つを闘争の目標とし、とくに国民的諸要求については、一〇・一七スト権奪還闘争、一〇・二一国際反戦デーにおける統一行動、一一月二九日の「青空とみどりをとりかえし、国民のいのちとくらしを守る国民集会」、さらには臨時国会に向けて国会・政府にたいする陳情行動などを実施した。また同盟は、物価値上げ反対、減税要求、公害対策を目標に国民運動を展開することとし、各地方同盟は一〇月～一一月にかけて地方集会を開催するとともに、それらをうけて一一月七日には「〃公害をなくそう〃同盟中央集会」が開催された。

秋季の賃金闘争の主軸となったのは、例年のように公務員共闘の賃金闘争であった。すなわち公務員共闘は、①基本賃金の一〇〇〇円以上引上げ、②最低賃金一八歳三〇〇〇円、③扶養手当一人月額三〇〇〇円などの要求を決定し、これを三月三一日政府・人事院に提出した。公務員共闘は四月二三日の人事院交渉、五月一二日の第一次統一行動、六月九日の第二次統一行動、六月二三日から七月四日までの第三次統一行動などを展開し、全国動員、集会、デモ行進、対政府・人事院交渉を重ね、大幅勧告を要請した。

七月四日には公務員共闘ストライキ宣言中央集会をひらいて、七月一〇日統一スト宣言を発表したが、これにたいして政府は警告談話を発表した。七月九日、公務員共闘は常任幹事会及び幹事会をひらいて、七・一〇ストについて検討した結果、自治労がスト実施を主張したほかは、スト中止の意見が出されたので結局ストを中止することを決定するに至った。

人事院は八月一四日、国会及び内閣にたいして一般職国家公務員の給与について勧告を行なったが、その内容は、給与改善について俸給で一〇・七％（六七三三円）、諸手当で一・三六％（八六一円）その他を含めて計一二・六七％（八〇二二円）の引上げを行なうものであった。公務員共闘は、実施時期を四月一日とすることを要求したが、政府は「五月以降完全実施」を決定するに至った。

以上にのべた公務員共闘の七〇年賃金闘争が好況の影響をうけたのにたいして、七一年春闘（同盟、ＩＭＦ・ＪＣの賃金闘争をふくむ）は不況下の賃金闘争としてたたかわれた。ここ数年賃上げ額および賃上げ率において、前年を上回りつづけてきた春闘の成果は、労働者の賃金闘争にたいする確信を強めさせたが、それにたいして経営者の側は、不況期にこそ賃上げ額と率を前年より下回らせ、賃金闘争の発展をおしとどめようとした。このような労資の真向からの対立のなかで春闘は、予想以上に長期化し、やま場が五月にまでずれ、六月に入って公労協の妥結が行なわれてようやく春闘が終わるという長丁場のたたかいとなったばかりでなく、かつてないほどストライキが多発することになった。

春闘共闘委は、三月二六日第一波統一行動を行ない、全国金属、合化労連、新聞労連などの組合が、一時間から半日以上のストライキを行なった。さらに四月八日には第二波統一行動が行なわれ、全国金属、合化労連、食品労連などを中心に本格的な実力行使の段階に入った。このような闘争によって、春闘共闘委の集計では、四月一五日現在で一万円以上を獲得した組合が七五四にのぼった。しかし電機労連の回答では、一五日でなお六〇〇〇円台にとどまった。

四月二一日、鉄鋼労連にたいする回答が出されたが、金額は前年なみの七五二〇円であり、率からいうと前年の一二・四％にたいして一〇・六％であった。鉄鋼回答の翌日、電機労連にたいして第二次回答が出たが、それは第一次回答に一〇〇〇円程度積上げをした七〇〇〇円台のものであり、前年実績の八〇〇〇円台に及ばなかった。四月二二日～二四日には、春闘第四波統一行動が行なわれ、食品労連、電機労連、ゴム労連などがストライキを行なった。

春闘の頂点となったのは、私鉄総連の闘争である。すなわち私鉄総連は、五月一三日正午から中央集団交渉を行ない第一次回答を得たが、それは一昨年の妥結額と同じで、一二％の引上げにすぎなかった。かくして一四日には、東武、東急、営団地下鉄、京王帝都、京成、南海、阪急、京阪、西鉄の大手一〇組合が始発から二四時間ストに入った。またこの日、国労・動労は、ＡＴＳ闘争をふくむ順法闘争を行なった。

この間、中労委と公労委は調停工作をすすめたが、私鉄にたいしては一七日午後に前年妥結額とおなじ八九五〇円の第二次回答がでた。しかし私鉄総連はこれを拒否し、一八日ついに大規模なストライキに突入した。また国労・動労は一八日、北海道地区からはじまって、東北、関東、関西、四国、九州の一六拠点で第一波ストに入った。私鉄総連は、さらに二一日に第三波のストライキをかまえ、二〇日から中央集団交渉を行なってきたが、二一日早朝九七〇〇円（一七・三％）で妥結し、スト解除指令を発した。

一方、公労協の調停は、私鉄待ちになっていたが、五月二〇日の合同調停委員会において、八％プラス二三〇〇円（定昇こみ単純平均九三二六円）を示したが、調停不能となり、仲裁裁定に移行した。不況の影響を深刻に受けた電機労連はねばり強くたたかいをすすめ、五月二六日からの無期限時限ストを前にして、日立（八五〇〇円プラス一時金）、東芝（八五〇〇円一時金）、三菱（八四九八円プラス扶養手当一五円プラス一時金）、松下（九七三〇円プラスアルファ）などの回答をえて、ストライキを回避し妥結をみた。

同盟系組合では、海員組合が外航部門一万一一八〇円で妥結したあと、内航部門は四月二八日に全国の主要港で第一波の一〇日間スト、つづいて五月八日から一〇日間の第二波ストに入ったが、一〇日に至り一万四七四円の回答を得てストを中止した。同じように闘争が長びいていた電労連も、五月二八日までには妥結し、北陸九八五〇円、関西一万一〇〇〇円、九州九六〇〇円、電源開発九一五〇円となった。同盟系組合も、中小の全金同盟をはじめとしてストライキが多く、一四〇組合をこえる状態であった。従来は三〇組合程度であったから、闘争の高揚がうかがわれる。

さらに中労委にもちこまれていた全繊同盟の賃金闘争は、五月二六日に化繊に平均九八二九円（一七・四％）、綿紡に平均六七〇〇円（六・二％）と昨年実績を多少上回るあっせん案が提示された。これにたいして地繊の一部は六月一日から、その他の中小やあっせん不調の羊毛、麻、生糸などは六月三日にストに突入する指令を発した。六月二九日に綿紡は、

二〇〇円程度の増額によって、ストライキ直前の六月四日妥結を決定し、半毛は昨年実績プラス二五〇円（半毛紡績二二社）、二八八円（羊毛染色八社）で三日からストライキ直前に集団交渉を終わって妥結し、各社交渉にうつり、また麻関係は六〇〇〇円～七〇〇〇円台でストを中止した。

六月一日の公労協の妥結によって七一年春闘はほぼ終結をみたが、その特徴はまず第一に妥結結果が前年賃金額を上回り、前年賃上率を下回ったことである。これは不況の影響によって、七〇年後半から労働力の需給がゆるんだことが賃金上昇をおさえ、加速化をおしとどめることになったと考えてよい。第二に七一年春闘はストライキがきわめて多く、闘争が長期化し、とくに私鉄、国鉄など国民生活に直接影響のある部門でのいわゆる大型ストがくりかえし行なわれ、しかもストにたいする国民の世論が比較的同情的であったという特徴があった。

5　公害反対闘争と沖縄復帰をめぐる運動

総評は、七〇年八月の第四〇回定期大会において一九七〇年度運動方針及び、秋季年末闘争方針を決定したが、とくに秋季年末闘争方針においては「いのちと暮らしを守り平和と民主主義を貫く」ことを目標に、合理化反対、年末一時金、公務員賃金引上げなどの諸要求と、住宅・公害・社会保障などの国民的生活要求とを結合させ、対企業、政府自治体への要求行動を強め、国民世論の結集をはかりながら一一月には全国的な統一行動を展開し、さらに七一年春闘に発展させることが明らかにされた。このように総評がいわゆる国民的生活要求を広範にとりあげ、とくに公害の追放を大きくとりあげたのは、市民の日常的生活に深い影響のある闘争を全国的にもりあげることによって、地盤沈下の目立つ総評の組織・運動のたて直しをはかろうとする意図をもったものであった。

また同盟も、物価値上げ反対、減税要求、公害対策を目標に国民運動を展開することとし、各地方同盟は一〇月～一一月にかけて地方集会を開催することを決定した。しかし公害闘争の取上げ方は、総評とかなり異なり、それを「反独占」としてとらえるのではなく、労資協議の場で公害をなくすよう経営者側に働きかけることを重点としたものであった。

総評は、定期大会の決定にもとづき、七〇年九月四日公害問題幹部講習会を開催し、九日に中立労連と打合せを行なったのにつづき、同月一七日には、鉄鋼労連、合化労連など二三単産で構成する「公害対策特別委員会」を発足させて、公害・減税・老齢保障など「国民のいのちとくらしを守るたたかい」の具体的行動を開始し、第一回拡大評議員会の決定にもとづく一一月二九日の「青空とみどりをとりかえし、国民のいのちとくらしを守る国民集会」の準備にとりかかった。

この間、総評は、九月一〇日の単産委員長会議において、公害絶滅月間を一一月に設定することの了解を得、さらに新産別、同盟にたいして共同行動の申入れを行なうことにした。この決定にもとづいて総評は、同盟との会談を行ない、共闘について非公式の話合いがすすめられた。一〇月六日にも四団体（総評、同盟、中立労連、新産別）の事務局長、書記長が公式に会合して協議した結果、公害基本法の改正などを四団体共同で政府・各政党に申し入れることに意見の一致をみた。

総評は、同盟などにたいし「一一・二九公害絶滅デー」の共同参加を呼びかけていたが、同盟が参加を断ったので、これに賛同した中立労連との間で実行委を組織することになった。ついで総評は、一一月一〇日、三四単産の公害問題担当者を集めて「公害対策代表者会議」を開催し、公害闘争の具体的方針について協議したが、そのなかでは企業意識の克服が大きな問題としてとりあげられた。

一一月一三日、市川総評議長、滝田同盟会長ら労働四団体の代表は、公害・減税問題にかんして政府代表と会見し、「公害対策基本法の改正」「公害対策費用を公害発生源に負担させること」「公共投資の拡大」などの公害、減税対策につい

て申入れを行なった。これにたいして政府からは、要望にこたえるよう努力したい旨の見解が述べられた。

ついで総評は、関係各省交渉および昭電、三井金属、窒素、大昭和、東邦亜鉛、住友等一二社を公害加害企業として抗議行動を行なうことを決定し、さらに大木事務局長らの代表が山中総務長官と会見し、要請を行なった。一一月二六～二七日の両日には、公害対策全国連絡会議とともに第二回全国大会を開催し、公害防止対策の確立、加害企業への罰則強化など公害関係法案の抜本的改正について決議を行ない、大会終了後政府及び加害企業に代表が要請行動を行なった。このような盛上がりのなかで、一一・二九公害絶滅デーは、東京・代々木公園において行なわれた。「公害絶滅中央集会」（参加者四万二〇〇〇人―警察調べ）をはじめとして、全国三一都道府県、六五ヵ所で約一二万人が参加して集会が実施され、このうち三〇都道府県、五三ヵ所で約八万名の参加のもとにデモが実施された。

沖縄返還をめぐる運動は、本土と沖縄の両方にわたって七〇年から七一年にかけてもひきつづいてくりひろげられた。まず本土においては、日米安保条約が自動延長になった七〇年六月二三日におけるいわゆる六・二三デモにつづいて、一〇月二一日第五回国際反戦デーが行なわれ、全国で「インドシナ三国人民支援・安保廃棄・沖縄の国政参加選挙勝利・生活擁護」をかかげ、全国統一行動が展開された。主催者側発表では、全国五〇〇ヵ所で約一二〇万人の参加となっている。社共系の統一行動は平穏に行なわれたが、新左翼系が東京などで機動隊と衝突し、全国で一八七人が逮捕された。

ところで沖縄においては、住民が長年にわたって要求しつづけてきた国政参加（衆・参両議員選挙）が七〇年一一月一五日、ようやく実施されるに至った。この選挙において自民党は、本土復帰の路線がすでに確立され、疑問をはさむ余地はないとして、復帰後の経済振興を中心に訴えたのにたいして、革新三党と公明党は「日米共同声明」に強い不信感を示し反戦・自主の復帰路線を強調した。選挙の結果、衆議院選挙の場合、自民党二名、社会党、社会大衆党、人民党各一名が当選したが、得票率は自民党の三候補を合わせて四三・五六％であるのにたいして、革新は三候補を合わせて四六・二

八%にのぼり、革新の勝利が明らかになった。また参議院選挙の結果は、革新共闘のおした無所属一名、自民党一名が当選したが、ここでも革新共闘の得票率は四五・四一%であった。

沖縄全軍労の闘争は、六九年末に沖縄米軍が打ち出した大量解雇をきっかけに激烈な形で展開されてきたが、七〇年三月末に本土政府による退職金の肩代り支給の決定によって急転し、四月九日、六月末までを期間とした暫定的条件協定が調印されて休戦状態に入った。ところが前記協定の期限ぎれを迎えて、米軍側は七月三一日五一六名の解雇予告と、同時に一部職種の時間短縮と一部業務の請負制移行を発表した。解雇予告を受けたものは、大半が基地付属施設に勤務する第二種雇用員で、施設経営（独立採算制）の悪化がその理由であった。

本土政府は、七月三一日の解雇発表にたいし、ただちに特別給付金の支給（総額九六〇〇万円）、離職者対策の確立を決定するとともに、米軍にたいし退職金増額、解雇予告期間延長などを申し入れた。全軍労はこの解雇計画の撤回を要求したが、米軍が拒否したため、八月二三日の臨時大会でスト権を確立、九月一〇～一一日に四八時間ストを実施した。このストに、全軍労、米軍側とも一月のストの時のような挑発行動を避け、また基地関係業者なども自主的に休業するなどの措置をとったため平穏裡に実施された。全軍労は、九月二三日の中央闘争委員会で事態について検討した結果、米軍側が摩擦を避けるため処分の棚上げを考慮中といわれていたこと、本土政府が特別給付金支給を決定したこと、組織の体制が十分でなく、また上原委員長が秋の国政参加選挙に立候補することなどの事情から、ストを実施しないことを決め、闘争を収拾するに至った。

以上のような運動の展開の一方において、沖縄労働組合の本土系列化の動きが現われたことも無視することができない。すなわち七一年春闘中の五月二八日に、長期争議中のペプシコーラ労組が分裂して、過激な方針を批判する約五〇名が新組合を結成し、同盟を指向した。同盟系労組は、六月八～一〇日に本土、沖縄の産業別代表者会議をひらき、「同盟沖縄

地方協議会」を結成した。県労協は、これを分裂行為として同盟系労組を除名することを決め、これにたいして同盟系労組は脱退を声明、県労協は分裂した。このような本土系列化の動きは、沖縄全逓の復帰に際しての電通部門と郵政部門分離の決定、煙草会社三労組による全専売沖縄地方部の結成などとなって現われ、また全軍労につぐ沖縄官公労も主流派と反主流派に分裂し、総評系と同盟系に分かれる傾向が顕著となっている。沖縄第二の組織である

第一部

労働者状態

I　労働人口の構成

概要□わが国の人口と世帯の概況──都道府県別人口／都市・郡部別人口／人口の過疎・過密の分極化／人口移動とその流動現象──人口移動の増勢とその内容／大都市人口の近郊への分散／大都市人口の外郭県への流出／労働力供給地域への人口の逆流／海外主要国における人口の社会的構成

概要

一、一九七〇年の国勢調査結果によると、わが国の総人口は、沖縄をふくめて一億人をこえた。その都市ブロック別の人口分布では、東京圏（東京都と周辺三県）、阪神圏（大阪、京都、兵庫、奈良の二府二県）、中京圏（静岡をふくむ四県）の各三大都市圏で依然高い人口の増加率を示し、その結果、右の三大都市圏をふくむ太平洋ベルト地帯人口は、五一三四万人、全国人口の四九・五％（前回一九六五年四六・六％）を占めるにいたった。

一、一九五〇年代後半以降、わが国人口の巨大都市圏集中は、国土の一六％の地域に、五〇％近い人口を吸収し、いわゆる人口の過密・過疎問題をひきおこした。しかし、なお立ち入ってみると、六五年を境にして、①人口増加県の増加率と人口減少県の減少率の鈍化、②東京都、大阪市、名古屋市などへの流入人口が急激に減り、同圏内近郊外郭地域への流出および大都市間での人口交流、③人口流出地帯への大都市圏からの人口の還流、いわゆる〝里帰り現象〟の増加のほか、④人口減少県内でも県都など拠点都市では、過疎山村からの流出人口を吸収して急膨張し、あふれた人口が周辺町村にはみ出すなどの新しい特徴をうかびあがらせている。

一、こうした事情の背景としては、①はげしい人口の都市集中のなかで、農村部人口の自然増が都市部を下回り、人口流出の原動力だった地方の過剰労働力が激減の方向をたどっていること、②人口流出の大きな力となる賃金、生活水準などの地域格差が縮小の方向にむかっていること、③地方における雇用基盤の拡大、工場分散に加えて、公害、過密居住に悩む巨大都市圏より、地方の方が比較的に住みやすいという生活環境のプラス、マイナスがそれに拍車をかけていることが考えられる。かくして、人口流動が複雑化するなかで、工業化と生活様式の都市化の波が、地方にまで滲透し、じょじょに定着することによって、公害と住宅問題、近代的な低所得層の問題、少年非行と犯罪等等からなる、いわゆる〝都市問題〟は、巨大都市にのみ固有な問題としての性格をもつものでなく、日本全国のありとあらゆる都市に共通したものになりつつあることが確かめられようとしている。

1　わが国の人口と世帯の概況

―一九七〇年第一一回国勢調査結果による

総理府統計局は、一九七〇年一〇月一日現在で実施された第一一回国勢調査結果のうち、全国・道府県・市区町村別人口および世帯数を発表した。それによると(第1表)、わが国の人口は一億人をこえ、前回六五年の調査結果に比べて、過去五年

第1表　各回国勢調査結果の推移

年	総人口	前回調査との比較		人口密度（1平方キロメートル当り）	性比（女100人につき男の割合）	1世帯当り人員
		増加数 人	増加率 %			
1970年(第11回)	103,703,552人 (104,649,017)	5,428,591	5.5	280人	96.5人	3.72人
1965年(第10回)	98,274,961	4.856,460	5.2	266	96.6	4.08
1960年(第9回)	93,418,501	4,142,972	4.6	253	96.5	4.52
1955年(第8回)	89,275,529	6,075,892	7.3	242	96.6	4.97
1950年(第7回)	83,199,637	5,098,164	6.1	226	96.3	5.02
1947年(第6回)	78,101,473	5,561,744	7.1	212	95.4	4.92
1940年(第5回)	72,539,729	3,878,075	5.6	191	100.1	5.10
1935年(第4回)	68,661,654	4,789,158	7.5	181	100.7	5.13
1930年(第3回)	63.872,496	4,693,296	7.9	168	101.1	5.08
1925年(第2回)	59,179,200	3,787,719	6.8	156	101.1	4.98
1920年(第1回)	55,391,481	—	—	146	100.5	4.99

〔備考〕1）総理府統計局「昭和45年国勢調査、全国都道府県市区町村別人口概数」(昭和45年12月刊)による。
2）カッコ内は沖縄県人口をふくむ。

に神奈川県の人口にほぼ近い五四三万人を増加した。これに戦後はじめて、本土とまったく同じ期日、方法によって調査された沖縄の人口九四万五四六五人を加えると、わが国の総人口は一億〇四六四万人となった。一方、沖縄を除く世帯総数は二七八五万世帯で、人口以上にこの世帯数の伸びが大きかったため、一世帯当りの人員は三・七二人と、前回の四・〇八人、前回の四・五二人に比べて減少し、核家族化の傾向がはっきりと示されている。また、この調査結果でうかがえる特徴の一つは、人口増加県の増加率、人口減少県の減少率がともに鈍化し、人口動態が一見落ちつきをみせていることである。しかし、減少県内でも、県都など中心都市は過疎山村からの流動人口を吸収して急膨張しており、あふれた人口は周辺町村にはみだすなど、県内流動はむしろはげしさを増している。

都道府県別人口

都道府県別人口の増減をみると、第2表および第1図のごとく、東京を中心とした首都圏、大阪を中心とした近畿圏、さらに東京、大阪にはさまれた太平洋岸に人口が集中する傾向は変わらないが、その集中の度合は弱まっている。すなわち、首都圏では、前回の調査以後この五年間に東京で五三万人、神奈川一〇四万人、埼玉八五万人、千葉六六万人、計三〇八万人の増（増加率一四・七%）。また、近畿圏の大阪、兵庫、京都、奈良の人口増は計一五七万人（増加率一一・三%）であるが、これを前回の調査結果における、それぞれの増加率首都圏で一七・六%、近畿圏で一四・〇%と比べると、いずれもかなりの速度で人口が集中しているとはいうものの、そのテンポは落ちてきていることになる。

第1図　人口の増加と減少
(1965～70年)

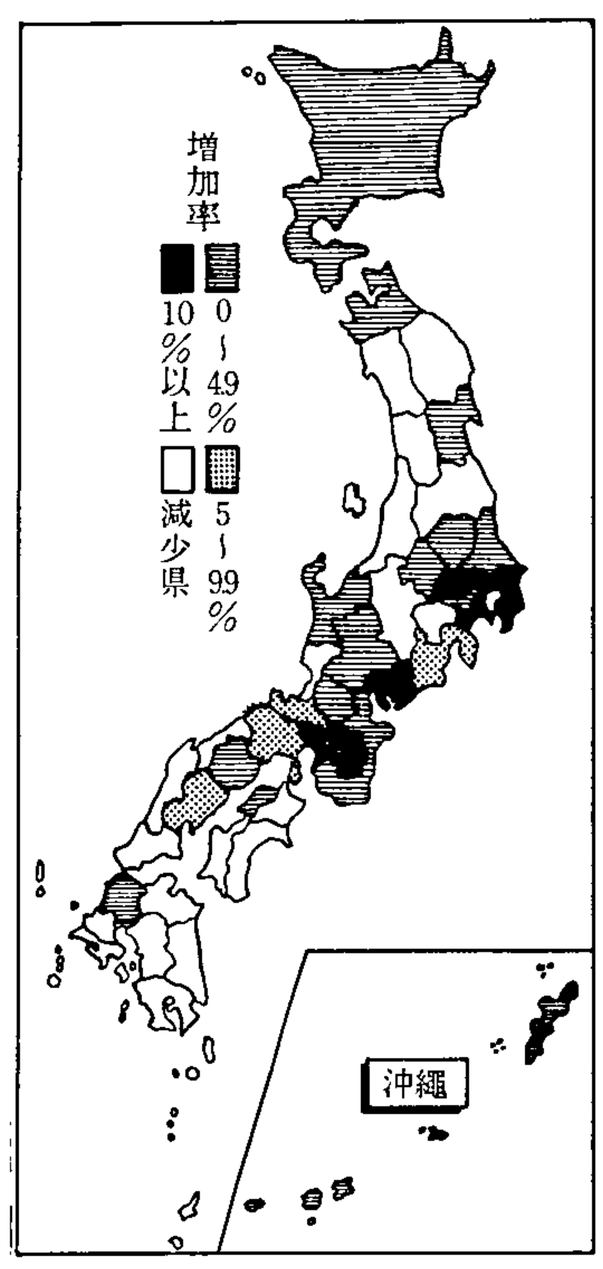

一方、人口減少県は、前回の二五県から二〇県に減った。青森、富山、岡山、香川、福岡の五県が増加県の仲間入りしたためである。特にいちじるしい人口減少県は、鹿児島（六・七%減）、島根（五・八%減）、長崎（四・三%減）などである。

都市・郡部別人口

人口を都市部と郡部とに分けてみると、都市人口は七四八三万人で全体の七二・二%を占め、六五年に比べて七九一万人（一一・八%）増となった。逆に郡部人口は同じ五年間で七・九%減っている。各回調査毎の市部人口の推移では、終戦の年、一九四五年にはわずか二七・八%にしかすぎなかったのが、五〇年三七・五%、五五年五六・三%、六〇年六三・五%、六五年六八・一%へと高まり、今回これをさらに上回って人口の都市集中が一段と促進されたことになる（第3～5表）。

この人口分布を都市ブロック別にみると、首都圏（一都七県、第2図）が三〇二四万人で全国の二九・二%を占め、六五～七〇年の五年間に一二・二%増となった。次いで、近畿（二府四県）

第2表　都道府県別人口　(1970年10月1日現在)

区分	世帯数	総人口	男	女	増減
全国	27,852,743	103,703,552	50,915,658	52,787,894	5,428,591
北海道	1,427,783	5,184,219	2,552,736	2,631,483	12,419
青森	347,647	1,427,430	685,722	741,708	10,839
岩手	333,833	1,371,621	658,601	713,020	△ 39,497
秋田	299,458	1,241,261	593,009	648,252	△ 38,574
山形	286,253	1,225,624	587,376	638,248	△ 37,479
宮城	452,205	1,819,221	889,175	930,046	66,095
福島	459,833	1,946,116	936,485	1,009,631	△ 37,638
茨城	508,291	2,143,391	1,054,218	1,089,173	87,294
栃木	376,162	1,580,018	769,625	810,393	58,919
群馬	405,196	1,658,897	808,049	850,848	52,756
埼玉	992,767	3,866,468	1,952,268	1,914,200	851,485
千葉	873,743	3,365,282	1,694,563	1,670,719	663,455
東京	3,584,043	11,398,801	5,796,550	5,602,251	529,557
神奈川	1,534,094	5,470,802	2,822,020	2,648,782	1,040,059
新潟	560,786	2,360,933	1,140,111	1,220,822	△ 37,998
長野	499,365	1,956,863	936,449	1,020,364	△ 1,144
山梨	191,386	761,924	366,980	394,944	△ 1,270
静岡	755,244	3,089,890	1,516,582	1,573,308	177,369
愛知	1,381,294	5,386,116	2,695,606	2,690,510	587,463
岐阜	432,929	1,758,791	848,765	910,026	58,426
三重	391,361	1,542,514	742,304	800,210	28,047
富山	248,342	1,029,690	492,676	537,014	4,225
石川	254,478	1,002,390	480,580	521,810	21,891
福井	183,213	744,198	356,501	387,697	△ 6,359
滋賀	215,217	889,701	429,948	459,753	36,316
京都	633,998	2,249,819	1,102,376	1,147,443	147,011
大阪	2,190,043	7,620,311	3,824,287	3,796,024	963,122
兵庫	1,268,984	4,666,736	2,299,861	2,366,875	356,792
奈良	233,583	930,073	450,883	479,190	104,108
和歌山	285,417	1,042,635	503,324	539,311	15,660
香川	242,543	907,836	430,743	477,093	6,991
徳島	205,266	790,996	376,684	414,312	△ 24,119
愛媛	394,304	1,418,074	671,131	746,943	△ 28,310
高知	237,698	786,690	371,858	414,832	△ 26,024
岡山	453,853	1,707,014	819,660	887,354	61,879
広島	696,763	2,435,910	1,188,358	1,247,552	154,764
鳥取	144,482	568,651	269,505	299,146	△ 11,202
島根	202,776	773,572	367,629	405,943	△ 48,048
山口	423,806	1,511,425	718,963	792,462	△ 32,148
福岡	1,095,341	4,027,414	1,931,286	2,096,128	62,803
佐賀	199,583	838,442	393,570	444,872	△ 33,443
長崎	407,071	1,569,984	748,258	821,726	△ 71,261
熊本	436,230	1,700,079	798,110	901,969	△ 70,657
大分	308,362	1,155,623	540,587	615,036	△ 31,857
宮崎	286,055	1,051,097	497,965	553,132	△ 29,595
鹿児島	511,662	1,729,010	803,671	925,339	△ 124,531
(沖縄)	223,467	945,465	452,409	493,056	11,289

〔備考〕　増減は1965年調査と比較したもので△印は減。

第3表　人口200万以上の都道府県

区分	1970年 人口	1965年 人口	1970年～65年の増減（△は減少） 増減数	増減率(%)	1960年 人口	1960年～65年の増減（△は減少） 増減数	増減率(%)
東京都	11,398,801	10,869,244	529,557	4.9	9,683,802	1,185,442	12.2
大阪府	7,620,311	6,657,189	963,122	14.5	5,504,746	1,152,443	20.9
神奈川県	5,470,802	4,430,743	1,040,059	23.5	3,443,176	987,567	28.7
愛知県	5,386,116	4,798,653	587,463	12.2	4,206,313	592,340	14.1
北海道	5,184,219	5,171,800	12,419	0.2	5,039,206	132,594	2.6
兵庫県	4,666,736	4,309,944	356,729	8.3	3,908,127	401,817	10.3
福岡県	4,027,414	3,964,611	62,803	1.6	4,006,679	△ 42,068	△ 1.0
埼玉県	3,866,468	3,014,983	851,485	28.2	2,430,871	584,112	24.0
千葉県	3,365,282	2,701,827	663,455	24.6	2,306,010	395,760	17.2
静岡県	3,089,890	2,912,521	177,369	6.1	2,756,271	156,250	5.7
広島県	2,435,910	2,281,146	154,764	6.8	2,184,043	97,103	4.4
新潟県	2,360,933	2,398,931	△ 37,998	△ 1.6	2,442,037	△ 43,106	△ 1.8
京都府	2,249,819	2,102,808	147,011	7.0	1,993,403	109,405	5.5
茨城県	2,143,391	2,056,097	87,294	4.2	2,047,024	9,130	0.4

〔備考〕 1970年・65年人口は，1970年境域による。1960年人口，1960年～65年の増減は、1965年境域による。

第4表　人口50万以上の大都市の人口

人口50万以上の市	1970年 人口 (1)	1965年 人口 (2)	1965年 組替人口 (3)	1965年～70年の比較（△は減少） 増減数 (1)－(2)	増減率(%)	1960年 人口 (4)	1960年 注3) 組替人口 (5)	1960年～65年の比較（△は減少） 増減数(2)－(5)ただし、東大阪市については(3)－(5)	増加率(%)
東京都の区部	8,832,647	8,893,094	8,893,094	△ 60,447	△0.7	8,310,027	8,310,027	583,067	7.0
大阪市	2,980,409	3,156,222	3,156,222	△175,813	△5.6	3,011,563	3,011,563	144,659	4.8
横浜市	2,237,513	1,788,915	1,788,915	448,598	25.1	1,375,710	1,375,710	413,205	30.0
名古屋市	2,036,022	1,935,430	1,935,430	100,592	5.2	1,591,935	1,697,093	238,337	14.0
京都市	1,418,933	1,365,007	1,365,007	53,926	4.0	1,284,818	1,284,818	80,189	6.2
神戸市	1,288,754	1,216,666	1,216,640	72,114	5.9	1,113,977	1,113,977	102,689	9.2
北九州市注1)	1,042,319	1,042,388	1,042,388	△ 69	△0.0	—	986,401	55,987	5.7
札幌市	1,010,122	794,908	821,217	188,905	23.0	523,839	601,151	193,757	32.2
川崎市	973,251	854,866	854,866	118,385	13.8	632,975	632,975	221,891	35.1
福岡市	853,271	749,808	749,808	103,463	13.8	647,122	661,395	88,413	13.4
堺市	594,369	466,412	466,412	127,957	27.4	339,863	371,502	94,910	25.5
尼崎市	553,660	500,990	500,472	53,188	10.6	405,955	405,955	95,035	23.4
仙台市	545,062	480,925	480,925	64,137	13.3	425,272	425,272	55,653	13.1
広島市	541,834	504,245	504,245	37,589	7.5	431.336	431.336	72,909	16.9
東大阪市注2)	500,172	—	443,081	57,091	12.9	—	318,001	125,080	39.3
計	25,408,338	23,749,876	24,218,722	1,189,616	4.9	20,094,392	21,627,176	2,565,781	11.9
(全国人口に占める割合)	(24.5)	(24.2)	(24.6)	—	—	(21.5)	(23.2)	—	—

〔備考〕 1）1963年2月10日門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市が合併して北九州市が新設される。
2）1967年2月1日布施市、枚岡市、河内市が合併して東大阪市が新設される。
3）1965年10月1日現在の境界による1960年の人口を示す。ただし東大阪市については1970年10月1日現在の境界による1960年の人口を示す。

第5表　1970年における人口10万以上の市の人口（1）　（△は減少）

市	1970年 人口	1965年 人口(組替)	増加率 (%)	市	1970年 人口	1965年 人口(組替)	増加率 (%)
1 東京都の区部	8,832,647	8,893,094	△ 0.7	39 相模原市	278,314	163,381	70.3
2 大阪市	2,980,409	3,156,222	△ 5.6	40 高松市	274,331	257,716	6.4
3 横浜市	2,237,513	1,788,915	25.1	41 浦和市	269,397	221,323	21.7
4 名古屋市	2,036,022	1,935,430	5.2	42 富山市	269,268	255,932	5.2
5 京都市	1,418,933	1,365,007	4.0	43 大宮市	268,773	215,646	24.6
6 神戸市	1,288,754	1,216,640	5.9	44 市川市	261,013	207,988	25.5
7 北九州市	1,042,319	1,042,388	△ 0.0	45 大分市	260,576	226,417	15.1
8 札幌市	1,010,122	821,217	23.0	46 吹田市	259,605	196,665	32.0
9 川崎市	973,251	854,866	13.8	47 豊橋市	258,538	238,672	8.3
10 福岡市	853,271	749,808	13.8	48 下関市	258,422	254,376	1.6
11 堺市	594,369	466,412	27.4	49 福山市	255,091	204,768	24.6
12 尼崎市	553,660	500,472	10.6	50 八王子市	253,471	207,753	22.0
13 仙台市	545,062	480,925	13.3	51 松戸市	252,998	160,001	58.1
14 広島市	541,834	504,245	7.5	52 佐世保市	247,845	247,069	0.3
15 東大阪市	500,172	443,081	12.9	53 郡山市	241,666	223,183	8.3
16 千葉市	482,089	339,850	41.9	54 函館市	241,649	252,216	△ 4.2
17 熊本市	439,886	407,052	8.1	55 高知市	240,321	217,889	10.3
18 浜松市	432,221	392,632	10.1	56 青森市	240,041	224,433	7.0
19 長崎市	421,055	405,479	3.8	57 秋田市	235,879	216,607	8.9
20 静岡市	416,379	382,799	8.8	58 呉市	235,184	225,013	4.5
21 姫路市	407,954	373,653	9.2	59 清水市	234,966	218,559	7.5
22 鹿児島市	403,309	371,129	8.7	60 前橋市	233,631	213,908	9.2
23 岐阜市	385,614	358,259	7.6	61 高槻市	231,129	130,735	76.8
24 新潟市	383,869	356,302	7.7	62 四日市市	229,234	218,981	4.7
25 西宮市	376,763	337,391	11.7	63 藤沢市	228,727	175,183	30.6
26 岡山市	375,121	338,693	10.8	64 八尾市	227,772	170,248	33.8
27 豊中市	368,498	292,050	26.2	65 福島市	227,525	213,408	6.6
28 和歌山市	365,180	328,675	11.1	66 徳島市	223,331	213,328	4.7
29 金沢市	361,373	335,828	7.6	67 一宮市	219,266	203,743	7.6
30 横須賀市	347,568	317,411	9.5	68 枚方市	217,370	127,520	70.5
31 倉敷市	339,803	275,336	23.4	69 岡崎市	210,513	194,409	8.3
32 いわき市	327,153	333,881	△ 2.0	70 八戸市	208,760	189,387	10.2
33 船橋市	325,367	223,989	45.3	71 奈良市	208,257	160,641	29.6
34 松山市	322,881	290,662	11.1	72 寝屋川市	206,956	113,576	82.2
35 川口市	305,887	249,112	22.8	73 明石市	206,520	159,325	29.6
36 宇都宮市	301,239	265,696	13.4	74 山形市	204,126	193,737	5.4
37 旭川市	288,490	264,220	9.2	75 宮崎市	202,859	182,870	10.9
38 長野市	285,310	269,160	6.0	76 町田市	202,789	115,918	74.9

一七三九万人、中部（静岡、長野を含くむ五県）一三七三万人、それぞれ一〇・三%、六・六%増とこの三ブロックで、全国平均の増加率五・五%をはるかに上回っている。ことにこの三ブロックの核である東京、阪神、中京の三大都市圏への人口集中ぶりが目立ち、東京都と周辺三県の東京圏では、その人口が二四一〇万人、この五年間で三〇八万人（一四・七%）増を示した。阪神圏（大阪、京都、兵庫、奈良の二府二県）人口は一五四六万人で一一・三%増、中京圏（静岡をふくむ四県）も一一七七万人で七・八%増の高い伸びである。この結果、太平洋ベルト地帯の三大都市圏を構成する一二都道府県の人口は五一三四万人となり、全国の四九・五%（六五年四六・六%）を占めるにいたり、

第5表　1970年における人口10万以上の市の人口（2）　（△は減少）

市	1970年 人口	1965年 人口(組替)	増加率 (%)	市	1970年 人口	1965年 人口(組替)	増加率 %
77 福井市	200,506	190,689	5.1	115 小平市	137,377	105,365	30.4
78 豊田市	197,193	136,728	44.2	116 武蔵野市	136,726	133,516	2.4
79 盛岡市	196,000	176,967	10.8	117 所沢市	136,609	89,346	52.9
80 久留米市	194,178	185,732	4.5	118 大垣市	134,913	126,197	6.9
81 日立市	193,223	179,703	7.5	119 桐生市	133,142	128,437	3.7
82 高崎市	193,073	173,887	11.0	120 帯広市	131,571	117,253	12.2
83 釧路市	191,946	174,105	10.2	121 茅ケ崎市	129,624	100,081	29.5
84 小樽市	191,850	196,771	△ 2.5	122 延岡市	128,287	124,000	3.5
85 沼津市	189,038	176,244	7.3	123 宝塚市	127,180	91,486	39.0
86 守口市	184,464	138,856	32.8	124 加古川市	127,098	101,362	25.4
87 甲府市	182,604	172,457	5.9	125 新居浜市	126,026	125,155	0.7
88 富士市	180,639	159,572	13.2	126 津市	125,202	117,214	6.8
89 大牟田市	175,143	193,875	△ 9.7	127 別府市	123,860	118,938	4.1
90 水戸市	173,784	154,973	12.1	128 草加市	123,270	80,707	52.7
91 大津市	171,739	157,760	8.9	129 鈴鹿市	121,034	106,588	13.6
92 川越市	171,038	127,155	34.5	130 熊谷市	120,844	109,575	10.3
93 茨木市	163,903	115,136	42.4	131 松江市	118,005	110,534	6.8
94 平塚市	163,671	134,931	21.3	132 立川市	117,053	100,699	16.2
95 府中市	163,146	126,235	29.2	133 都城市	114,802	118,585	△ 3.2
96 松本市	162,929	154,131	5.7	134 鳥取市	113,026	108,823	3.9
97 長岡市	162,262	154,752	4.9	135 松原市	111,565	71,406	56.2
98 室蘭市	162,061	161,252	0.5	136 今治市	111,120	104,470	6.4
99 岸和田市	162,021	143,710	12.7	137 上尾市	110,792	54,776	102.3
100 春日井市	161,836	117,384	37.9	138 米子市	109,101	103,985	4.9
101 高岡市	159,659	155,108	2.9	139 石巻市	106,681	98,240	8.6
102 弘前市	157,601	151,624	3.9	140 岩国市	106,110	105,931	0.2
103 調布市	157,354	117,995	33.4	141 小山市	105,347	90,632	16.2
104 小田原市	156,657	143,377	9.3	142 会津若松市	104,065	102,239	1.8
105 足利市	156,000	150,259	3.8	143 伊勢市	103,656	102,395	1.2
106 市原市	155,994	113,237	37.8	144 宇治市	103,494	68,934	50.1
107 三鷹市	155,426	135,873	14.4	145 大和市	102,763	64,991	58.1
108 伊丹市	153,764	121,380	26.7	146 八代市	101,867	102,511	△ 0.6
109 宇部市	152,933	158,986	△ 3.8	147 松阪市	101,769	99,814	2.0
110 柏市	150,581	109,239	37.8	148 苫小牧市	101,571	81,812	24.2
111 佐賀市	143,426	134,575	6.6	149 尾道市	101,364	100,176	1.2
112 門真市	141,038	95,209	48.1	150 山口市	101,037	98,977	2.1
113 越谷市	139,367	76,571	82.0	(特掲)			
114 鎌倉市	139,253	118,329	17.7	那覇市	276,906	257,177	7.7

然として、この地帯へ向ての人口集中がはげしいことを知ることができる。のほかのブロックでは瀬内海側で増加の目立った国が六九九万人で一・八増、北海道も五一八万人〇・二％増とわずかながふえた。しかし、六〇～五年の五年間の増加率とべると、増加テンポが強っているのは、三・六％から増加に転じた中国ブックのみである。首都圏はじめ、近畿圏、中部、海道は軒並みにその増加ンポが鈍っている。特に京圏では、東京都を除く辺三県だけだとこの五年の増加率が二五・二％と、回の二四・一％を上回っいたが、四・九％増にとまった東京都の伸び悩みカバーしうるものでなかった。

第2図　首都圏人口の都県別シェアの推移
(各年10月)

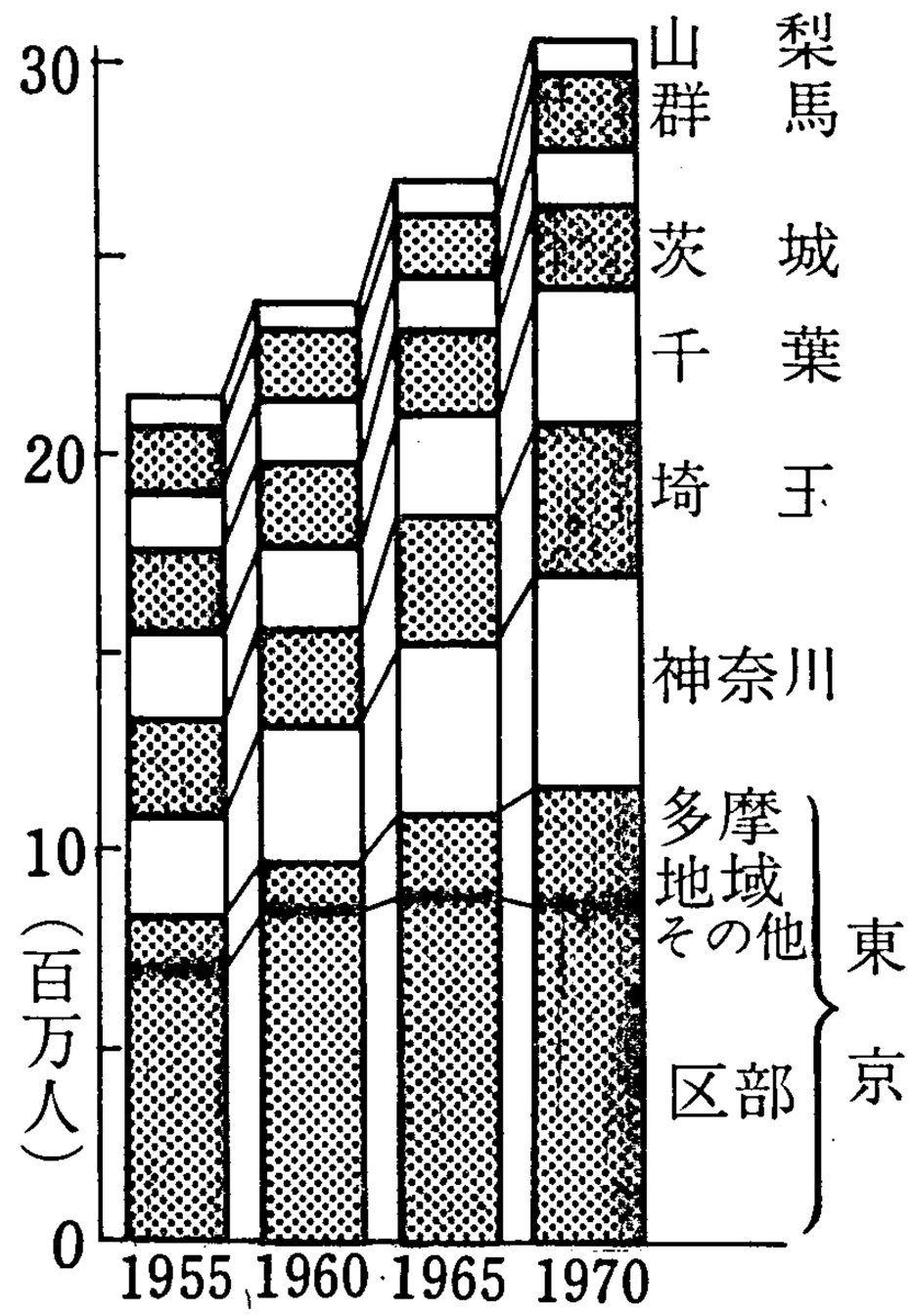

人口の過疎・過密の分極化

右のような大都市圏とその周辺部へのはげしい人口の集中に比べ、相変わらず人口減少がつづいているのは、東北、北陸、四国、九州の各ブロックで、以上四ブロックあわせてこの五年間に千葉市の人口にほぼ匹敵する四六万人の減少となった。だが、その減少率は東北が一九六〇～六五年の二・三%から、六五～七〇年の〇・八%へと鈍化したのをはじめ、北陸が〇・九%から〇・四%へ、四国が三・六%から一・八%へ、九州が四・一%から二・四%へといずれもゆるんでいる。かくして、人口増がつづいているブロックの増加テンポが中国を除いていずれも鈍化していることと相まって、わが国の府県、ブロック間の人口流動はやや落ちつきをみせてきている、ようにもみえる。しかし、人口流出地域のなかでも、過疎町村から同地域の中核都市や県庁所在都市への流動が一段とはげしくなってきており、それらの地方中心都市の成長ぶりが、人口減少県の減少テンポの鈍化に大きな役割を果たしていることが注目される。

市の人口一〇一万人と念願の〝百万都市〟入りを果たした札幌市の人口は、北海道の拠点都市として道内市町村からの人口吸収力を高めるとともに、東京、大阪などからの転勤、Uターン組などを加えて、この五年間で二三%の急成長をとげた。一〇年前に札幌市が策定した計画では「百万都市の達成は早くとも昭和六〇年」と推定されていたことからすると、その予定より一五年も早く実現をみたことになる。九州の拠点都市福岡市は一三・八%増、同じく北陸の金沢市も七・六%増、四国の玄関高松市は六・四%増と着実にふえ、その他の県庁所在地の人口増加もきわめて顕著である。たとえば、盛岡(一〇・八%増)、岡山(一〇・八%増)、松山(一一・一%増)、高知(一〇・三%増)、大分(一五・一%増)、宮崎(一〇・九%増)などの各市がこの五年間で一〇%以上の伸びを示している。特に大分、宮崎両市では、前回の増加率各九・三%、九・九%を大きく上回って増加テンポを強め、九州の南端鹿児島市でも、この五年間で、鹿児島県全体の人口が六・七%減ったなかで、逆に八・六%増と四〇万人台の人口となった。

こうした半面、過疎町村の人口減少が一段と強まってきていることもみのがせない。その典型としては、石炭産業合理化の影響をまともにうけた産炭地域の市町村があげられる。福岡県

筑豊地帯では、各市町村からの人口流出がいぜんとしてつづいており、全国で人口のもっとも少ない炭鉱都市山田市では、六五年の人口二万人からさらに二四・二％減って、一万五千人台へと文字通り〝ミニ都市〟になってしまった。山村や離島の人口減少もはげしい。減少率一〇％以上の市町村は全国で九一五にのぼり、福島県では県内九〇市町村のうち、人口が増加したのは平野部の四市五町だけで、会津山間部など積雪寒冷地帯を中心に六市七五町村で人口減少がつづいている。大都市圏でさえも、山間部の人口減が目立っている。埼玉県北部の大滝村では一五・六％減、神泉村一九・五％減をはじめ県内九三市町村のうち、二四市町村で依然人口の減少がつづき過密・過疎の分極化がいちじるしいといえる。

2　人口移動とその流動現象

―一九七〇年代の移動傾向

一九五〇年代後半から六〇年代前期にかけての、人口の巨大都市集中は、国土の一六％の地域に全人口の五〇％近くを吸収するという東海道ベルト地帯を形成し、人口の過疎・過密問題をひきおこした。しかし、六五年前後を境にして、東京都、大阪市、名古屋市などへの流入人口が急激に減り、近郊外郭地域への流出がつづくと同時に、人口流出地帯への大都市圏からの還流という、いままでにない動きをも生んでいる。たとえば、厚生省人口問題研究所の調べによると、六〇～六五年の人口流出が人口比の九％に達し、七％強の東北を上回った九州地区でも、ここ数年〝里帰り現象〟が目立ってきていた。東京、中京、阪神圏から九州への人口流入は六六年度一六万人に達し、九州地区全体としては、いぜんとして大都市圏への流出人口の方が多いとはいうものの、その差は年々急速に縮まる傾向にある。流入にたいする流出超過人口を、流出超過地域の人口で割った吸引魅力度調査の結果では、一九六五年代の三大都市圏魅力度が五五年代の二分の一にまで落ちこみ、また、三三〇〇の全国市町村を対象にしてすすめられた人口調査によってみても、大都市圏集中の動きよりは、　還流人口の増加、②地方拠点都市を核とする県内や地域圏内での人口移動の激化、③大都市圏間での人口交流などが特徴としてうかびあがってきていて、「六〇年に激しく現れた巨大都市への人口の集中、過疎・過密化がそのままの姿でつづくことを予測した政策立案は、現実を無視することにもなりかねない」と指摘され、同研究所では、こうした傾向をさらに強める要因について、次のような点をあげている。

(1) 激しい人口の都市集中のなかで、農村部の人口自然増が都市部を下回り、人口流出の原動力だった地方の過剰労働力は激減の方向をたどる。

(2) 各種統計によっても、流出の大きな力となる賃金、生活水準などの地域格差が縮小の方向にむかっている。

(3) 公害、過密居住に悩む巨大都市圏より地方の方が住みやすいという生活環境のプラス、マイナスがこれに拍車をかけている。地方の雇用基盤の拡大、東京などからの工場分散も大きな要因と考えられる。

(4) 自家用車の普及など、交通機関の発達による通勤距離の短縮も、地域定着の強い力となっている。

人口移動の増勢とその内容

第6表によってみても、住民登録基本台帳の移動数から集計した一九六九年のわが国人口移動数は、前年より三五万一〇〇〇人ふえて、八一二万六〇〇〇人と八〇〇万人台をこえ再び増勢期を迎えると同時に、その形態が複雑化しつつあることがうかがえる。すなわち、①総人口対比の年間移動率は六四～六七年の七・五％台から六八年七・七％、六九年七・九％へと二年つづきで上昇し、六五年以降いちおうの落ちつきをみせていたわが国の人口移動が増勢に転じたこと、②巨大都市から周辺県と地方への転出が一段と活発になったこと、また、③東北、中・四国などの各ブロックで拠点都市への人口集中が目立つことなど、地方から巨大都市圏への移動が中心だった一九六〇年代前半までの増勢期と大きく異なった移動パターンを示していることが、この場合にも次のように確められている。

六九年の人口総移動数の内訳は、都道府県の区域をこえて移動した府県間移動が四一一万六〇〇〇人で五〇・六％を占め、残り四〇一万人が府県内の市町村間で移動した府県内移動である。国民全体に占める移動率は六四～六八年に府県間移動、府県内移動ともそれぞれ三・七～三・八％台だったが、六九年では、府県間移動率が四・〇％へと高まり、特に府県内移動の増勢が目立っている。この府県間移動を六五年に比べると、六九年の転出者は全国で一一・五％ふえたが、この伸び率を上回ってふえたのは、北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、広島の一〇都道府県。北海道を例外として大都市圏を中心に転出がふえているわけで、たとえば東京を中心にした一都三県の転出者は六五年に全国転出者総数の二九・二％だったのが六九年は三一・五％へと上昇した。これにたいして、六五年に比べて転入者が全国平均を上回ってふえたのは、大都市圏の周辺県と東北、北陸、中国、四国などのブロックを中心に二七府県にのぼっている。このため、たとえば茨城、栃木、群馬の北関東三県では、全国に占める転入者の割合が六五年の三・四％から六九年の三・九％へ、東北六県も五・二％から五・四％へとそれぞれ高まっている。また、人口の社会的増減を示す都道府県別の転出入超過をみると、六九年の転入超過県は茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島の一四府県でこのうち茨城、栃木、岡山の三県は六九年に初めて転入超過に転じた。転出超過県のなかでも超過幅の縮小しているところが多い。たとえば東北では岩手を除く五県で、四国は全県で、六五年に比べ転出超過の幅がそれぞれ縮小、宮城県の転出超過が八千人台（六五年）から四千人（六九年）、香川県が五千人台から三千人台になるなど、特にブロックの拠点となる県で社会減の緩和が目立っている。これに比べ、六七年に転出超過に転じた東京都の社会減は六七年の二万人台から四万人台（六八年）、六万人台（六九年）へと年々テンポを速め、転入超過の神奈川、大阪両府県でも、最近その転入超過の幅が縮小しはじめている。

大都市人口の近郊への分散

東京都の場合には、六九年一年間に全国各地から約六八万人が転入し、七八万人が転出した。全国の府県間移動数に占める割合は転入一六・五％、転出一八・一％で、転出者数でみると、

第6表　1969年の都道府県間人口移動
（単位千人，△は減または転出超過）

都道府県	転入者	前年比増（%）	転出者	前年比増（%）	転出入超過
北海道	72.0	4.9	127.3	12.0	△ 55.9
青森	36.4	△ 1.2	50.3	2.7	△ 13.9
岩手	29.7	△ 3.7	50.0	3.7	△ 20.3
宮城	57.0	5.2	61.3	4.6	△ 4.3
秋田	27.3	4.9	44.0	1.5	△ 16.7
山形	23.8	1.4	37.7	△ 0.2	△ 13.9
福島	46.9	4.4	66.9	1.5	△ 20.0
茨城	73.2	21.2	62.2	△ 4.5	11.0
栃木	47.6	9.3	45.5	1.0	2.0
群馬	38.4	3.4	41.4	1.3	△ 2.9
埼玉	272.8	3.7	161.0	8.3	111.2
千葉	243.8	11.8	134.3	4.9	109.5
東京	680.4	1.9	746.4	4.9	△ 66.0
神奈川	369.2	2.4	254.1	9.0	115.1
新潟	42.4	△ 0.2	67.9	0.6	△ 25.5
富山	21.0	9.0	27.9	1.8	△ 6.9
石川	25.3	6.6	28.3	2.7	△ 3.0
福井	15.7	5.9	21.2	△ 1.3	△ 5.5
山梨	19.6	4.9	25.3	1.0	△ 5.6
長野	38.7	4.4	50.9	1.9	△ 12.2
岐阜	50.9	7.9	53.9	0.1	△ 3.1
静岡	92.3	2.2	91.4	5.7	1.0
愛知	212.1	5.3	160.1	4.5	52.0
三重	47.6	18.0	52.0	2.5	△ 4.4
滋賀	33.9	11.2	30.6	3.1	3.3
京都	84.6	4.3	79.6	5.6	4.9
大阪	390.4	4.1	309.2	5.4	81.1
兵庫	202.5	7.0	177.2	1.6	25.3
奈良	52.5	14.7	37.0	7.2	15.4
和歌山	29.3	5.1	36.3	9.9	△ 7.0
鳥取	17.7	6.0	21.2	1.3	△ 3.5
島根	22.5	3.0	35.2	2.9	△ 12.7
岡山	58.2	6.4	57.6	3.5	0.7
広島	90.6	4.8	80.0	10.6	10.5
山口	51.5	3.1	66.1	△ 1.1	△ 14.6
徳島	21.1	3.4	30.4	△ 0.1	△ 9.3
香川	32.2	5.6	35.3	5.5	△ 3.3
愛媛	39.0	5.4	55.1	2.1	△ 16.1
高知	20.0	5.5	32.0	8.3	△ 10.0
福岡	134.1	1.8	166.9	2.6	△ 32.8
佐賀	26.4	△ 3.2	45.8	4.1	△ 19.4
長崎	47.3	△ 0.4	80.9	7.0	△ 33.6
熊本	48.5	1.0	78.0	5.2	△ 29.5
大分	36.8	2.2	53.1	6.2	△ 16.2
宮崎	36.7	2.9	52.8	6.0	△ 16.1
鹿児島	54.5	2.6	93.8	6.0	△ 39.3
計	4115.6	4.5	4115.6	4.5	—

〔備考〕　1970年5月28日付「日本経済新聞」による。

東京都だけで全国の二割近くを占める。人口移動は大都市になるほどはげしく、府県間移動の大部分は転入地、転出地のいずれかが大都市圏にからんでおり、しかも、大都市圏からの転出の比重が高まっていることについてはすでにのべた。ところで、そうした大都市圏から転出する人口の行先はどうなのか。東京、神奈川両都県からの転出状況についてみれば、第7表のごとくである。

東京、神奈川相互間の移動を除く他府県への転出者は、六九年が七六万人で、六五年に比べて一三万七〇〇〇人ふえ、伸び率二二%とやはり全国の伸び率一一・五%を大きく上回っている。転出先でもっとも多いのが埼玉県への一六万八〇〇〇人、次いで千葉県への一四万四〇〇〇人がとびぬけている。転出者の四一%が隣接両県へ移動していることになり、六五年の同じ割合が三九%だったのに比べて二ポイントの上昇で、両県への転出がいぜんとしていちじるしい。その転出者の大半は住宅難や職場の移転に伴うものとみられ、都心部の空洞化と近郊への分散という〝ドーナツ現象〟の輪が大きくなってきている。特に工業化とベットタウン化が急速にすすむ千葉県への転出者数

は過去四年間で四五・五%もふえた。同じ傾向は大阪府についてもみられる。

大都市人口の外郭県への流出

人口の近郊への分散に次いで活発なのが外郭県への流出である。転出人口の規模は隣接県ほどではないが、その増加傾向はむしろはげしさを増している。たとえば、東京、神奈川両都県から茨城、栃木、群馬の北関東三県への転出は七万四二〇〇人と千葉県への転出者の半分にすぎない。しかし、茨城県への転出をみると、六五年の二万五六〇〇人から三万六二〇〇人へとこの四年間で四一・二%と急増しており、茨城県全体の社会

第7表　大都市地域からの転出の動き

(単位千人、△は減、または転出超過)

都道府県	京浜地区(東京都・神奈川県)からの転出 1969年転出者	1965−1969年の増減	1969年の転出入超過	大阪府からの転出 1969年転出者	1965−1969年の増減	1969年の転出入超過
北海道	26.2	4.8	27.6	2.7	0.7	2.5
青森	11.8	2.5	8.3	0.4	0.1	0.4
岩手	10.1	1.5	10.5	0.2	△ 0.0	0.2
宮城	17.7	2.2	6.9	0.9	0.2	0.2
秋田	10.0	1.3	10.7	0.4	0.1	0.2
山形	9.7	△ 0.1	8.7	0.3	0.0	0.2
福島	20.7	2.5	14.1	0.4	0.0	0.3
茨城	36.2	10.6	△ 4.3	0.8	0.4	△ 0.1
栃木	22.1	3.7	0.2	1.0	0.6	△ 0.4
群馬	15.9	△ 0.4	3.5	0.6	0.1	0
埼玉	168.3	23.7	△82.8	4.2	1.4	△ 0.5
千葉	143.8	45.0	△72.2	4.7	1.7	△ 1.0
東京	—	—	—	24.0	1.8	△ 2.5
神奈川	—	—	—	9.3	2.4	△ 1.5
新潟	19.9	0.0	15.1	0.9	0.0	0.6
富山	5.2	0.7	2.8	1.6	0.3	0.8
石川	4.7	0.9	2.0	2.8	0.5	1.3
福井	2.3	0.3	1.4	2.5	0.5	1.4
山梨	10.7	0.3	4.9	0.3	0.1	0.1
長野	16.5	2.1	7.5	1.0	0.1	0.2
岐阜	3.8	0.5	2.2	3.1	1.0	0.7
静岡	30.0	4.2	5.9	3.0	0.8	0.5
愛知	21.8	3.9	4.4	12.2	2.7	0.6
三重	6.2	2.7	0.1	5.6	1.2	2.0
滋賀	2.0	0.5	0.6	6.5	1.2	△ 0.2
京都	7.1	1.8	1.8	16.5	2.2	4.2
大阪	29.3	5.6	4.0	—	—	—
兵庫	17.4	2.9	3.7	65.7	5.8	0.5
奈良	2.1	0.7	0.6	26.9	8.2	△11.1
和歌山	2.9	0.9	0.3	10.8	△ 1.0	4.9
鳥取	1.6	0.3	0.9	3.4	0.5	1.7
島根	2.2	0.5	2.0	4.3	0.4	3.9
岡山	5.1	1.5	1.2	8.9	1.8	2.4
広島	11.2	1.3	1.4	9.7	1.4	2.0
山口	5.6	1.1	3.8	5.4	0.8	2.8
徳島	2.3	0.9	0.9	6.0	0.7	4.6
香川	3.3	0.6	1.2	6.7	0.8	1.7
愛媛	4.6	0.6	3.2	8.0	0.5	6.7
高知	2.8	0.5	1.8	5.6	0.1	4.2
福岡	17.5	1.7	10.5	10.9	0.2	9.6
佐賀	2.9	0.1	3.3	2.0	△ 0.3	4.4
長崎	6.0	0.7	6.2	4.7	0.7	6.9
熊本	6.0	0.6	10.6	5.0	0.0	6.5
大分	4.2	0.7	3.9	3.7	0.5	3.6
宮崎	4.6	1.0	3.7	5.2	0.0	4.9
鹿児島	8.3	1.2	10.5	10.3	△ 0.2	11.4
合計	761.7	137.4	49.1	309.2	41.2	81.1

増一万一〇〇〇人のうち、約四割の四三〇〇人は両都県からの転入増で占められていた。ただ、外郭県への移動の要因は、就職、転勤など労働力移動型の色彩が強く、受け入れ県の工業開発などの進展度合いによってかなりの差がみられるといいうる。鹿島臨海工業地帯をかかえる茨城県が、東京、神奈川両都県からの転入の伸びが大きいのに比べ、内陸部の栃木県では、この四年間の両都県からの転入増が二〇・一％とやや低く、群馬県はわずかだが転入者の数が減っている。

労働力供給地域への人口の逆流

一方、大都市から労働力供給地域への人口逆流現象も目立ってきた。これを東北六県との交流でみてみると、東北六県への転出者は、両都県からの転出者全体の一〇・五％に当る約八万人で、過去四年間に一万人増となった。これに比べ転入が伸びなやみのため、東北六県との差し引き勘定である社会増は、六五年に七万七九〇〇人もあったのが、六九年には五万九二〇〇人となり、一万八〇〇〇人以上減少している。特に宮城、福島両県から東京、神奈川への転入超過数は一万人余りの減となり、東北全体からの減少分の半分以上を占めている。立場をかえて、地方側の社会減の状況をみると、福島県では六九年に他府県へ転出したものは六万六九〇〇人、逆に転入者は四万六九〇〇人で、差し引き一万人の社会減であった。これを五五年以降の推移でみると、転出は六二～六三年の七万人台を除いて六万人台がつづいているのにたいし、転入の方は六〇年の二万八四〇〇人から、六五年の四万〇六〇〇人、六八年四万四九〇〇人と毎年ふえつづけている。この結果、福島県の社会減は六〇年に三万六五〇〇人だったのが、六五年は二万七〇〇〇人になり、六九年にはさらに減って六〇年当時の半分にあと一歩というところに近くなっている。この県全体の社会減二万人のうち、七割の一万四〇〇〇人は京浜地区との間で転出超過となったものだが、六〇年にはこれが二万八〇〇〇人にのぼっていたのに比べると半減している。このことは、県全体の社会減が緩和された要因として、京浜地区との転出超過幅の縮小が大きく働いていることを裏付けるものであり、福島県では、大都市圏から分散してくる工場の立地が盛んで、それに伴う工場労働者の転入がふえつつあるものと考えられる。

しかし、そうはいっても地方からの人口流出がまったく止まったというわけでもなく、たとえば西日本の代表的な労働力供給県、鹿児島県では、六九年の転出者が九万三八〇〇人で前年比六％増と全国平均四・五％を上回る伸びをみせ、社会減の幅は前年よりさらに約四〇〇〇人多い三万九〇〇〇人に拡大した。この場合には、やはり若年労働者を中心に巨大都市に就職先を求めて転出するものがいぜん多いといえるのである。

3　人口の社会的構成

――海外主要国における社会階級構成表

わが国人口の社会的構成を明らかにするための基本的な資料としては、国勢調査の結果のほか、事業所統計調査と就業構造

基本調査の結果をあげることができる。本年鑑第39集では、総理府統計局編「昭和四〇年国勢調査報告」の「従業上の地位」と「職業分類」別人口を、一定の手続きによって組みかえ作成された、社会階級構成表によって、わが国における基本的な社会階級すなわち資本家階級と労働者階級およびその中間階級とみなしうる自営業者層の三大社会集団、そしてまた、それ自身としては労働者階級中の一構成部分でありながら、特殊な意識形態と行動様式とをもつことによって、それとは区別して考えられる自衛官、警察官その他の保安サービス員からなる社会集団のそれぞれについて概観し、戦後におけるその変化の特徴についてもふれた。五年目毎におこなわれる、ごく最近の国勢調査は、一九七〇年一〇月一日現在で実施されているが、その結果の公表は、いまのところさきに利用した「昭和四五年国勢調査、全国都道府県市区町村別人口」（一九七一年五月刊）にとどまっていて、従業上の地位および職業分類別人口に関する結果は未刊行であり、したがって、それを利用して社会階級構成表を編成しうるにいたっていない。そこでは、ここでは海外主要国における社会階級構成表をとりあげ、わが国の場合との異同について考える場合の手がかりとしてみたい（伊藤陽一「社会階級構成研究についてのノート」北海学園大学経済学会「経済論集」第一七巻第二号、一九七〇年三月刊参照）。

わが国で現在つかわれている社会階級構成表編成のための方法は、すでにのべたように「従業上の地位」と「職業分類」もしくは「産業分類」別人口の組みかえによるものである。より具体的には、前記諸調査結果および各部門別の特殊統計をそれに加えて推算するということになる。たとえば、京都大学大橋隆憲氏によって定式化された方法によれば次のごとくであった。すなわち、一九六五年の国勢調査の場合、その従業上の地位分類は、①雇用者、②会社などの役員、③自営業主、④家族従業者からなる。一方、職業分類は、その大分類についてのみみれば、Ⅰ専門的・技術的職業従事者、Ⅱ管理的職業従事者、Ⅲ事務従事者、Ⅳ販売従事者、Ⅴ農林・漁業従事者、Ⅵ採鉱・採石従事者、Ⅶ運輸通信従事者、Ⅷ技能工・生産工程従事者、単純労働者、Ⅸ保安サービス従事者、Ⅹサービス職業従事者、Ⅺ分類不能の職業に区分され、中分類四一、小分類二六八項目に及んでいる。組みかえとは、この両者の分類組みあわせ表の上で資本家階級としては、Ⅱ＝②、Ⅱ＝③、Ⅱのうちの管理的公務員と①とでクロスする部分をふくめたものとして考え、③と④に対応する各職業を自営業者層に、①と対応する管理的公務員以外の各職業を労働者階級として編成する等の手続をへることをいう。従業上の地位分類そのものが形式的であり、職業分類も社会階級の実情を意識したものでないために、階級と階層とでしばしば混交した数量配分をまぬがれえないとはいえ、人口の社会的構成のおよそのところをこの方式によって把握しうる

ところで、海外主要国における職業分類および産業分類はほぼＩＬＯの国際基準分類にならったものである。わが国の場合も例外ではない。まず、国際職業分類について大分類のみをかかげれば、０専門職、技術的従事者および関連従事者、１行政的、執行および管理従事者、２書記的従事者、３販売従事者、４農夫、漁夫、猟師、伐木夫および関連従事者、５採鉱、採石

第8表　主要国就業者の従業上の地位別構成（1966年）　（ ）は構成比単位千人

区分	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	イタリヤ
就業者総数 2)	48,470	72,895	25,538	26,601	18,765	18,708
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自営業主	9,770	8,126	1,754	3,023	3,663	4,723
	(20.2)	(11.1)	(6.9)	(11.4)	(19.6)	(25.2)
雇用労働者	29,020	63,629	23,784	21,389	13,376	11,990
	(59.9)	(87.3)	(93.1)	(80.4)	(71.5)	(64.1)
家族従業者	9,640	1,142	—	2,189	1,676	1,995
	(19.9)	(1.6)	(—)	(8.2)	(9.0)	(10.7)

〔備考〕 1）フランスは1962年
2）総労働力人口より軍隊および失業者を除く
3）労働統計要覧1970年
4）伊藤陽一「社会階級構成研究についてのノート」（北海学園大学経済学会「経済論集」第17巻2号、1970年3月刊所収による）。

第9表　主要国階級構成表第一次試算表（絶対数，単位，千人，欄内右の数は構成比）

区分	アメリカ合衆国1967年		イギリス1966年		フランス1962年		西ドイツ1961年	
資本家階級	7,498	9.2	756	3.0	610		836	3.1
管理的職業＝雇用者	5,273	6.5	756	3.0	502	2.5	510	1.9
管理的職業＝業主	2,195	2.7			108	0.5	326	1.2
小ブルジョアジー	6,027	7.5	1,762	7.0	5,346	26.9	5,570	20.6
農林狩漁業＝業主・家族従事者	2,469	3.1	331	1.3	3,060	15.4	3,138	11.6
非農林狩漁業＝業主・家族従事者	3,558	4.4	1,431	5.7	2,286	11.5	2,432	9.0
労働者階級	60,878	75.4	21,330	85.8	12,812	64.2	20,364	74.0
いわゆるサラリーマン層	21,011	26.0	5,430	21.7	3,042	15.2	4,976	18,4
専門的技術的職業	8,986	11.1	2,151	8.6	1,480	7.4	1,785	6.6
書記的職業	12,025	14.8	3,279	13.1	1,562	7.8	3,191	11.8
不生産的労働者	12,658	15.7	4,503	18.0	2,028	10.2	3,204	11.8
販売業	4,037		1,846	7.4	644	3.2	1,285	4.7
サービス業	8,621		2,657	10.6	1,394	7.0	1,919	7.1
生産的労働者	27,209	33.6	11,397	45.6	7,742	38.8	11,789	43.8
農林・狩・漁業	1,086	1.3	513	2.0	881	4.4	489	1.8
鉱業・採石業			358	1.4	217	1.0	382	1.4
運輸通信業	26,123	32.3	1,409	5.6	564	2.8	1,194	4.4
製造業			9,117	36.6	6,080	30.6	9,724	36.2
分類不詳			70		211	1.0	395	1.4
軍隊	3,477	4.3	251	1.0	261 578	1.3 2.9		
地位不詳	2,976	3.7	688	2.8				
合計	80,793	100.0	24,857	100.0	19,829	100.0	26.821	100.0

〔備考〕 前掲書による。

第10表　アメリカ合衆国の就業人口

区分	1950年 実数	1950年 割合	1870年 実数	1870年 割合
	人	%	人	%
農業経営者	4,337,719	7.5	3,000,229	24.0
所有者及び官吏	5,046,577	8.8	581,378	4.6
専門家	5,968,173	10.4	414,708	3.3
下級事務員	11,253,501	19.5	309,413	2.5
女中ないし召使	1,414,732	2.5	975,734	7.8
農業労働者	2,497,637	4.3	2,885,996	23.1
その他の労働者（賃金支払をうける）	24,761,214	42.9	3,328,351	26.6
分類不能	2,353,326	4.1	1,010,114	8.1
総計	57,632,879	100.0	12,505,923	100.0

〔備考〕 Tillman M. Sogge "Industrial Classes in the United States 1870 to 1950," Journal of American Statestical Association, June, 1954

第11表　イギリスの就業人口　(1951年)

区分	実数	割合	総就業人口（百分比）
	人	%	%
雇用主	459,900		2.04
経営者	748,200		3.31
自家営業者	1,124,600		4.98
勤労者			
現業			54.33
製造工業	5,471,400	24.22	
非熟練	1,629,300	7.21	
運輸・通信業	1,610,800	7.13	
農漁業	872,000	3.86	
建築請負業	857,600	3.79	
鉱業・石切業	684,000	3.03	
倉庫業・荷造り・小売業	574,800	2.54	
塗装・装飾業	315,300	1.39	
火夫・機重機・トラクター・運転手	263,000	1.16	
非現業			35.34
事務員・タイピスト	2,329,800	10.31	
サービス業	1,803,700	7.98	
商業・金融・保険業	1,428,900	6.32	
専門・技術職	1,340,900	5.94	
軍隊・警察	798,100	3.35	
一般管理的職種	166,200	0.74	
その他の非現業	160,000	0.74	
			100.00

〔備考〕 1）イギリス全体について利用しうる図表は、1952年発行の1％抽出分析だけである。1956年未発行イングランドとウエルズの職業表は、上図ときわめてわずかの差異がある。
2）A．グラント『社会主義と中間階級』（邦訳理論社，1959，P．61）

第12表　イギリスの就業人口(1921—1951年)

区分	1921	%	1931	%	1951	%
雇用主					459,900	2.0
経営者	735,100	3.72	1,180,519	5.60	748,200	3.31
自家営業者	1,207,500	6.23	1,272,481	6.04	1,124,600	4.98
勤労者	17,430,321	90.05	18,601,646	88.36	20,245,800	89.67
全就業人口	19,384,567	100	21,054,686	100	22,578,500	100

従業者および関連従事者、6運輸・通信従事者、7～8技能工、生産工程労働者および他に分類不能の単純労働者、9サービス、スポーツおよびレクリェーションの従事者、10分類不能の職業従事者、その他として軍隊となっている。従業上の地位分類については、国によって精疎の差があり、そのうちで少なくとも各国共通に表示されている業主、雇用者、家族従事者のそれぞれをとりあげたのが第8表である。しかし、これのみによっては、区分があまりにも簡単にすぎて、職業、産業分類に対する配慮にもかけているので、人口の社会的構成に関する実情についての理解をうることは不可能というほかない。従業上の地位分類そのもので、資本家階級が分離されておらず、自営業主、雇用労働者についてもいっそう詳細な区分が必要であり、その就業者というのも労働力一般をおおうものでない。そこで、わが国で定式化された統計組みかえ方法に準じて、ここでも「従業上の地位」と「職業分類」表を再編成してみると、第9表のごとくなる。また、第10～12表は、アメリカ、イギリスの社会階級構成にかんする諸研究でとりあげられた表のうち、比較的詳細なものである。両者のうち、まずアメリカ合衆国についての表は、マルクーゾンが、社会階級構成表の作成方法について書いた論文において「公表調査書の中ではただ一つ幾分か要領をえたもの」であるが、必要とされるものからははるかにへだたっている、という説明とともに引用したもので、T.Soggeという社会学者の手によって作成されている。マルクーゾンは、その一八七〇年と一九五〇年の数字を抜粋して、①農業従事者とくに農業労働者の著しい減少、②下級事務員の急増、③経済全部門での労働者の比重の増大について指摘すると同時に、問題点として、分類不能がかなりにあること、高級官僚および会社支配人も事務員の中にふくめられている点等で修正の必要をのべている。

第11・12表は、イギリスに関してA・グラント「社会主義と中間階級」（一九五八年刊）が用いた表であって、そこでは、①就業人口に関するもののみ（ただし失業者は加算されている）である。②雇用主のうち大多数のものは小事業の雇用主であり「かれらは厳密な経済的意味では資本家であるが、〝中間階級〟の部門の一つを構成する雑輩であり、どう考えても、上層ないし支配階級の側にあるとはいいがたい連中」である。③経営者のうちほとんどすべては雇用されたものであり、わずかの部分だけが支配人や雇用主である。④専門職は、小雇用主、中央および地方官庁の被用者、有給技術者および自家営業の専門職業者をふくんだ中間部門である等の説明がおこなわれ、さらに、階級構成の歴史的変化についても補足されている。

【参考資料】(1)岡崎陽一・須田トミ「人口移動からみた大都市圏居住経験者の分析」(厚生省人口問題研究所「人口問題研究」第一一五号、一九七〇年七月刊所収)、(2)黒田俊夫「人口移動の近代化」(同上「一九七〇年度人口問題研究所年報」第一五号所収)、(3)上田正夫・渡辺吉利「京浜大都市圏における人口移動と就業構造の変化」(同上書所収)、(4)伊藤陽一「社会階級構成についてのノート」(「北海学園大学経済論集」一七～二、七〇年三月)、(5)直井優「経済発展と職業構造の変動」(「日本労働協会雑誌」一四一号、七〇年一二月)、(6)大屋裕雪「現段階における資本主義の階級関係」(「社会主義」四四号、七〇年一二月)、(7)大橋隆憲編著「日本の階級構成」(岩波新書、一九七一年六月刊)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用動向――雇用者の増加つづく／産業別雇用の動き／雇用者の職業別構成／雇用者の企業規模別構成／雇用者の年齢別構成／臨時・日雇雇用の動き／「完全失業者」の動き／**新規学卒者の入職状況**――新卒就職者数の動き／就職先の産業構成／就職先の企業規模／就職先の職業構成／新規学卒就職者の離職状況／**労働移動**――入職・離職率の動き／離職者の年齢別・勤務期間別構成／離職者と転職者の産業別、規模別、職種別構成／転職にともなう賃金変動／労働者の地域移動／職安の職業紹介状況／失業保険受給者の動き／**最近の労働力不足と企業の雇用対策**――労働力不足の動き／企業の労働力不足対策

概要

一、わが国の就業者数は、近年一貫して大幅な増加をつづけており、そのなかで、農林業就業者が減少し、非農林業雇用者が増大するという動きが目立っているが、一九七〇年にもこうした動きがいっそう進んだ。一九七〇年の非農林業雇用者数は三二七七万人で前年より一〇八万人も増加し、就業者中に占める雇用者の比重も一九六〇年の五一％から七〇年には六四％へと高まった。

一、一九七〇年に雇用の増加率の高かった産業は建設業と電気機器製造業で、この両産業の雇用は引きつづき高い増加率を維持した。このほか輸送用機器製造業や精密機器製造業、および卸・小売業や金融・保険業といった商業・金融部門も前年を上回る増加率を示したが、雇用増加の動きは全体としては鈍化している。雇用者の企業規模構成では小・零細企業の割合がもっとも高く、全体の過半数を占めているが、最近ではこの小・零細企業雇用者の割合がやや低下する一方、高度成長下で高まりをみせた大企業雇用者の割合も低下し、中企業雇用者の割合が高まる動きをみせている。また、雇用者の年齢構成では、一〇代若年層の割合が大幅に低下する一方、中高年齢層の割合

が引きつづき高まり、さらに「パート・タイム」雇用の増加を反映して、女子を中心に臨時的雇用者も増加を示した。

一、新規学卒就職者では、中学卒就職者はもちろん高校卒就職者も最近では減少をみせている。これらの就職先の産業構成では、中学卒就職者のばあいには製造業への集中が最近いっそう進み、高校卒でも同様に製造業就職者の割合が引きつづき高まり、また職種では技能工・生産工程作業者の割合が高まった。そして、減少した新規学卒就職者の獲得をめぐる企業の競争が激化するなかで、これら新規学卒就職者の大企業への集中が進み、他方では同時に、いったん就職した企業を短期間で離職し、転職・企業移動を行なう者もまた全般的に増加した。

一、労働移動は一時落着きを見せていたが、一九七〇年には建設業をはじめ各産業で再び活発化し、また大企業でも中小企業でも労働移動が高まった。離職者では中高年齢層の割合が高まるとともに短期離職が増加し、また、離職者の前職産業や再就職産業で大きな比重を占めている製造業および商業の割合が最近やや低下し、一九七〇年にはサービス業の割合の高まりが目立った。こうした離職・転職の動きでは小・零細企業の占める比重がいぜんとして大きいが、最近では大企業の割合も高まり、大企業領域での労働移動が増加している。さらに、転職にともなう賃金変動については、若年層はもとより中高年齢層でも、賃金が上昇した者の割合が高まり、減少者の割合は低下している。

一、公共職業安定所の職業紹介では、求職者の減少と求人数の増大によって求人超過の状況がつづき、就職件数も増加した。また失業保険受給者数も引きつづき減少している。こうして労働者の転職・再就職条件は、労働力不足状態がつづくなかで好転しているが、他方では、臨時的雇用が増加するとともに「完全失業者」も再び増加し、労働移動が全般的に高まり、短期離職が増大している。また再就職企業では小・零細企業がいぜんと多く、企業倒産の増大に反映されるように中小・零細企業の経営の不安定が増加しているなど、労働者の雇用条件の好転を示す現象的な指標の底で、中高年齢層や女子を中心として低労働条件での不安定就業もまた増加している。

1　雇用動向

雇用者の増加つづく

わが国の就業者数は近年一貫して大幅な増加をつづけており、そのなかで農林業就業者が減少し、非農林業雇用者が増大するという動きが目立っているが、こうした動きは一九七〇年にもいっそう進んだ。総理府統計局の「労働力調査」によると（第13表）、一九七〇年の就業者数は総人口のほぼ五〇％に当たる五〇九四万人で、前年より五四万人の増加となっている。この増加数は一九六五～六八年頃の毎年八〇万人もの大幅な増加には及ばないが、前年＝一九六九年の増加をかなり上回っており、就業者の増大が

第13表　就業者の従業上の地位別構成

（単位：万人）

従業上の地位別		就業者総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者 総数	非農林業 雇用者 常雇	非農林業 雇用者 臨時	非農林業 雇用者 日雇
総数	1960年	4,436	1,273	456	723	94	3,164	550	338	2,276	2,058	124	93
	1965年	4,730	1,046	394	593	59	3,684	545	322	2,817	2,567	145	108
	1969年	5,040	899	380	489	30	4,141	613	355	3,169	2,902	161	106
	1970年	5,094	842	363	451	29	4,251	614	354	3,277	3,005	162	109
うち1970年男子		3,091	401	285	96	20	2,690	406	90	2,191	2,069	60	62
女子		2,003	442	77	355	10	1,561	208	264	1,086	937	102	47
対前年増減(△)	1965年	75	△ 42	△ 11	△ 30	△ 1	118	5	△ 1	114	99	9	7
	1969年	38	△ 35	△ 6	△ 25	△ 4	73	15	3	55	51	3	1
	1970年	54	△ 57	△ 17	△ 38	△ 1	110	1	△ 1	108	103	1	3
	うち男子	36	△ 26	△ 15	△ 11	0	62	2	0	60	58	0	2
	女子	17	△ 30	△ 4	△ 27	0	48	0	△ 1	48	45	2	1
1960年対1970年増減		658	△ 431	△ 93	△ 272	△ 65	1,087	64	16	1,001	947	38	16
うち男子		462	△ 211	△ 86	△ 88	△ 37	672	56	△ 3	616	—	—	—
女子		196	△ 219	△ 8	△ 184	△ 27	415	8	19	385	—	—	—
構成比(%)	1960年	100.0	28.7	10.3	16.3	2.1	71.3	12.4	7.6	51.3	46.4	2.8	2.1
	1965年	100.0	22.1	8.3	12.5	1.2	77.9	11.5	6.8	59.6	54.3	3.1	2.3
	1969年	100.0	17.8	7.5	9.7	0.6	82.2	12.2	7.0	62.9	57.6	3.2	2.1
	1970年	100.0	16.5	7.1	8.9	0.6	83.5	12.1	6.9	64.3	59.0	3.2	2.1

〔備考〕　1）　従業上の地位の区分は、次のようになっている。

「自営業主」— 個人経営の事業を営んでいる者。

「家族従業者」— 自営業主の家族で，その自営業主の営む事業に従事している者。

「雇用者」— 会社，団体，官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料，賃金を得ている者，および会社団体の役員。

「常雇」— 雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年をこえる期間を定めて雇われているもの，および会社団体の役員。

「臨時」— 1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われているもの。

「日雇」— 日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。

2）　総理府統計局「労働力調査」による。

いぜんとして進行していることを示している。

農林業就業者は毎年大幅な減少をみせているが、とくに一九七〇年には前年より五七万人の減少となり、その減少数はこの数年間においてもっとも大幅なものとなった。就業者中に占める農林業就業者の比重もこのためいちじるしく低下しており、一九六〇年に三〇％近かった比重が七〇年には一六・五％となった。また農林業就業者の減少は、とくに女子を中心とする家族従業者のいちじるしい減少によるものであるが、一九七〇年には自営業主も男子を中心にその減少ぶりが目立っている。

非農林業就業者は、農林業における減少と対照的に年々大幅な増加をつづけており、就業者中に占める比重も一九七〇年には約八四％に達した。この増加はもっぱら雇用者の著増によるもので、自営業主や家族従業者は最近停滞状態にある。一九七〇年の雇用者数（これには経営担当者も含まれているが）は三二七七万人で前年より一〇八万人も増加し、一九六五・六六年以来の大幅な増加となった。また一九七〇年の雇用者数を一〇年前と比べると一千万人（うち男子約六二〇万人、女子三八〇万人）もの大幅な増加となっている。このため就業者中に占める雇用者の比重も年々急速に高まり、一九六〇年に五一％だったものが、七〇年には六四％と全体の三分の二近くに達している。

産業別雇用の動き

雇用の動きを労働省の毎月勤労統計調査によって産業別にみると第14表のようである。これは従業員三〇人以上の企業を対象としたものであるが、一九七〇年の対前年雇用増加率は三・一％で、一九六九年、七〇年とその増加率は産業全体としてやや低下する傾向をみせている。

これを産業別にみると、一九七〇年には建設業の雇用（対前年六・八％増）が引きつづき高率をみせているのをはじめ、卸・小売業（三・六％増）や金融・保険業（四・三％増）の商業・金融業部門が平均以上の増加を示した。製造業の一九七〇年の雇用増加率は三・一％で、前年につづいて低下している。製造業中で最高の増加率をみせたのは電気機器であるが（八・一％）、その増加率も前年をかなり下回っている。製造業のなかで前年より高率だったのは輸送用機器、精密機器、および衣服等繊維製品や家具・木製品などの雇用である。機械器具工業部門の雇用は製造業の中心としてこのところ高率の増加をつづけてきたが、その増加率は最近全体としてやや鈍化している。

また鉱業の雇用は、他の諸産業雇用がだいたい増加をみせているのにたいして、近年一貫して大幅な減少をつづけており、石炭鉱業における不況・合理化の進行を主要因として、雇用減少の速度は最近いっそう高まっている。一九七〇年の鉱業雇用の減少率は対前年一一・八％で、五年前と比べると三三・三％もの減少となっている。他方、同様に五年前と比べて雇用増加率の高いのは、電気機器、建設業、金融・保険業などである。

産業別雇用の動きを構成比の面からみると（第15表）、製造業の雇用者が雇用者全体の三分の一以上（一九七〇年、三四・六％）を占めてもっとも高く、商業・金融関係（二二・一％）、サービス業（一六・九％）などがこれに次いで高い比重を示している。最近では製造業および商業・金融関係の雇用比重がわずかながら低下し、サービス業、および運輸・通信業等、建設業の割合

第14表　産業別雇用の動き（30人以上規模の常用労働者）

（%）

産業別	対前年増減率			1965年対1970年増減
	1968年	1969年	1970年	
総数	3.9	3.4	3.1	17.9
鉱業	△ 9.7	△11.7	△11.8	△33.3
建設業	4.4	6.8	6.8	33.4
製造業	4.1	3.5	3.1	15.5
食料品，たばこ	2.4	△ 0.1	2.1	10.9
繊維	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.2	△12.0
衣服，その他の繊維製品	1.4	4.3	5.9	32.3
木材，木製品	△ 1.0	1.0	1.4	8.8
家具，装備品	6.3	1.8	6.2	31.0
パルプ，紙，紙加工品	△ 0.7	△ 1.8	△ 1.5	5.1
出版，印刷，同関連産業	△ 0.4	△ 0.5	2.1	4.0
化学	3.5	2.6	0.7	6.3
石油製品，石炭製品	9.7	5.3	3.6	36.7
ゴム製品	3.6	2.0	△ 0.7	11.3
なめしかわ，同製品，毛皮	△ 6.8	0.3	0.8	△ 8.7
窯業，土石製品	2.4	0.9	1.4	12.2
鉄鋼	1.9	0.8	1.1	3.3
非鉄金属	3.6	2.5	3.0	12.1
金属製品	4.8	3.8	1.5	18.3
一般機械	7.9	7.7	2.1	20.1
電気機器	11.9	14.5	8.1	52.3
輸送用機器	6.7	2.2	5.9	26.2
精密機器	3.2	3.6	7.0	13.8
武器，その他	2.3	5.7	2.1	21.7
卸・小売業	5.1	3.4	3.6	25.2
金融・保険業	5.0	3.9	4.3	32.1
運輸・通信業	3.3	1.5	0.5	12.1
電気・ガス・水道業	2.6	2.0	△ 0.1	10.3
日雇労働者等　調査産業計	3.7	6.6	△ 5.6	1.8
日雇労働者等　建設業	10.3	6.3	△ 7.3	13.5
日雇労働者等　製造業	5.2	8.1	△12.5	3.3

〔備考〕 1）従業員30人以上の企業を対象として，その「常用労働者」雇用の動きを調査したもの。△は減少を示す。

2）この調査の「常用労働者」とは次に該当するもので，臨時・日雇労働者に属する者も，他方ではまた企業の経営担当者も，含まれている。

イ、期間をきめず，また1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ、日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

ハ、重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

ニ、事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

3）労働省「毎月勤労統計調査」による。

第15表 雇用者の産業別構成

(%)

産業別	1960年	1965年	1969年	1970年	(実数)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	3306万人
農林業	4.0	2.1	0.9	0.9	29
漁業，水産養殖業	1.1	0.8	0.6	0.5	18
鉱業	1.8	1.0	0.7	0.5	18
建設業	8.4	9.3	9.0	9.2	305
製造業	33.7	34.5	34.9	34.6	1144
卸・小売，金融・保険，不動産業	18.9	20.6	22.3	22.1	731
運輸・通信，電気・ガス・水道業	9.8	10.0	10.2	10.3	340
サービス業	16.4	16.2	16.5	16.9	558
公務	6.0	5.5	4.9	4.9	161

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

第16表 雇用者の職業別構成（男子）

(%)

職業別	1960年	1965年	1969年	1970年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的，技術的職業	7.9	6.6	6.5	6.6
管理的職業	5.1	5.8	5.6	5.7
事務	20.0	19.8	17.6	17.4
販売	7.2	7.9	10.4	10.5
農林，漁業	3.2	2.3	1.5	1.4
採鉱，採石	2.2	1.0	0.5	0.4
運輸，通信	5.8	8.5	8.9	8.9
技能工，生産工程従事	42.8	34.6	36.4	37.6
単純労働		8.0	7.2	6.0
サービス職業	5.8	5.5	5.3	5.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

がやや高まっており、他方、農林・漁業や鉱業の雇用の割合は近年一貫して低下している。

雇用者の職業別構成　雇用者の職業構成を男子雇用者についてみると、技能工・生産工程従事者が全体の三七・六％（一九七〇年）を占めてその比重がもっとも高く、事務従事者（同一七・四％）や販売従事者（同一〇・五％）の割合がこれに次いで高くなっている（第16表）。

このうち、技能工・生産工程従事者および販売従事者の割合は最近高まりつつあり、これにたいして事務および農林・漁業、採鉱・採石、単純労働などの従事者の割合は低下をつづけている。

雇用者の企業規模別構成　非農林業雇用者のうち従業員三〇人未満の企業に働く者が全体の三六・九％（一九七〇年）を占めてその割合がもっとも高く、これに従業員一〇〇人未満の小企業雇用者を加えた小・零細企業雇用者の比重は五三・六％で、全体の過半数を占めている（第17表）。男子雇用者では従業員五〇〇人以上の大規模企業に働く者の割合が三分の一近く（一九七〇年三三・四％）を占め、女子に比べて大企業雇用者の割合が高いことを示しているが、この男子雇用者でも小・零細企業の割合は五一％と高い比重を占めている。

なお、一九七〇年の男子雇用者総数二一九一万人

第17表　雇用者の企業規模別構成（非農林業）

A　企業規模別構成

（％）

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満
総数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965年	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1969年	100.0	30.2	15.7	16.8	37.3
	1970年	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
うち男子	1960年	100.0	28.5	14.0	17.1	40.5
	1965年	100.0	33.9	15.1	17.3	33.7
	1969年	100.0	32.5	16.0	16.6	34.8
	1970年	100.0	32.4	16.2	16.6	34.5

B　企業規模別雇用者数（1970年，非農林業）

（万人）

企業規模別	計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満	官公
総数	3,277	867	464	482	1,063	394
男子	2,191	619	309	316	659	282
女子	1,086	247	155	166	403	112

〔備考〕　1）　Aの比率は官公部門の雇用者を除いて計算したもの。
　　2）　総理府統計局「労働力調査」による。

のうち、大規模企業雇用者が六一九万人、中企業雇用者が三〇九万人、小・零細企業雇用者が九七五万人、および官公機関雇用者が二八二万人となっており、女子雇用者については、総数一〇八六万人のうち大企業二四七万人、中企業一五五万人、小・零細企業五六九万人、官公一一二万人、となっている。

最近の動きでは、一九六五年ごろまで高まりをみせた大企業雇用者の割合が低下しつつあり、他方、小・零細企業雇用者の割合もやや低下ぎみで、中企業（従業員一〇〇～五〇〇人未満）雇用者の割合が高まる動きをみせている。

雇用者の年齢別構成

雇用者の年齢構成では一〇代層若年者の割合が低下をつづけ、これにたいして四〇歳以上の中高年齢層の割合が高まっている。こうして雇用者の年齢は雇用者が増大するなかで全体として最近いっそう上昇している（第18表）。

男子雇用者のばあいは、一〇代層若年者の割合が一九六〇年の一〇・三％から七〇年には五・四％へと低下し、二〇代、三〇代層の割合の上昇も最近では頭打ちとなり、これにたいして四〇代以上の中高年齢層雇用者の割合は一貫して高まっており、それは雇用者全体の三四・六％（一九七〇年）を占めるにいたっている。そしてこれに三〇代層を加えると三〇歳以上層雇用者の割合は全体の約六二％に達している。

女子雇用者のばあいには、一〇代層、二〇代層の割合が男子に比べてかなり高く、この両者をあわせた若年層雇用者五三％と、全体の過半数を占めている。しかしここでも、一〇代層の割合は一九六〇年当時二三・八％だったものが七〇年には一二

第18表 雇用者の年齢別構成（非農林業）

（％）

年齢別		計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～54歳	55歳以上
男子	1960年	100.0	10.3	31.5	26.6	31.6	
	1965年	100.0	8.0	33.9	27.8	21.7	8.7
	1969年	100.0	6.3	32.7	27.2	24.0	9.8
	1970年	100.0	5.4	32.8	27.1	24.7	9.9
女子	1960年	100.0	23.8	40.1	17.0	19.0	
	1965年	100.0	18.3	40.5	17.9	18.8	4.5
	1969年	100.0	14.5	39.6	17.6	22.2	6.0
	1970年	100.0	12.7	40.4	17.8	22.8	6.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

・七％へと大幅に低下し、二〇代、三〇代層の割合も男子と同様に停滞的であり、やはり中高年齢層の割合が最近一貫して上昇してきている。

臨時・日雇雇用の動き

雇用者数の増大のなかで、臨時・日雇の雇用者数も増加をみせているが、なかでも臨時雇用者の増加が大きく、雇用者全体に占めるその割合も高まる傾向を示している（第13表）。一九七〇年の臨時・日雇雇用者数は二七一万人となっているが、このうち、男子雇用者のばあいには日雇雇用が臨時雇用よりもやや多く、女子のばあいには臨時雇用が中心でそれが日雇雇用を大幅に上回っていることが特徴的であり、前記の臨時雇用者の増加（一九六〇年対七〇年で五四万人の増加）も女子が中心となっている。

これを入職者についてみると、一九七〇年には臨時・日雇入職者の割合が前年に比べて高まっており、それはとくに女子入職者のばあいに目立っている（第19表）。これは、企業の労働力不足対策の一環として、女子を中心とする「パート・タイム」雇用が最近増加していることを反映するものといえる。

「完全失業者」の動き

労働力調査による「完全失業者」数は一九六七年以降減少をつづけていたが、一九七〇年には前年にたいして二万人の増加を示した（第20表）。これは男子失業者の増加によるもので、「完全失業率」（労働力人口中に占める完全失業者の割合）も前年より高まった。この「完全失業者」とは、「調査週間中に実際に収入を伴う仕事に一時間以上従事したもの」を「就職者」とし、これ以外の「調査週間中仕事を少しもしなかった者のうち、仕事がなくて仕事をさがしていた者」をさしている。こうした「完全失業者」数やその増減変化は、このほかのさまざまな不安定就業者をも含めた「失業」の存在とその動きを適切に現わすものではないが、後にみる失業保険受給者数の動きなどとともに、失業発生の動向をうかがう一つの指標としての意味はもっている。ただし、この「完全失業者」の五九万人という数は、失業保険受給者（受給資格のある離職者で、例えば労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職できないでいると職安で認定された者）の六七万人（日雇失業保険受給者を含む）をも、かなり下回っている。

第19表　入職者の雇用形態別構成

（％）

調査時期	男子		女子	
	常用名義	臨時・日雇名義	常用名義	臨時・日雇名義
1965年1～6月	90.4	9.6	89.6	10.4
1969年1～6月	89.2	10.8	85.6	14.4
1970年1～6月	88.7	11.3	84.0	16.0

〔備考〕　1）　農林水産業，建設業を除く「非農林業」を調査対象としている。
　　2）　労働省「雇用動向調査」による。

2 新規学卒者の入職状況

新卒就職者数の動き

新規学卒就職者数は、中学卒就職者はもちろん最近では高校卒就職者も減少を示している（第21表）。とくに中学卒就職者はその減少がいちじるしく、一九六四年以降、一貫して年々大幅な減少をつづけている。一九七〇年の就職者数は二七万一〇〇〇人で、六〇年当時の四〇％程度にまで低下している。中学卒就職者数のこのような減少は、中学卒業者数そのものが減少するとともに、他方で高校進学率が急上昇をつづけていることによるものであるが、こうした動きは今後さらに進み、五年後の一九七五年の就職者

第20表 完全失業者の動き

（万人）

年別（年平均）	総数	男	女	完全失業率
1960年	75	44	31	1.7（％）
1965年	57	32	25	1.2
1966年	65	37	28	1.3
1967年	63	35	28	1.3
1968年	59	37	23	1.2
1969年	57	36	22	1.1
1970年	59	38	21	1.2

〔備考〕 1） 完全失業率は，労働力人口中に占める完全失業者の割合。
2） 総理府統計局「労働力調査」による。

第21表 中学・高校卒就職者の動き

卒業時期別		中学卒		高校卒		中学，高校卒就職者計
		就職者数	就職率	就職者数	就職率	
1960年3月		683千人	38.7％	573千人	61.3％	1 256千人
1965年3月		625	26.5	700	60.4	1 325
1969年3月		324	18.7	882	58.9	1 206
1970年3月		271	16.3	817	58.2	1 088
1970年3月	男子	140	16.5	396	55.4	536
	女子	131	16.1	421	61.1	552
1975年3月（推計）		177	11.4	692	56.0	869

〔備考〕 1） 就職者には就職進学者が含まれている。
2） 就職率は卒業者総数に占める就職者の割合。
3） 1975年3月卒就職者数の推計は，労働省職業安定局編「全国職安別新規労働力の見通し」による。

数は一八万人程度にまで減少すると予想されている。

高校卒就職者数は近年かなりの増加を示し、中学卒就職者の二～三倍に達して新学卒就職者の中心を占めるにいたっている。しかしこの高校卒就職者のばあいも一九六九年から減少に転じ、一九七〇年の就職者数は約八二万人で、前年より六万人以上の減少となっている　そして将来はさらに減少し一九七五年には七〇万人程度になると予想されている。

就職先の産業構成

中学卒就職者では製造業への就職者が全体の六〇％近く（一九七〇年）を占めており、高校卒就職者のばあいと比べて製造業への集中がいちじるしくなっている（第22表）。この製造業への集中は男女とも同様であるが、男子就職者のばあいは製造業に次いで建設業の割合が高く、女子のばあいには製造業のほかサービス業の割合が高いことなどが特徴的である。

一九七〇年には、この製造業就職者の割合が前年より高まり、一方では、近年高まりをみせたサービス業、建設業などの割合が低下した。また農林・水産業や卸・小売業への就職者の割合も最近低下をつづけている。こうした動きは、中学卒労働力にたいする企業の競争が増大するなかで、製造業とくに大企業へのその集中が進んだことを示すものといえる。

高校卒就職者では製造業（一九七〇年、三六・九％）と卸・小売業（同二五・二％）がその中心となっているが、このほか男子就職者では公務、建設業、運輸・通信業が、女子では金融・保険業とサービス業が、それぞれ就職者の多い産業となっている。

一九七〇年には、製造業就職者の割合がいっそう高まり、また建設業や金融・保険業の割合もやや高まる傾向をみせたが、農林・水産業およびサービス業就職者の割合は低下した。

就職先の企業規模

中学卒、高校卒とも大企業へ入職する者の割合が最近いちじるしく高まっており、労働省「雇用動向調査」によれば、一九七〇年三月卒業の就職者のうち中学卒では四一％、高校卒では五三％が従業員五〇〇人以上の大規模企業に入職している（第23表）。これは、新規学卒者にたいする企業の獲得競争が激化するなかで、大企業によるその優先的な取得が進んでいることを示すものといえるが、新規学卒就職者の大企業集中は高校卒のほうがいちじるしく、中学卒就職者では大企業入職の割合が高まる反面では従業員一〇〇人未満の小・零細企業への入職割合もやや高まりをみせている。

就職先の職業構成

中学・高校卒就職者の職業構成を男子のばあいについてみると、まず中学卒就職者では技能工・生産工程作業者（金属加工や機械器具組立・修理を中心とする）が大多数を占めているが（一九七〇年は全体の七三％）、一九七〇年にはその集中がいっそう進むとともに、他の職業の従事者の割合はいずれも低下をみせた（第24表）。

高校卒男子就職者のばあいも、技能工・生産工程作業者の割合がもっとも高いが、中学卒に比べるとその比重は低下し、事務・販売従事者がかなり大きな割合を占めているのが特徴である。しかし最近では、機械器具組立・修理や金属加工を中心に技能工・生産工程作業者の割合が引きつづき高まっており、一九七〇年の就職者では全体の四九％を占めるにいたった。一方、

第22表　中学・高校卒就職者の産業別構成

(%)

産業別 ＼ 卒業時期別		1960年3月	1965年3月	1969年3月	1970年3月
中学卒	総数（千人）	684	625	324	271
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，水産業	13.8	7.3	6.1	5.2
	建設業	1.7	4.3	9.0	8.9
	製造業	59.6	62.0	58.1	59.9
	卸・小売業	9.8	8.1	6.5	5.7
	運輸・通信 電気・ガス・水道業	1.7	3.4	4.1	3.9
	サービス業	9.5	11.6	12.5	11.5
高校卒	総数（千人）	573	700	882	817
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，水産業	8.2	3.6	4.5	4.0
	建設業	3.0	3.3	3.9	4.0
	製造業	35.8	36.5	36.2	36.9
	卸・小売業	23.8	24.0	26.4	25.2
	金融・保険，不動産業	7.2	9.2	7.0	8.2
	運輸・通信 電気・ガス・水道業	6.4	8.3	6.1	5.9
	サービス業	6.3	6.7	8.5	8.3
	公務	5.7	6.1	4.9	5.0

〔備考〕　1）　就職者とは賃金等経常的収入をともなう仕事についた者をいう。家事手伝いや一時的な仕事についた者は含まれないが，自営業についた者は含まれている。

2）　就職進学者を含む。

3）　産業は就職者数の多いものを掲げた。総数は掲示以外の産業をも含む総数である。

4）　文部省「卒業後の状況調査」による。

第23表　新規学卒入職者の企業規模構成

(%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
中学卒	1968年3月卒	100.0	31.6	32.1	21.1	15.1
	1969年3月卒	100.0	34.0	33.3	18.5	14.2
	1970年3月卒	100.0	40.8	24.4	20.5	14.3
高校卒	1968年3月卒	100.0	24.3	32.8	24.6	18.2
	1969年3月卒	100.0	29.7	32.3	22.5	15.5
	1970年3月卒	100.0	52.8	23.8	13.8	9.6

〔備考〕　労働省「雇用動向調査」による。

事務・販売、および農林・漁業、保安・サービス業などの就職者の割合は低下傾向をみせている。

なお女子就職者については、中学卒では男子と同様に技能工・生産工程作業者（製糸・紡織を中心とする）の割合がもっとも多いほか、サービス業の多いのが目立っている。また高校卒では男子と違って事務従事者が過半数を占めてもっとも多く、販売従事者がこれに次いでいる。

第24表 中学・高校卒就職者の職業別構成（男子）

（%）

	職業別＼卒業時期別	1966年3月	1969年3月	1970年3月
中学卒	事務，販売	6.7	4.7	4.3
	農林，漁業	10.0	8.6	7.4
	運輸，通信	3.4	2.9	2.6
	技能工・生産工程作業	65.2	70.6	73.0
	単純労働	4.2	3.7	3.4
	サービス	7.1	6.2	5.2
	（就職者総数）	（100.0）	（100.0）	（100.0）
高校卒	事務，販売	36.7	30.4	28.6
	農林，漁業	6.4	7.1	6.3
	運輸，通信	6.4	5.0	5.0
	技能工・生産工程作業	37.0	46.0	48.5
	保安，サービス	6.4	6.1	6.0
	（就職者総数）	（100.0）	（100.0）	（100.0）

〔備考〕 1） 従事者数の多い職業を掲げた。
2） 文部省「卒業後の状況調査」による。

第25表 新規学卒就職者の離職状況

（%）

企業規模別		計	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人	5～29人
中学卒	1968年3月卒	5.0	2.7		3.7	8.4	7.6
	1969年3月卒	4.6	2.7		3.3	5.9	10.2
	1970年3月卒	5.5	3.9	3.3	4.2	7.9	9.0
高校卒	1968年3月卒	4.4	3.4		3.2	4.4	8.0
	1969年3月卒	3.8	3.3		3.3	3.7	6.3
	1970年3月卒	5.0	3.0	5.9	4.5	8.3	10.5

〔備考〕 1） 入職後，各年4～6月の3カ月間における離職率を示す。
2） 労働省「雇用動向調査」による。

新規学卒就職者の離職状況　新規学卒者にたいする企業の充足不足が強まり、その獲得競争が激化するなかで、いったん就職した新規学卒者の短期離職、転職・企業移動もまた増加している。労働省「雇用動向調査」によれば、就職した企業を三カ月以内という短期間で離職する者の割合は、中学卒、高校卒就職者全体で、それぞれ五・五%、五%に及んでいる（一九七〇年三月、第25表）。こうした短期離職はやはり就職企業が小規模になるほど高く、零細企業では一〇%前後に達しているが、新規学卒就職者の短期離職は、大企業でも中小・零細企業でも最近全般的に増加している。

3　労働移動

入職・離職率の動き　労働移動は一九六八年、六九年と全体としてやや落着きをみせていたが、一九七〇年には入職率・離職率とも高まり、再び労働移動が活発化した（第26表）。とくに建設業をはじめ卸・小売業、運輸・通信業、鉱業などでは前年に比べて入職率・離職率とも高まりをみせている。

製造業でもこれとほぼ同様であり、一九七〇年には大企業でも労働移動が高まっており、とくに大企業では入職率が高まる

第26表　入職・離職率の動き

1）産業別（従業員30人以上規模，年平均）　（%）

時期別	調査産業計		鉱業		建設業		製造業		卸・小売業		金融・保険業		運輸・通信業		電気，ガス，水道業	
	入	離	入	離	入	離	入	離	入	離	入	離	入	離	入	離
1966年	2.5	2.4	1.7	2.0	5.3	4.9	2.2	2.2	2.6	2.4	2.5	2.2	1.7	1.5	1.1	1.1
1967年	2.9	2.6	2.0	2.6	6.4	5.3	2.6	2.4	2.8	2.5	2.9	2.6	1.8	1.7	1.2	1.2
1968年	2.8	2.5	1.8	2.4	5.7	4.7	2.5	2.3	2.8	2.5	2.6	2.6	1.8	1.7	1.1	1.2
1969年	2.6	2.4	1.7	2.4	5.0	4.1	2.4	2.3	2.6	2.4	2.7	2.6	1.7	1.7	1.1	1.3
1970年	2.8	2.6	1.9	2.6	5.4	4.9	2.5	2.3	3.0	2.8	2.9	2.6	2.0	1.9	1.2	1.2

2）製造業・企業規模別（年間累計）　（%）

時期別	500人 以上		100～ 499人		30 ～ 99 人		5 ～ 29 人	
	入	離	入	離	入	離	入	離
1966年	18.5	19.3	28.2	28.0	33.5	32.6	34.8	30.3
1967年	25.1	21.1	36.2	30.5	39.1	35.6	32.0	30.0
1968年	24.7	21.7	33.1	29.9	34.5	32.7	30.8	28.7
1969年	24.5	22.0	32.0	28.9	32.1	31.3	30.2	28.2
1970年	25.3	23.0	32.9	29.9	34.0	32.2	28.7	25.7

〔備考〕　1）　入（離）職率は，当月増加（減少）労働者数を前月末労働者数で除した比率。
　　2）　労働省「毎月勤労統計調査」による。

第27表　離職者・転職者の産業別，規模別，年齢別，職種別構成

（%）

時期別		既就業（転職）入職者		離職者	
		1969年1～6月 (100.0)	1970年1～6月 (100.0)	1969年1～6月 (100.0)	1970年1～6月 (100.0)
産業別	鉱業	1.7	0.8	1.6	1.1
	製造業	55.3	48.1	53.6	46.7
	卸・小売業	22.9	22.7	25.4	23.6
	金融・保険・不動産業	2.4	2.7	4.7	5.6
	運輸・通信業	12.7	12.0	10.0	9.8
	電気・ガス・水道業	0.1	0.1	0.3	0.3
	サービス業	4.9	13.6	4.5	13.0
企業規模別	1000人以上	14.8	20.7	18.1	25.6
	500～999人		5.1		5.6
	499～100人	24.4	24.2	26.7	22.6
	99～30人	26.2	24.6	24.3	21.8
	29～5人	34.7	25.4	30.9	24.3
年齢別	20歳未満	16.6	12.9	15.5	12.6
	20～24歳	58.8	60.5	33.4	34.3
	25～29歳			16.7	16.8
	30～39歳	24.6	26.6	15.7	16.7
	40～49歳			9.6	19.6
	50歳以上			9.0	
職種別（主なもの）	事務	15.0	14.9	17.5	17.7
	販売	10.9	11.3	13.4	13.6
	運輸・通信	12.8	15.8	8.0	11.5
	技能工・生産工程従事	43.9	41.8	43.0	41.8
	単純労働	7.8	—	8.7	—
	サービス職業	4.4	10.9	4.3	10.1

〔備考〕　1）　非農林水産業の従業員5人以上規模企業を調査対象とする。ただし建設業を除く。

2）　既就職（転職）者の年齢構成は，既就業入職者のうち調査時に在籍している者についてであり，その年齢区分は，20歳未満，20～34歳，35歳以上，となっている。

3）　労働省「雇用動向調査」による。

とともに、離職率が最近一貫して高まっているのが目立っている。他方、これまで労働移動がもっとも高かった零細企業（従業員三〇人未満）では入職率・離職率とも最近低下をつづけており、労働移動がやや落着きを示している。

離職者の年齢別・勤務期間別構成

労働省「雇用動向調査」によると、離職者は二〇代前半層（二〇～二四歳）を中心とした一〇代、二〇代の若年層が全体の六四％を占めているが（一九七〇年一～六月）、最近では、一〇代層若年離職者の割合が低下し、二〇代、三〇代、それに四〇歳以上の中高年齢層の離職者の割合が高まっている（第27表）。

これらの離職者の前職の勤務期間をみると、一時低下をみせた短期離職者の割合が一九七〇年には再び高まっており、前職を一年未満で離職した者は全体の四一％に及んでいる（第28表）。そしてこうした短期離職（転職・企業移動）の高まりは――前記の離職者の年齢構成と照らしてみて――若年層だけでなく中高年層にも及んでいるといえる。これにたいして、最近高まっていた前職二年以上勤務の離職者の割合はやや低下をみせた。

離職者と転職者の産業別、規模別、職種別構成

離職者では　製造業と卸・小売業の割合が目立って高く（一九七〇年一～六月には製造業が全体の四六・七％、卸・小売業二三・六％）、離職者全体の七〇％がこの両産業からの離職者によって占められているが（第27表）、最近では、これまで五〇％以上を占めていた製造業離職者の割合が四〇％台へと低下し、卸・小売業離職者の割合も同様に低下し、かわってサービス業離職者の割合が大幅に高まったのが目立っている。

転職者（既就業者）の入職先でも、製造業の割合がもっとも高く（一九七〇年一～六月には全体の四八・一％）、卸・小売業の割合（同二二・七％）がこれに次いで高くなっているが、最近では、離職者のばあいと同様に、この両産業および運輸・通信業や鉱業への入職者の割合が低下し、サービス業入職者の割合がいちじるしい高まりをみせた。

離職・転職の動きを企業規模別にみると（第27表）、離職者の四六％（一九七〇年一～六月）は従業員一〇〇人未満の小・零細企業から出ており、また転職者の五〇％（同期）が同様に小・零細企業に入職している。こうして小規模企業の領域での離職、転職の動きはいぜん

第28表　離職者の勤務期間構成

（％）

勤務期間別	計	6カ月未満	6カ月～1年	1～2年	2～5年	5～10年	10年以上
1966年1～6月	100.0	21.9	15.3	18.5	26.0	11.6	6.7
1967年1～6月	100.0	20.1	13.2	16.0	26.2	14.9	9.3
1968年1～6月	100.0	23.6	15.6	16.5	25.7	12.3	6.2
1969年1～6月	100.0	22.5	15.3	17.4	25.3	13.0	6.5
1970年1～6月	100.0	25.0	15.8	17.4	23.9	11.8	6.0

〔備考〕　労働省「雇用動向調査」による。

第29表　既就業入職者の職業移動構成（男子，1969年1～6月）

（%）

現　職　業	計	主な前職業
事　務	100.0	同職52.2，販売16.4，技工 8.4
販　売	100.0	同職51.3，技工17.5
運　輸・通　信	100.0	同職58.9，技工17.2，販売 8.8，農林漁業 8.6
技能工・生産工程	100.0	同職66.7，農林漁業 9.3，運・通 7.6，販売 7.5
サービス職業	100.0	同職64.6，技工11.2

〔備考〕　1）　入職者の多い職業についてみた。
　　2）　労働省「雇用動向調査」による。

として大きいが、他方、最近においては離職者、転職者に占める大企業の割合の高まりが目立っており、大企業で労働移動が活発化していることを示している。

これを職種別にみると（第27表）、離職者では、技能工・生産工程従事者が目立って多く（一九七〇年一～六月には全体の四二%）、このほかの職種では事務、販売、運輸・通信、サービス職業などの離職者の割合がほぼ同様に一〇%台となっているが、最近では技能工・生産工程従事者の離職者に占める割合がやや低下し、かわってそれ以外の職種、とくにサービス職業および運輸・通信従事者の割合がいちじるしく高まった。また、こうした転職入職者では、技能工・生産工程従事者としての入職が全体の四二%（一九七〇年一～六月）を占め、離職者のばあいと同様にもっとも高くなっているが、最近では、やはり離職者にみられる動きとほぼ同様に、サービス職業をはじめ運輸・通信、販売などの従事者として入職する者の割合が高まった。

なお、男子転職者のばあいの最近における職業移動の状況をみると（第29表）、各職種の入職者には前職もそれぞれ同様な職種に従事していた者の割合がもっとも高く、技能工・生産工程従事入職者をはじめとして同職種入職者の割合は五〇%～六〇%以上になっている。このほか、運輸・通信や販売従事入職者では技能工・生産工程従事者だった者が一七%以上含まれており、また事務には販売者からの、サービス職業には技能工・生産工程従事者からの転職がそれぞれかなり高い。さらに運輸・通信や技能工・生産工程従事者には農林・漁業からの転職者がそれぞれ一〇%近く含まれている。

転職にともなう賃金変動

転職による賃金変動の状況を労働省「雇用動向調査」によってみると、転職の結果賃金（定期給与）が前職当時より高く（一〇%以上）なった者の割合が全体として上昇をつづけており、反対に賃金が減少した者の割合は低下している（第30表）。賃金上昇者は最近では転職者全体の半数近くに及び（一九七〇年一～六月四八%）、賃金減少者の割合は一三%（同期）と目立って低くなっている。

これを男子転職者について年齢別にみると、やはり年齢が高まるほど転職によって賃金が減少した者の割合が一般に高まる傾向を示しているが、しかし最近では、若年層転職者はもとよ

第30表　転職者の賃金変動状況

1）総数（男女計）　（%）

賃金増減別	計	低くなった者	あまり変らなかった者	高くなった者
1965年1～6月	100.0	23.8	41.2	35.1
1966年1～6月	100.0	22.3	41.7	36.0
1967年1～6月	100.0	21.4	39.0	39.6
1968年1～6月	100.0	20.1	38.0	41.9
1969年1～6月	100.0	19.8	37.0	43.2
1970年1～6月	100.0	12.9	39.1	48.0

2）うち男子　（%）

年齢別	1969年1～6月			1970年1～6月		
	低下	不変	上昇	低下	不変	上昇
20歳未満	15.3	30.2	54.5	8.9	36.5	55.0
20～34歳	20.4	34.3	45.3	12.6	38.9	48.5
35～49歳	22.7	38.0	39.3	11.5	41.7	46.8
50歳以上	44.9	35.2	19.9	27.9	39.9	32.2
平均	22.0	34.5	43.5	12.7	38.1	49.1

〔備考〕　1）　高く（低く）なった者とは，現職の賃金（定期給与）が前企業離職時の賃金に比べて10%以上高く（低く）なった者。あまり変らなかった者とは，その増減が10%未満だった者。

2）　労働省「雇用動向調査」による。

り中高年齢層転職者でも賃金上昇者の割合がかなり高まっている。

労働者の地域移動

入職者の地域構成では南関東が全体の三〇%近くを占めてもっとも高く（一九七〇年一～六月には二八・七%）、京阪神（同一九・三%）、東海（同一三・一%）がこれに次いで高くなっているが、最近ではこれらの主要地域の割合は総じて停滞状態にあり、北関東、北陸、山陰などの地域への入職者の割合がやや高まる動きをみせている（第31表）。ただし、地域毎の入職者の流入率では、南関東の流入率が最近引きつづき高まっているのにたいして京阪神や東海では低下をみせている。また就職者の流出率では、南九州をはじめ近畿、東北、山陰などが高い地域であるが、最近では、南九州や近畿、東北の流出率がいっそう高まったのにたいして山陰の流出率はかなり低下し、また北海道の流出率が高まって四国のそれが低下するなど、就職者の移動には地域毎にかなりの変化がみられる。

また、労働者の県外就職の動きをみると第32表のようである。これは公共職業安定局を通じてそれぞれの県外に就職した者を対象としているが、最近では、一般常用就職者の県外就職率が停滞状態をみせているのにたいして、臨時的・季節的就職者の県外就職率は――一九六〇～六一年当時の高率には及ばないが――最近引きつづき高まっており、建設業就職を中心に地域移動が活発化している。また、一時低下をみせた新規学卒就職者の県外

第31表　入職者の地域別構成と地域移動

(%)

時期別		1968年 1～6月	1969年 1～6月	1970年 1～6月
入職者構成	総数	100.0	100.0	100.0
	北海道		4.5	4.5
	東北		5.8	5.4
	北関東		5.9	6.8
	南関東	27.9	29.0	28.7
	北陸		4.2	4.3
	東海	12.5	13.2	13.1
	近畿		1.7	1.5
	京阪神	19.5	18.8	19.3
	山陰		0.8	0.9
	山陽		5.0	4.6
	四国		2.7	2.5
	北九州		6.1	6.1
	南九州		2.2	2.1
流入率	南関東	25.6	26.8	28.1
	東海	24.3	25.8	23.7
	近畿	29.6	27.5	29.1
	京阪神	27.2	26.8	23.0
流出率	東北	36.9	35.9	37.9
	近畿	37.4	36.8	39.3
	山陰	38.3	43.7	32.6
	四国	33.8	32.2	29.1
	南九州	58.1	55.7	56.2

〔備考〕　1）　流入率は，当該地域の就職者全体に占める他地域からの就職者の比率。流出率は，当該地域出身就職者全体に占める他地域への就職者の比率。

2）　労働省「雇用動向調査」による。

第32表　県外就職率の動き

（％）

年　　別	一般		学卒	
	常　用	臨時・季節	中　卒	高　卒
1960年	4.4	33.8	36.6	26.1
1965年	6.3	21.2	37.7	29.8
1966年	6.1	22.0	35.7	27.8
1967年	7.5	24.1	34.4	27.8
1968年	6.8	24.8	34.6	28.5
1969年	6.8	26.8	35.4	29.2

〔備考〕　1）　職安を通じた県外就職者を対象とする。

2）　県外就職率＝$\frac{\text{他県への就職件数}}{\text{就職全数}}\times 100$

3）　労働省職業安定局「労働力の地域間移動状況調査」による。

第33表　職安の職業紹介状況

（新規学卒を除く一般職業紹介）

年　別	月間有効求職者数(A)	月間有効求人数（B）	求職倍率（A/B）	就職件数		就職率	
				計	うち常用就職	総　数	うち常用就職
	万人	万人	倍	万件	万件	%	%
1965年	125	79	1.6	117	119	11.8	
1966年	121	89	1.4	179	118	12.3	
1967年	116	116	1.0	181	118	13.0	
1968年	112	115	0.9	184	119	13.7	
1969年	108	140	0.8	187	120	14.4	12.7
1970年	107	151	0.7	190	125	14.8	13.1

〔備考〕　1）　(A)，(B) は1カ月平均。

2）　就職率は就職件数（1カ月平均）÷月間有効求職者数。

3）　労働省職業安定局調査。

就職率も、最近再び高まっている。

職安の職業紹介状況

公共職業安定所の職業紹介を通じた再就職の動きをみると、職安への求職者数が近年引きつづき減少しているのにたいして、企業の求人数は増加をつづけており、この結果、一九六八年から生じた求人超過の状態が最近いっそう大きくなっている（第33表）。職安を通じた就職件数もこうした求人超過の状況を背景に引きつづき増加し、就職率もまた高まるなど、求職条件は最近全体として改善をみせている。ただしその就職率は、一般職業紹介全体で一四・八％、常用就職では一三・一％に止まっており（一九七〇年）、求人超過の進行のわりには就職率は高まらず、職安を通じた求人条件と求職条件とのズレがいぜんとして大きいことを示している。

失業保険受給者の動き

失業保険受給者数は一九六五年以降減少をつづけ、受給率もまた低下している（第34表）。一九七〇年の受給者実人員（一ヵ月平均）は、一般失業保険が四九万人（うち男子二七万人、女子二二万人）、日雇失業保険が一八万人となっており、一般失業保険ではとくに女子受給者の減少が近年目立っている。なお一九七〇年には、離職した労働者（被保険者）が失業保険金受給のため職安に提出する離職票の提出件数は増加したが、失業保険受給者は減少を示している。さきにみたように、最近では労働者の企業離職が高まって労働移動が活発となり、また近年減少をつづけていた「完全失業者」数がやや増加し、企業倒産も増加するなど、離職・失業の発生はいぜんとして大きいとみられるが、実際の失

第34表　失業保険受給状況

年別		一般失業保険（1ヵ月平均） 離職票提出件数	初回受給者数（千人） 計	男	女	受給者実人員（千人） 計	男	女	受給率（%）	日雇失業保険・受給者実人員（1ヵ月平均）
1968年		144千件	127	71	56	531	283	248	2.6	198千人
1969年		141	125	70	55	512	276	236	2.4	188
1970年		150	121	70	52	491	271	221	2.3	181
対前年増減（△）	1965年	7	3	4	△1	△33	△1	△33	—	△13
	1966年	△3	△4	△3	△2	△9	3	△11	—	△4
	1967年	△6	△4	△3	0	△27	△9	△9	—	△5
	1968年	△5	△3	△3	0	△25	△18	△7	—	△4
	1969年	△3	△2	△1	△1	△19	△7	△12	—	△10
	1970年	9	△4	0	△3	△21	△5	△15	—	△7

〔備考〕 1） 離職票提出件数とは，離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。このばあい，失業保険受給資格の有無にはかかわらない。
2） 初回受給者数とは，同一の失業保険金受給期間内において，第1回目の支給を受けた者の数。
3） 受給率は，受給者実人員÷被保険者数。
4） 労働省職業安定局調べ。

第35表　失業保険受給資格者の状況（1969年調査）　（%）

年齢	男子	女子	離職産業（主な産業，男女計）		離職企業規模		離職職業（主な職業）	男子	女子	離職理由（主なもの）	男子	女子
計	100.0	100.0	計	100.0	30人未満	31.5	計	100.0	100.0	計	100.0	100.0
24歳以下	13.7	40.2	建設業	11.6	30～99人	28.2	専門的，管理的，事務的	23.4	43.3	事業主の都合	29.8	18.2
25～34歳	25.3	29.8	製造業	36.8	100～499人	21.6	販売等	12.4	11.2	契約期間満了	13.5	10.3
35～44歳	19.1	15.6	卸・小売業	20.9	500人以上	15.8	技能工，生産工程	27.9	15.6	結婚出産	—	19.5
45～54歳	12.5	9.8	サービス業	12.0	官公その他	2.9	単純労働	18.7	18.9	転職	26.9	23.2
55歳以上	29.4	4.7										

〔備考〕　労働省「失業保険受給者構造調査」（昭和44年）による。

業保険受給者数は減少をつづけている。これは、最近の企業による労働力需要の増大がつづくなかで労働者の再就職機会が増加し、離職しても失業保険を受給することなく再就職して行く者が多い状態を反映するものであるとともに、他方ではやはり、失業保険受給希望者や受給中の者にたいする受給資格の査定を強化して早期再就職を促すなど、保険給付の「適正化」政策が強行されていることが、その受給人員減少の大きな促進要因となっているとみられる。

なお、労働省「失業保険受給者構造調査」によれば、失業保険受給資格者の状況は第35表のようになっている。これは一九六八年一一月に全国の職安で受給資格の決定を受けた者を対象として六九年八月と一一月に調査を行なったものであるが、①失業保険受給資格者のうち、男子では中高年齢層の割合が高いのにたいして女子では若年層の比重が高いこと、②離職産業では製造業や卸・小売業の割合が高く、小規模企業離職者が過半数を占めていること、③離職職業では、男子では技能工・生産工程従事者や専門的・管理的・事務的職業の従事者の割合が大きく、女子では事務的職業の比重が高いこと、④離職理由では、男子では事業主の都合（解雇）と転職とが多く、女子ではこれに結婚・出産が加わっていること、などの特徴がみられる。なお、この間に再就職した受給者の就職経路をみると、縁故が全体の五五%を占めてもっとも多く、これに次いで職安の二七%となっている。

4　最近の労働力不足と企業の雇用対策

労働力不足の動き

労働省「労働経済動向調査」によって、企業の労働力不足を職種別にみると（第36表）、製造業では技能工や一般労務者、商業では販売員や技術・研究員、一般労務者などを中心に充足不足を訴える企業がいぜんとして多くなっているが、最近ではこうした不足状態が全体としてやや緩和する動きがみられる。製造業では一九七〇年には前年に比べて各職種とも充足不足がやや緩和されているが、しかし充足が進んだのはとくに大規模企業においてであり、中小企業では技能工をはじめ一般労務者や技術・研究員などについて不足を訴える企業がいぜんとして多くなっている。商業では販売員や一般労務者の充足不足が若干緩和する動きがみられるが、ただし、技術・研究員や技能工については、不足であるとする企業がいっそう増加している。

またこれに関連して、技能工の不足状況を労働省「技能労働力需給状況」によってみると、一時やや緩和をみせた技能工不足は最近再び強まる動きがみられる（第37表）。一九七〇年六月

第36表　企業の労働力過不足状況（職種別）

（%）

職種別		過剰			適当			不足		
		1968年	1969年	1970年	1968年	1969年	1970年	1968年	1969年	1970年
製造業	事務・管理	15	11	11	68	71	70	16	19	19
	技術・研究	3	2	3	57	48	50	40	49	49
	販売	2	1	2	70	64	67	28	35	31
	技能工	1	1	2	36	29	30	62	70	68
	一般労務者	4	2	5	34	27	31	62	70	64
卸・小売業	事務・管理	9	4	9	67	58	62	24	38	29
	技術・研究	3	0	1	58	57	49	39	43	51
	販売	5	2	3	37	28	32	58	70	64
	技能工	2	0	4	62	51	45	35	49	51
	一般労務者	6	1	3	53	46	56	42	53	41

〔備考〕　労働省「労働経済動向調査」による。各年ともそれぞれ8月の調査。

調査による技能工の不足数は一八四万人、不足率は一九・八%となっていて、不足数、不足率とも前年より高まっている。一九七〇年では、不足数のとくに多い職種は前年と同様に自動車運転手（一五万人）、機械工（一四万人）、ミシン縫製工（一一万人）、などであり、また構造物鉄工（五一%）、製缶工（四七%）、配筋工（四三%）などが不足率のとくに高い職種となっている。

第37表　技能工の不足状況

1）技能工不足の動き

調査時期	不足数	不足率
1965年2月	180万人	21.7%
1969年6月	182	19.3
1970年6月	184	19.8

2）不足数のとくに多い職種

職種別	1969年6月	1970年6月
自動車運転手	150千人	154千人
機械工	149	140
ミシン縫製工	102	107
溶接工	67	94
電工	64	59

3）不足率のとくに高い職種

1969年6月		1970年6月	
構造物鉄工	42.0%	構造物鉄工	50.6%
洋服工	38.3	製缶工	47.1
ミシン縫製工	38.3	配筋工	43.2
製缶工	37.7	洋裁工	39.7
金属プレス工	34.5	ミシン縫製工	38.1

〔備考〕　労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」による。

企業の労働力不足対策

労働力不足はとくに中小企業では依然としていちじるしく、新規学卒者の充足難を中心とした労働力不足の増大によって、操業度の低下や生産・販売の停滞、残業時間の増大、受注困難、設備の遊休化、等々が生じているとする中小企業が多くなっている（全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」昭和四五年）。そしてこうした労働力不足にたいする中小企業（製造業）の対策を、全国中小企業団体中央会の調査によってみると第38表のようであり、「機械化による労働力の節約」、「下請・外注の活用」、「作業・販売方法の改善」、などをはじめとして様々な対策が講じられているが、最近ではこれらの対策に加えて、「工場疎開」、「共同化・協業化の推進」、「中高年者、心身障害者の採用」、「パートタイマー、アルバイトの活用」、「少数精鋭主義の採用」、などの対策を進める企業が増加している。

【参考資料】（一九七〇年一月以降に公表されたもの）

○就業、雇用の動き

(1)総理府統計局「労働力調査報告」（昭和四五年報）、(2)労働省「毎月勤労統計調査報告」、(3)同「労働経済動向調査報告」（昭和四五年二月、月、四六年二月）、(4)同「雇用動向調査」（昭和四四年、四五年上期）、(5)同「労働白書」（昭和四六年版）

○新規学卒就職者の状況

(1)文部省「卒業後の状況調査」（「学校基本調査」昭和四五年度）、(2)労働省職業安定局「新規中・高卒者の職業紹介状況調査」、(3)同「全国職安別新規労働力の見通し」、(4)瀬野尾幸雄「集団就職」（昭和四五年一月、協同出版）、(5)労働省「雇用動向調査」（昭和四五年上期）

○労働移動、職業紹介（前掲のものを除く）

(1)労働省職業安定局「職業安定業務月報」、(2)同「労働市場年報」（昭和四四年度）、(3)同「労働力の地域間移動状況調査結果報告」（昭和四四年）、(4)同「失業保険事業月報」、(5)同「失業保険事業年報」（昭和四三年度）、(6)同「失業保険受給者構造調査報告」（昭和四四年）、(7)労働省統計調査部「最近における若年労働者の労働移動の動向」（「労働統計調査月報」一九七〇年八月号）

第38表　製造業中小企業の労働力不足対策

（%）

不足対策別	1968年	1969年	1970年
工場疎開	1.4	2.5	3.7
機械化による労働力の節約	59.1	68.7	66.3
共同化・協業化の推進	11.7	12.5	14.8
中高年齢者，心身障害者の採用	20.2	29.2	33.8
パートタイマー，アルバイトの活用	21.6	27.8	36.6
下請，外注の活用	31.2	45.6	47.5
作業・販売方法の改善・工夫	27.5	33.2	46.1
少数精鋭主義の採用	26.5	31.4	38.2
家族労働力の活用	7.2	21.7	21.8
とくに講じていない	—	6.6	5.4

〔備考〕　1）　従業員 300人以下の中小・零細企業を対象とする。
2）　比率は，調査企業計を 100としたものであるが，一企業で複数の対策をあげているものがあるので，計数は 100を上回る。
3）　全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」（昭和43，44，45年）による。

○労働力不足などの雇用問題（前掲のものを除く）
(1)労働省「雇用管理に関する調査報告」（昭和四四年）、(2)同「求人等実態調査報告」（昭和四四年）、(3)労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」（一九七〇年六月調査）、(4)全国中小企業団体中央会「高賃金下の中小企業労働事情 ―― 四五年中小企業労働事情実態調査結果」、(5)東京商工会議所「パートタイマー、単調労働および交替制の労働時間の実態」（一九七〇年一一月）、(6)全日本労働総同盟「パートタイマーの実態調査報告」（中間報告、一九七一年一月）、(7)中小企業庁「中小企業白書」（昭和四五年版）

III 賃金と労働時間

概要□賃金＝賃金水準と分配率：名目賃金の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配率の動向／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態：給与構成比率／規模別賃金支払形態／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況：定期給与と臨時給与／賃金不払の状況／**労働時間**＝労働時間の動向

概要

一、一九七〇年の賃金は、前年にたいする現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一七・〇％で、六〇年代最高の上昇率であった六九年の一六・一％をさらに上回り、賃金上昇の加速化がますます強まった。このように七〇年の名目賃金上昇が大幅であったのは、一九六四年から六八年にかけて戦後のベビー・ブーム期に生まれた人びとが大量に労働市場に登場する期間が終わり、生産年齢人口の増加率の減少が顕著になって、ようやく本格的な労働力不足が到来する入口にさしかかったことと、いわゆる大型景気の継続とが重なったためである。しかし七〇年の消費者物価の上昇率は九・三％にものぼったため、実質賃金の上昇率は、調査産業計で八・七％にとどまり、六九年の九・九％を下回っている。大幅賃上げにもかかわらず労働者の生活状態の改善はそれほどすすまなかったといってよい。

一、七〇年においては前年にひきつづいて企業の売上げ高は順調にのび、生産性指数の上昇率も二四・一％で、六九年の二二・五％を上回っている。したがって賃金の大幅な上昇も、生産性の上昇によって吸収され、分配率もほとんど上昇をみていない。

一、大幅な名目賃金上昇の一つの原因である労働組合の春季賃上率は一八・三%であり、六〇年以降最高の上昇率である。七〇年は全国金属、新聞労連等においていわゆる五ケタの賃上げが実現した。

一、企業間賃金構造をみると、まず産業別賃金格差は、若干拡大する傾向がみられ、規模別格差は、一〇〇～四九九人の企業の賃金が相対的に上昇して格差が縮小している。地域別賃金格差は、鉱業において若干縮小し、製造業は前年とほとんど変りがない。

一、企業内賃金構造をみると、まず労働者種類別賃金格差は前年とほとんど同じであるが、特別に支払われた給与については、労職格差が若干縮小した。男女別賃金格差は前年とほとんど変わらず、年齢別賃金格差は、大企業・中小企業ともに縮小がいちじるしい。

一、産業別の給与構成比率の年次別推移をみると、六八年まで減少しつづけてきた年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する戦前型の総合決定給の比率が、六九年には逆に若干増加している。そして職務・職種・職能給など仕事的要素によって決定される基本給の比率はかえって減少している。六九年においてはいわゆる賃金の近代化が停滞したとみてよい。その理由の一つは、初任給など若年労働者の賃金が上昇したことによっていわゆる賃金の中だるみが発生し、それにたいする対策として、年功賃金が再評価されたことにある。

一、七〇年は、好景気を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給が前年よりもさらに増加した。支給率は年間で三・九六ヵ月分となっている。賃金不払額は、前年とほぼ同程度にとどまった。

一、平均総実労働時間は、一八七・七時間で、六九年より〇・七%の減少となった。週休二日制を採用する企業もしだいに増加しつつある。時間短縮は、おしとどめることのできない大勢となっているように思われる。しかし時間短縮が顕著なのは大企業であり、中小企業の労働時間はいぜんとして長く、規模別格差は、それほどめだって縮小していない。

1　賃　金

1　賃金水準と分配率

名目賃金の上昇　一九七〇年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額、調査産業計七万四四三六円、製造業七万一四四七円であり、前年にたいする上昇率は、前者が一七・〇%、後者が一七・六%である。この上昇率は、一九六〇年代において最高であった前年をさらに上回るものであり、賃金上昇の加速化がますます強まっている。

このような大幅な賃金上昇が実現したのは、一九六四年から六八年にかけて戦後のベビー・ブーム期に生まれた人びとが大量に労働市場に登場する期間が終わり、生産年齢人口の増加率の減少が顕著になって、ようやく本格的な労働力需給逼迫が到来する入口にさしかかったことと、いわゆる大型景気の継続とが重なったためである。

この点を他の諸指標によってみると、まず常用労働者雇用指数の対前年増減率をみると七〇年は、年後半に景気停滞にともなって伸びの鈍化がみられたとはいえ、なお平均で三・一％増を示している。また、七〇年の新規学卒をのぞいた一般職業紹介の求人倍率（有効求人の有効求職にたいする倍率）は、平均で一・四倍であり、前年の一・三倍を上回っている。このことは、労働力不足がしだいに中高年層に波及しつつあることを物語るものである。

七〇年三月における新規学卒者の求人倍率（労働省「職業安定業務統計」）は、中学卒五・八倍、高校卒七・一倍となり、いずれも前年を上回っており、とくに高校卒の逼迫がいちじるしい。このような求人倍率の高まりは、新規学卒求職者が、前年よりも中学卒で一九％、高校卒で一四％減少するとともに、経済拡大による若年労働力

第39表　初任給上昇率（製造業，通勤）

（単位：％）

規模	年	男子 高校卒	男子 中学卒	女子 高校卒	女子 中学卒
計	1966／1965	6.8	6.9	5.4	5.4
	1967／1966	10.0	10.0	10.9	6.9
	1968／1967	15.8	15.0	14.4	17.3
	1969／1968	16.3	17.9	17.4	16.5
	1970／1969	18.5	19.3	18.5	16.6
五〇〇人以上	1966／1965	8.6	5.7	6.5	5.5
	1967／1966	11.8	12.6	11.6	9.9
	1968／1967	14.8	14.9	15.2	13.3
	1969／1968	16.3	18.7	17.3	16.7
	1970／1969	19.3	17.8	22.0	17.6
一〇〇～四九九人	1966／1965	7.3	6.4	7.5	6.0
	1967／1966	8.6	9.4	8.5	10.0
	1968／1967	14.3	15.9	14.3	14.0
	1969／1968	16.5	17.4	16.6	16.4
	1970／1969	17.8	21.0	19.5	17.2
三〇～九九人	1966／1965	8.1	7.3	6.7	5.1
	1967／1966	7.4	8.9	7.4	12.0
	1968／1967	13.7	14.1	12.6	12.4
	1969／1968	16.7	19.8	18.5	17.5
	1970／1969	15.4	24.0	13.5	18.6

〔備考〕 1） 労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」による。
2） 1970年の数字は調査方法が前年迄と変ったので単純に比較できないが参考までにのせた。

第40表　1970年初任給の規模別格差（製造業，男子）

規模別	大学卒事務系(22歳) 給与額	大学卒事務系(22歳) 格差	高校卒事務系(18歳) 給与額	高校卒事務系(18歳) 格差	中学卒（15歳） 給与額	中学卒（15歳） 格差
製造業平均	40,095	95.6	31,527	97.2	27,116	97.8
1,001人以上	41,947	100.0	32,440	100.0	27,730	100.0
501～1000人	40,599	96.8	31,880	98.3	27,222	98.2
301～ 500人	39,298	93.7	30,841	95.1	26,582	95.9
101～ 300人	38,305	92.5	31,112	95.9	26,893	97.0
100 人 以下	38,993	93.0	30,866	95.1	26,844	96.8

〔備考〕 1） 東京商工会議所「1970年条件別賃金統計」による。
2） 東京都および近接都市における 1,572社について調査したものである。
3） 調査時点は1970年５月末日である。

の需要がいっそう増加したことによってもたらされた。

新規学卒者の需給逼迫は、必然的に初任給の引上げをもたらすが、その上昇率は第39表のように男子中学卒一九・三%、同高校卒一八・五%であり、前年の中学卒一七・九%、高校卒一六・三%を上回っているばかりか、現金給与総額の上昇率をもこえている。初任給の上昇率は、六六・六七年と平均賃金の上昇を下回っていたが、六八年以降ふたたび初任給の上昇が上回るようになり、その傾向は七〇年にもひきつがれているといってよい。

第41表　主要労組の春季賃上げ額および賃上げ率

単産名	1970年		1971年	
	賃上げ額	賃上げ率	賃上げ額	賃上げ率
	円	%	円	%
全鉱	9,464	18.6	9,574	16.1
炭労	5,050	12.3	4,885	10.3
紙パ労連	9,010	18.4	8,434	14.8
新聞労連	10,545	18.1	11,930	17.7
印刷関係	7,839	19.8	10,417	22.7
合化労連	9,863	19.0	10,259	17.0
石油関係	9,991	16.1	10,509	15.3
ゴム関係	8,642	20.3	9,147	18.0
全国セメント	8,000	15.1	9,020	13.8
鉄鋼労連	7,420	12.2	7,513	10.8
全電線	8,135	18.9	8,858	17.6
全国金属	10,106	21.3	10,701	19.2
電機労連	8,652	21.7	8,688	18.6
車輌労連	8,500	18.5	8,867	16.6
造船関係	9,511	19.0	11,000	18.6
私鉄総連	8,993	18.7	9,743	17.2
電労連	9,154	15.1	10,066	14.4
民間平均	8,983	18.3	9,522	16.6

〔備考〕　1）労働省労政局労働組合課調べ。
　　2）数値は算術平均値である。

初任給の上昇率を規模別にみると（第39表）、高校卒は男女ともに五〇〇人以上の規模の大企業にくらべて、一〇〇～四九九人、三〇～九九人の規模の中小企業の上昇率が低くなっているが、男子の中学卒はいずれの規模の中小企業も、また女子の中学卒は三〇～九九人の規模の中小企業の上昇率が五〇〇人以上の大企業を上回っている。

つぎに東京商工会議所の「一九七〇年条件別賃金統計」によって初任給の規模別格差をみると（第40表）、まず大学卒事務系の場合、一〇〇一人以上の大企業を一〇〇として、もっとも低いのは一〇一～三〇〇人の九二・五である。前年においてもっとも低かったのは一〇〇人以下の中小企業の八九・二であったから、格差はかなり縮小しているといってよい。高校卒事務系の場合もっとも低いのは一〇〇人以下の中小企業の九五・一であり、大学卒よりも格差は小さい。中学卒でもっとも低いのは三〇一～五〇〇人の九五・九であり、高校卒よりもさらに小さくなっている。

以上のように初任給の規模別格差は、平均賃金の規模別格差にくらべるとはるかに小さく、企業の規模をこえて標準化している。いうまでもなくこのことは、新規学卒の初任給がいわゆる相場賃金として形成されていることを示している。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率をみると（第41表）、七〇年の賃上げ額は、民間平均八九八三円で賃上げ率は一八・三%となっている。前年の賃上げ率は一五・八%であったから、賃金上昇の加速化はいちじるしかったとい

第42表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額，1965年＝100）

年　月	調査産業計				製造業			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1965年	100.0	9.5	100.0	1.7	100.0	8.7	100.0	1.0
1966年	110.8	10.8	105,4	5.4	111.6	11.6	106.2	6.2
1967年	123.9	11.8	113.4	7.6	126.3	13.2	115.6	8.9
1968年	140.8	13.6	122.3	7.8	145.1	14.9	126.1	9.1
1969年	162.8	15.6	134.4	9.9	168.9	16.4	139.5	10.6
1970年	190.5	17.0	146.1	8.7	198.7	17.6	152.4	9.2
1970年1月	136.6	15.1	108.0	6.8	139.3	14.5	110.1	6.2
2月	133.5	15.6	104.8	6.5	138.9	16.0	109.0	6.9
3月	142.6	14.8	111.1	6.1	139.5	16.0	108.6	7.1
4月	142.3	17.2	109.6	8.2	145.6	16.6	112.2	7.6
5月	146.9	17.1	113.9	8.9	154.3	17.3	119.6	9.0
6月	241.1	18.5	187.9	10.9	241.3	17.8	118.1	10.3
7月	262.1	16.8	202.9	10.0	302.0	18.6	233.7	11.6
8月	170.0	17.5	131.0	11.1	179.1	23.1	138.0	16.4
9月	155.5	17.0	117.2	9.0	158.5	15.8	119.4	7.8
10月	159.9	21.1	118.5	11.5	159.8	17.4	118.5	8.1
11月	159.2	17.3	118.5	8.0	167.6	18.9	124.7	9.4
12月	436.6	16.5	323.9	7.6	458.0	17.4	339.8	8.5

〔備考〕　1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
　　2）1970年1月の標本抽出替えにより1967年以降の数値は新数値である。

わなければならない。これを産業別にみると、賃上げ率の高かった組合は、電機労連二一・七％、全国金属二一・三％、ゴム関係二〇・三％などであり、賃上げ率の低かった組合は、鉄鋼労連一二・二％、全国セメント一五・一％、電労連一五・一％などである。

七一年春闘における賃上げ額は、九五七四円、賃上げ率は一六・一％である。つまり額では前年を上回り、率では下回ったといってよい。このように七一年において賃金の加速的上昇にブレーキがかかったのは、七〇年半ばからしだいに強まった不況の影響によって、新規学卒をのぞく一般求人倍率が低下（七〇年平均は一・六倍であるのにたいして一〇～一二月は一・二倍）し、失業率も一〇～一二月には、前年の〇・九％から一・二％に上昇するなど、労働力需給の逼迫が若干緩和したためである。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第42表）、七〇年には調査産業計で八・七％、製造業で九・二％の上昇となっている。前年はそれぞれ九・九％、一〇・六％であったから、上昇率は低下したといってよい。

名目賃金の上昇率が高かった割に実質賃金の上昇が低いのはいうまでもなく七〇年の消費者物価

第43表　付加価値額構成比の推移（製造業）

	1966年		1967年		1968年		1969年		1970年
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
付加価値額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人件費	41.5	40.5	40.7	40.0	41.6	41.1	41.4	40.4	41.3
減価償却費	17.2	16.4	15.9	15.8	15.7	15.9	15.6	15.7	15.7
金融費用	17.7	16.4	15.2	15.3	15.4	15.2	14.8	14.8	14.8
純利益	18.1	21.3	22.6	23.0	21.6	22.4	22.6	23.7	23.7
貸借料租税公課	5.5	5.4	5.6	5.9	5.7	5.4	5.6	5.4	5.4

〔備考〕日本銀行「主要企業経営分析」による。

の上昇率が九・三%になり前年の五・五%を上回ったためである。

実質賃金指数の月別の対前年増加率をみると、調査産業計では一〇月一一・五%、八月一一・一%、六月一〇・九%となっており、また製造業においても八月一六・四%、七月一一・六%、六月一〇・三の増加を示している。このことは、七〇年において夏季の特別給与の支給が増加したことを示している。

分配率の動向

以上にのべたような名目・実質賃金の上昇が企業経営に与えた影響を「付加価値額構成比の推移」（第43表）によってみると、七〇年上期においては、人件費が四一・三%であり、六九年上期の四一・四%に比べると若干低下している。減価償却費は一五・九%で、前年上期の一五・六%よりやや上昇し、金融費用も一五・〇%で前年上期の一四・八%より上昇しているので、純利益は二一・九%で、前年上期の二二・六%よりもいくらか低下している。

七〇年春闘における大幅賃上げの影響は、タイム・ラグがあるため、七〇年上期に全面的に反映しているとはいえないが、しかし以上のような付加価値額構成比の推移からみると、大幅賃上げは経営にたいしてさほどの圧迫要因になっていないように思われる。日本生産性本部の製造業における生産性指数の上昇率は二四・一%であり、前年の二二・五%を上回っているから賃金上昇も生産性の向上によって吸収したとみてよいであろう。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第44表）、七〇年において製造業を一〇〇として、鉱業一一〇・九、建設業一〇〇・四、卸売・小売業九六・一、金融保険業一一九・三、運輸通信業一一八・七、電気・ガス・水道業一四九・三となっている。前年に比べて指数の

上昇した産業は鉱業（前年一〇六・七）、建設業（前年九八・五）、電気・ガス・水道業（前年一四九・三）であり、指数の低下した産業は、卸売・小売業（前年九八・五）、運輸通信業（前年一二八・二）である。前年までは製造業以外の産業の賃金の指数が低下し、全体として産業別賃金格差の縮小がみられたが、七〇年においてはふたたび産業別賃金格差が若干拡大する傾向がみられる。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業であり、ついで金融・保険業、運輸・通信業の順となっており、もっとも賃金が低いのは卸売・小売業である。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、前年に比べて指数の増加したものと低下したものとの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、食料品・タバコ（八六・〇から八七・九）、繊維（六八・一から七三・七）、出版印刷（一二一・二から一二二・一）、化学（一一九・四から一二一・五）、ゴム（八九・八から九〇・六）、鉄鋼（一三九・六から一四一・〇）、非鉄金属（一一八・六から一一九・六）、一般機械（一一三・四から一一三・七）、輸送用機器（一一五・四から一一五・八）である。

指数の低下したグループは、衣服（七七・七から五六・〇）、木材（七七・七から七六・七）、パルプ・紙（一〇三・〇から一〇二・四）、金属製品（一〇〇・六から九九・九）、電気機器（九二・六から八九・三）、精密機器（九九・三から九六・八）であり、不況の産業が多く含まれている。

中分類別にみてもっとも賃金が高い産業は鉄鋼（一四一・〇）、ついで出版印刷（一二二・一）、化学（一二一・五）などであり、これらの産業は前年より指数が上昇している。

第44表　産業別平均月間現金給与総額（規模30人以上）

産業別＼年別	1967年	1968年	1969年	1970年
調査産業計	48,714	55,405	64,333	74,436(104.2)
鉱業	49,887	56,318	65,884	79,209(110.9)
建設業	46,922	52,163	60,809	71,727(100.4)
製造業	45,568	52,699	61,755	71,447(100.0)
食料品・たばこ	39,245	46,032	53,125	62,801(87.9)
繊維	30,693	35,580	42,071	52,657(73.7)
衣服	26,695	30,592	35,924	40,041(56.0)
木材・木製品	30,424	41,105	47,970	54,777(76.7)
パルプ・紙	47,473	53,968	63,595	73,159(102.4)
出版・印刷	57,924	65,531	74,860	87,257(122.1)
化学	55,302	62,768	73,751	86,785(121.5)
ゴム	40,703	47,078	55,465	64,740(90.6)
窯業・土石	44,778	51,942	60,915	70,543(98.7)
鉄鋼	64,635	73,596	86,201	100,710(141.0)
非鉄金属	54,497	62,829	73,246	85,419(119.6)
金属製品	45,160	53,366	62,155	71,353(99.9)
機械	51,248	59,407	70,045	81,222(113.7)
電気機器	41,152	48,455	57,173	63,830(89.3)
輸送用機器	54,476	61,508	71,271	82,769(115.8)
精密機器	45,240	51,407	61,319	69,153(96.8)
卸売・小売業	45,207	51,688	60,790	68,647(96.1)
金融・保険業	59,058	66,746	75,940	85,260(119.3)
運輸・通信業	57,642	64,131	72,995	84,825(118.7)
電気・ガス・水道業	72,821	81,231	92,000	106,648(149.3)

〔備考〕 1） 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2） 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる（最近は1970年1月）ため実額を直接比較することはできない。

逆にもっと低い産業は、衣服（五六・〇）、繊維（七三・七）、木材・木製品（七六・七）などである。

規模別賃金格差

七〇年における賃金の規模別格差をみると（第45表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八一・四、三〇～九九人の規模は六九・六となっている。このように平均賃金でみると規模別格差はかなり大きいが、しかし企業規模毎に労働力構成（男女別・年齢別・職種別）が異なっているから、これだけで判断するわけにはいかない。

は、若干縮小する傾向を示しており、九人の規模において顕著である。八〇・九であったものが八一・四

第45表　製造業規模別賃金格差

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1966年	100.0	80.9	69.8	61.6
1967年	100.0	79.6	67.7	60.0
1968年	100.0	80.2	68.9	63.1
1969年	100.0	80.9	69.6	61.9
1970年	100.0	81.4	69.6	—

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

前年同様に規模別賃金格差は、なかんづく一〇〇～四九九人の規模では、前年となっている。

一九七〇年の規模別現金給与の推移を第46表、第47表によってみると、一〇〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、五〇～九九九人の規模の企業が大企業を上回っている月は、三月、四月、五月、六月、九月、一〇月、一一月、一二月であり、とくに一二月は一三二・六とかなり大幅に上回っている。また一〇～四九九人の規模が大企業を上回っているのは、六月、七月、一二月であり、この規模の企業では、夏季及び年末の特別給与の支給が大企業よりも多いことを示している。三〇～九九人の規模の企業は、いずれの月も大企業の賃金を下回り、とくに八月は五〇・四といちじるしく低い。

つぎに製造業の場合は、一〇〇〇人以上を一〇〇として、五〇～九九九人の規模の企業の賃金は、いずれの月も大企業を下回っているが、八三を低下する月はみられない。一〇～四九九人の規模の企業の賃金で、大企業よりもとくに低い月は、六月（六二・二）、一一月（七九・一）、一二月（七九・〇）などであり、この規模の夏季・年末の特別給与が、大企業よりも低いことが分かる。三〇～九九人の規模の企業では、六月（四八・四）、七月（六四・四）、一二月（六〇・八）といっそう低下している。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第48表にみられるように、鉱業の場合東京を一〇〇としてもっとも高いのは山梨（九〇・二）であり、ついで兵庫（七五・七）、岡山（七五・三）、岐阜（七四・五）、愛媛（七三・八）、秋田（六九・九）、高知（六七・七）の順である。もっとも低いのは鳥取（四四・三）であり、ついで島根（四六・八）、山形（四八・三）、広島（四九・四）の順となっている。前年はもっとも低い山形が（四二・〇）であったから、鉱業における賃金の地域別格差は、若干縮小したことになる。

製造業でもっとも高いのは大阪（九三・一）であり、ついで神奈川（九二・九）、兵庫（九〇・八）、山口（九〇・一）、千葉（八七・五）、京都（八七・五）の順である。もっとも低いのは鹿児島（五一・〇）であり、ついで鳥取（五三・三）、青森（五六・〇）、佐

第46表　鉱業における規模別１人平均月間現金給与額

年　　月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1970年１月	68,923(100.0)	58,537(84.9)	54,533(79.1)	47,827(69.4)
２月	60,009(100.0)	58,858(98.1)	55,311(92.2)	48,679(81.1)
３月	61,607(100.0)	61,677(100.1)	55,379(89.9)	52,493(85.2)
４月	59,946(100.0)	60,429(100.8)	55 397(92.4)	52,168(87.0)
５月	64 333(100.0)	64,366(100.1)	58,783(91.4)	51,273(79.7)
６月	82,255(100.0)	122,710(149.2)	104,240(126.7)	65,152(79.2)
７月	84,906(100.0)	132,088(155.6)	114,023(134.3)	81,584(96.1)
８月	135,254(100.0)	97,252(71.9)	85,950(63.5)	68,193(50.4)
９月	71·783(100.0)	74,312(103.5)	66,362(92.4)	55,194(76.9)
10月	72,691(100.0)	78,559(108.1)	65,216(89.7)	55,924(76.9)
11月	70,200(100.0)	74,841(106.6)	66,266(94.4)	58,810(83.8)
12月	174,473(100.0)	231,358(132.6)	187,446(107.4)	127,034(72.8)

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第47表　製造業における規模別１人平均月間現金給与額

年　　月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1970年１月	60,865(100.0)	53,585(88.0)	46,777(76.9)	42,046(69.1)
２月	58,122(100.0)	51,876(89.3)	47,254(81.3)	44,331(76.3)
３月	58,159(100.0)	52,795(90.8)	47,686(82.0)	44,117(75.9)
４月	60,291(100.0)	53,516(88.8)	49,590(82.3)	47,269(78.4)
５月	65,554(100.0)	57,395(87.6)	52,900(80.7)	47,577(72.6)
６月	121,930(100.0)	101,446(83.2)	75,832(62.2)	59,048(48.4)
７月	130,471(100.0)	119,075(91.3)	106,152(81.4)	84,064(64.4)
８月	70 526(100.0)	65,471(92.8)	63,095(89.5)	58,850(83.4)
９月	67,027(100.0)	59,568(88.9)	53,919(80.4)	49,194(73.4)
10月	67,727(100.0)	60,955(90.0)	54,502(80.5)	48,747(72.0)
11月	72,158(100.0)	62,001(85.9)	57,093(79.1)	51,141(70.9)
12月	201,929(100.0)	187,179(92.7)	159,429(79.0)	122,693(60.8)

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

賀（五六・一）、島根（五六・五）、秋田（五七・四）の順となっている。前年においてもっとも低かったのは鹿児島（五一・二）であったから、製造業における地域別賃金の最低・最高の格差は、ほとんど変りがなかったといってよい。

以上のような地域別賃金格差発生の原因は、いうまでもなく地域別の労働力構成の違いを反映しているのであるが、他面において労働力の需給逼迫度が地域によって異なっていることが地域の賃金水準に大きな影響を与えているとみることができる。すなわち地域別の一般求人倍率（有効求人数／有効求職者数）をみると、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）では四・五九、南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）では二・三四となっているのにたいして、南九州（熊本、宮崎、鹿児島）〇・三一、東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）〇・四一と極端に低い。このような労働力需給の地域的アンバランスが、地域的賃金格差の基本的原因なのである。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると（第49表）、まず現金給

与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として生産労働者は鉱業七四・六（前年七四・七）、製造業六七・二（前年六七・三）であり、ホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は前年とほとんどかわりがない。きまって支給する給与は、鉱業八四・〇、製造業七二・〇で、鉱業における格差は製造業の場合より小さい。しかし特別に支払われた給与は、鉱業五一・四（前年五〇・五）、製造業五五・一（前年五四・六）と格差がかなり大きいが、しかし前年にくらべると若干格差が縮小している。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第50表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の調査産業計は四八・二（前年四八・五）、鉱業四四・〇（前年四四・四）、製造業四四・六（前年四四・八）である。このように現金給与総額の男女別格差は前年とほとんど変りがない。つぎにきまって支給する給与は、調査産業計四九・二（前年四九・〇）、鉱業四三・五（前年四三・八）、製造業四五・六（前年四五・七）であり、特別に支払われた給与は、調査産業計四五・三（前年四七・〇）、鉱業四五・六（前年四六・八）、製造業四一・五（前年四二・〇）である。このように特別に支払われた給与の男女別格差は若干ひらいているといってよい。

年齢別賃金格差

年齢別の賃金格差を、男子労務者（小学・新中卒）についてみると（第51表）、一九七〇年においては、一八歳未満勤続〇年を一〇〇として、もっとも高いのは、一〇〇〇人以上の大企業の場合四〇～四九歳（勤続三〇年以上）の三六七・二であり、一〇～九九人の中小企業の場合同じく四〇～四九歳（勤続三〇年以上）の二八二・一である。このような男子労務者においては、賃金の年齢別最高・最低の格差は、大企業の方が中小企業よりも大きい。

大企業・中小企業とも年齢別賃金格差の縮小はいちじるしく、たとえば大企業において最高の賃金である四〇～四九歳の指数は、六四年五二二・六、六七年四五三・八、七〇年三六七・二と低下し、また中小企業でも六四年二九七・六、六七年三二一・七、七〇年二八二・一と低下している。いうまでもなくこの

第48表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数（1970年，東京＝100）

府県別	鉱業	製造業
北海道	59.7	70.5
青森	58.1	56.0
岩手	57.3	63.8
宮城	62.7	61.1
秋田	69.9	57.4
山形	48.3	48.1
福島	57.4	60.3
茨城	62.6	74.7
栃木	63.6	68.3
群馬	65.4	68.6
埼玉	64.7	76.8
千葉	67.3	87.5
東京	100.0	100.0
神奈川	*	92.9
新潟	60.6	69.2
富山	*	71.5
石川	50.3	70.7
福井	65.8	61.7
山梨	90.2	61.6
長野	53.9	65.1
岐阜	74.5	65.2
静岡	65.0	77.3
愛知	62.9	82.4
三重	67.7	73.5
滋賀	57.5	74.3
京都	*	87.5
大阪	*	93.1
兵庫	75.7	90.8
奈良	*	67.7
和歌山	73.4	86.0
鳥取	44.3	53.3
島根	46.8	56.5
岡山	75.3	77.0
広島	49.4	85.9
山口	52.5	90.1
徳島	*	60.1
香川	*	58.1
愛媛	73.8	72.5
高知	67.7	62.8
福岡	56.8	84.2
佐賀	56.8	56.1
長崎	59.1	83.7
熊本	54.0	61.8
大分	56.6	69.3
宮崎	*	65.1
鹿児島	52.4	51.0

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第49表　常用労働者の種類別・給与内訳別１人平均１カ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者１人１日平均現金給与額

（規模30人以上，　1970年）

産業別	常用労働者									日雇労働者の１人１日平均現金給与総額
	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者			
	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	
調査産業計	74,240	55,822	18,418	*	*	*	*	*	*	1,437
鉱　　業	79,916	61,689	18,227	73,662	58,923	14,739	98,802	70,134	28,667	1,438
製造業	71,255	53,575	17,679	62,620	48,263	14,357	93,122	67,066	26,056	1,385

〔備考〕　1）　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
　　2）　＊印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第50表　常用労働者の性別１カ月平均現金給与総額

（規模30人以上，1970年）

産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男　子	女　子	男　子	女　子	男　子	女　子
調査産業計	88,321	42,578	66,169	32,544	22,153	10,034
鉱　　業	84,887	37,331	65,556	28,520	19,331	8,812
製造業	87,954	39,188	65,847	30,020	22,107	9,168

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

ような年齢別賃金格差の縮小は、新規学卒者を中心とした若年労働力の需給逼迫にもとづく賃金上昇の結果である。

4　賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」（一九六九年九月）によれば、産業別の給与構成比率は第52表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八二・一％で圧倒的な部分を占めているが、六八年の八二・六％にくらべると若干比率が減少している。基本給の内訳をみると、年齢・学歴・勤続・能力・勤務成績を総合判断して決定する総合決定給の比率が五三・一％を占め、六八年の五二・九％にくらべると比率はいくらか高まっている。しかし一九六六年には七〇・六％を占めていたから、大勢として減少傾向にあることはまちがいない。総合決定給は、賃金支払いのための客観的基準をもうけず、経営者が前述のような属人的要因を総合的に判断して基本給を決めるものであり、わが国の賃金の非近代性を示す一つの要因であった。このような性格の賃金が基本給のうち半数を占めることは、わが国の賃金が近代化される余地がまだ大きいことを物語るものである。

賃金支払いのための客観的基準は設定するが、しかしもっぱら年齢・勤続・学歴等の属人的要因にもとづいて基本給を決める方式は、一六・二％であり、六八年の一六・六％より若干比

第51表　規模別にみた特定条件別賃金格差（きまって支給する給与））

（製造業，男子労務者，小学・新中卒）

	従業員　1,000人以上			10　～　99　人		
	1964年	1967年	1970年	1964年	1967年	1970年
18歳　未　満　0年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年	106.1	108.1	106.1	111.8	111.4	107.5
2年	111.3	115.0	109.1	126.0	122.9	113.9
18～19歳　3～4年	147.0	142.5	141.2	155.9	105.6	140.7
20～24歳　5～9年	200.9	190.6	178.4	207.1	207.2	188.6
25～29歳　10～14年	276.5	259.4	234.1	265.4	256.6	236.8
30～34歳　15～19年	350.4	323.8	279.7	276.4	279.5	261.4
35～39歳　20～29年	420.9	368.8	305.1	244.1	276.5	260.0
40～49歳　30年以上	522.6	453.8	367.2	297.6	321.7	282.1
50～59歳　30年以上	515.7	469.4	366.2	276.4	259.0	255.0
60歳以上　30年以上	361.7	288.8	208.1	256.7	228.9	207.5

〔備考〕 1）労働省「賃金構造基本統計」（1964年4月，1967年4月，1970年6月）。
2）1970年は調査対象からパートタイマーを除いてある。

第52表　産業別の給与構成比率（規模計）

（単位：%）

産業および年月	合計	所定内賃金										所定外賃金	
		小計	基本給				業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他の手当	超過勤務手当	その他
			計	年齢，勤続，経験，学歴給	職務職能職種	総合決定給							
産業計													
1966年9月	100.0	88.5	82.8	3.3	8.9	70.6	5.9	3.5	6.0	1.4	0.4	10.7	0.8
1967年9月	100.0	88.0	83.0	7.9	10.8	64.3	5.7	3.4	6.0	1.5	0.4	11.4	0.6
1968年9月	100.0	87.9	82.6	16.6	13.1	52.9	5.6	3.4	6.5	1.5	0.4	11.5	0.6
1969年9月	100.0	87.4	82.1	16.2	12.8	53.1	6.5	3.4	6.3	1.2	0.5	12.0	0.6
鉱　業													
1966年9月	100.0	83.4	56.2	5.7	11.9	38.6	30.4	4.4	6.1	2.8	0.1	13.9	2.7
1967年9月	100.0	84.1	61.0	6.2	13.8	41.0	27.3	2.6	6.1	2.8	0.2	13.5	2.4
1968年9月	100.0	83.6	61.1	11.3	12.7	37.1	26.4	2.9	6.2	2.7	0.7	14.0	2.4
1969年9月	100.0	82.8	63.6	9.8	11.0	42.8	24.9	3.1	5.6	2.3	0.5	14.5	2.7
製造業													
1966年9月	100.0	86.9	85.1	2.5	8.8	73.8	4.4	2.9	5.6	1.7	0.3	12.1	1.0
1967年9月	100.0	86.5	85.5	7.8	10.6	67.1	4.2	2.8	5.6	1.7	0.2	12.7	0.8
1968年9月	100.0	86.3	85.3	15.4	13.9	56.0	4.2	2.7	5.8	1.7	0.3	13.0	0.7
1969年9月	100.0	85.9	85.5	15.7	13.6	56.2	3.9	2.8	6.0	1.4	0.4	13.4	0.7

〔備考〕 1）基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の手当の数値は小計を100 とした場合の比率である。
2）労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

率は低下している。現在のところ年功賃金が根強く残存する根拠は失われていないから、そのような状況のもとで客観的基準を設定しようとすれば必然的に年齢・勤続・学歴等にもとづく基準によらざるをえないといってよい。

職務・職能・職種給などの仕事的要素によって決定される基本給は一二・八%で、六八年の一三・一%よ

り比率は低くなっている。このような仕事的要素にもとづく基本給は、賃金近代化の手段として大きくとりあげられてきたが、にもかかわらずその採用が足踏みしているのは、わが国の労働市場がいまだに新規学卒依存を脱却しきれず、したがって中途採用が一般化していないため、職種や職務にもとづく賃金の標準化がすすまないことにもとづいている。さらに新規学卒の初任給をはじめとして若年労働力の賃金が相対的に上昇したため、いわゆる賃金の中だるみ現象が起こり、その結果深刻になった中高年齢層の生活不安を解消するために年功賃金を再評価する傾向が現われたためでもある。

出来高給、割増給などの業績給の比率は、六八年の五・六％から六・五％に増加している。欧米にくらべてわが国は業績給の比率が低いことに一つの特徴があるが、このことはわが国の賃金が年功賃金であることと密接に結びついている。業績給は、もともと年齢や勤続にかかわりなく、労働者の業績に応じて賃金を支払うものであるから、年齢・勤続に規定されて支払われる年功賃金と根本的になじまないのである。

つぎに手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当で六・三％を占めている。また超過勤務手当も、六八年の一一・五％から一二・〇％に若干増加をみている。

つぎに給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業の場合は、基本給比率が六三・六％で、六八年の六一・一％よりも若干増加しているが、しかし製造業の八二・一％にくらべると低い。そのかわり業績給は、二四・九％を占めている。鉱業の場合は、製造業よりも業績給を採用しやすい条件があり、したがって製造業よりも年功賃金的色彩がうすい。

規模別賃金支払形態

つぎに規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合をみると(第53表)、まず基本給のなかで年齢・勤続・経験・学歴給をとっているのは、一〇〇〇人～四九九人の規模の企業が三三・八％でもっとも多く、ついで一〇〇人～四九九人の三三・五％となっている。六八年においてはこれらの規模の企業の採用比率は、それぞれ二九・六％、二九・八％であったから、比率の増加が比較的大きいといってよい。若年労働者の賃金上昇によってもたらされた中高年齢労働者の賃金中だるみを是正するための措置がとられるようになったためであろう。

職務給は、五〇〇〇人以上の規模が二八・五％で最高の比率を示しているが、しかし六八年の三二・四％に比べると低下している。一〇〇〇人～四九九人の規模になると比率は七・一％と大幅に低下し、それ以下の規模の企業はさらに比率が低下する。たとえば一〇〇人～四九人の規模ではわずか二・六％にすぎない。このように職務給の導入が遅々としている原因は、前にものべたようにわが国の労働市場の近代化が不充分なことと、とくに中小企業においては職務の標準化が行なわれていないことにある。

職能給は、五〇〇〇人以上の企業で四四・九％を占めているが、六八年は四六・四％であったから、比率はむしろ減少している。また一〇〇〇人～四九九人の規模は二四・八％であり、これまた六八年の三五・二％に比べるとかなりの減少を示して

いる。職能給は、従業員一人ひとりの職務の遂行能力にもとづいて基本給を決定するものであり、わが国の企業の実情に即した面があるために職務給より好まれる傾向があったが、それさえもこのように採用比率が減少していることは、賃金近代化が企業にとってさしせまった要請になっていないことを物語っている。

第53表　規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合

（製造業，％）

賃金の種類	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	30人～99人
基本給					
年齢，勤続，経験，学歴給	25.4	33.8	31.1	33.5	32.0
職務給	28.5	7.1	3.6	2.6	3.4
職能給	44.9	24.8	9.8	12.5	9.1
職種給	7.9	6.1	8.0	6.0	7.4
総合決定給					
総合決定給I	68.5	71.3	70.8	58.7	40.5
総合決定給II	19.1	15.7	20.6	24.4	30.3
業績給					
個人能率給	4.4	3.7	3.5	8.7	11.6
団体業績給	10.4	12.1	10.0	8.8	6.5
勤務手当					
役付手当	75.2	83.9	93.4	89.8	79.3
特殊作業手当	70.5	65.0	52.2	56.8	39.4
技能手当	20.2	32.9	27.5	42.2	30.3
生活手当					
家族手当	96.8	94.7	83.0	78.3	63.7
地域手当	26.6	26.2	18.8	13.5	6.8
通勤手当	91.4	94.2	88.7	91.1	82.7
住宅手当	50.5	65.3	56.9	40.6	28.9
その他の生活補助手当	24.6	34.5	41.0	37.7	30.3
奨励手当	27.5	45.9	44.1	71.5	77.1
その他の諸手当	12.5	16.8	16.8	16.8	15.6
超過勤務手当	99.1	100.0	99.9	99.1	93.8
その他					
臨時作業手当	15.7	16.6	5.9	7.2	4.0
不就業手当，その他	30.0	29.6	28.2	44.7	38.5

〔備考〕 労働省「昭和44年賃金労働時間制度総合調査報告」による。

総合決定給I

（年齢・学歴・勤続・能力等を総合評価して決定するが、能力や勤務成績の査定については、一定の査定基準により決定し支給する賃金）は五〇〇〇人以上六八・五％で、六八年の七八・二％に比べると若干比率が減少している。また一〇〇〇人～四九九人の規模の企業は七一・三％で、六八年の六五・一％にたいして増加している。この制度は、要するに人事考課にもとづいて基本給を給合決定するものであり、基本給の決め方のなかではもっとも一般的な形態と考えてよい。いいかえればわが国企業における人事管理近代化の程度は、せいぜい人事考課の採用にとどまっているといってもよい。

総合決定給II

（組織的な一定の査定基準を設けず、総合的に評価して支給する賃金）は、最高が三〇人～九九人の三〇・三％、ついで一〇〇人～四九九人の二四・四％であり、概して企業の規模が小さくなるにしたがって採用比率は高い。六八年においては、それぞれ二四・五％、一八・一

%であったから、比率はかえって増加している。また五〇〇〇人以上の大企業の採用比率は一九・一%とかなり多く、六八年の八・一%に比べると大幅な増加を示している。総合決定給Ⅱは、賃金決定の客観的基準を定めず、年齢・勤続・学歴・能力等を経営者が総合判断して基本給をきめるものであるから、とかく経営者の恣意的な賃金決定になりやすく、いわば戦前的な基本給決定のなごりを示すものであり、非近代的な性格のものであった。このような賃金が若干であるとはいえ増加しているところにわが国の企業の体質が表現されているといえるであろう。

業績給のうち個人能率給は、三〇人～九九人の規模が一一・六%を示してもっとも高いが、他の規模の企業は採用比率が低い。いうまでもなく個人能率給は、労働者個人の能率と賃金をむすびつけるものであるが、このような賃金形態は、年功賃金となじまないものである上に、技術革新の進展によって一人当り生産高がいちじるしく増大すれば、出来高当り単価を調整しないかぎり個人能率給は増加する一方になるため企業にとって不適当な賃金形態になるのである。

団体能率給は、五〇〇〇人以上の大企業が一〇・四%、一〇〇〇人～四九九九人の規模が一二・一%など、個人能率給よりも採用比率が高くなっている。これはたとえば鉄鋼業における業績手当にみられるように、工場全体の出来高にリンクした能率給であり、個人別の賃金配分は、年功賃金を基準にしてなされるものである。その意味において能率給を年功賃金に調和させることが可能であるから、わが国の企業にとって採用しやすい性格をもっているといってよい。

その他の給与要素のなかで規模の大きいものほど採用比率の高いものは、特殊作業手当(五〇〇〇人以上七〇・五%)、家族手当(九六・八%)、通勤手当(九一・四%)、超過勤務手当(九九・一%)などである。しかしたとえば三〇人～九九人の規模の場合、家族手当は六三・七%、通勤手当は八二・七%で、中小企業の生活手当の増加する傾向は顕著である。逆に規模の小さいものほど比率の高くなるものは、技能手当、奨励手当などである。大企業においてはこれらの給与部分が基本給におりこまれる場合が多いといってよい。

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九七〇年における定期給与の推移をみると(第54表)、対前年同期増減率は、七〇年の一、二、三月は一五%台であったものが、四月以降は一六%台に上昇している。いうまでもなくこのことは、四月に春闘による賃上げの影響が現われたものといってよい。

つぎに一九七〇年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると(第55表)、鉱業二二・八%(前年二〇・四%)、製造業二四・八%(前年二四・三%)であり、いずれも前年より上回っ

ている。この比率の月別推移をみると、鉱業でもっとも高いのは一二月六一・三％（前年五八・二％）であり、ついで八月三八・一％（前年四一・二％）、七月三二・四％（前年二六・四％）、六月三〇・八％（二六・九％）となっているが、一二月の臨時給与の支給が前年に比べてとくに増加している。

製造業でもっとも高いのは一二月六五・三％（前年六四・九％）、ついで七月四八・五％（前年四八・四％）、六月三五・七％（前年三五・六％）の順である。いずれの月も六九年より若干上回っている。

労働省「毎月勤労統計」によって臨時給与（特別給与）の推移をみると、調査産業計の支給率は一九六〇年二・九一カ月分であったものが年々上昇し、六八年三・五九カ月、六九年三・八七カ月、七〇年三・九六カ月と増加している。七〇年の三・九六カ月のうち、夏季の支給率は一・五七カ月、年末の支給率は一・九四カ月となっている。

第54表　常用労働者１人１カ月当り「きまって支給する給与」の推移

（調査産業計，規模30人以上）

年　月	きまって支給する給与	指数 1965年＝100	対前年同期増減率
1970年１月	50,312	164.3	15.1
２月	51,593	168.5	15.5
３月	51,381	167.8	15.6
４月	53,561	174.9	16.0
５月	54,592	178.3	16.4
６月	57,094	186.5	16.9
７月	57,665	188.3	18.0
８月	57,325	187.2	16.9
９月	58,285	190.4	16.5
10月	58,994	192.7	17.3
11月	59,214	193.4	16.8
12月	59,853	195.5	16.2

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第55表　鉱業，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額中に占める割合

（％）

年　月	鉱　業	製造業
1970年１月	6.6	5.2
２月	2.4	0.5
３月	1.1	2.1
４月	0.9	1.7
５月	3.8	4.8
６月	30.8	35.7
７月	32.4	48.5
８月	38.1	14.3
９月	2.8	1.3
10月	1.5	1.4
11月	1.1	5.3
12月	61.3	65.3
1970年平均	22.8	24.8

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

臨時給与の規模別支給状況（製造業）をみると、規模五〇〇人以上は四・四〇カ月、一〇〇～四九九人は四・〇二カ月、三〇～九九人は三・〇四カ月で、規模が大きくなるほど支給率が高い。しかし対前年同期の上昇率をみると、五〇〇人以上は二・一％、一〇〇～四九九人は二四・四％、三〇～九九人は二四・三％であり、規模の小さい方が上昇率が若干高くなっている。いいかえれば臨時給与の企業規模別格差が若干縮小したといってよい。

賃金不払の状態

一九七〇年の賃金不払をみると（第56表の1）、当期把握した件数は、七〇年四月～九月まで六六四二件であり、解決件数は、七〇年四月～九月六三八一件となっている。前年とくらべてとくに目立った特徴はみられない。

賃金不払金額をみると（第56表の2）、当期新たに増加した不払

第56表の1　賃金不払事件件数

年　　月	前期より未解決の件数	当期把握した件数	総取扱件数	解決件数	当期末未解決件数
1967年4月～　9月	2,672	7,672	10,344	7,630	2,714
1967年10月～1968年3月	2,714	7,469	10,183	7,892	2,291
1968年4月～　9月	2,291	7,953	10,244	7,782	2,462
1968年10月～1969年3月	2,462	6,972	9,434	7,477	1,957
1969年4月～　9月	1,957	6,935	8,892	7,005	1,887
1969年10月～1970年3月	1,887	6,373	8,260	6,542	1,718
1970年4月～　9月	1,718	6,642	8,360	6,381	1,979

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の概況」による。

第57表の2　賃金不払事件金額

(単位：千円)

年　　月	前期より未解決の不払金額	当期新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1967年4月～　9月	1,419,852	1,770,845	3,190,697	1,385,744	1,804,953
1967年10月～1968年3月	1,804,953	1,869,431	3,674,384	1,490,021	2,184,363
1968年4月～　9月	2,184,363	2,916,235	5,100,598	3,064,927	2,035,671
1968年10月～1969年3月	2,035,671	1,412,066	3,447,737	1,439,476	2,008,261
1969年4月～　9月	2,008,261	8,172,702	10,180,963	5,245,111	4,935,852
1969年10月～1970年3月	4,935,852 (967,999)	6,074,905	11,010,757	2,376,289	8,634,468 (1,000,764)
1970年4月～　9月	8,634,468 (1,000,764)	5,645,460	14,279,928	9,995,395	4,284,533 (1,215,113)

〔備考〕 1） 労働省「賃金不払事件の概況」による。
2） ( ) 内は、石炭鉱業を除く各産業計の数字である。

金額は、七〇年四月～九月で五六億四五四六万円で、前年同期の八一億七二七〇万二〇〇〇円よりは減少している。しかし前期より未解決の不払金額が八六億三四四六万八〇〇〇円とかなり大きな金額にのぼっているため、総不払金額は一四二億七九九二万八〇〇〇円となった。しかし解決金額も九九億九五三九万五〇〇〇円であったから、差引き不払金額は、四二億八四五三万三〇〇〇円で、六九年一〇月～三月の八六億三四四六万八〇〇〇円を大幅に下回っている。ただし石炭鉱業を除くと差引き不払金額は一二億一五一二万三〇〇〇円となっている。

2　労働時間

労働時間の動向

労働省の「毎月勤労統計調査報告――全国調査」によると(第57表)、一九七〇年における平均総実労働時間は、一八七・七時間で、前年の一九〇時間に比べて〇・七%の減少である。これを七〇年上期、下期に分けてみると、上期一八六・二時間(前年にくらべて〇・二%減)、下期一八九・二時間(前年にくらべて一・三%の減)で下期の減少がいちじるしい。総実労働時間は、六六年以降一貫して減少し、七〇年に至っ

てついに一九〇時間を割ったことになる。このような労働時間の減少は、労働力不足の進展にともなう労働条件改善の現われといってよいであろう。

総実労働時間を所定内、所定外にわけてみると、七〇年において所定内労働時間は一六九・九時間で、前年にくらべて〇・五％の減少である。また所定外労働時間は一七・八時間で、前年より三・三％の減となっている。前年においては所定外労働時間の減少はほとんどみられなかったが、七〇年においては九月以降の景気の停滞が残業時間の短縮をもたらすことになった。

労働時間の動向を産業大分類別にみると、製造業では、七〇年の総実労働時間が一八七・四時間で、前年より一・二％の減少となっており、調査産業計の〇・七％を上回っている、所定内労働時間は一六八・四時間で〇・八％の減、所定外労働時間は一九時間で四・五％の減となっている。製造業の場合は、不況の影響によって所定外労働時間の減少が顕著であった。

製造業以外の産業では、総実労働時間が減少したものが多く、鉱業は一九三・四時間から一九二・九時間、建設業は二〇〇時間から一九九時間に、卸売・小売業は一八八・三時間から一八五・七時間、運輸通信業は一九二・二時間から一九一・六時間となっている。総実労働時間が増加したものは、金融保険業一六五・七時間から一六六・七時間、電気・ガス・水道業は一七四・六時間から一七六時間である。総実労働時間が最も長い産業は、建設業、もっとも短い産業は、金融保険業となっている。

製造業主要中分類別総実労働時間数の増減をみると、減少した産業は食料品・たばこ一八七・二時間から一八三・五時間、繊維一八九・八時間から一八八・五時間、衣服一八六・四時間から一八三時間、木材一九四・五時間から一九一・一時間、家具一九二・二時間から一九一・一時間、パルプ・紙一九〇・四時間から一八八・二時間、出版印刷二〇〇・八時間から一九五時間、化学一七八・六時間から一七七・三時間、ゴム一八三・二時間から一八〇・四時間、鉄鋼一九六・一時間から一九二・四時間、金属製品一九五・六時間から一九三・三時間、一般機械一九五・二時間から一九四・二時間、電気機器一八四・八時間から一八〇・三時間、輸送用機器一九四・一時間から一九二・五時間、精密機器一八一時間から一八〇・一時間となっている。増加した産業は、石油・石炭一八三・八時間から一八四・三時間、窯業土石一八九・一時間から一八九・五時間と二産業で、しかもわずかの増加である。

総実労働時間がもっとも短い産業は、化学一七七・三時間でついで精密機器一八〇・一時間、電気機器一八〇・三時間、ゴム一八〇・四時間の順である。逆にもっとも長い産業は、出版印刷一九五時間、ついで一般機械一九四・二時間、金属製品一九三・三時間、鉄鋼一九二・四時間の順である。

所定外労働時間のもっとも長い産業は、輸送用機器二九・五時間、鉄鋼二九・五時間であり、ついで非鉄金属二八時間、出版印刷二五・七時間、一般機械二四・三時間の順となっている。

つぎに規模別の労働時間を製造業についてみると（第58表）まず総実労働時間では、一〇〇〇人以上が一八五・六時間であるのにたいして、五〇〇～九九人の規模は一八三・五時間（一〇〇〇人以上を一〇〇として九八・九）、一〇〇～四九九人は一八七

第57表　労働時間の推移

（常用規模30人以上，単位：時間）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内	所定外	総実労働時間	所定内	所定外
実数	1966年	193.2	175.8	17.4	193.0	174.7	18.3
	1967年	193.0	174.5	18.5	193.9	173.8	20.1
	1968年	192.7	174.1	18.6	193.0	172.8	20.2
	1969年	190.0	171.4	18.6	190.0	169.8	20.2
	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1970年上期	186.2	168.3	17.9	186.4	167.0	19.4
	下期	189.2	171.5	17.7	188.4	169.8	18.6
対前年同期増減率（%）	1966年	0.0	△0.4	5.0	0.7	△0.2	9.5
	1967年	0.0	△0.7	6.1	0.4	△0.6	10.0
	1968年	△0.4	△0.3	△0.7	△0.6	△0.5	△0.5
	1969年	△1.6	△1.7	△0.2	△1.6	△1.7	△0.5
	1970年	△0.7	△0.5	△3.3	△1.2	△0.8	△4.5
	1970年上期	△0.2	△0.1	△1.7	△0.4	△0.3	△1.4
	下期	△1.3	△0.9	△4.8	△1.9	△1.2	△7.5

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）対前年同期増減率は指数から算出し，調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第58表　製造業規模別労働時間数と格差

（単位：時間）

		1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1966年	188.0(100.0)		194.2(103.3)	198.5(105.6)	200.8(106.8)
	1967年	191.1(100.0)		194.0(101.5)	197.6(103.4)	199.5(104.4)
	1968年	190.5(100.0)		193.0(101.3)	196.5(103.1)	199.8(104.9)
	1969年	187.5(100.0)		190.0(101.3)	194.3(103.6)	196.8(105.0)
	1970年	185.6(100.0)	183.5(98.9)	187.0(100.8)	191.5(103.2)	195.1(105.1)
所定外労働時間	1966年	20.6(100.0)		17.4(84.5)	16.3(79.1)	—
	1967年	24.1(100.0)		18.7(77.6)	16.4(68.0)	—
	1968年	24.2(100.0)		18.6(76.9)	15.9(65.7)	—
	1969年	23.8(100.0)		18.8(79.0)	16.0(67.2)	—
	1970年	23.9(100.0)	19.1(79.9)	17.7(74.1)	15.8(66.1)	—

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）1966～69年の規模別区分は500人以上である。

時間（一〇〇・八）、三〇～九九人は一九一・五時間（一〇三・二）、五～二九人は一九五・一（一〇五・一）である。一般的にいって規模の小さくなるにしたがって労働時間が長くなっている。

これを前年にたいする増減率でみると（第59表）、五〇〇人以上が一・三％減、一〇〇～四九九人が一・四％減、三〇～九九人が一・三％減、五～二九人が〇・九％減となっており、五～二九人の零細企業の減少率が小さい。

所定外労働時間の規模別格差（第59表）をみると、一〇〇〇人以上の規模は二三・九時間、五〇〇～九

九九人一九・一時間（一〇〇〇人以上を一〇〇として七九・九）、一〇〇～四九九人一七・七時間（七四・一）、三〇～九九人一五・八時間（六六・一）である。このように所定外労働時間については、規模の小さいものほど短くなり実労働時間とは逆の形になっている。ということは、所定内労働時間は、規模が小さくなればなるほど長くなることを意味し、時間短縮は中小企業においてほとんどすすんでいないことを物語っている。

所定外労働時間の規模別増減率を第59表によってみると、五〇〇人以上の規模は五・九％減、一〇〇～四九九人五・三％減、三〇～九九人二・五％減であり、規模が小さくなるほど減少率が小さい。

第59表　規模別労働時間の対前年同期増減率
（製造業）　（単位：％）

	年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1966年	1.0	0.4	0.3	0.2
	1967年	1.4	△0.1	△0.1	△0.6
	1968年	△0.3	△0.5	△0.6	0.2
	1969年	△1.6	△1.6	△1.1	△1.5
	1970年	△1.3	△1.4	△1.3	△0.9
所定外労働時間	1966年	11.9	8.7	6.0	—
	1967年	16.4	6.9	3.8	—
	1968年	0.4	△0.5	△3.0	—
	1969年	△1.7	1.1	0.6	—
	1970年	△5.9	△5.3	△2.5	—

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）30人以上の各規模の増減率については抽出替えに伴うギャップを修正してある。

以上の検討からも明らかなように、七〇年においては労働時間短縮の傾向がいちじるしいが、これを企業の労働時間制度の面からみると次のようである。すなわち労働省の「賃金労働時間制度総合調査」（七〇年九月）によってみると、週四八時間制を採用する企業で働く労働者は全体の三割以下となり、週四二時間の労働者の割合が増加している。また過去一年間に時間短縮をした企業は、全体の五％であり、その方法としては所定内労働時間を短縮した企業がもっとも多く、週休日を増加したものも二二％となっている。週休実施方法をみると、六九年においては一日制八五・三％、一日半制七・〇％、二日制五・九％となっている。さらに週休以外の休日については、一五～二九日がもっとも多く、四七・六％を占める。

【参考資料】(1)労働大臣官房労働統計調査部編「労働統計月報」、(2)日経連「転機をむかえた賃金問題と日本経済」、(3)春闘共闘委員会「一九七一年賃金白書」、(4)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九七〇年一二月）、(5)労働法令協会「賃金通信」、(6)労働行政研究所「労政事報」

Ⅳ 合理化の現状とその特質

概要□「合理化」の現状とその特徴──現局面における合理化の背景：過剰生産の傾向（市場問題）／市場問題の深刻化の要因／原料・エネルギー問題／公害問題・労働力「不足」問題／「合理化」をささえる国家政策：「新経済社会発展計画」／「新全国総合開発計画」（七〇年代の通産政策）／七〇年代「合理化」の端緒的特徴：六〇年代「合理化」を引きつぐ特徴／少数精鋭主義と能力主義管理／労使協議制の強化／産業別「合理化」の実態──鉄鋼業／自動車産業／化学産業／陸上交通産業／民間放送／国鉄／労働災害と職業病──概況／労働災害：産業別規模別労働災害／最近の労働災害をめぐる一、二の問題／職業病

概要

一、七〇年代にはいるとともに、日本資本主義の内部的諸矛盾は、いよいよ先鋭化してきた。生産と最終的消費との間の矛盾による不況の顕在化、不況下の物価高騰、アメリカの経済的危機の深化、原料・エネルギー問題、公害問題、労働力「不足」問題、これらの高度蓄積が生み出した諸矛盾を、日本資本主義は、現在、軍国主義、帝国主義復活の方向を強化するとともに、いっそうの「高度蓄積」と「合理化」によって突破しようとしている。そこから、「新経済社会発展計画」、「新全国総合開発計画」、「七〇年代の通産政策」など七〇年代の国家政策を背景に、七〇年代「合理化」は、「省力化」、「少数精鋭の能力主義」管理、労使協議制の追及、民主的権利の抑圧など、新しい特徴をもって展開してきている。

一、こうした七〇年代「合理化」の特徴を端的に表現しているのは、鉄鋼、国鉄の「合理化」である。鉄鋼では、「四直三交替制」という新しい勤務体制が、必要な人員を欠いた少数精鋭の要員のもとで強行され、一日の勤務時間の延長、不規則な食事休憩時間、自由な年休の削減など、鉄鋼労働者のなかに、さまざまの不満をよび起こしている。しかも、六〇年代に資本の

労働者にたいする自主管理運動としてはじめられたZD・QC運動にくわえて、公然とコストダウンの目標を提示した、上からの目標管理運動が、「アタック一〇〇〇」とか「ダッシュ一五〇〇」とか新しい形態をとって現われている。新しい傾向は、七〇年後半から出てきた、国鉄「生産性向上運動」についてもいえる。それは、一六万五〇〇〇人の要員を削減する国鉄「再建計画」と直接にむすびついている点で、また国労、動力車労組を切りくずす直接的手段となっている点で、思想攻撃の側面が比較的つよかった五〇年代の「生産性向上」運動とちがった、七〇年代の特徴をおびている。

一、「合理化」の社会経済的結果としては、労働災害や職業病の双方にわたり、「技術革新」や、過密化、交通戦争などによって、新しい性質の災害や疾病が目立ってきていることである。すなわち、労働災害では、災害はますます大型化し、爆発事故が増大し、通勤途上の交通事故による災害が最大となっている。また、労働災害に比し、職業上の疾病はいちだんと増加傾向にあり、とくに新しい有害物質による職業性疾病として、ニトログリコール中毒、フタロジニトリル中毒、農薬のP・C・Pによる中毒などがめだってきている。しかも、「技術革新」により、いわゆる全産業の化学化がすすんでおり、かつて化学工業で発生した職業上の疾病が全産業に拡大していく傾向にある。

1　「合理化」の現状とその特徴

1　現局面における「合理化」の背景
——現段階の経済的諸矛盾

われわれは、資本主義的合理化の本質を、独占的高利潤の獲得を目的とした独占資本の超過搾取の諸方法であると規定することができる。しかもそれは、資本主義の全般的危機の時代の産物であるがゆえに、国家独占資本主義の諸政策によって支持され、体系づけられたものとして現われる。

この「合理化」の本質規定は、第一次大戦後の一九二〇年代の「合理化」いらい今日にいたるまで、かわるところはない。しかしながら「合理化」の形態や方法上の特徴は、資本主義の全般的危機を背景とした各国資本主義の、経済的諸矛盾の深さや広がりによって規定される。したがって、「合理化」の現状とその特徴というとき、なによりもまずその背後にある日本資本主義の現段階における経済的諸矛盾についてふれておく必要がある。

過剰生産の傾向―市場問題

日本資本主義の直面する経済的諸矛盾の第一は、一九六五年以降つづいてきた経済の「高度成長」がゆきづまり、過剰生産のきざしが見えてきたことである。戦後日本の工業生産は、一九五〇年代で一五・〇％、六〇年代でも一四・八％を記録し（名目）、一九六八年にはアメリカについで資本主義世界第二位を占めるにいたった。その過程は、一方に、アメリカ帝国主義に従属し、国家独占資本主義の機構に全面的に寄生した金融独占グループが巨大な蓄積をし、地方では労働者階級をはじめとする全勤労者のうえに、さまざまの形態をとって現代の貧困を蓄積し、過剰生産を露呈せずにはおかないような、市場問題の激化を蓄積してきた過程であった、ということができる。

もっとも、「高度成長」過程における独占資本の急激な生産の伸びと、貧困化による勤労者の「消費」の伸びの立ちおくれが、ただちに市場問題の激化にむすびつくわけではない。勤労者の貧困化を代償として蓄積された追加的資本が、設備投資や原材料の購入など「生産的消費」にふりむけられることから、一時的ではあるがそれが市場を保障することになるからである。しかしながら、「生産的消費」の増大は、商品生産の規模を飛躍的に拡大し、けっきょくのところ、抑制された「個人的消費」との間の矛盾を拡大し、増大する工業生産能力にたいして、相対的に市場を狭隘化せざるをえない。こうして、一九七〇年代にはいるとともに、『経済』誌（七一年四月号）の「論評」にみるように、六五年いらいの「大型景気」が終えんして不況のけはいが見えはじめ、市場問題が日本経済にとって重大な問題になるに至った。

「昨秋いらいの景気の停退も、この一月が底入れか、といった希望的観測が、一部から流されていたにかかわらず、二月末通産省が発表した一月の鉱工業生産動向（速報）は、完全にこの期待を裏ぎったようだ。すなわち、これによると、生産指数（季節調整ずみ）は前月比〇・八％の微減にとどまったが、出荷指数は同三・三％の大幅な低下を示しており、このため在庫はさらにふえつづけ、在庫率指数は、一一三・九と、六六年以来の最高水準を記録するまでになっている。

各産業の減産体制をみても、粗鋼（減産率一〇％）、自動車（同七―八％）、カラー・テレビ（四〇％）、汎用工作機械（同三〇％）、ポリエステル（同一〇％）、ナイロン（同二〇％）、塩化ビニール（二五％）、アルミサッシ（二〇―四〇％）、板紙（三〇％）と、減産体制をとる業種はひろがり減産率をいっそう強化されている。なかでもカラーテレビを中心とする家電業界の減産は、とりわけ深刻になっているようだ」（『経済』七一年四月号、七ページ）。

市場問題の深刻化の要因

日本資本主義の当面する矛盾として第二に指摘せねばならないのは、「高度成長」の必然的な帰結としてひきおこされた現在の不況について、その脱出の条件がますます困難となっており、その点で、市場問題がいちだんと深刻な内容をふくむことになっていることである。

この点での困難の一つは、不況にたいする国家独占資本主義の人為的な「有効需要」創出政策が、その限界を露呈していることである。わが国もふくめて、戦後の資本主義各国は、戦前のような破壊的な過剰生産恐慌をみることなしに、総じて「高度成長」を持続させてきた。これは、景気の後退、不況のきざしにたいして、国家独占資本主義によって人為的に「有効需要」

が創出され、景気を浮揚させ、恐慌を回避する手段がとられてきたためである。しかし、現段階における市場問題の深刻さは、かかる国家独占資本主義的措置が、もはやインフレーションの慢性化、物価の昂騰に象徴されるように、機能マヒの症状をみせはじめている点にある。すなわち、スタグフレーション、不況下のインフレーションという状況に追いこまれている点に、現段階の市場問題の深刻さがはっきりとみられる。

現段階の不況、市場問題の深刻さは、いま一つ、日本独占資本主義が従属的な同盟関係をむすんできた、アメリカ帝国主義の経済的危機と、景気の停滞傾向がますます深まってきていることに関連する。日本商品の輸出市場として、対米貿易は六〇年代の「高度成長」をささえてきた重要な条件の一つであったが、アメリカの経済的危機とあいまち、この面でも困難が増大している。アメリカの経済的危機を集中的に表現するのはドル危機であるが、一九七〇年の国際収支結果は、公的経済ペースで九八億一九〇〇万ドルの赤字という、史上最悪の結果となった。ニクソン政権は、この国際収支の危機をアメリカ自身の責任というよりは、黒字国側の責任であるとして「居直り」的態度を示し、日本にたいしても、ドル危機への協力をますます露骨に要求してくる状況が強まってきた。すなわち、輸出の自主規制要求（繊維交渉をみよ）、貿易と資本の「自由化」要求、円貨の切上げ要求がますます強まる形勢にあるが、これらが、現在のわが国の不況、市場問題をますます深刻化する方向に作用することはいうまでもない。

原料・エネルギー問題

日本資本主義が当面する経済的矛盾は、こうした不況と市場問題の深刻化ということだけではない。公害問題や労働力「不足」問題とともに、原料・エネルギー問題が死活の重大問題となっている。

日本経済の「高度成長」は、世界最大のテンポで資源需要を増大させ、資源の海外依存の増大は、内外にわたる市場問題の激化という条件のもとで、低廉な原燃料資源の安定した大量確保を、日本独占資本としては渇望せざるをえなくなっている。

「主要な鉱物、エネルギー資源の国内における賦存は需要の伸びを満たすには限界があり……海外資源への依存度は増大する傾向にある。したがって、わが国の鉱物・エネルギー資源問題は、世界の需要構造と密接な関連をもたざるを得なくなってきている。

ところが、この世界の需要構造は大規模資源が少数の国に偏在しているために、それらの国における政情不安、風水害、労働争議等によって供給が不安定となる面をもっていることに加え、そもそも資源産業においては、本来的に所有資源の良否および生産の非弾力性等の理由で寡占が進みやすいという特質があり、この特質と前記の資源の偏在とが結びついて世界的な巨大企業の支配体制が確立されているため、この系列からはずされたわが国にとっては供給の不安定性は一層大きなものになっていることが特徴的である」（経済審議会資源問題研究委員会『国際化時代の資源問題』四九～五〇ページ）。

要するに、ここに表明されているのは、日本経済としては「良質資源の安定的確保」に不安があり、世界を経済的に分割している国際独占体が原料資源価格を独占的に吊り上げ、資源購買者としての日本独占資本の利潤をおびやかしていることが問題だということである。しかも、さいきんでは、ＯＰＥＣ（石油産出国機構）などによる、資源輸出国からの資源供給価格の値上げ

要求がひろがり、これにたいして資源を掌握する国際独占体は、このナショナリズムの要求をのみながら、これを販売価格の吊り上げによって日本などに転嫁している。不況にともない市場問題が内外にわたり深刻化するなかで、原料やエネルギーの価格吊り上げは、日本独占資本をして、一方では、「海外資源の自主開発」、帝国主義的進出による海外資源の確保に駆りたてるとともに、他方では、原燃料価格の割り高からくる技術構成と価値構成の間の矛盾を、「合理化」による労働者の犠牲で補いをつけようとしている。こうして、市場問題とともに原燃料問題が、七〇年代「合理化」をますます過酷なものとしている。

公害問題、労働力「不足」問題

「高度成長」の結果として、日本資本主義を制約するにいたった矛盾としては、さらに公害問題や労働力「不足」問題がある。

日本資本主義の急激な蓄積過程は、私的資本家の利潤競争と生産の無政府性のもとで展開され、その結果、私的独占体の無計画な資本投入とそれに吸引される労働者の極度な集積によって、都市の「過密」化が進行した。資本はその私的性格からして、社会的な共同消費手段には支出しようとせず、国と地方自治体の財政は、独占体の蓄積基盤の拡充に奉仕し、日本の都市の矛盾は爆発した。激増する交通災害と交通まひ、「文化」住宅を中心とする無秩序な人口「過密」地域の出現、夜も眠れぬ騒音と振動、通勤ラッシュによるエネルギーの消耗、亜硫酸ガスと四エチル鉛による大気の汚染、水銀・カドミウムをふくむ工場廃液や消毒剤「塩素」による飲料水の汚濁、着色料、着香料、防腐剤、殺菌剤、人工甘味料、漂白剤の添加による有毒食品の氾濫――、こうしていまや交通問題・都市公害の問題は、人間と自然との間の正常な循環関係を破壊し、人間的生活と人間の生存とのもっとも基本的な条件を失わせつつあるばかりか、独占資本にとっても、流通を停滞させ、公害費用を増大させることによって、独占の価値増殖欲にとって重大な手かせ、足かせとなってきている。

さらに、日本資本主義の「高度成長」は、低賃金の若年労働力の確保、その「不足」という点でも、新たな矛盾を生みだしている。日本独占資本の高度蓄積を可能にした重要な秘密の一つが、一九六〇年以降における若年労働力の独占的利用を軸とした「合理化」の結果であることはいうまでもない。ところが、独占資本は、いまや高度蓄積の結果として、一方で中・高年労働力の過剰を生みだしながらも、他方で、若年労働力の「沽渇」と、かつての若年労働力の中年化による賃金コストの増大という矛盾をかかえこんでいる。そして、ここからも、一方で、低賃金労働力を確保するための帝国主義的志向が強まるとともに、他方に、積極的労働力政策とあわせて、「省力化」をめざす新しい段階の「合理化」を提起するに至っている。

2 「合理化」をささえる国家政策

――七〇年代「構想」

七〇年代「合理化」の背景をなしている、現段階における日

本資本主義の経済的諸矛盾についてふれてきた。生産と最終的消費との間の矛盾による不況の顕在化、不況下の物価高騰、アメリカの経済的危機の深化、原料・エネルギー問題、公害問題、労働力「不足」問題、これら「高度蓄積」が生み出した諸矛盾を、日本資本主義は現在、軍国主義・帝国主義復活の方向を強化するとともに、いっそうの「高度蓄積」と「合理化」によって突破しようとしている。そこに、軍国主義・帝国主義復活の経済的基礎を固めるための、「高度蓄積」と「合理化」をささえるための、一連の七〇年代の経済政策が登場している。七〇年代「合理化」の背骨をなす資本の経済政策としては、「新経済社会発展計画」(七〇年五月一日閣議決定)、「新全国総合開発計画」(六九年五月三〇日閣議決定)、「七〇年代通商産業政策の基本方向」(七一年五月二五日、産業構造審議会答申)などがある。七〇年代「合理化」の特徴について述べるにさきだち、これら一連の資本の政策について、簡単にでもふれておく必要があろう。

「新経済社会発展計画」

「新経済社会発展計画」は、資本の七〇年代構想の中心的な柱をなしている。この「計画」は、一九七〇～七五年の年平均経済成長率を実質一〇・六％と見込み、一九七五年には名目国民総生産一四二兆円を想定している。この生産額は現在のＥＥＣ六カ国の合計に匹敵する膨大なものであって、七〇年代も五〇年代、六〇年代とおなじく高度蓄積をすすめることを公然と宣言している。

新しい計画は、「つぎの四つを計画期間中に取り組むべき重要課題と考える」として、㈠「国際的視点にたつ経済の効率化」、㈡「物価の安定」、㈢「社会開発の推進」、㈣「適正な経済成長の維持と発展基盤の培養」を上げている。そして、この「課題達成のための政策」(第二部)の一つとして、「合理化」に直接的に関連する問題として「産業構造の革新」が提起され、「1、産業の効率化」「2、高生産性農業の実現」「3、中小企業の革新と流通部門の総合的効率化」「4、労働力の有効活用」が必要だとされる。

「1、産業の効率化」では、「工業全体としての生産性の上昇をさらにはかっていくためには、きびしい内外情勢の変化に即した構造政策をはじめ、対外投資政策、労働力政策、産業立地政策等の総合的、有機的な展開が必要である」とのべ、そしてこんごの「労働力不足や国際化」に対応するために「創造的な技術革新と情報化の推進を軸にして工業全体の生産性を向上させる」、その他「効率的な産業体制を確立する」「企業の生産・販売効率の向上」等々が力説される。要するにこれは、「労働力不足」や「自由化」にたいして搾取率を高めるための国家的な「合理化」政策にほかならない。

「2、高生産性農業の実現」は、これまでの「農業近代化政策をさらに徹底させるということであり、そのねらいは、一方で資本にとって安価な農産物を提供させると同時に、「離農の援助」による農民の工業部門への駆り政策である。

「3、中小企業の革新と流通部門の総合的効率化」。これもまた「国際企業の一層の進展と労働力需給の逼迫化」に対応して「中小企業の革新」をはかることによって、一方で独占に好都合な「中小企業を育成」するとともに「合理化」による過剰人

口の創出を期待している。

「4、労働力の有効活用」。この項目は〝中期経済計画〟いらいとられているものであるが、ここでは(1)中高年齢者等の活用、(2)労働力の流動化、(3)環境の改善があげられている。このうち(3)の環境の改善では「勤労者の職場環境は、その能力が有効かつ安全に発揮されるよういっそう改善されるとともに、貯蓄等資産の形成をつうじて安定した生活を過ごせるような諸条件が整備されることが要望される」として、いわゆる勤労者財産形成政策をとる労働力政策として利用することを指示している。だが、ここの力点が、中高年齢者等の活用、労働力の流動化にあることはいうまでもない。

「新全国総合開発計画」七〇年代の通産政策

この「新経済社会発展計画」をすすめていくうえでの、地域的な構想として出されているのが「新全国総合開発計画」であり、産業構造をどのようにしていくかを構想するのが「七〇年代通産政策」である。

「新全国総合開発計画」でいちばん大きな問題は「産業の未来像や海外立地に留意しながら、遠隔地（北東地域、西南地域）に大規模工業基地をつくることを急ぐ」ということである。さらに、東海道から山陽道にかけて偏在している現在の工業地帯などの土地利用を、日本列島全域に拡大するため、全国を七ブロックに分けて開発し、全域にその効果が及ぶ新ネットワークを形成する全国的な通信網、航空網、高速幹線鉄道網、高速道路網、港湾等の建設を意図している。

「七〇年代通産政策」では、六〇年代の重化学工業を中心とした産業構成のうえに、「知識集約型産業」（原子力開発、宇宙開発、情報産業など）を発展させようということである。すなわち、七〇年代の主導産業であった自動車、家電、鉄鋼などに変わる知識集約型産業への産業構造の転換を唱え、①新しい主導産業の形成、一般的な生産性上昇、低生産性部門の縮小、②先進諸国との貿易構造の分業化と発展途上国との合理的分業の形成、③良好な労働環境の確保のために、安全、快適な仕事、充実感のある仕事の拡大。これらのことが提起されている。

これらを総じていうならば、産業の効率化、すなわち、鉄鋼など基幹産業を基礎とした知識集約型産業の育成と生産性向上、低生産性産業部門の切り捨てを意図するものである。これは、重化学産業にあっては人べらし「合理化」をさらに強化し、「在来型の低生産部門であり、今後の生産性上昇の乏しい分野」の諸産業は、「発展途上国等の安価な製品の輸入」を活用して、切捨てをはかろうとするものである。また、知識集約型産業への転換は、「とくに中小企業の多くの場合、資金力、技術開発力……に欠けるので、政府が転換促進策を」うちだすとしている。また、国際的分業の名のもとに「単純労働集約的な分野の企業については、海外進出を促進する」とし、それができない経営者にたいしては、「事業の縮小、撤退にともなって生じる摩擦を緩和するための措置をとる」ことを予定している。七一年五月二八日の『日本経済新聞』はいみじくもこう述べている。「企業をつぶす産業政策――『七〇年代の通産政策』の一つの特色はこう表現できるかも知れない。……能率の悪い企業を再編、整理し、その〝つぶす政策〟の方がこれからの政府にとっては格

段に重要な仕事になるともいえよう。……〝倒産誘導政策〟の運営こそ、これからの注目点であるといえよう」と。

3　七〇年代「合理化」の端緒的特徴

以上にみるような日本資本主義の経済的諸矛盾を背景に、一連の国家政策によって支持されながら、七〇年代「合理化」は展開しようとしている。それでは、今日の「合理化」の具体的な形態＝方法上の特徴としては、どのようなことが指摘できるか。

六〇年代「合理化」を引きつぐ特徴として（資本主義的技術革新とアメリカ式労務管理の結合）

まず第一に指摘できることは、七〇年代にあっても、六〇年代「合理化」の特徴がいぜん基本的にはひきつがれるであろうということである。

すなわち、六〇年代「合理化」を全体的に特徴づけるとすれば、資本の「高度蓄積」を背景として、資本主義的技術革新を基礎にアメリカ式労務管理を結合する形態で展開されたということである。そして、それにまた照応する社会経済的諸結果が労働者階級のうえにもたらされてきた。

第一に、資本主義的技術革新は、労働の技術的過程を大きく変え、作業条件と作業形態を再編した。すなわち、新鋭の装置機械の導入と新技術のあいつぐ採用は、旧型の熟練労働を急速に陳腐化させ、新技術に柔軟な適応性をもつ青年労働者を生産工程の基幹にすえることになった。

第二に、「技術革新」の展開は、一定の技術的条件のもとですすむ超過搾取の諸方法、すなわち「合理化」にたいしても大きな影響を与えた。たとえば、資本主義的オートメ化、総合機械化は、工場全体の総合的な「合理化」、いわゆるインダストリアル・エンジニアリング（I・E）をおしすすめる技術的基礎をつくりだしたし、また、新しい産業技術に投下した膨大な資本量を、できるだけ早期に回収する必要から、スピード・アップ、交替制、ZD・QC運動など、「合理化」への資本の衝動はいっそう強まり、息もつかせぬ労働苦へと労働者を駆り立てることになった。

第三に、「技術革新」と結合したこうした「合理化」の諸形態の追究にともなって、中高齢労働者問題とか、あるいはまた青年労働者問題といったような、社会経済的結果が生みだされたことである。「合理化」による労働強化が中高年齢者の年齢的に減退した体力に消耗の度を加重するのにくわえて、「技術革新」による旧型熟練の解体、再研修、配転と格下げなどが、労働不安として大きな負担になるに至った。また、職務給の頭うち、賃上げ配分の相対的抑制、昇給延伸など、賃金の相対的な低下傾向が、近代的な生活様式の浸透に対応する生活支出を賄うことを不可能にし、しかも、これにくわえて定年制による退職後の生活不安が重苦しくのしかかることになった。

「技術革新」下の「合理化」は、重点的に独占的大企業に吸収された青年労働者のうえにも、非人間的な状態を生みだした。

オートメーション化は、労働者の技能を全体としてはかならずしも高度化させず、それを単調化し、均等化し、技能的基準としての熟練労働と未熟練労働の区別を消滅させ、大量の半熟練労働者と多能工をつくりだした。こうして大多数の青年労働者は、人間労働のスクラップ化を前提として、コンベアやラインのもとにたたされ、そこでは、青年労働者の人間としての精神はもちろん、その肉体と生理さえも、新鋭の装置や機械の資本主義的摂理に適応することが要求されている。こうした「技術革新」された強力な技術体系による労働における人間性の疎外、労働における集団性の崩壊による孤独感は、交代制下の休日の独身寮での遊び仲間のない孤独、社内研修、教育、成績査定をめぐる仲間同士の競争からくる孤独感によって加重される。このようなせきたてる労働と二重の孤独は、青年労働者をして集団的な脱職、転職という形での、端緒的な抵抗を呼びおこすことにもなった。

こうした六〇年代「合理化」とその諸結果が七〇年代にはいって緩和されるという保障はない。「技術革新」プラス「合理化」が七〇年代も進行するかぎり、六〇年代の事態は基本的に継続されるであろうし、現に継続されてもいる。むしろ、日本資本主義の経済的諸矛盾の激化は、六〇年代の「合理化」のうえにいっそう過酷な「合理化」形態が追求されるといってよいであろう。

少数精鋭主義と能力主義管理

六〇年代「合理化」のうえに接続される、七〇年代「合理化」の重要な特徴は、徹底した少数精鋭主義と能力主義管理ということができよう。たとえば、日経連の機関誌『経営者』七一年四月号は、「人事・労務管理を見直す」という特集を企画しているが、そのなかでは、七〇年代を目途とする人事・労務管理の目標・課題がつぎのように提起されている。

まず、「七〇年代の企業経営は賃金水準の高騰、経済的インフレ、労働力不足、時間短縮をはじめとする労働条件の変化を背景に、六〇年代の経営とは本質的に異なる施策が要求される。……きびしい経営環境のなかで……思い切った仕事量の削減と機械化をはかることにより、積極的に省力化ととりくみ、少数精鋭主義に徹した経営を行なっていかなければならない」と強調したうえで、「重点的施策」として次の五点を提起している。

第一に、間接部門の人員を削減し、事務の機械化、簡素化を推進することはもちろん、直接部門の単純作業等機械化しうる業務を機械・設備に切り替え、大幅な省力化をより強力に進めていかなければならない。（注・徹底した人員の削減、「少数精鋭主義」を第一原則とするというわけである）。

第二に、既存の職務・職能にとらわれることなく、従業員の職務執行能力を拡大するため技能強化をはかる。（注・「少数精鋭主義」をつらぬく裏付けとして、単純化、規格化した仕事をあれこれやれる多能工を養成するというわけである）。

第三に、賃金水準の大幅な上昇を総額賃金管理によって賃金総額の上昇を抑えるため、省力投資としての設備投資と人件費の代替をはかると同時に、仕事と人の結びつきの点で賃金体系のあるべき形態を追求し、職務給、職能給などの合理的体系化を検討していかなければならない。（注・不況や市場問題が深刻化

するもとでも、独占的高利潤だけは確保する。そのためには賃金支払総額を統制して賃上げを抑制し、その枠の中で職務給、昇給制度などを運用し、中高齢者の賃金を切捨てるとともに、労働強化や企業への忠誠について労働者間の競争を組織しようというわけである)。

第四に、効率的業務の遂行を確保するために現場に密着したライン部門管理を強化していかなければならない(注・多能工化された「少数精鋭」労働者が、押えつけられた低賃金で、現実にラインで息もつかせぬ密度で労働するよう、ラインでの管理体制を強化する、というものである)。

第五に、従業員の価値観の変化に応じたモラールの維持向上(注・以上のような徹底した「少数精鋭主義」に生きがいを感ずるようなモラールを、従業員教育によって労働者にたたきこもうというのである)。

このような人事・労務管理の方針は、労働組合運動を協調主義的な潮流に封じこめようとする企図と不可分に結びついている。そのことをなくしては、かかる七〇年代「合理化」の展開は不可能であり、また、それは日本資本主義の軍国主義・帝国主義的復活にとっても不可欠の前提をなしている。

労使協議制の強化

こうして、七〇年代「合理化」は、労働組合運動の実質的な空洞化をめざす、「運命共同体的労使関係」の形成、労使協議制の強化と一体をなしている点に、いま一つ重要な特徴をみることができる。

この点では、日経連が『七〇年代に臨むわれわれの見解』(一九七〇年四月二二日)のなかで、「労使が相互に社会連帯意識を強め、要すれば労使協議制を活用する等により新たな建設的労使関係をつくりあげることこそ七〇年代における重要任務である」と考えられる」と述べ、さらに夏の経営セミナー(一九七〇年七月三〇日~八月一日)で、「全員経営とでも申すべき日本に最も適合した正しい経営理念と職場体制とを樹立すること」、いいかえると「深い連帯の絆に結ばれた運命共同体そのもの」の確立を強調していることが注目されねばならない。

現在の段階で、かかる「運命共同体的労使関係」が強調される意味は、一方におけるたたかう労働組合の排除と、他方における「日本的精神風土」や「近代的職務意識」の鉄鎖による労働組合、労働者の資本への緊縛を底辺とし、「新しい国家主義」を軸とする軍国主義復活・強化のための、「産報体制」の現代的「復活」以外のなにものでもないといえよう(日経連『能力主義管理』、一九六九年、同『経営者』七〇年一一月号)。

以上のような「運命共同体的労使関係」を確立しようとする課題は、国家政策と結びあって系統的におしすすめられているが、その重要な一つが、労働者の「参加」を名目とした一連の労使協議制である。すなわち資本は、①企業毎の労使協議制の強化を軸に、②「従業員参加」と「能力主義管理」との結合を底辺とし、③産業別の労使協議制を頂点とする、重層的な「参加体制」の確立を、「七〇年代における重要任務」としておしすすめている。

なお、産業別労使協議制の七〇年時点における展開状況を参考までにかかげると、日本繊維産業会議、化繊労使会議、綿紡労使会議、自動車産業労使会議、電力中央労使会議、造船産業労使会議、船主団体協議会、セメント中央協議会、炭鉱自立安定全国労使協議会、電源労使懇談会などがある。

2　産業別「合理化」の実態

前節において七〇年代「合理化」の背景特徴について概括的に論じてきたが、超過搾取の体系としての「合理化」の諸形態は、その国の資本主義の構造、産業循環の局面、当該産業の労働過程の技術的条件、労資関係等々によって規定され、産業によって異なった現われ方をするのはとうぜんである。したがって、ここではさらに主要産業別に「合理化」の実態を概観しておこう。

鉄鋼業　一九七〇年のわが国粗鋼生産は、九三三〇万トンに達した(資本主義世界第二位)。世界の鉄鋼企業ベストテンには、新日鉄は三三六四万トンを生産してアメリカのUSスチールをぬき世界第一位となり、日本鋼管(第五位)、住友金属工業(第八位)、川崎製鉄(第九位)もランクされるにいたった。

しかし、一九六五年以降の「大型景気」は終りをつげ、日本経済の不況局面が急激に進行すると、七〇年一一月から五年振りにいっせいに粗鋼減産(一〇%)に踏切り、鉄鋼独占の「協調」によって鋼材価格もいっせいに引き上げるという措置をとっている。もっとも、鉄鋼独占体間には、「協調」と同時に競争と対立も激化している。すなわち、鉄鋼需要の長期的展望の経済的判断の相違から、設備投資計画、とくに高炉建設をめぐってはげしい対立がおこっている。具体的には、住友金属の鹿島製鉄所の第二号高炉の建設着工をめぐる新日鉄と住友金属の対立であり、新日鉄は、現在の不況下で新規高炉の建設をおこなえば、過剰設備になることは必然と反対し、日本鋼管を引入れ抑えこもうとしている。これにたいする住友金属の不満は強いが、結局、条件によっては着工延期に同意するとの構えをみせ、事実上、新日鉄に押し切られている。

こうした鉄鋼不況をめぐる「協調」が、独占価格の引き上げによる勤労人民への収奪の強化をもたらし、他方に、鉄鋼不況をめぐる鉄鋼独占体間の競争・対立の激化が、鉄鋼労働者にたいする「合理化」の強化という方向に作用していることはいうまでもない。

当面の鉄鋼不況とともに、鉄鋼独占資本にとって深刻な課題は、一九七〇年代に入って、「原料の安定的確保」がきびしさの度を加えてきたことである。日本の鉄鋼業の場合、原料の海外依存度が高く、「高度成長」下のはげしい増産体制のもとで原料輸入は必然的に激増したが、「新経済社会発展計画」による粗鋼一億五〇〇〇万トン(一九七五年)を生産するためには、超大型製鉄所の建設とともに、現在の二倍以上の鉄鉱石、原料炭の確保が必要になる。しかも、国際的な船舶不足、アメリカ炭の輸出規制で、原料炭の高騰が現に生じている。こうしたことを背景に、「鉄鋼資源の安定的確保」が鉄鋼独占の深刻な課題となり、帝国主義的な対外進出が強まり、また、原料高によるコスト高をカバーするために、「合理化」が一段と強まっている。

以上のような「新経済社会発展計画」に照応する最上級の製鉄所建設にも、大規模な対外進出にも、莫大な資金が必要である。そのために、鉄鋼独占はさらに国家資金その他の財政的援助を期待すると同時に、独占価格による収奪をつよめ、鉄鋼労働者にたいしては、いっそうの「合理化」によって搾取と抑圧を強めようとしている。

鉄鋼「合理化」の当面の諸特徴はなにか。

第一に、「四直三交替制」という新しい勤務制度を実施し、非人間的な労働強化をおしつけていることである。その内容は、「年間一六日の休日を増すかわりに一日の実労働時間を一五分延長し（休憩時間を六〇分から四五分に短縮する）、四五分の休憩時間を二五分の食事休憩時間と二〇分のその他の休憩時間に分割する、食事休憩の交替回数は最高八回とする、各人の年次有給休暇七日分については取得日を勤務表のなかで指定する」といったもので、鉄鋼独占はこれの実施にあたり必要な定員増加どころか、逆に大量の減員をおこなっている。

「四直三交替制」は、一日の勤務時間の延長による疲労の増大、二五分ではゆっくり食事のとれないこと、二〇分の休憩時間が実質上はとりにくいこと、自由に使える年休が七日分もなくなり、それも定員不足でなかなかとれないことなど、鉄鋼労働者の不満は強く、その根本的な改善要求が増大している。

第二には、こうした「四直三交替制」のもとで、大量の減員と配転が強行されていることである。たとえば、組合側が明らかにした「新日本製鉄要員状況」によると、八幡では一九七〇年四月の二万七六二六名から同年一一月の、二万六四六九名へ一一五七名減らされている。この間、光、堺、東京、広畑、名古屋、釜石でも減員、他方、大分は六五八名から一一五九名へ、君津は四五四二名から五四九三名へと増員している。つまり、スクラップ・アンド・ビルドによる新鋭工場への配転・集中がめだつ。

第三に、人減らしと労働強化の「合理化」とともに、ZD・QCなどの自主管理運動にくわえて、コストダウンをめざすあらたな目標管理運動が展開されていることである。たとえば、PR誌「シンニッテツ」によって、その一、二をかかげておく。

〔八幡〕アタック一〇〇〇〔T—四をわれわれの手で〕……アタック一〇〇〇運動は、八幡マスタープランの主柱であり、希望の象徴でもある。戸畑四号高炉資金を〝われわれ自身の手でかせぎだそう〟という目的で、四五年下期トン当り千円のコスト切り下げに、全所一丸となってアタックしようとするものである」

〔釜石〕スクラム一一〇〇……スクラムは、人の和と団結を意味するほか、目標達成にあたっての技術的方法を科学的に、全員で考えるという体制の確立である。ラグビーにたとえるならば〝限られた人数で、いかにして最大の力を発揮するか〟のスクラム陣と同じ。一一〇〇はトン当り千百円の原価引下げ、収益向上をはかる数字」

要するに、ここにみられる事態は、ZD・QCなど新しい装いをとって登場した「自主管理」運動のうえに、労使協調を前面におしだした上からのキャンペーンが公然と結合されてきていることである。

第四に、賃金その他の労働条件についても切り下げ攻勢がつよまっている。この点でとくに重要なのは、配転の増大と関連して、職務給の低い他の仕事に配転になった場合、従前の職務

給の保障期間が短縮され、また自己都合による配転の場合は保障なしといった、改悪がおこなわれていることであろう。

そして、こうした、一連の「合理化」が、鉄鋼独占の労働組合対策と一体をなしていることは、すでに広く指摘されている（鉄鋼労連七〇年定期大会資料、桜井浩一「新日鉄と七〇年代合理化」『学習運動』七一年五月号による）。

自動車産業

自動車産業は、一九五五年以降、増産の一途をたどり、過去五カ年をとっても四輪車生産が二・七倍、年率にして二十数%の伸びを示してきた。しかし、七〇年上期は対前年比の生産増加率は一〇%台をわり、それ以降、停滞傾向をつづけている。

これは、六〇年代後半における自動車産業の膨張をささえた乗用車の新規需要が、すでにほとんど掘りおこされたことを反映する。しかも欠陥車問題、公害問題など新たな条件がくわわっただけでなく、資本の「自由化」によるビッグスリーの浸透にともない、業界再編成は新たな段階にはいった。すなわち、三菱自動車工業とクライスラー、東洋工業とフォード、いすず自動車とゼネラル・モーターズの提携がすすみ、トヨタ、日産をふくめて、企業間競争はますます激化しており、業界の再編成も、国内資本の提携・合併から、外資との結合をふくむ新たな段階にはいっている。

こういう状況のもとで、「合理化」も一段と進行している。わが国の自動車産業では、鉄鋼の四直三交替制にたいして三直三交替制を採用しているが、世界各国で三直フル操業の自動車メーカーは日本だけである。三直三交替の勤務体制では、一週間の昼間勤務の翌週は夜勤、これでは日曜が、実質二週間のうち一回しかないことになる。昼間勤務の最終の土曜日は夕方帰宅、翌日曜の夜から夜勤がはじまるということで、日曜日は夜勤にそなえ「休養」に終始することになるからである。

欠陥車問題も、そういう状態のもとで発生している。いくら品質管理体制をメーカーがとろうと、グレードの引き下げと、基本設計での「合理化」とあわせて、労働強化による職場条件の悪化が労働災害を激化させており、それらの総体が欠陥車問題に反映している。下請け企業にたいする最近の「合理化」は、下請けの切り捨てと同時に、系列部品企業にとっても、徹底的に負担をかぶせる方向をとっている。不況の長期化によってその方向はいっそうはげしくなってきた（『経済』七一年二月号、シンポジウム「日本経済の現局面をどうみるか」第二部主要産業の動向による）。

化学産業

化学産業では、これまでの「高度成長」のなかでも人員の増加はみられず、むしろ「省力化」しながら生産を拡大してきた。装置の大型化、原料・製品の転換、コンピューター化などが、これを促進しており、スクラップ・アンド・ビルドによる人べらし、大量配転（転勤、転出）など「合理化」の労働者へのしわよせはいっそうはげしくなった。主要な「合理化」問題を、企業ごとに示せばつぎのとおり。

新日窒（水俣工場半分縮小による「自己待機制」、転出）、神島化学（坂出工場全面閉鎖）、保土谷化学（保土ケ谷工場全面閉鎖、南陽町新工場などへの転勤）、東京セロファン（東京工場の縮小、古河新工場への転勤）、東洋曹達（四日市進出、転勤）、日本化薬（岩鼻の火薬から薬品への転換による転勤）、日本硝子（減産、再編成）、日本硝子繊維（大浦進出、転

勤)、日本板硝子（千葉増設、舞鶴工場閉鎖縮小による転勤)、小野田肥料（門司工場縮小と新潟進出、転勤)、日本カーバイト（水島増設から鹿島など新会社への転出)、日本合成化学（熊本工場の縮小、児島転出)、旭電化（鹿島新会社、工場への配転)、東北肥料（日本水素との合併中止、工場縮小、転出)、日本化学（八戸縮小、鹿島などへの転出)、新潟硫酸、日東硫曹（サン化学への合併、吸収、関連会社への転出)、三井東圧（事業部制、配転、子会社化)。

なお、さらに進行が予想されるスクラップ・アンド・ビルド＝集中生産としても、日本化学（愛知などに進出)、日研化学（愛知に進出、転勤)、ニチバン（練馬工場閉鎖、埼玉進出)、旭ファイバー（古河進出)、昭和電極（工場移転）などの計画や、日本板硝子と日本安全硝子との合併などをあげることができる。こうして、これまで東北、北陸、九州、北海道に展開していた電力・石炭化学工場から、石油化学を中心とする大型プラントは太平洋岸、瀬戸内海沿岸の工場地帯に、加工化学は内陸地帯にコンビナート、工場団地を形成する方向にすすんでいる。

こうしたいわば「目に見える『合理化』」にくらべて「目に見えない『合理化』」つまり要員きりつめ、精神的、肉体的な労働強度の増大も強まっている。これまでのＱＣ（品質管理）サークル、ＺＤ（無欠点運動)、目標管理などとともに、社員教育が一段と強化されてきている。こうして、合化労連の調査では、「合理化」によって肉体的疲労がふえたという労働者が五一％にのぼるが、精神的疲労がふえたという労働者はさらに多く、七三％にもおよんでいる（合化労連、七〇年定期大会資料による)。

陸上交通産業

七〇年代に入って陸上交通産業の状態はどうであろうか。「高度成長」がもたらした都市と農村、過密と過疎下の諸矛盾はいっそう拡大し、過密・過疎とも深刻な状態をつくり出し、そのうえに低労働条件のための労働力不足はますます深刻となるであろう。

大都市通勤輸送を主体とする大手私鉄企業では、すでに鉄道を本業とする体制を再編成し、綜合多角経営方式をますます強固にしてもはや「私鉄会社」ではなく「綜合企業」として、国家独占資本主義体制のなかでの生きる道を求めようとしている。例えば、傍系、関連鉄道、バス企業を統合する鉄道または自動車事業部を本社内につくり、これまでの比重をあらためるとともに鉄道、自動車輸送にはある程度みきりをつけても全体の企業が強大になる方向がとられているのはその現われである。

同時に鉄道部門では労働力不足を巧妙に利用して、人べらし「合理化」の「省力化」がすすみ、職場は一〇年前とは様相が一変し、駅では駅務員ではなく自動化・電子化した券売機、改集札機が主体となって旅客をさばいている。変電所での無人化、踏切りの自動化は全大手私鉄ですすめられ、保安部門では信号所のコンピューターによる機械化が現われ、七〇年代では急速に拡大しようとしている。これらの職場では機械が主人公になり、労働者は機械につかわれる状態になっている。

運転部門では、万博輸送にみられるような自動列車進行制御装置（ＰＴＣ）が導入され、また運転士でも車掌でもない乗務員が一人だけのっているＡＴＯ（自動列車運行装置）モノレールも出現して、万博後には営業用に利用されるなど運輸管理の面に

もコンピューターが使われはじめている。事務部門の電算機導入もひろがっており、労働者に代って機械が計算、記入、審査、分析などの処理事務を行なっている。

自動車関係では、道路の狭さなどの変わらぬ条件の中で自家用車が増大したため交通渋滞がますますひどくなって、大衆輸送の使命がとげられなくなり、そのなかでの路線バスのワンマン化が全国的となり、観光バスにもひろがろうとしている。また新たに〝ディマンドバス〟と称するコンピューターを利用して乗客の呼び出しに応じて、どこへでも送迎するバスが開発され、実用にうつされようとしている。

このほか工場関係の外註、下請化もすすみ省力化と称する人べらしは軒なみにすすめられ、一九六〇年から六八年の八年間で大手一四社の鉄軌部門では二万七〇〇〇人（一一パーセント）の人員減があり、一人当り作業量は一・五倍にふえるという「合理化」がすすめられている（七〇年私鉄総連定期大会資料による）。

民間放送

民間放送では、七〇年代の放送再編成のもとで「合理化」が進行している。放送再編成は、UHFテレビ局の大量免許、民放局間あるいはネット系列間の競争の激化、全国ネットワーク体制の強化をともなって進行しているが、その本質は、七〇年代安保体制のもとでの通信・情報伝達手段の強化、独占のための広告・宣伝の強化と広告費の節約にある。

現在、民放資本の「合理化」は、キイ局、ローカル局などそのおかれている立場と個別の資本によって違いはあるとしても、民放資本全体が志向する放送再編成でのもとでの、ネットワーク体制の整備と多角経営の新段階の方向にむかって、民放資本と民放労働者との対決点が、①人べらしと労働強化、②低賃金、無権利労働力の拡大政策、③職場における労働者支配の強化等において浮きぼりにされてきている。

人べらし、労働強化は、コンピューターによる「省力化」の方向を基礎としてすすんでおり、その範囲は、営業、調査、番組編成、制作管理、人事、経理、放送送出とすべての部におよんでいる。その結果、作業状況の変化によって職種変更をともなう配転がすすみ、人員の減った職場では、作業の単純化、機械の速度にあわせた作業、労働時間管理の強化、新労働体制、作業量の増大による労働強化、業務兼担やワンマン化でノイローゼやけんしょう炎など新しい職場病が発生している。なお、この人べらしされた人員は、キイ局の制作部門の切離し、ネットワーク会社化、多角経営の方向で吸収されようとしている。

低賃金・無権利の労働力拡大政策――まず、新規採用のストップの傾向とからみ、アルバイト、嘱託、契約者、下請労働者（出張派けん社員の形態をとる）の採用がひろがり、またUHF局には女子の若年停年制が拡大している。こうした低賃金、無権利の労働力を拡大する民放資本の政策は、職場の組織化された民放労働者と自覚した未組織労働者の反撃の高まりのなかで、大きな対決点となっている。

職場の労働者支配の強化――職務・職能給の導入、人事考課、査定の拡大など差別賃金による支配。配転・出向など人事をつうずる支配。大量の職制昇格による職場の管理強化と、非組合員化による組合の無力化、一般職員に優越感をもたせ、差別に

よる対立で職場を支配しようとする無権利・低賃金労働者の投入。提案制度、ZD運動、プロゼクトチーム、社員教育などによる支配、独立採算制・予算制度による企業意識やコスト競争の奨励、弾圧路線と協調主義による組合の無力化。以上が職場支配の重要な対決点となっている。

これら、主要な三つの側面にわたる対決点は、放送再編成下の「合理化」がすすむなかで、一段と鋭い形態をとって展開されることが予想される（民放労連七〇年定期大会資料による）。

国　鉄　現在の国鉄「合理化」は、一九六九年度を初年度とする「国鉄財政再建十カ年計画」によっている。「国鉄再建計画」は、国鉄財政は破産寸前にあるため、これを再建するには、国鉄輸送の役割を、①中長距離の大量貨物輸送、②都市間旅客輸送、③大都市の通勤、通学輸送に重点をおき、それに関係のない線区、とくにさしあたり八三線区、二六〇〇キロの赤字路線の切り捨てを計画している。しかも財政「健全化」のためには、独立採算制のたてまえにもとづき営利主義の経営方針を指向し、①政府の財政援助は年間で七、八〇億円にとどめて、他方に、②国民にたいする運賃値上げは一〇年間に三回の値上げを予定する（一九六九年度、計画初年度にはやくも年間九一〇億円にのぼる運賃値上げを行なった。）さらに、③国鉄の企業努力として、一九七八年までに職員を七万五〇〇〇人（この間の輸送の伸び六〇％を考慮すれば実質一六万五〇〇〇人）へらし、年間賃金引き上げを定昇こみ八％におさえる（定昇ぬき四・五％）という賃金抑制をふくむきびしい「合理化」を計画の中味としている。

国家独占資本主義の一機構を構成する国家独占企業「国鉄」（それ自体、巨大な資本企業として独占資本家連合の性格をもつ）は、独占の利益に多面的に奉仕してきた。まず国鉄は、「高度成長」によって増大した商品と労働力の輸送確保、輸送のスピード・アップによって独占の要求にこたえ、それらは資本の回転率を高めることで独占利潤の獲得に奉仕した。また輸送力増強のための国鉄の膨大な設備投資は、独占の高度蓄積をささえる国家市場を提供してきた。またその運賃政策は独占商品にたいして割安であり、また設備投資のための巨額の借入れは、銀行にたいして利子の吸上げを保障した。こうした独占奉仕の国鉄のあり方は、当面の「合理化」計画の本質をも規定している。

国鉄当局は、前出のような一九七八年までに一六万五〇〇〇人の要員を削減する「合理化」計画の遂行にあたり、七〇年に入って「生産性向上運動」（㊥運動）を強引に推進してきている。国鉄「生産性向上運動」は、一方で公然と首切り計画を提示しながら、必然的に余剰人員の搾り出しにゆきつかざるをえないような同運動を提起している点で、これまでのものとは異なっている。

国鉄の「生産性向上運動」は、このように実質的には人員整理への自主協力という性格をもつがゆえに、第一に、近代化、合理化に前向きで取組む自分の姿勢を正すといった「心構え」を要求しており、その点では「精神主義」まるだしの思想改造、精神動員運動となっている。第二に、「合理化」計画の遂行にとって最大の対立物である国労や動労への、分裂と破壊工作の強力な手段とされている。

こうして、国労高崎地本では一〇〇〇名以上にのぼる国労脱

退者を出し、東京、秋田、静岡、大阪、京都などでも、「生産性向上運動」の登場とともに組織攻撃がつよまっている。(『月刊こくろう』、七〇年各月号、七一年一月～六月号による)。

3　労働災害と職業病

1　概　況

六〇年代にはいって、労働災害による死傷者数そのものは、労働省「労働者死傷月報」にみるかぎり、減少しつつある。すなわち、一九七〇年についても、同「月報」にみる労働基準監督機関に届け出られた、全産業分野の休業八日以上の死傷者は三六万四〇〇〇人で、前年比五%の減少となっている。また、「労働災害動向調査」で災害率を三〇人以上の規模の全産業(卸売小売業、金融保険業、不動産業を除く)についてみると、労働災害の発生のひん度を示す「度数率」(一〇〇万時間当り死傷者数)は一一・三、労働災害の強さを示す「強度率」(一〇〇〇労働時間当り死傷者による労働損失日数)は〇・九二で、六九年の度数率一二・七、「強度率」一・〇一を下回り、全体として減少の傾向をたどった。

ここにみるかぎり、労働災害の減少傾向は否定しがたいが、これらの数値から労働災害の現状を正確に把握することは困難である。第一に、災害による死傷者数は、届け出られた休業八日以上の死傷者であり、休業八日未満の負傷者はふくまれておらず、この分の調査は、労働省労働統計調査部「労働災害動向調査・毎月調査・付帯調査」は一九六八年までで打ち切られている。第二に、この「付帯調査」が実施されていた時期においても、休業八日未満の負傷者数は、貧弱な行政上の「認知」を媒介としており、それが実数より過少に表示されていることが問題にされてきていた。

こうして労働災害の現状は、ますます把握困難になってきているが、さきの不充分な労働災害統計からしても、労働災害が質量にわたり改善されてきているとは、にわかには断定しがたい。たとえば、「労働者死傷月報」による死亡者は七〇年も約六〇〇〇人を数え、六九年よりわずかに減少したものの、六五年以降毎年六〇〇〇人台がつづくなどほとんど改善はみられていない。また、労働省「重大災害報告」によって、一時に三人以上の死傷者をともなった災害についてみれば、七〇年の「重大災害」は三九八件で、前年比八%減少したが、これら重大災害による死傷者数は二四五八名で逆に約一〇〇名増加している。これは一九六五年の「重大災害」件数が四七三件、死傷者数一六九四名であったことをあわせて考えると、一九六〇年代後半から顕著になってきた災害の内容の大型化、重篤化の傾向がいぜんとして継続していることを現わしている。なお、七〇年の

重大災害の原因は交通事故がもっとも多く、爆発事故がこれについでいるが、とくに爆発事故が大幅に増加したのが目立っている。

業務上疾病、職業病は、一九六〇年以降増加傾向をつづけており、六〇年二万一六二一件、六九年二万九五三一件、七〇年三万〇七九六件で、さらに七〇年は前年に比し四％の増加を示した。業務上疾病の内容では、最近交通事故などの負傷に起因する疾病、重激業務による運動器の疾病が大幅に増加しているのが目立っているが、このような傾向にくわえて、最近新たな職業性疾病の発生が注目されている。

2　労働災害

産業別、企業規模別労働災害

労働災害の発生状況を産業別にみると、第60表のとおりである。全産業の平均の度数率、強度率は、五〇年代以降、全体としては減少の傾向にあるが、それは六〇年代に入って停滞してきており、とくに七〇年には、鉱業、林業、建設業、運輸通信業など災害発生の多い産業をはじめ、全体としてほとんど改善はみられず、むしろ事態は悪化への兆候がみられる。すなわち、六九年と七〇年を対比すると、度数率は、全体で一〇・三七から九・二〇へと低下したが、製造業、サービス業においては高まっており、強度率は、林業、鉱業、建設業、製造業、サービス業と軒なみに増大し、電気ガス水道業が同率、低下したのは運輸通信業だけにとどまっている。

一九七〇年の産業別状況をさらにくわしくみると、鉱業が度数率、強度率ともそれぞれ七九・二二、六・八一ともっとも高く、ついで度数率が高いのは林業の二〇・一一、また強度率で高いのは建設業の二・二二となっている。製造業は平均としては、度数率、強度率ともに低いが、そのうち木材木製品、窯業土石、鉄鋼金属、一般機械などの業種は、全産業平均を上まわる度数率、強度率を示している。

産業別の度数率を、資料が接続できる一〇〇人以上規模の事業所についてやや長期的にみると、鉱業をのぞく各産業では五〇年代はおしなべて減少したが、六〇年代にはいってから、鉱業のほか林業、建設業、運輸通信業の減少のテンポが停滞し、ここ数年らい横ばいないし増加の傾向にあり、改善はみられない。鉱業のほかに林業、建設業、運輸通信業で災害発生率が高く死傷者が多いのは、工事の大型化、交通事情の悪化など、それぞれの産業の固有な要因のほか、屋外作業が多いという共通の要因によるものと思われる。

労働災害の発生の傾向を規模別にみると、中小規模での災害率が圧倒的に高く、死傷者数の大多数を占め、またその改善のテンポもおくれている。七〇年における労働災害の規模別発生率をみると、規模が小さくなるにしたがって、度数率、強度率とも高くなっている。これを全産業についてみると、一〇〇〇人以上の七・一五にたいし、三〇～九九人は一六・五六と高いが、とくに製造業は規模別格差が大きく、一〇〇〇人以上の二

第60表　産業大・中分類別労働災害度数率の推移

産業	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
調査産業計	13.45	12.38	12.46	11.81	11.08	10.37	9.20
林業	17.17	15.29	15.50	15.44	16.53	18.48	18.22
鉱業	100.48	104.14	109.52	107.73	108.22	101.34	89.09
建設業	17.39	16.24	15.53	13.93	14.25	12.70	10.02
製造業	8.26	7.34	6.96	6.61	6.81	6.32	6.07
食料品	11.30	10.70	10.20	9.24	9.36	8.42	8.59
たばこ	6.54	7.67	8.85	8.32			
繊維	3.92	3.92	3.84	3.67	3.64	4.10	4.26
衣服	2.68	2.41	2.02	2.26	2.45	1.69	1.84
木材	23.13	21.44	20.64	20.99	20.96	18.42	18.42
家具	18.15	16.89	17.58	15.42	14.01	13.89	11.99
パルプ・紙	10.35	9.58	8.45	8.62	8.44	8.10	8.40
出版印刷	6.48	6.10	6.20	5.44	5.37	5.71	5.59
化学	6.20	5.31	4.82	4.83	4.77	4.98	4.77
石油・石炭製品	6.02	5.25	4.19	5.16	4.89	4.79	3.99
ゴム	6.84	6.16	5.64	5.22	5.64	5.46	5.36
なめし皮	10.07	10.08	7.12	6.73	7.27	8.97	7.85
窯業	11.88	19.75	10.29	9.66	10.03	9.30	9.93
鉄鋼	9.56	8.25	7.60	6.51	7.02	6.51	6.35
非鉄金属	9.60	7.80	7.83	6.78	7.41	7.46	6.65
金属製品	17.78	14.85	13.52	13.47	13.23	10.62	9.81
機械	12.31	10.70	9.73	9.43	10.14	9.39	8.37
電気機器	3.19	2.78	2.75	2.44	2.60	2.18	2.27
輸送用機器	9.43	8.17	7.77	7.00	6.90	6.01	5.71
精密機器	4.19	3.75	3.16	2.73	3.23	2.99	3.18
その他	8.71	6.89	6.49	6.69	6.91	7.43	6.51
運輸通信業	13.01	12.14	12.51	13.56	12.35	13.60	12.43
電気ガス水道業	3.29	3.27	3.34	3.38	3.01	2.77	2.72
サービス業	16.94	14.53	14.75	13.90	16.41	15.64	18.26

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」による。
2) 規模100人以上の結果である。

第61表　製造業規模別度数率・強度率の推移

（規模100人以上）

年	度数率 計	度数率 規模1000人以上	度数率 500～999人	度数率 300～499人	度数率 100～299人	強度率 計	強度率 1000人以上	強度率 500～999人	強度率 300～499人	強度率 100～299人
1959年	10.16	6.30	9.30	12.82	15.06	0.87	0.81	0.79	0.95	0.97
1960年	9.70	5.80	9.28	12.69	14.81	0.81	0.79	0.77	0.82	0.88
1961年	9.87	5.59	9.84	13.03	15.60	0.82	0.75	0.82	0.86	0.94
1962年	8.69	4.53	8.20	11.47	14.70	0.72	0.62	0.60	0.77	0.96
1963年	8.05	4.10	7.34	10.37	13.90	0.70	0.60	0.65	0.74	0.87
1964年	8.26	4.14	7.66	10.46	14.34	0.75	0.61	0.67	0.78	0.99
1965年	7.34	3.61	6.65	9.33	12.72	0.68	0.55	0.66	0.73	0.83
1966年	6.96	3.27	5.87	8.67	12.37	0.64	0.52	0.64	0.68	0.82
1967年	6.61	3.12	5.82	8.35	11.92	0.65	0.54	0.59	0.76	0.84
1968年	6.81	2.91	5.64	7.85	11.95	0.64	0.52	0.58	0.68	0.84
1969年	6.32	2.75	5.34	7.46	11.22	0.65	0.47	0.56	0.68	0.94
1970年	6.07	2.65	5.15	7.23	10.88	0.66	0.52	0.54	0.83	0.85

〔備考〕　労働省「労働災害動向調査」による。

・六五にたいし、三〇～九九人は一五・五八となっている。

また規模別の発生率の最近の推移を、統計上比較が可能な製造業についてみると、中小企業において度数率、強度率が、大企業を大規模に上回る傾向は持続しているばかりか、両者の格差は縮小の傾向をもみせていない(第61表)。さらに七〇年の災害による死傷者数についてみると、一〇〇人未満の規模で全体の七三％を占め、死亡率では一〇〇人未満の規模で全体の七六％を占めていることが注目される。とくに一〇人未満の規模では、六五年以降、災害による死傷者の絶対数が増加傾向にさえある。

このように中小規模で災害率が高く、また改善が停滞しているのは、独占資本の収奪のもとで安全設備にたいする資本投下の「節約」がいっそうきびしいこと、低賃金と無権利労働によって労働力の再生産が萎縮した形態においてしか実現しえていないこと、企業内の安全管理体制がおくれていること、技能労働力の大企業の独占によって、未熟練ないし技能度の低い労働者が多く就業していること、などによるものである。この中小

第62表　親企業と下請企業との災害率の比較

（1969年度）

産業		指定集団数	度数率	強度率
造船業	下請	78	14.64	3.34
	親		6.22	0.85
化学工業	下請	138	9.35	1.09
	親		3.61	0.49
鉄鋼業	下請	70	6.85	2.24
	親		2.68	1.05
食料品製造業	下請	2	17.90	0.55
	親		13.77	0.26
パルプ・紙製造業	下請	8	13.42	1.32
	親		2.56	0.07
窯業・土石製品製造業	下請	4	22.34	1.78
	親		6.17	1.55
非鉄金属製品製造業	下請	5	6.09	0.14
	親		3.54	0.59
一般機械器具製造業	下請	2	17.59	0.40
	親		6.66	0.59
電気機械器具製造業	下請	1	5.95	0.07
	親		0.93	0.56
輸送用機械器具製造業	下請	7	10.09	0.85
	親		3.65	0.29

〔備考〕 労働省労働基準局調べ。

企業における災害率の高さと関連して、最近の特徴として、下請労働者の災害の増加が指摘される。

周知のように、建設業、造船業、鉄鋼業、化学産業をはじめ多くの産業で、独占的大企業の構内で働く下請労働者数の増加がみられ、これら構内下請労働者の災害率の高さが、ようやく問題にされてきている。労働省では、このような形態にある親企業と下請企業との集団を親企業の事業所を単位として指定を行ない、総合安全管理指導を行なうとしているが、一九六九年度においてその対象とされた企業主義における災害発生状況をみると下請の災害率は、親企業のおよそ三倍の高率となっている（第62表）。

このような構内下請企業における災害率の高さは、親企業である独占的大企業の「合理化」の結果である。構内下請が、独占的大企業における低賃金労働のもっとも効果的な利用形態とされ、ますます拡大する傾向をとってきたことは周知のとおりであり、そこにこそ下請災害の根本問題がある。親企業の本工から差別された低賃金と無権利労働、汚れる仕事、危険な仕事が下請におとされる傾向（それは、親企業の安全設備にたいする不変資本支出の節約であり、災害費用の節約である）、安全設備の不備（それは、下請単価の切下げとも関連する）などが、下請災害の原因であり、それは、「安全衛生教育」や「安全衛生管理」の強化でかたがつく問題ではない。

最近の労働災害をめぐる一・二の問題

いまみてきた構内下請企業における災害の激増の問題とともに、最近の労働災害をめぐる一、二の問題を指摘して

第63表　「技術革新」と原因別死傷者構成比の推移

原因		死傷者の構成比（%）					1969年
		'65	'66	'67	'68	'69	致死率
動力伝導装置によるもの		1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	0.7
クレーン等によるもの		2.4	2.4	2.8	2.8	3.0	3.6
自動車等によるもの		7.8	8.7	9.2	10.0	10.1	5.8
一般動力機械によるもの		13.8	13.8	14.4	14.4	15.0	5.7
手動の物上げ装置・運搬機によるもの		1.8	1.8	1.8	1.6	1.5	0.9
手動の機械工具によるもの		4.3	4.3	4.0	3.8	3.6	0.1
物の取扱い・運搬中によるもの		32.0	31.4	30.8	30.9	30.2	0.2
物の崩壊・飛来によるもの		12.8	12.5	11.8	11.5	11.0	2.0
撃突・踏抜によるもの		8.6	8.8	9.0	8.8	9.2	0.2
墜落によるもの		9.4	9.5	9.7	10.2	10.3	3.1
電気によるもの		0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	23.0
毒劇物によるもの		0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	6.0
爆発・破裂によるもの		0.5	0.5	0.5	0.4	0.6	6.1
火傷などによるもの		1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.1
火事・倒壊その他によるもの		2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	4.4
合計	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.6
	人数（人）	372,071	371,648	365,459	361,325	359,858	

〔備考〕 1) 労働省「労働者死傷年報」。
2) 鉱山保安法適用事業を除く。
3) 致死率とは、休業8日以上の死傷者に対する死亡者の割合。

おきたい。

そのひとつは、資本主義的「技術革新」の展開にともなう新しい災害の発生という問題である。「技術革新」は、機械の高速化、設備の大型化、工事の大規模化、あるいは新しい原材料への転換などをすすめたが、これらの事情は、労働災害の発生の様相に一定の変化をおよぼした。一方に、「技術革新」によって減少してきた種類の災害がある。すなわち、手動揚重機災害、手動工具災害、取扱い運搬災害などの全体の災害に占める割合（比重）が年々減少してきている。また、トンネル建設工事において、従来の木製支柱が鋼製支柱にかわり、落盤災害の発生は大きく減少した。

しかし他方に、「技術革新」によって災害発生が増加したと考えられる種類のものがある。機械の高速化、設備の大型化による動力揚重機災害、動力運搬機災害の比重の増大化、あるいは建設工事において急速にすすめられたブルトーザー、パワーショベルなどのいわゆる重建設機械の導入による災害の増加などが、その例としてあげることができる（第63表）。

このほか、最近における新工法、新生産方法の採用による災害事例として、プレストレスト・リング・ビーム工法による橋脚基礎工事中、仮締工が倒壊したとか（六九年四月、死亡八名）、ビル建築において新たに採用した電動式昇降足場が倒壊したとか（七〇年二月）、ポリエチレン製造工程において反応器から高圧エチレンが噴出し、引火爆発したとか（六八年一月）等々がある。

最近の労働災害をめぐる問題の一つに、いわゆる通勤途上の災害がある。交通戦争の激化による通勤途上の災害が、通勤する労働者にとっては不可抗力化してきており、その意味では労働災害ともいうべき性格をもっている。にもかかわらず、労災の対象とはならず、また企業における措置もきわめて不充分であり、いまやこの問題は、社会問題ともいうべき性質をもってきている。労働省「通勤途上の災害に関する調査」（労働災害動向調査特別調査）によって、その実態を紹介しておこう。この調査は、七〇年七月一日から九月三〇日までの間につき、常用労働者三〇人以上を雇用する七五〇〇事業所について実施された。

まず、右調査期間に、労働者が住宅と事業所間の通勤中に被った休業一日以上の災害の発生率は、一〇〇〇人当り一・〇六人で（年換算では四人強）六六年の調査結果〇・九九人に比し、七%の増加である。地域別では、「七大都市」〇・七五、「その他の都市」一・一二、「郡部」一・二〇で、とくに郡部、その他都市部における増大傾向が目立つ。

災害の程度を労働不能の程度別によって災害率をみると、死亡災害をふくむ永久一部労働不能以上の災害は〇・〇二（一〇〇〇人当り年間〇・〇八人）で、一時労働不能災害が一・〇三（一〇〇〇人当り年間四・一人）と後者が大部分を占めているが、そのなかでは休業八日以上が〇・六七（一〇〇〇人当り年間二・七人）と半ば以上にも達していることが注目される。地域別にみると、永久一部労働不能などの重傷災害は、「郡部」（〇・〇五）および「その他都市」（〇・〇三）において高く、「七大都市」（〇・〇一）で、前二者に比し相対的に低くなっている（第64表）。

通勤方法別の死傷者では、「モーター・バイクまたは自転車利用中」が全体の六一%を占めもっとも高く、つぎに「乗用自動

第64表　地域別・出勤退勤および災害の程度別災害率

(1,000 人当り)

地域および出勤・退勤	計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能			
					計	休業8日以上	休業4～7日	休業1～3日
合計	1.06	0.01	0.00	0.01	1.03	0.67	0.15	0.22
出勤時	0.54	0.01	0.00	0.00	0.53	0.32	0.09	0.13
退勤時	0.52	0.01	0.00	0.01	0.50	0.35	0.06	0.09
七大都市区部	0.75	0.01	0.00	0.00	0.74	0.47	0.10	0.17
その他都市	1.12	0.02	—	0.01	1.09	0.71	0.15	0.24
郡部	1.20	0.01	0.00	0.04	1.15	0.76	0.18	0.20

〔備考〕　前表に同じ。

車利用中」の二七%で、「歩行中」(九%)、「公共交通機関利用中」(三%)は少なくなっている。地域別でも、「モータ・バイクまたは自転車利用中」はいずれの地区でも高く、とくに郡部においてきわだっている。「歩行中」は「七大都市」において相対的に高い。通勤時の方法および災害の程度別の死傷者の構成をみると、もっとも多いのは「モータ・バイクまたは自転車利用中」に休業八日以上の一時労働不能の災害を受けたもので、全体の四割という大きな比重を占めている。また、死亡は全体の一・五%だが、そのなかでは「モータ・バイクまたは自転車利用中」が過半数を占め、また永久一部労働不能(一・三%)についても同様なことがいえる。

これら死傷者にたいする事業所の取扱い(通勤途上災害に関する特別の制度の有無にかかわらず)の程度状況をみると、私傷病(普通の病気欠勤と同様)の取扱いとなったものが八七%となっている。また、業務上災害と同様ではないが、私傷病以上の取扱い(休業中の出勤扱い、見舞金の支給または休業手当など業務上災害と同様の取扱いとはいかぬ何らかの優遇措置)を受けたもの一二%で、業務上災害と同様以上は一%にも達しない。これらは、通勤途上の災害に関する取扱いの制度の有無をみると、「あり」四%にとどまっていることに照応しており、通勤途上の災害についての保障は、労働者にとって切実な問題となっている。

3　職業病

労働災害が、全体的にいちおうは減少傾向をみせているのにたいして、業務上疾病、すなわち職業病は、一九六五年らい増加の傾向をつづけており(六五年二万一六二二件)、七〇年の疾病発生件数三万〇七九五件は、前年の二万九五三一件に比し四%の増加である(第65表)。第65表によると、とくに発生件数が多い産

第65表　産業別業務上疾病発生状況

産業	'66	'67		'68		'69		'70	
		件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
			%		%		%		
製造業	9,206	10,885	111.8	11,770	108.5	12,645	107.3	13,408	106.0
食料品製造業	764	1,021	113.4	972	95.0	1,087	111.3	1,080	99.4
繊維工業	367	377	103.0	491	113.0	583	117.8	579	99.3
木材木製品製造業	612	937	115.6	1,186	112.7	1,255	106.0	1,061	84.5
印刷製本業	235	65	25.5	127	212.0	121	95.4	431	356.2
化学工業	906	1,203	113.6	1,121	92.5	1,215	108.5	1,205	99.2
窯業土石製品製造業	565	666	118.0	868	113.0	899	103.5	1,073	119.4
金属製品製造業	2,811	3,215	118.5	3,530	110.0	3,750	106.0	4,122	109.9
機械器具工業	2,220	2,497	114.5	2,558	102.3	2,763	108.1	2,789	100.9
電気ガス水道業	120	147	112.8	123	81.8	114	93.8	93	81.6
その他製造業	606	757	112.5	794	108.0	858	108.0	975	113.6
鉱業	2,245	2,075	92.3	2,631	112.7	2,011	76.5	2,034	101.1
建設業	4,249	4,679	110.2	5,307	111.3	5,585	105.0	5,735	102.7
交通運輸業	1,751	3,179	118.0	3,856	112.4	4,463	111.6	4,098	91.8
貨物取扱業	1,034	1,119	108.1	1,553	113.8	1,487	95.6	1,758	118.2
その他の各種事業	2,078	2,635	113.1	3,241	112.6	3,340	103.0	3,763	112.7
合計	20,563	24,572	111.9	28,358	111.5	29,531	104.1	30,795	104.3

業は、建設業、農林水産業、金属工業、機械器具工業、化学工業、食料品工業、および鉱業などであり、そのことは従来と変りない。しかし、最近とくに商業・金融業をふくむその他事業での顕著な増加がみられ、これはコンピューターの採用を中心とする事務の機械化が、新しい職業病を生み出していることによる。

資本主義的「技術革新」、事務の機械化にともない、最近、すべての産業分野にわたって、新たな職業性疾病の発生が注目される。これらについては、使用される原材料の変化、新規開発に起因して発生するものと、使用する機械、作業の方法に起因して発生するものにわけることができる。

新しい原材料の開発によるもの。人体に有害作用をもつ化学物質は、相当な数にのぼっているが、さらに、生産部門における急速な技術革新の結果、絶えず新しい物質が開発され、その数は増加している。このような有害物質による職業性疾病の例として、はげしい頭痛、胸の圧迫感、けいれん、狭心様の突然発作をおこし、死亡例も出ているニトログリコール中毒は、不凍爆薬需要の増大によって、ニトログリコールを火薬に混入することによって起こってきており、また、フタロジニトリル中毒は、頭重、頭痛、てんかん様発作を起こすものであるが、これを使用する染料の使用増大にともなって起きてきている。このほか、染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌、農薬のP・C・Pによる中毒死、重油炉に堆積する五酸化バナジウム等による中毒が注目されている。

なお、有害作用をもつ化学物質の使用は、かつては、特定の産業にかぎられていたが、現在では量の多少はあれ、ほとんどの産業にみられており、いわゆる全産業の化学化が進行している。その結果、たとえば鉛中毒のように、かつて金属鋳物業に主としてみられていたものが、合成樹脂工業でもみられるようになっており、また、かつて化学工業で発生した有機溶剤中毒などが、その他の産業でも広く発生している。

使用する機械、作業方法に起因して発生するもの。「技術革新」の結果は、労働者の健康問題の面において肉体労働や事務労働を軽減しているが、反面、健康障害をも生み出している。たとえば、林業労働におけるチェンソーの採用は、木材伐採量を飛躍的に増大させたが、白ろう病といわれる手指の血行障害をおこす疾病を発生させている。また、事務関係業務の機械化は、これに従事する主として女子労働者に、頸部、肩部、上腕、前腕、手、指に限局した疼痛、しびれ感、肩こり、知覚鈍麻、手指の冷感といった症状のあるいわゆる頸肩腕症候群を発生させている。そのほか、腰痛症も、かつての重量物運搬等重筋労働にもとづくものとは異なった作業分野に発生してきている。また少数ながらレーザー光線、超音波等の工業的利用にともない障害例がみられ、また海底・海洋の開発にともなう障害の発生も予測される。

【参考資料】　(1)経済審議会『国際化時代の資源問題』、(2)「新経済社会発展計画」(七〇年五月一日閣議決定)、(3)「新全国総合開発計画」(六九年五月三〇日閣議決定)、(4)「七〇年代の通商産業政策の基本方向」(七一年五月二五日産業構造審議会答申)、(5)日本経営者団体連盟『経営者』七一年四月号特集「人事労務管理を見直す」、(6)木元進一郎「七〇年代労務管

理の特徴」『学習運動』七一年五月号、(7)鉄鋼労連、七〇年定期大会資料、(8)桜井浩一「新日鉄と七〇年代合理化」『学習運動』七一年五月号、(9)シンポジウム「日本経済の現局面をどうみるか―第二部主要産業の動向」、(10)合化労連七〇年定期大会資料、(11)私鉄総連七〇年定期大会資料、(12)民放労連七〇年定期大会資料、(13)『月刊こくろう』七〇年各月号、七一年一～六月号、(14)七一年版『労働白書』、(15)日本労働者安全センター『いのち』各月号、(16)労働省編『働く人の安全と健康―最近における労働災害』（中央労働災害防止協会、七一年三月刊）。

V 労働者の生活

概要□物価の動向═高物価と政府の施策／消費者物価指数（七・七％と記録的な上昇）／国際比較からみたわが国の物価高／インフレーション下の物価（独占価格とその諸類型）═国民生活にかんする諸指標と庶民の実感═労働者家計の収入と支出═家計収支の概況／住宅／標準生計費═算出方法／人事院の標準生計費／大阪総評の生計費／厚生省の生活保護基準

概要

一、わが国の消費者物価は、朝鮮戦争以来最悪の事態を記録することになった。七〇年のその上昇率は、国際的にみてもっとも高く、また、過去における上昇期間の長さにおいても類をみないものである。七一年に入っても、騰勢はとどまるところをしらず、政府は新年早々、一九七〇年度の上昇率を当初見とおしの四・八％から七・三％に手直しせざるをえなかった。

一、政府はしばしば消費者物価高騰の原因を、中小企業製品や生鮮食料品価格、それにサービス料金の上昇に帰し、高物価の責任はむしろ農民、労働者、中小企業者にあるかのごとくに問題をすりかえようとしてきた。しかし、経済のいわゆる〝高度成長〟のもとで、大資本は、日本銀行券の増発を前提とした膨大な設備投資を行なうなかで、その有機的構成の高度化と労働者にたいする〝合理化〟によって、たえずコストを引き下げながら、他方では、その製品価格を独占的な機構によって不当に維持し、つりあげ、高い利潤を収めてきている。したがって、わが国現代高物価の根源は、大資本と政府・金融当局とによって推進されてきたものであるといってよく、とくに、管理価格、カルテル価格等今や市場価格の大勢を占めるに至っている独占

価格にあることが見のがされてはならない。

一、政府の国民生活にかんする統計諸指標と庶民の実感とのあいだでのズレの大きいこと、たとえば消費者物価指数が、実勢を十分に反映していないという批判はますます高い。経済企画庁発表による過去一〇年間の一人当り国民所得はざっと三・四倍、その間の消費者物価指数は約一・六倍、この両指標を照らしあわせてみる限り、生活は楽になっていていいはずである。ところが国民生活研究所で調べた生活意識にかんする面接調査の結果では、「生活が楽になった」とする回答が、六〇年当時の四三％減、「苦しくなった」が四七％増、また、「収入は上がったが物価も上がったので何もならない」「物価高で苦しい」という生活にたいする不満率が調査数の四分の三にも及んでいた。ことに、食料品や雑貨の値上がりも身にしみるが、マイホームと土地購入価格が現行の調査品目にとりあげられていないため、消費者物価指数は実感からかけはなれたものになっているとする声が強く、五年目ごとの同指数改訂期を秋にひかえて、総理府統計局ではその点についての検討が行なわれている。

一、総理府統計局の家計調査結果によると、七〇年の全国勤労者世帯の月平均消費支出は八万二六〇〇円、前年に比べて一三・七％の増加であるが、物価上昇分を差し引いた実質増加率では五・六％にとどまり、六七～六九年の上昇率のワクをこえなかった。そして、物価上昇の家計への影響は、食料品の上でもっとも端的に示されており、生鮮魚介、野菜、果物は名目でそれぞれ二〇・四％、二七・五％、一七・五％の支出増にもかかわらず、物価上昇を差し引いた実質では、遂に〇・二％、四・三％、三・八％の各減少となった。被服費の場合にも、名目は一一・二％増であったのに、実質ではわずかに二・三％増と、六七～六九年の実質五％台の増に比べてさえ、支出内容の低下が目立っていた。一方、土地・住宅の購入もしくは購入予定のため、貯蓄や借金のふえていることが特徴であり、家計のうちで占める住宅問題の深刻さの一端をのぞかせている。これを貯蓄増強中央委員会の世論調査結果でみると、全国約六〇〇〇世帯（一般世帯もふくむ）の一世帯当り平均貯蓄額は一二二万円、同借金が六三万円で、貯蓄以上に借金が急増しており、都の世論調査では、「自分の家をもちたい」という願いが、都民の七四％にも及んでいると推定されているにもかかわらず、一方、建売住宅の価格は、六〇年代には一〇〇～二〇〇万円クラスで四一％を占めていたのに、最近では三〇〇～五〇〇万円が四一％、五〇〇～一〇〇〇万円二〇％と値上がりの一途をたどっており、マイホームは庶民にとっては夢のまた夢、ますます高嶺の花となりつつある。

一、東京都の報告書「東京の住宅問題」は、都内の住宅約三〇〇万戸の約三割に当たる八八万戸が木造賃貸アパートであること、しかも、その一戸当りの畳数が六三年から六八年の五年間に狭まってきていて、なかには四畳半一室に一家六人が住み、乳児が圧死したケースもあることなどにふれて、東京の住宅問題は、経済の〝高度成長〟によって生みだされた「新しい貧困」であると指摘した。公団住宅の家賃さえも一平方メートル当り三〇〇円から五〇〇円に近く、そこにも住めない人たちが、民間の貸家や木賃アパートにおしかけ、東京では一平方メートル

一一〇〇円もとられて、住宅問題ゆえのさまざまな悲劇のうちにまきこまれている。

1　物価の動向

高物価と政府の施策

消費者物価は、一九六〇年代に五％づけ、七〇年では、前年に比べてさらに七・七％と、朝鮮戦争以来最悪の事態を記録することになった。この上昇率は、国際的にみてももっとも高く、また、上昇期間の長さにおいても類をみないものである。七一年に入っても、一月の東京都区部消費者物価は、一年前の八・七％増を示すに至っている。この異常なまでにとどまるところをしらない消費者物価の高騰ぶりに政府は新年早々、一九七〇年度の同上上昇率を、当初見とおしの四・八％から七・三％に手直しせざるをえなかった。一方、卸売物価（日本銀行調べ）は、一九六九年二月から七〇年四月までの一五ヵ月にわたって連騰し、消費者物価引き上げの直接的な原因となっていたが、五月以後は軟化しつづけており、消費者物価の異常な高騰に比べれば、停滞的であることが注意をひく。政府は、こうしたギャップをとりあげて、①賃上げを生産性上昇によって吸収しえない中小企業における製品価格の引上げ、②卸売物価指数にふくまれていない生鮮食料品価格やサービス料金の上昇、③卸売物価の上昇に結果するような賃上げ圧力、いわゆるコスト・インフレーションが原因であると強調して、あたかも、現在の高物価の責任が、労働者、農民、中小企業者にあるかのごとくいった。

六〇年安保の年に、政府は所得倍増計画を決定し、いわゆる経済の「高度成長」を発足させた。そのためには、なによりもまず設備投資の拡大が必要であるとして、それを直接、間接に援助するために国家予算を年ごとに膨張させるとともに、日本銀行券を増発し、大企業への貸付けを優先させてきている。六〇年と七〇年とで比べてみると、国の一般会計は一兆七六五二億円から七兆九四九七億円へと四・五倍増、財政投融資は六〇六九億円が三兆五七九九億円と五・九倍増、この間における現金通貨としての日本銀行券発行高のみでも八五九三億円から五兆一五四八億円へと約六倍増となり、常に実質国民総生産の伸びを上回る勢いであった。実は、このことこそが、通貨としての日本銀行券の減価に結果し、一般的な物価上昇をひきおこす基盤をなすものであったことについては、政府は声を大きくしてふれようとしない。

物価問題についての首相の諮問機関である物価安定政策会議（中山伊知郎議長）やその前身の物価安定推進会議、物価問題懇談会などが、これまで政府に行なった提言や申入れは、この七年間に主なものだけでも二六に及んでいる（第66表）。米価あり、魚あり、野菜あり、さらに全般的な物価問題、財政金融政策、産業政策と広い範囲のもので、しかも、同じテーマがくりかえ

第66表　物価問題について政府への提言や申入れ

区分	年月日	
① 最近の物価問題に関する報告	1963.12. 9	第一次物価問題懇談会
② 消費者物価の安定に関する意見	65.12. 2	国民生活審議会
③ 公営交通事業について	66. 3.25	第二次物価問題懇談会
④ 米価問題について	5.10	〃
⑤ 生鮮魚介の価格安定について	5.31	〃
⑥ 都市交通について	〃	〃
⑦ 医薬品，化粧品，石けん，洗剤等の家庭用品について	6.21	〃
⑧ 貨物運賃について	6.30	〃
⑨ 加工食品（食パン，しょうゆ，とうふ）について	7.21	〃
⑩ 物価政策と財政政策および金融政策について	10.18	〃
⑪ 大企業における競争阻害要因について	12. 6	〃
⑫ 牛乳および乳製品について	12.13	〃
⑬ 地価問題について	〃	〃
⑭ 公共用地取得に関し検討を要する問題点の整理	67. 6.16	物価安定推進会議
⑮ 最近の牛乳問題についての所見	6.20	〃
⑯ 消費者行政の強化について	6.28	〃
⑰ 米価問題等についての検討の方向について	10.27	〃
⑱ 公共用地取得の適正化について	12. 4	〃
⑲ 牛乳価格の安定について	68. 4.19	〃
⑳ 公共料金の安定化について	〃	〃
㉑ 金利と物価について	〃	〃
㉒ 食料の価格安定と輸入のあり方について	69. 1.28	〃
㉓ 財政金融政策と物価	〃	〃
㉔ 財政金融と物価について	70. 1.20	物価安定政策会議
㉕ 行政介入と物価について	4. 6	〃
㉖ 野菜の価格安定対策について	10. 6	〃

しとりあげられているのが特色である。

ところが、高物価はますますはげしくなる一方で、解決はいつのことやらいっこうにはかどらない。物価安定政策会議は政府の諮問機関としてはもっとも権威のあるものとされている。ここで提言された政策は、首相以下ほとんどの閣僚、自民党三役、日本銀行総裁、公正取引委員長からなる物価対策閣僚協議会がきめる物価対策の骨子をなすものだが、その〝権威〟のある物価提言が、いざ実行という段になると実をむすばず、いつの間にかしぼんでしまう。政府は、七〇年六月初めに「当面の物価安定対策」として、一、輸入政策の積極的活用、二、食料品の価格安定策、三、事業許認可制の再検討の三本柱で食生活優先の二〇項目からなる公約をしたが、そのお座なりの公約さえも、その後三ヵ月間に具体化したのは、①ブタ肉の関税一〇％の減免、②米屋の開店基準をゆるめスーパーにも認める、③牛乳を紙容器につめる機械の関税減免、④輸入ノリの増ワク、⑤人口急増地ではスーパーにも酒類の小売りを認めるなど五項目、実施率二五％にすぎず、「毎日ひらく」といった物価対策閣僚協議会も六月九日にひらかれて以来、七、八月には一回もひらかれることがなかった。

消費者物価指数―年間七・七％と記録的な上昇

一九六五年を一〇〇とした、総理府統計局の全国消費者物価指数でみると（第67～72表）、一九七〇年平均では一三〇・四と、六九年平均の一二一・一に比べて七・七％という大幅な上昇率になった。これは、この統計をとりはじめた六三年以降でもっとも上昇率の高かった六・六％をさらに上

第67表　物価指数表　(1965年＝100)

年　月	卸売物価指数 1)	全国消費者物価指数 2) 総合	食料 計	食料 うち主食	住居	光熱	被服	雑費
1966年平均	102.4	105.1	103.9	105.1	105.0	101.1	103.6	108.1
67年平均	104.3	109.3	108.9	109.1	110.0	100.6	106.5	112.2
68年平均	105.1	115.1	115.9	120.1	114.1	101.6	111.2	118.2
69年平均	107.4	121.1	122.9	127.8	118.8	102.0	116.6	124.7
70年平均	111.3	130.4	134.0	130.1	126.4	103.8	126.8	132.9
	(3.6)	(7.7)	(9.0)	(1.8)	(6.4)	(1.8)	(8.7)	(6.6)
70年1月	110.3	126.5	130.3	128.6	122.0	102.8	122.1	128.6
2月	110.9	127.4	131.6	128.8	122.6	102.9	121.0	129.8
3月	111.3	128.4	133.3	129.0	123.3	103.1	122.1	130.1
4月	111.7	129.8	134.4	129.0	124.7	103.3	123.1	132.3
5月	111.7	129.0	131.7	129.2	125.7	103.1	124.3	132.9
6月	111.2	128.3	129.5	129.5	126.3	103.2	124.6	133.1
7月	111.2	129.2	131.2	130.0	126.9	103.2	125.1	133.2
8月	111.4	129.8	132.2	130.4	127.5	103.3	125.1	133.7
9月	111.5	132.7	136.9	131.2	128.2	103.7	131.1	133.9
10月	111.6	134.9	140.4	131.6	129.0	104.7	133.4	135.0
11月	111.3	134.4	138.1	131.9	129.8	105.8	134.4	135.5
12月	111.1	134.8	138.1	132.0	130.3	106.6	135.1	136.4

〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数。
2) 総理府統計局の消費者物価指数。
3) カッコ内は，1970年平均の対前年比騰貴率である。

回るもので、朝鮮戦争の際の一九五一年に次ぐ高騰ぶりである。主要項目別には、生鮮食料品のほか、加工食品、干魚、外食などの値上がりも加わり、食料品が全体の九％も上がった。また衣料などの被服が八・七％、教養娯楽、理容衛生などの雑費が六・六％、設備修繕、家賃などの住居が六・四％、光熱が一・八％の上昇率で、いずれも、六九年の対前年上昇率を上回っている。さらに、季節商品を除いた総合指数でも前年より六％高く、物価上昇基調の根づよいことを示している。これを月別の推移でたどると、一～四月には、野菜が寒波と異常乾燥の影響をうけて高騰し、これに大都市をはじめとするタクシー代の値上がりが加わり、さらに二月の医療費改訂、四月の授業料値上げなどが重なって、総合指数はこの間、前月に比べ〇・七～一・六％増とかなり高い上昇を示し、また、前年同月比でも八％前後の増という高い水準がつづいた。このように、年初の物価上昇の主要要因をなした野菜も、五月に入って夏野菜の豊富な出回りとともに下落に転じたために、総合指数は一時反落したが、九月になると、秋・冬物衣料を中心とした被服が例年にない大幅な上昇を示したほか、野菜、果物が高値をよび、さらに、一〇月には私鉄運賃、清酒、ビール、灯油などの軒並み値上がりにより指数は再び高い上昇を示すに至った。以上のような上昇要因のほかに、加工食品、外食、家賃、設備修繕、理容衛生などは季節に関係なく月々一貫した上昇を示していた。

ところで、右の消費者物価指数というのは、実は勤労者の平均消費構成に対応する生計費指数にほかならない。そして、一九六五年の家計調査の平均家計支出構成をもって、ウェート

第68表　消費者物価指数（全国）　(1965年＝100)

費目	1970年平均	対前年比（%）		寄与率（%）	
		1969/68	1970/69	1969/68	1970/69
総合	130.4	5.2	7.7	100.0	100.0
食料	134.0	6.0	9.0	48.9	50.6
主食	130.1	6.4	1.8	12.1	2.3
その他の食料	135.1	5.8	11.2	36.8	48.3
生鮮魚介	177.1	12.9	20.6	8.4	9.7
塩干魚介	138.4	8.6	11.1	1.8	1.6
肉類	136.7	5.3	2.8	4.0	1.4
乳卵	114.8	3.4	2.2	2.1	0.9
野菜	155.3	5.8	33.2	3.3	13.0
乾物	147.1	15.3	-1.9	2.6	—
加工食品	137.1	5.2	13.3	3.5	6.1
調味料	110.4	0.2	4.6	0.1	1.3
菓子	121.7	4.7	7.9	2.5	2.7
果物	134.8	2.9	22.1	1.2	6.3
酒類	115.6	3.0	2.0	1.2	0.5
飲料	125.2	5.7	6.3	1.4	1.1
外食	138.1	7.6	8.6	4.7	3.7
住居	126.4	4.1	6.4	8.3	8.8
家賃地代	145.1	7.4	8.6	3.9	3.2
設備修繕	149.0	6.4	10.9	2.7	3.1
水道料	120.1	5.4	3.3	0.5	0.2
家具什器	110.6	1.2	3.5	1.2	2.3
光熱	103.8	0.5	1.8	0.4	1.0
電気ガス代	100.0	0	-0.2	0	—
その他の光熱	109.8	1.3	4.9	0.4	1.0
被服	126.8	4.9	8.7	11.4	14.0
衣料	125.4	4.2	8.4	7.2	9.7
身の回り品	130.3	6.5	9.5	4.2	4.3
雑費	132.9	5.5	6.6	31.0	25.6
保健医療	115.0	-1.0	7.8	—	3.4
理容衛生	126.9	4.9	7.7	3.4	4.4
交通通信	141.2	6.0	6.3	4.6	3.4
教育	134.1	5.2	4.7	5.4	3.4
文房具	123.0	8.7	8.0	0.8	0.5
教養娯楽	141.6	8.0	7.6	15.3	10.5
たばこ	118.8	5.6	0	1.5	0

〔備考〕1) 総理府統計局調べ。
2) 特殊分類区分次のとおり。
①大企業製品——原則として調査銘柄の商品が従業員300人以上の企業(1963年事業所統計)で製造されるもの。
②耐久消費財——電気器具，時計，ミシン，カメラなど。
③公共料金——公営家賃，水道料，電気ガス代，汽車・電車・バスの運賃，郵便料，国公立学校授業料など。
④外食を除く対個人サービス——仕立代，洗たく代，大工手間代，理髪料，私立学校授業料など。
⑤この表では，工業製品のうち，従来，その他の工業製品に含まれていた出版物(新聞代，雑誌など7品目)を別項目として新設した。したがって，その他の工業製品の中にはこれらの7品目は含まれていない。

第69表　消費者物価特殊分類指数（全国）　(1965年＝100)

項目	1970年平均	対前年比（%）		寄与率（%）	
		1969/68	1970/69	1969/68	1970/69
総合	130.4	5.2	7.7	100.0	100.0
商品	128.8	5.2	8.0	67.8	71.6
農水畜産物	142.2	6.3	10.9	26.9	32.1
米麦	134.1	6.5	0.9	10.2	1.0
生鮮食料品	146.7	6.2	16.8	16.7	31.1
工業製品	122.9	4.6	6.6	40.9	39.5
食料	124.0	5.4	6.7	17.9	15.3
大企業	113.3	3.8	3.8	4.1	2.8
中小企業	129.6	6.2	8.1	13.8	12.5
繊維	125.5	4.2	8.5	7.4	10.3
耐久消費財	99.7	-1.6	-0.1	—	—
出版物	150.7	11.7	10.2	6.3	4.0
その他の工業製品	120.3	3.8	5.9	9.3	9.9
大企業	111.0	2.6	3.4	3.3	3.0
中小企業	132.1	5.3	8.6	6.0	6.9
サービス	133.9	5.4	6.9	32.2	28.4
民営家賃間代	147.2	7.6	8.9	3.6	3.0
公共料金	119.8	2.3	4.2	5.5	6.8
対個人サービス	143.8	7.5	8.4	23.1	18.6
外食を除く	145.3	7.5	8.4	18.5	14.9
外食	138.1	7.6	8.6	4.6	3.7

としたそのウェート表には、実情にあわない点がいくつか見出され、同指数と庶民との実感とのくいちがいを大きくしていることがしばしば指摘されていた。たとえば、家賃・地代のウェートが二五七、つまり一〇万円の収入の人でわずか二五七〇円とは、ありうることとは考えられない。これは持ち家の家計と借家・借間の家計とを平均した結果の数字を示すものであって、そうした家計構成は常識的に考えて実在しないといってよい。そこで、このウェート構成を実態にあったものとして、同指数を改算してみるという試みがなされている。第一銀行調査部で行なった、第71表の試算（「第一銀行月報」、七〇年五月号所収）もその一つである。この場合には、中分類指数までは総理府のものをそのままもちい、ウェートを家計調査年報からあらためて算出して加重平均されている。まず、同表の(1)では、家賃・地代のウェートの差（持ち家一〇〇にたいして借間人一四六三）の指数にたいする影響を、(2)では家計構成のちがい（たとえば食費、いわゆるエンゲル係数の差、低所得層四五・六六%、中所得層四一・六六%、高所得層三七・五五%）の指数にたいする影響を、また、(3)では教育費（三四歳以下一二四、三〇～三四歳二一五、四〇～四四歳四八〇、五〇～五四歳五七八、六〇～六四歳二四二）の影響をみるために試算が行なわれ、その結果七〇年二月の対前年同月比上昇率で、七・八%から九・一%の差異のあることが示されている。さらに、庶民の日常生活に欠くことのできない物資の価格やサービス料金のうちには、公共料金としての性格をもつものが多く、その値上げが、低所得層にたいしてより大きな影響をもつことが考えられるが、この点についても、第一銀行では、その所得階層

第70表　地域別消費者物価指数（1970年）

(1965年＝100)

地域		総合	対前年比（%）	食料	住居	光熱	被服	雑費
全国		130.4	7.7	134.0	126.4	103.8	126.8	132.9
都市階級	大都市	130.6	7.8	134.2	126.3	101.8	128.9	132.4
	中都市	131.2	7.9	134.7	128.9	104.5	126.6	133.7
	小都市A	130.4	7.7	134.0	127.0	103.5	125.0	133.3
	小都市B	130.4	7.4	133.7	124.7	106.7	125.9	134.2
	町村	129.1	7.0	132.8	123.5	105.7	124.4	132.5
地方	北海道	126.9	6.5	129.6	120.5	106.5	127.5	130.4
	東北	129.1	6.9	131.9	126.5	103.9	123.4	133.7
	関東	130.3	7.5	133.4	125.1	102.4	129.7	132.4
	北陸	129.7	7.3	131.1	129.8	106.9	126.4	132.9
	東海	129.8	7.8	132.9	127.8	102.5	124.1	133.3
	近畿	131.0	8.5	135.0	128.0	103.9	125.3	133.0
	中国	131.7	8.0	135.9	129.5	105.1	124.4	134.0
	四国	131.7	7.7	136.2	125.9	106.1	127.4	133.7
	九州	132.0	7.6	137.7	126.2	104.8	123.7	134.2
東京都区部		130.4	7.2	133.5	122.0	101.4	132.0	132.7
横浜市		130.9	8.4	134.4	127.6	101.8	129.4	132.0
名古屋市		130.0	8.2	132.4	136.0	101.7	122.4	132.4
大阪市		132.0	9.1	135.7	133.9	102.0	124.7	133.1
京都市		131.0	8.8	135.8	126.5	105.3	125.3	133.1
神戸市		130.4	8.4	133.2	131.8	102.0	126.3	132.1
北九州市		129.7	6.7	136.3	122.7	100.3	120.1	131.1

別の影響のちがいを試算して、七〇年までの七年間に、低所得層は高所得層よりも値上り率で三七・七%も余計に、公共料金値上げの負担が大きかったとしている。同行調査部が対象にした公共料金は総理府統計局の消費者物価指数にふくまれる米代、水道料、郵便料金、鉄道運賃など二二項目で、国民を所得水準によって下から五段階に等分し、低所得層（1）、中所得層（Ⅲ）、高所得層（Ⅴ）について、それぞれに家計に占めるこれら公共料金のウェートを調べると、低所得層では米、電気、入浴、たばこ代の比重が、高所得層ではガス、鉄道、電話料などの比重が大きかった。そこで、それぞれ比重のちがう所得階層別

表71第　ウエートをかえた消費物価指数　（第一銀行調査部試算）

区分		指数		上昇率
		1969年2月（A）	1970年2月（B）	(B)/(A)
(I) 住居関係別の所有	持ち家	117.0	127.3	108.8
	借間	118.2	128.9	109.1
		1969年1月（A）	1970年1月（B）	(B)/(A)
(II) 所得階層別	低所得層	117.3	126.7	108.0
	中〃	117.4	126.6	107.8
	高〃	117.6	126.9	107.9
	（総理府）	117.4	126.5	107.8
		1969年2月（A）	1970年2月（B）	(B)/(A)
(III) 世帯主年齢別	～24歳	118.3	128.7	108.7
	30～34	116.6	126.4	108.4
	40～44	117.4	126.0	108.3
	50～54	117.2	127.1	108.5
	60～64	117.2	127.6	108.9

に、六三年の公共料金を一〇〇として、七〇年の公共料金を計算すると、Ⅰは一三三・九、Ⅲは一三二・五、Ⅴは一三〇・二という結果が出た。つまり、低所得層ほど公共料金値上げの被害がひどいわけで、ⅠとⅤでは差引き三・七%ものひらきがあることになる。これは低所得層の支出に大きなウェートを占める米（期間中の値上げ率五四・三%）、公営家賃（四四・六%）、水道料（三三・四%）、入浴料（大人八二・二%）、バス代（五五・七%）などが、ほかの項目よりも目立って値上がり幅が大きかったためで、さらに、六五年を基準にして、七〇年までの五年間の消費者物価全体の上昇のうち、公共料金が押しあげた分、いいかえれば寄与率は、Ⅰで一八・四%にもなり、Ⅴの一四・一%に比べてかなりに高く、それだけ公共料金値上げの影響が大きかった。公共料金の場合には、その上昇率が生鮮食料品や一般の個人サービス料金に比べて低いことが、しばしば値上げの口実とされるが、この試算によっても、そうした安易な値上げが、庶民の生活を大きくおびやかすものであることがたしかめられている。

なお第72表は消費者物価指数の対象品目三六四のうち、七〇年中に一〇%以上値上がりしたもの約一七〇品目の上昇率を示すものであり、また第73表は地婦連、主婦連、日本生協連など消費者五団体で、消費者物価の値上がり状況を一覧表にしたものである。東京周辺の主婦たちが店頭で体験した値上げ品をただちに主婦連の物価情報デスクに報告したなまなましい数字は、胃腸薬から、おむつ、トウフまでふくめて約六〇品目、そのうちには、うどん玉が表面上値上がりしていない地区もあったが、目方をはかってみると二、三〇グラム減っていて、実質的な値

第72表　1970年の価格上昇率（対前年比）

品　目	(%)	品　目	(%)	品　目	(%)
50%以上あがったもの		クジラ肉	33.1	シイタケ	16.5
タマネギ	132.5	20%以上あがった主なもの		タクアン	12.3
ジャガイモ	85.8	イワシ	29.0	コブつくだ煮	13.0
夏ミカン	77.7	タイ	22.5	甘納豆	11.3
ハクサイ	71.9	イカ	27.6	イチゴ	15.8
ダイコン	68.7	タコ	29.7	番茶，せん茶	13.6
キャベツ	64.5	カツオ節	20.1	かけうどん	11.2
40%以上あがったもの		サツマイモ	29.5	コーヒー	10.9
するめ	48.0	コロッケ	25.5	時計修理代	14.4
ほうれん草	41.8	ソース	29.5	ワイシャツ（綿）	16.2
あずき	42.2	スイカ	29.7	こどもシャツ	12.8
胃腸薬	42.5	リンゴ紅玉	28.0	女子オーバー	12.3
ネギ	41.1	ベニヤ板	28.2	こどもビニールくつ	11.9
30%以上あがったもの		化粧水	22.0	カゼ薬	12.8
アジ	37.6	鉛筆	27.1	フロ代	12.9
カキ	35.0	10%以上あがった主なもの		理髪代	13.5
カブ	31.4	アンパン	13.8	タクシー代	13.4
干わかめ	30.7	マグロ	16.4	グラブ	15.0
野菜サラダ	30.9	タラ	19.4		
ナシ	35.8	煮干	15.2		

上げとなっていたような場合もある。

国際比較からみたわが国の物価高

七〇年一二月九日付の英紙「フィナンシャル・タイムス」は、「上がる世界の物価」という特集記事のなかで、東京の物価は住宅、食料品、サービス料金の三つで第一位、相変わらずトップを切る上がり方をつづけており、世界の主要都市のなかでもっとも高いと指摘した。同紙は、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、モスクワ、ストックホルムなど世界の三五主要都市の物価を、食料品、住宅、衣料など一五項目にわたって調べ、六九年にはそれらの都市の物価の上昇率はおよそ二～四%のワク内にとどまっていたのに、七〇年では四～七%以上に上がっていて、ジリジリと、しかも速度を増しながら上昇をつづけているとものべている。「フィナンシャル・タイムス」のこの物価比較調査が発表されるたびに、「東京は世界一物価が高い」と出るところから、通産省は、世界三〇ヵ国（共産圏を除く）で、バター、テレビ、ワイシャツ、電気代など五七品目について実施した物価調査の結果を公表して、わが国の場合、西欧諸国に比べ食料品はやや割高だが、耐久消費財や公共料金は安いと反論するかたちになった（七〇年一二月一九日付「朝日新聞」、第74表）。しかし、安いという耐久消費財では、高生産性による低価格を強調するに止まって、管理価格や二重価格にはふれられず、もっぱら農産物の高価がヤリ玉にあげられている点、結論が通産省に都合よくできすぎているといえる。しかも、消費者物価の上昇率がいぜんとして世界一、各国の二倍近いことを否定しえないばかりか、賃金が西欧並み水準に達していないので、今後

第73表　主要商品価格の値上がり

（主婦連物価情報デスク調べ1970年9月現在）

品目	値上げ状況
(1) 1970年3月以降の値上がり	
タクシー料金	100円の基本料金が130円に，平均22％値上がり
私立高校授業料	最低月額500円値上がり
任意自動車保険料	平均1.56倍
高速道路通行料	普通自動車　150円→200円（東京） 大型車　350円→400円
現金封筒	1枚　3円→5円
クリーニング代	スーツ　250円→300円　ワイシャツ　60円→70円 ズボン　120円→150円
胃散（o社）	300円→440円
週刊誌	70円→80円
スポーツ新聞	15円→20円
ふろ代	大人35円→38円，中人15円→20円（東京）
待ち針	40円→60円
マッチ	家庭用大箱　50円→60円
パーマネント	900円→1,200円
理髪	500円→600円
三角おむつ	150円→200円
手間賃（1日分）	大工　3,400円→4,000円，トビ・電工　3,300円→3,900円，配管工　3,200円→3,800円，屋根ふき，タイル工　3,700円→4,300円，土工3,000円→3,600円
ちり紙	一束　100円→110円
布団綿打直し	一打　90円→120円
たいやき	1こ　20円→25円
うどん玉	1玉　20円→25円
とうふ	1丁　25円→30円
油あげ	1枚　8円→10円
肉まん	1こ　25円→30円
ソース	トンカツソース　1.8リットル　250円→340円 ウスターソース　1.8リットル　200円→340円
ハム	100g　100円→110円～115円
かしパン	1こ　20円→25円　25円→30円
コロッケ	1こ　15円→20円
ケチャップ	300gチューブ入　85円→100円
マヨネーズ	300gチューブ入　115円→120円
学校給食	低学年　52.43円　高学年　55.04円（値上がり月額）
砂糖	1kg　130円→140円
イチゴジャム	300gビン詰め　125円→140円
インスタントラーメン	30円→35円
乳飲料	コーヒー，フルーツ，ピーチ，ハチミツ，紅茶牛乳，ソフトヨーグルト　25円→30円
牛乳	22円→24円　23円→25円　サミダレ式値上がり
パン	45円→50円
合成酒	しょうちゅう　35度　1.8リットル　60円値上がり 〃　20度，25度　〃　50円値上がり
清酒	1級，2級酒 1.8リットル　60円，特級酒　90円
小麦粉	25kg袋　55円値上がり
マーガリン	100g　35円→40円
みそ	500g袋詰　100円→120円
クレンザー	一箱　30円→50円
キャラメル・ガム	20円→30円（数を多くして値上げ）
しょうゆ	2リットルビンつき　250円→280円
こんにゃく	1枚　25円→30円
しらたき	1束　30円→40円
(2) 秋以降の値上げ予想	
乾めん	250g　一束で5円値上がり
灯油	18リットル一カン30円　〃
ガソリン	1リットル当り　1円　〃
重油	1キロリットル当り　500円〃
ビール	130円→140円
納豆	25円→30円
綿	3.75kg当り 100→200円，10％値上がり
公団住宅（高層団地60平方メートル）	22,000円→31,700円
郵便	第三種　100gごと6円→50gまで6円＋50gを加えるごとに1円増
電話	基本料金　7円→3分打切り
電報	基本料金　10字まで60円→25字まで150円

第74表　世界の消費者物価（1970年，単位円）

区分	日本	香港	イギリス	フランス	西ドイツ	アメリカ
米（1 kg）	152	97	262	173	147	178
牛肉（100 g）	237	54	80	123	132	246
豚肉（100 g）	113	42	66	84	103	115
鶏卵（100 g）	23	25	44	24	61	37
玉ねぎ（100 g）	11	7	17	8	18	19
レモン（1 コ）	30	37	32	10	24	28
食パン（1 kg）	108	64	99	324	245	325
牛乳（1 本）	24	25	12	11	14	23
バター	180	122	82	163	165	196
砂糖（1 kg）	134	84	87	142	123	93
ビール	130	85	214	229	99	155
インスタントコーヒー（150 g）	491	450	226	738	1,133	333
カラーテレビ（19型）	160,000	228,735	211,680	253,381	204,392	158,382
電気冷蔵庫	58,100	28,739	32,629	22,687	20,163	43,156
ルームクーラー	148,000	97,784		129,640	149,507	57,564
電気掃除機	18,000	10,968	34,473	10,954	11,213	14,760
カメラ	26,300	21,407	56,180	90,748	72,786	87,120
乗用車（1200～1500cc）	654,000	643,097	697,248	754,505	526,226	745,200
ガソリン（1 ℓ）	55	40	61	62	53	37
背広（既製）	20,200	10,821	17,280	29,817	21,049	41,400
ナイロンストッキング	163	792	302		191	248
皮ぐつ（男子）	3,910	3,372	3,456	5,509	5,901	10,800
歯みがき	93	159	198	152	177	229
タクシー料金（5 km）	250	205	324	243	418	479
大工手間賃	2,800	1,906	10,368	4,667	5,114	23,040
パーマ代	1,450	1,290	4,572	4,213	2,213	8,460
電気代（月110km／h）	1,428		2,966	1,325	2,292	2,934
公営家賃（都心3DK，中流）	28,500	11,906	13,824	約11,000	24,590	27,360
民営家賃（都心3DK，中流）	66,000	26,686	51,840	51,856～97,270	49,180	115,200～144,000

〔備考〕　通産省調べ。

もサービス料金を中心とした人件費高から、物価高はいっそう高まるものと通産省でも予測している。また一人当りの国民所得をくらべると米国は日本の約三倍、西欧諸国は一・五倍なので、同じ値段のものを買うにしても、消費者のフトコロ具合は一・五～三倍痛むわけであり、何といっても食料品価格の高いことで、暮らしのなかでの物価高という実感では、もっとも切実であるといえるであろう。

2　インフレーション下の物価

——独占価格とその諸類型

七〇年代後半に入って、経済企画庁を中心とする政府部内および日銀内では、消費者物価上昇の背後には、賃金の上昇によるコスト高があるとする、いわゆる「コスト・インフレ」論が急速に高まってきている（経済企画庁、七〇年一二月の「月例報告」参照）。同庁の分析結果では、需要の価格弾力性の小さい消費財については賃金コストの変化がただちに価格の変化をもたらすことが明らかであるとし、内外の市況に左右される度合の強い卸売物価については、この対応関係が必ずしもはっきりしないが、消費者物価の安定をはかるためには、とくに高生産性部門の賃金コスト低下が必要であるとしている。つまり、経済企画庁では、かりに高生産性部門での賃金上昇が生産性の伸びにみあう範囲内で行なわれる場合でも、賃金上昇率の平準化傾向により、農林水産業、サービス業、中小企業など低生産部門での賃金コスト上昇をまねき、これが価格転嫁を通じ物価水準を押し上げる結果になると判断している。

しかし、賃金上昇が直接影響をもつのは利潤の減少であり、賃金上昇がただちに物価上昇を必然化しうるものでないことは、ヨーロッパの先進国が、わが国の二倍以上の賃金水準を保ちながら、その消費者物価の上昇率が逆にかなりに低いことによっても明らかであるというべきであろう。高い労働生産性と低い賃金がもたらすものは、低い商品の価格でなければならない。少なくも自由競争を前提すれば低価格が実現する。ところが、資本主義が独占化された状態のもとでは、逆に高い利潤をえんがために高い価格が形成され、通貨の増発による購売力の拡大がその現実を可能にする。国際的にみて、労働生産性の伸びが大きく、とくに賃金の低いわが国は、その高価格の程度が相対的に小さいことを武器として、資本主義諸国の平均輸出増大率の二倍の速さで、輸出を増大させ、経済の「高度成長」を誇ってきた。商品の価格があたかも賃金だけによって規定されるかのような、さきの経済企画庁を中心とした議論は、この価格と利潤の関係、比較をおおいかくそうとする意図のものであるといわざるをえない。かくして、現代日本における高物価の根源の一つの側面は、独占価格における価格の形成と利潤との関連を追求することによって解明しうる。

第75表は、わが国における産業別市場集中状況を示し、通常、独占価格成立のために直接な作用をもつものといわれているも

第75表　生産集中の静態類型（1966年）

静態類型	基準	業種数計	業種名
I 極高位型	5社累積集中度100％	(11) 23	合成石炭酸，ポリプロピレン，レーヨンフィラメント，ポリエステル，写真フイルム，板ガラス，けい素鋼板，アルミニウム地金，さく岩機，軽乗用車，腕時計
	3社累積集中度	(9)	マヨネーズ，ビール，ウイスキー，重軌条，鋳鉄管，かん詰用かん，印刷電信装置，自動二輪車，ショックアブソーバー
	1社集中度60％以上	(3)	バター，セルロイド生地，ピアノ
II 高位型	10社累積集中度100％	(30) 45	グルタミン酸ソーダ，イースト，溶解パルプ，石炭窒素，ＰＣＰ除草剤，カーボンブラック，ＢＨＣ原末，酢酸，エチレン，ポリエチレン，アクリロニトリル，合成ゴム，ナイロン，アクリル，人造黒鉛電極，薄板，広幅帯鋼，帯鋼，電気亜鉛，タービン，電子計算機，けい光放電管，自動交換器，トランジスター，蓄電池，トラック，軽トラック，バス，放熱器，電気汽関車，
	5社累積集中度90％以上100％未満	(6)	産業用爆薬，ばね鋼，ブリキ，溶接棒，複写機，乗用車
	3社累積集中度70％以上90％未満	(9)	粉乳，麻糸，自動車タイヤ，チューブ，電気用陶磁器，軸受鋼，トラクター，ドリル，圧延機械，ベアリング
III 準高位型	10社累積集中度90％以上100％未満	(35) 38	チョコレート，ココア，ショートニング，新聞用紙，両更クラフト紙，純トルオール，キシロール，合成染料，メタノール，不飽和ポリエステル樹脂，ポリエチレン，ポリウレタンフォーム，合成洗剤，ナフサ，銑鉄，大形形鋼，線材，冷延広幅帯鋼，構造用合金鋼，電気銅，動力耕うん機，抄紙機，精紡機，プラスチック機械，ポンプ，発電機，非標準変圧器，電気冷蔵庫，レーダー装置，テレビジョン，受信機，ステレオ装置，電気信号保安装置，貨車，金属材料試験機，写真機，硬質塩化ビニール管
	5社累積集中度70％以上90％未満	(3)	フタル酸樹脂，普通鋼鋼管，天井走行クレーン
IV 中位型	10社累積集中度75％以上90％未満	(43) 44	焼酎，食用大豆油，マーガリン，上質紙，硫安，尿素，カーバイド，純ベンゾール，塩化ビニル樹脂，レーヨンステープル（合成繊維），界面活性剤，印刷インキ，ビタミン剤（石油製品），揮発油，灯油，軽油，重油，ＬＰＧ，ゴム底布靴，セメント，粗鋼（普通鋼熱間圧延鋼材），中形形鋼，厚板，冷延鋼板，軽量形鋼（特殊鋼熱間圧延鋼材），工具鋼，機械構造用炭素鋼，ステンレス鋼，亜鉛鉄板，アルミニウム圧延，伸線製品，電線・ケーブル，船用ディーゼル機関，フライス盤，鋳鉄製ロール，織機，電動機，標準変圧器，テープレコーダー，鋼船
	5社累積集中度60％以上70％未満	(1)	小麦粉
V 準中位型	10社累積集中度50％以上75％未満	(30) 30	ハム・ソーセージ，飲用牛乳，水産かん詰，砂糖，ビスケット，クラッカー，製紙パルプ（洋紙），教科書，過りん酸石灰，高度化成肥料，カ性ソーダ，硫酸，フェノール樹脂，尿素樹脂，メラミン樹脂，塗料，抗生物質製剤，耐火れんが，研削と石，フェロアロイ，針金，橋りょう，ばね，陸用内燃機関，旋盤，ボール盤，研削盤，金属加工用プレス，反応機，ミシン
VI 低位型	10社累積集中度50％未満	(18) 18	しょう油，配合飼料，清酒，生糸，綿糸，スフ糸，そ毛糸，綿織物，絹・人絹織物，そ毛織物，合板，板紙，段ボール（医薬品），小形棒鋼，銅圧延・伸線製品，鉄骨，マッチ

〔備考〕 1)（　）内は総括業種である。
2)公取委『日本の産業集中 昭38～昭41』24～25ページ。

のである。しかし、公正取引委員会においてもこれを「静態類型」とよんでいるように、ここに示されている集中度をもってそのまま独占価格成立の難易を判断しがたい。というのは、①調査対象となった製造業一九八業種のなかで、しょう油や清酒が「低位型」に入っているが、製品差別化に成功してブランドで売っている商品は独占的あるいはプライス・リーダーとしての役割を果たしている。②ここでは、部門間の競争が無視されているため、現実の競争状況を反映していないが、化学合成繊維などは競合関係に立つものとして全体として考えなければならない。③市場の範囲が全国一律となっているため、輸入品の影響が無視されたり、地方的性質をもつ商品市場についての配慮がみられない、などの難点があるからである。しかし、これらの点を考慮にいれてみれば、同表では、一九八業種中実に一〇六業種で一〇社累積集中度九〇％以上あるいは五社累積集中度七〇％以上という高度の集中を示しているのであるから、わが国の現実は一〇ないし七の巨大企業での何らかの協定を可能にしていると考えうるのである。もちろん言葉の真の意味での独占が成立しているわけではないから、複数企業が存在するかぎり、競争を完全に排除することはできない。しかし、一〇ないし七の巨大企業での協定が可能となった市場構造が、資本にたいして公然あるいは非公然の価格協定を通ずる独占価格設定の条件を保障していることは疑いない。日銀の卸売物価指数についてみると、ウェイト一〇〇〇のうち六八四・八（第76表）が独占価格であり、経済企画庁調査においてもウェイト一〇〇〇のうち六四九・八％が独占価格であって、「もはや自由競争価格は後景にしりぞき、独占価格が市場価格の大勢をしめているというべきであろう」（御園生等・新田俊三「独占価格」二三二ページ）。これらの独占価格は、その市場行動に応じて、およそ次のように①管理価格、②カルテル価格、③製品差別化価格、④再販売維持契約にともづく価格にわけて考えることができる（花原二郎「現代日本の独占価格の特質」（雑誌「経済」、七〇年一〇月号所収、および総評生活局「当面する物価・住宅問題」合化労連「月刊合化」、七一年一月号所収参照）。

第76表　卸売物価価格形態別分類

区　　分	品　目　数	ウ　エ　イ　ト
政府管理価格	12	86.1
認可カルテル・勧告カルテル	230	301.2
管理価格，地下カルテル価格	192	272.4
有名銘柄（製品差別化）価格	19	25.1
その他＊	317	315.2
計	770	1,000.0

〔備考〕1)　＊競争制限行為の認められたもの。
2)　日銀卸売物価指数により作成。
3)　御園生等・新田俊三『独占価格』232ページによる。

(1)管理価格—日本における管理価格設定の市場行動を類型的にしめせばつぎのようである。

①独占型　管理価格が設定されるためには、その産業における売り手集中度が高いことが必要条件であり、「黙契」による管理価格設定のばあいには、カルテルのばあい以上に高い集中度を必要とする。その代表として鉄鋼がある。この業種では、本来の集中度が高いうえ新日鉄の誕生によって、確固たるプライス・リーダーがつくりだされたので、新日鉄が価格を左右するといっても過言ではない。

②便乗型　生産の集中度が決定的に高くはないが、有力な企業が口火を切って価格を引上げ、他企業がそれにならうようなもの。新聞購読料の値上げのばあい、本来プライス・リーダーの資格をもたない「読売新聞」がまず値上げを発表し、他社がそれにならったことがある。しょう油メーカーは全国に数千あるが、野田しょう油（キッコーマン）が値上げをすれば、他社がこれにしたがう。

③国際的独占型　国際的なプライス・リーダーの影響が強く、それに従属して価格が左右されるもの、石油やアルミニウム。

④参入障壁型　固定設備にたいする最低投資額が高いことや既存企業が新参入企業にたいしてもつ費用上の有利さや参入阻止のための略奪的対抗手段（ダンピングなど）さらには技術的な理由（特許など）によって、参入障壁が築かれ、その内部で自ら「黙契」により高価格が維持されるもの。自動車産業や化学工業がその代表である。

⑤広告型　現在の「情報化」時代においてはいくら消費者の権利としての「自由に選択できる原則」を主張しても、広告力の大きい商品だけに選択範囲が限定されがちである。またこれを利用して、独占資本はテレビや新聞をつうじて広告競争にのりだし、不当な高価格を実現することになる。薬品や化粧品が代表的である。

(2)カルテル価格―戦後における日本独占資本の市場行動としての独占形態の中心はカルテルであった。現在のカルテルを形態別にわけるとつぎのようになる。

①行政指導にもとづくカルテル　これには勧告操短(生産制限)や公開販売制（販売価格、生産予定量の届け出と通産省の「指導」、かつては硫安にみられ、現在は鉄鋼が代表）や買い上げ機関（市中滞貨の買い上げ）などがふくまれる。

②適用除外法にもとづくカルテル　機械工業振興臨時措置法、輸出入取り引き法などの独禁法適用除外立法にもとづいて設定されたカルテルであり、数のうえでは圧倒的に多い。このうち中小企業団体法、環境衛生法にもとづく「中小企業カルテル」が多いのであるが、これは独占資本の市場行動としての本来のカルテルと明確に区別しなければならない。

③地下カルテル　いわゆる紳士協定や秘密協定にもとづくもので、かくれたカルテルである。当然ながらその全貌はつかみがたいが、家庭用電気製品や乳製品などについてしばしば問題となっている。カラーテレビの原価は三万円ないし四万円といわれているが、原価の四、五倍の価格で売られている。

(3)製品差別化価格―同じ使用価値をもっているにもかかわらず、他社生産の同種商品とは異なるという印象を需要者にあたえることによって、独占的な地位を取得した商品が製品差別化商品であり、その価格は高水準にあるのが通例である。日本では、グルタミン酸ソーダ（味の素）、バター（雪印）、粉乳（森永、明治、雪印）、腕時計（セイコー、シチズン）などがはやくから知られていたが、そのほか乗用車、トラック、医薬品、冷蔵庫、テレビ、ビール、ウィスキーなどについても製品差別化の傾向は強まっている。これらの商品は製品差別化だけによってシェアを拡大したものでなく、管理価格やカルテル価格としての市場行動と複合している。

(4)再販売価格維持契約にもとづく価格―一九五三年以来、独禁法の適用除外として、化粧品など一部品目にたいし再販契約を結ぶことができるようになった。当初一一社しか実施しなかった再販契約は六三年ごろから増加しだし、公取委の調査「再販売価格維持契約状況」（六九年一二月末現在）によれば、九四社にたっしている。再販実施率では、化粧品、歯みがき、家庭用石けんが高く、販売金額では化粧品と医薬品が双璧である。再販契約は大規模生産者の正当防衛として生まれた。しかし、再販契約が現実にはたす役割は、特定業種の独占資本にたいして、大量生産と生産性上昇にもかかわらず、不当に高い価格を長期にわたって保障することである。このような利点に着目して、さいきんは再販に指定されていない業種の独占資本が、その強力な支配力を利用して、小売り店に高い価格をおしつける傾向が目立ってきた。いわゆるヤミ再販である。再販契約による売り上げ三五〇〇億円にたいしてヤミ再販による売り上げは年間二兆五〇〇〇億にもたっするといわれている。

経済企画庁は、再販売価格維持契約品目二八やカルテル商品三一、残存輸入制限で保護されている業界の商品四一、合計一〇〇の商品について、七〇年一〇月の小売値段を前年一〇月の

第77表　主要商品値上がり率
（1969年10月～70年10月）

再販品目	
胃腸薬	44.6%
ポマード	21.2%
化粧水	25.0%
文芸雑誌	12.5%
レコード	7.7%
カルテル品目	
あじ	59.5%
いわし	25.4%
玉ねぎ	115.3%
さけかん詰	10.4%
みかんかん詰	12.5%
酒類	6.4%
ベニアぐ板	35.2%
運動つ代	8.9%
洗たく代	11.0%
残存輸入制限品目	
さば	28.9%
いか	21.5%
小豆	40.4%
干わかめ	37.5%
チョコレート	19.0%
ぶどう	56.4%

〔備考〕　経済企画庁調査。

値段と比較して、その上昇率について調査した。その結果（第77表）あじ六割、玉ねぎ二倍以上、胃腸薬五割弱、ポマード二割、わかめ四割高と、この間の全国消費者物価指数の上昇率八・六％に比べても暴騰ぶりが目立っていた。この調査でとくに注目されてよいことは、家計を圧迫している生魚や野菜のなかにカルテルや残存輸入制限品目がいくつもあることで、企画庁の調査担当者自身があらためて目をみはったとさえいわれている（七〇年一二月一日付「朝日新聞」）。たとえば、あじ、いわし、いか、さばは、いずれも漁業調整組合法によるカルテルで陸揚げ数量が制限されている。なかでも、この一年間で六〇％も値上がりしたあじはカルテルの対象であると同時に、輸入制限品目にもなっており、二重の保護をうけている。また、二倍以上も値上がりした玉ねぎは、輸出入取引法によるカルテルで輸入の数量や価格が規制されている。卸売価格が大幅に値下げされたのに、小売値段がいぜん据置き、あるいは逆に値上がりしている商品が少なくないことも注目されてよい。ビタミン剤の卸売価格は、同じ一年間で五％前後安くなったのに小売価格は横ばいだし、胃腸薬の場合には、過去五年間卸売価格が横ばいにもかかわらず、小売値の方だけは八〇％（この一年間では約四五％）も高くなっている。これは、本来安くなるはずの薬価が再販売価格維持契約によって下支えされていたり、むしろつり上げられている典型的な例である。

物価問題についての首相の諮問機関である物価安定政策会議は、七〇年四月、政府の業界保護が物価高を助長している例として再販、カルテル、輸入制限などをあげて、これらの制度を再検討するよう佐藤首相に答申した。これにたいして、関係業界はじめ政界などから「物価高とは直接関係がない」という趣旨の反論がでるなど、強い抵抗を生じた。経済企画庁の行なった調査は、消費者物価指数をもとにして、業界保護と物価上昇の相関関係を具体的な数字で示すことによって、それに再反論することになったものであり、再販カルテルなどが、高物価の要因であることが確認された結果になっている。

3　国民生活にかんする諸指標と庶民の実感

——消費者物価指数

世論を真二つにわった安保問題で岸内閣が退陣し、第一次池田内閣が生まれたのが、一九六〇年七月、「経済はオレにまかせ

ろ」といった池田首相が、経済の〝高度成長〟を軌道にのせ、それを佐藤首相がひきついだ。その結果、国民のかせぎ高、国の経済力をあらわす数字として、国民総生産（ＧＮＰ）の大きさがしきりにとりあげられ、一九六九年では西独を追いこし、自由世界第二位になったといわれた。しかし、六〇年代後半の国民生活の特徴は、はげしい物価の上昇や人間環境の破壊、荒廃など、いわゆる〝高度成長〟のひずみがいちだんと深刻さをましたことである。経済企画庁の「昭和四五年度国民生活白書」においても、一人当り国民所得と消費者物価の上昇、個人消費支出と社会資本の立遅れ、鉱工業生産と亜硫酸ガスや交通公害など各種公害との非両立的な関係についてふれられているが、さらに、同白書は、新しい一つの試みとして、経済の拡大と生活の障害を示す諸指標をそれぞれ具体的な数字で関連させることによって、経済規模の拡大の裏には、それ相応のマイナス要因も大きいこと、したがってみせかけの繁栄を追うことを戒めざるをえなかったのであった。とにかく、物価問題にかぎらず、住宅対策、危険食品や欠陥商品への対策、さらには、租税政策、福祉政策にいたるまで、国民の不満はうっ積しているといえる。とくに、公害問題にかんしては「最大の便益、最小の障害」などといったような、企業優位の発想法のもとでは、人命尊重の対策も一歩もすすみえず、経済大国への驚異的な成長に目を奪われているあいだに、わが国は恐るべき〝公害列島〟と化しつつあることが指摘されているのである。かくして、ここ数年来わが国がよって立つべき価値の基準は、国民総生産に代表される企業優位の経済至上主義、生産優先主義から、人間の生活尊重、福祉へと、かなりはっきりと変わりつつあるといえる。野党、労働組合などがこぞって、公害問題を七〇年代における運動の主題にすえ、また、地域住民の物価、公害、国民福祉に向けての根強い活動のひろがりは、そのなによりの証拠である。

経済企画庁の国民所得統計によると、六〇年に一四万二〇〇〇円だった一人当りの国民所得は、六九年には四八万円（推計）へと、ざっと三・四倍になっている。一方、総理府統計局の消費者物価指数は、全国水準を抜くといわれる東京都区部で同じ一〇年間に約一・六倍、この両数字を照らしあわせてみれば、生活は楽になっていいはずである。しかし、経企庁の外郭機関である国民生活研究所で、六九年一一月に調べた生活意識に関

第３図　生活水準の国際比較（1965年）

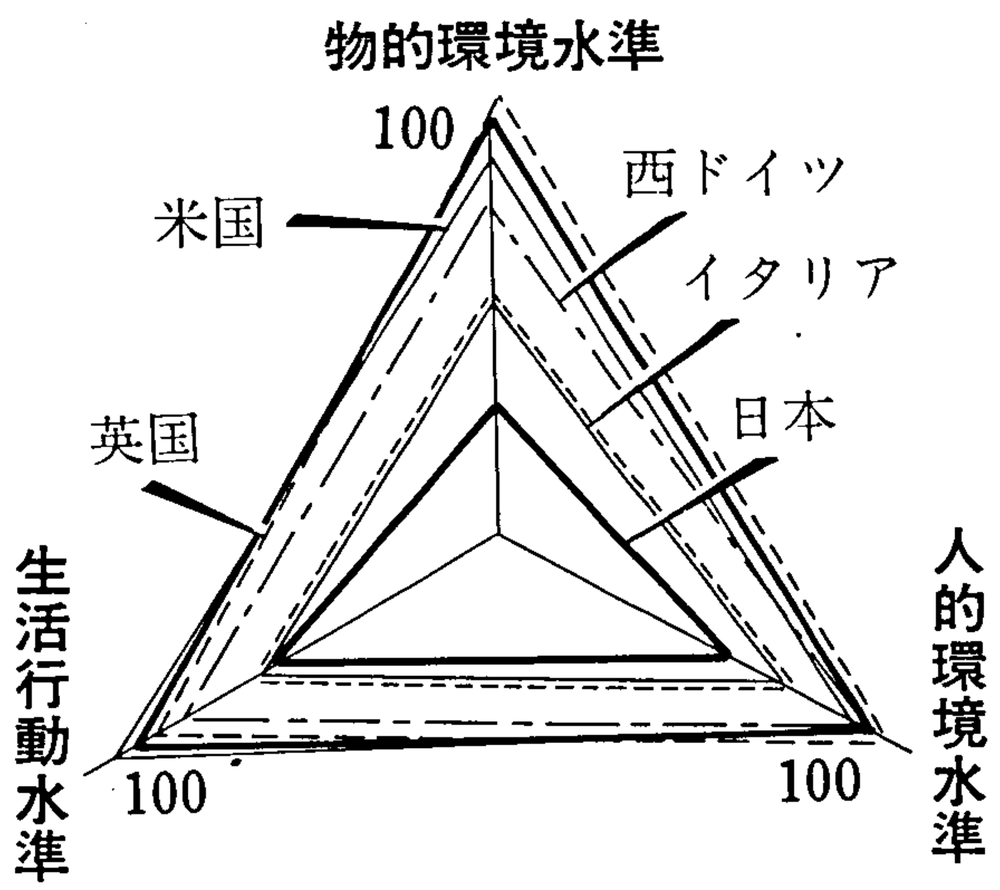

〔備考〕経企庁が関発した指標をもとに今年一月経済審議会が試算したもので、上位三カ国の幾何平均を１００とした指数。生活行動水準は栄養状態、教育水準、住宅事情など、物的環境水準は上下水道や電話の普及率、道路舗装率など、人的環境水準は人口当り教員数、医師数などを基礎データにとっている。

する面接調査結果によると、「生活が楽になった」という回答は、六〇年当時の四三％減、「苦しくなった」が四七％増、また、調査数のうち物価と収入を「今のままでよい」と答えたのが三・五％、「収入は上がったが物価も上がったので何もならない」とするのが二九・四％、「物価高で苦しい」四四％、「どちらともいえない」九・三％、つまり生活にたいする不満層が四分の三に及んでいた。

こうした政府の国民生活にかんする統計諸指標と、庶民の実感とのあいだのズレが大きいこと、とくに、消費者物価指数が実勢を十分に反映するものでないとする批判については、本年鑑でもしばしばとりあげた。その強い世論を反映して、物価安定政策会議の第三調査部会（鈴木武雄部会長）では、七〇年一二月、「物価統計の改善」について次のような提言を行なった。

【物価安定会議第三調査部会「物価統計の改善」の提言】

一、消費者物価指数改善の要点

①持家費用の編入―現行の消費者物価指数には、持家費用のうち住宅維持費は含まれているが、住宅購入費用に相当する項目は含まれていない。しかし、住宅購入費用のうちの当月負担分は、家計にとっては、明らかに当月分の「生活のための支出」であり、毎月ある数の世帯がこのような支出をしているのであるから、住宅購入費用の当月負担分を消費者物価指数に編入すべきである。

②価格調査の改善―消費者物価指数の作成の基礎となる価格データは、原則として、一品目につき一銘柄の価格調査に基づいているが、一銘柄の価格動向でもって当該品目の価格動向を十分に代表できない場合もある。銘柄別価格動向にかなりの相違があると予想される品目については、複数銘柄の価格を調査するように改善すべきである。

③連鎖指数方式の検討―現行の消費者物価指数の算式は、いわゆるラスパイレス式である。この方式は、基準時から遠ざかるにつれて指数のウエートと実際の消費支出パターンとの相違が大きくなって、理論的に想定される真の指数より上方に偏向するほか、採用品目が長期にわたって固定されるという難点がある。

これらの難点を回避する方法としては、イギリスの小売物価指数で実施されているような連鎖指数方式を採用することが考えられる。ただ、この方式には、毎年ウエートを計算しなければならないといった負担もあるので、総理府統計局においてその採用の可能性を引続き検討することが望ましい。

総理府統計局でも、七〇年秋、五年目ごとの消費者物価指数の改訂期をひかえて、とくに値上がりのはげしい住宅、土地購入費を調査品目に加えるかどうかを中心に検討中だが、自民党や政府部内での異見があって、その改訂作業が難航中と伝えられている。住宅、土地購入費については、「食料品や雑費の値上りも身にしみるが、高嶺の花の、マイホームと土地が現行の調査品目としてはいってないため、ＣＰＩは実感からかけ離れている」という声が根強く、それが前記、物価政策安定会議の提言のうちでもとりあげられ、政府自身も「少なくとも住宅購入費はとりいれよう」と公約していた。ところが、これにたいして自民党が「家を買うのは〝消費〟でなく、〝投資〟ではないか、家賃とはちがって貯蓄みたいなもの」であることを理由に横ヤリを入れたもの、「実は、高騰のひどい住宅購入費をいれると、消費者物価指数がピンとはね上がって、また政府与党の物価政策の無策を責められる恐れがある」とするのが、的をいた腹のうちのようだ。とにかく、収入の二割前後を家賃にとられている勤労者の多い実情からいって、現行消費者物価にくみこまれる住居費が一割にすぎない点については、「この割合は、六

五年当時の家計支出からはじき出した。しかも、分母が持家、借家両方の家庭をふくむのに、分子は借家家庭の家賃だけで、土地買収費も除いてある。たしかに、現実の姿にそぐわない気がする。いま、持家家庭の想定家賃を住居費におりこむか、米国のように建築資材消費量から住居費を割出すか、いずれにしろ実情に近い数字をさがしている」(七〇年九月二一日付「朝日新聞」、経企庁米山物価政策課長の言)というわけなのである。こうした実生活とはおよそ縁どおい数字が物価政策の背景となり、物価関係閣僚協議会では、すでにのべたようにきれいごとをならべた食生活優先の物価政策がかかげられ、民間産業の価格決定への介入はむづかしい、という政府の意向をよいことにして、物価値上げの火の手はあちこちでますます高まり、家計での重圧感は高まるばかりである。

4　労働者家計の収入と支出

家計収支の概況

以上のような消費者物価動向のもとにおける勤労者世帯の生活について、ここではまず、総理府統計局の家計調査結果によって概観してみよう。

同報告(第78・79表)により、一九七〇年の収入についてみると、全国の勤労者世帯(平均世帯人員三・九〇人、世帯主の平均年齢四一・

第78表　1970年平均1カ月間の家計収入(全国)

項目	勤労者世帯			全世帯		
	1970年平均	対前年増加率	構成比	1970年平均	対前年増加率	構成比
世帯数(調整)	69,703	*67,763	—	102,869	* 102,563	—
集計世帯数	5,197	* 5,187	—	7,873	* 7,857	—
世帯人員数	3.90	* 3.89	—	3.98	* 3.99	—
有業人員数	1.55	* 1.53	—	1.64	* 1.65	—
世帯主の年齢	41.1	* 40.7	—	44.1	* 43.7	—
	円	%	%	円	%	%
収入総額	172,696	15.7	—	—	—	—
実収入	112,949	15.6	100.0	—	—	—
勤先収入	105,468	15.6	93.4	—	—	—
世帯主収入	94,632	15.6	83.8	—	—	—
定期	70,212	14.4	62.2	—	—	—
臨時・賞与	24,419	19.9	21.7	—	—	—
妻の収入	5,049	8.0	4.5	—	—	—
他の世帯員収入	5,787	22.4	5.1	—	—	—
事業内職収入	3,198	20.9	2.8	—	—	—
他の実収入	4,282	13.4	3.8	—	—	—
実収入以外の収入	23,797	18.1	—	—	—	—
繰入金	39,950	14.5	—	—	—	—

〔備考〕 1) *印は前年の実数を示す。
2) 主要項目のための内訳と実数とは必ずしも一致しない。

第79表　1970年１カ月間の家計支出（全国）

項目	勤労者世帯			全世帯		
	1970年平均	対前年増加率	構成比	1970年平均	対前年増加率	構成比
支出総額	172,696円	15.7%	—%	—円	—%	—%
実支出	91,899	14.3	—	—	—	—
消費支出	82,584	13.7	100.0	79,533	13.0	100.0
食料費	26,606	11.9	32.2	27,092	11.3	34.1
主食	4,407	2.3	5.3	4,576	1.0	5.8
米類	3,322	0.7	4.0	3,488	-0.6	4.4
副食品	13,746	13.9	16.6	14,157	13.4	17.8
生鮮魚介	2,015	20.4	2.4	2,166	19.4	2.7
肉類	2,710	12.5	3.3	2,783	11.5	3.5
乳卵	2,122	2.9	2.6	2,080	3.0	2.6
野菜	2,267	27.5	2.7	2,372	26.8	3.0
加工食品	2,043	11.2	2.5	2,111	10.4	2.7
調味料	1,281	9.2	1.6	1,299	8.6	1.6
し好食品	5,848	13.5	7.1	5,836	12.9	7.3
菓子	1,587	11.7	1.9	1,548	11.0	1.9
果物	1,695	17.5	2.1	1,713	16.8	2.2
酒類	1,327	9.2	1.6	1,337	7.9	1.7
飲料	1,240	15.7	1.5	1,239	15.8	1.6
外食	2,606	15.7	3.2	2,523	16.6	3.2
住居費	9,273	12.1	11.2	8,418	11.5	10.6
家賃地代	2,541	10.9	3.1	2,187	7.9	2.7
設備修繕	1,622	22.7	2.0	1,497	15.2	1.9
水道料	377	9.9	0.5	390	11.1	0.5
家具什器	4,734	9.7	5.7	4,346	12.2	5.5
光熱費	3,030	12.8	3.7	3,105	11.8	3.9
電気・ガス代	1,946	12.3	2.4	2,053	11.7	2.5
他の光熱	1,085	13.9	1.3	1,052	11.9	1.3
被服費	8,812	11.2	10.7	8,629	12.1	10.8
和服	793	10.1	1.0	848	16.5	1.1
洋服	2,473	12.8	3.0	2,379	14.2	3.0
シャツ下着	1,407	14.8	1.7	1,376	14.4	1.7
他の衣料	1,784	8.4	2.2	1,745	8.8	2.2
身の回り品	2,355	10.1	2.9	2,281	9.8	2.9
雑費	34,864	16.5	42.2	32,289	15.2	40.6
保健医療	2,141	11.0	2.6	2,122	11.7	2.7
理容衛生	2,217	9.9	2.7	2,145	9.5	2.7
交通通信	2,473	15.9	3.0	2,377	14.6	3.0
自動車等関係費	2,077	34.4	2.5	1,756	35.4	2.2
教育	1,894	6.2	2.3	1,852	3.4	2.3
教養娯楽	6,403	19.3	7.8	6,263	18.5	7.9
たばこ	642	3.7	0.8	688	-1.3	0.9
交際費	5,752	19.8	7.0	5,798	18.6	7.3
非消費支出	9,317	19.4	—	—	—	—
勤労所得税	2,990	16.2	—	—	—	—
他の税	2,110	28.2	—	—	—	—
社会保障費	4,067	18.0	—	—	—	—
実支出以外の支出	42,611	19.2	—	—	—	—
繰越金	38,186	15.5	—	—	—	—
現物総額	4,631	—	—	4,458	—	—
可処分所得	103,634	15.3	—	—	—	—
黒字	21,050	21.9	100.0	—	—	—
貯蓄純増	13,478	24.2	64.0	—	—	—
有価証券純購入	667	—6.1	3.2	—	—	—
その他	6,906	21.2	32.8	—	—	—
平均消費性向(%)	79.7	*80.8	—	—	—	—

一歳）の年間税込み家収入は、賞与等臨時収入をふくめて年間一三六万円、一ヵ月当りにすると一一万二九〇〇円となり、六九年平均に比べて一五・六％増だが、消費者物価の上昇分を差し引いた実質の伸びでは七・四％増にとどまり、名目上の伸びの約半ばを物価の上昇によって吸収されていたということになる。

実収入の内訳では、前年同様、毎月の定期収入の増加よりも賞与の伸びが大きく、実収入の増加に寄与した。定期収入のみでは、七〇年五～七月の増加を頂点に、その後停滞ぎみであり、賞与の対前年増加率も同様に、六九年夏期の一六・三％から、六九年末の二〇・一％、七〇年夏期の二七・四％と増加をつづけたが、七〇年末では二一・四％増と縮小した。手取り収入は年間一二四万円（前年一〇八万円）、一ヵ月当りにして一〇万三六〇〇円であった。

一方、消費支出（生活費）は年間九九万円、一ヵ月当り八万二六〇〇円で、前年に比べて一三・七％の増加となるが、物価上昇分を差し引いた実質増加率は五・六％にとどまり、六七年から六九年までの五・四％～五・八％のわくをこえなかった。生活費の内訳では、食料費が一ヵ月当り二万六六〇〇円、対前年比一一・九％の伸びであるが、物価上昇の家計への影響は、この食料費のうえでもっとも端的に示されている。すなわち、生鮮魚介、野菜、果物は名目ではそれぞれ二〇・四％、二七・五％、一七・五％の支出増加にもかかわらず、物価上昇分を差し引いた実質では逆に〇・二％、四・三％、三・八％のそれぞれ減少、とくに、ここ数年間増加傾向を示してきていた果物が、バナナ、レモン、桃などの一部の果物を除いて、いずれも購入減になっている。物価上昇の比較的低かった肉類は名目一二・五％増、実質でも九・四％増と伸びが大きいが、酒類、飲料、外食の伸びは前年に及ばなかった。また、被服費も物価上昇の影響が大きく、名目では一一・二％増であったのに、実質では二・三％増と、六七～六九年の実質五％台増を下回った。雑費は、交通通信、教養娯楽、交際費を中心に名目で一六・五％、実質でも九・三％と、その増加が大きく、過去における名目増加率の最高を示す六四年をも上回るものであった。諸物価高騰のもとでの、そうした支出増にもかかわらず、手取り収入にたいする右の生活費の割合、つまり平均消費性向は、ここのところ年々低下しつづけており、七〇年では前年の八〇・八％からさらに七九・七％に落ちているなかで、月平均の貯蓄「純増」が一万三四七八円、二四・二％増と前年の七・一％増を大幅にこえた伸びを示していた。

このうちには、土地・家屋の購入もしくは将来の購入予定のためと考えられる部分が多く、しかも、貯蓄増強中央委員会が、毎年行なっている世論調査（対象全国約六〇〇〇世帯、七〇年六月実施）結果によると、その貯蓄以上に借金が急増している事実がつぎのように示されており、ときには衣食さえ切りつめられ貯蓄が行なわれている点で、われわれの注意をひく。それによると、一世帯当り平均貯蓄額は、六九年よりさらに一三万円（一一・九％）ふえて、一二二万円（東京都の場合は一五六万円）となった。ただし、これはあくまでも平均額であって、各世帯の貯金額を最小から最大まで順に並べて、その中間に当たる世帯の貯蓄額をとった中位数では七五万円（東京都では一〇〇万円）、そして一〇

〇万円に充たない世帯で五四・一％と全体の過半数を占めるものであった。前掲総理府統計局の家計調査結果にほぼ近い税引き後の年間収入の一五％程度を貯蓄にふりむけていることになる。

これを五年前に比べると、「ムダをはぶいたり節約したりして貯蓄する」という答えが四二％から三五・一％に減り、「臨時に入った収入をできるだけ貯蓄にふり向ける」というものが、三二・五％から四二・五％にふえているのが、最近における特徴の一つである。物価上昇と貯蓄との関係についての調査項目では、物価上昇により大きくふくらんだ費目として、副食費をあげた世帯が全体の七二・一％ともっとも多かった。また、物価上昇のため切りつめるようになった費目のうち、衣料費（二七・九％）がもっとも多く、ついでし好品費（一九・二％）、交際費一七・四％の順になる。一方、借金のある世帯も三二・四％にのぼり、その平均借入額は六三万円（東京都の平均は八二万円）、六九年の四五万円に比べて四〇％の大幅増となり、借入金一〇〇万円以上世帯の割合も、前年の一三・二％から二〇・六％にふえた。そして、借金の理由として、「家具、電化製品などの月賦支払いのため」や「自動車購入のため」というのが前年より減り、「土地家屋の買入れや新増改築、修理のため」をあげたものが三二・九％から四一・五％へと急激にふえているのが目立ち、家計のうちで占める住問題への関心の深刻さの一端をのぞかせている。また、たとえば、「土地さえ手に入れば、家は建ったも同然とよくいわれるが、私の場合、土地を手に入れて四年目だが、土地代金の返済に追われ、マイホームをいつ建てられるか見当がつかない」と訴えた、東京都大田区Aさん一家（夫・会社員三八歳、妻・看護婦三一歳、長女四歳の三人世帯）の実情はこうであった。すなわち、夫婦共かせぎの月収が手取りでわせて一三万二〇〇〇円だが、そのうち、住宅ローンによる土地購入費の返済に毎月二万〇八六〇円、家屋の建設資金積立てが二万円、アパート（二室、トイレ付き）の家賃一万六〇〇〇円、月々計五万六八六〇円もが出ていっていた（七一年三月一二日付「朝日新聞」）。「自分の家をもちたい」という願いは、七〇年の都の住宅世論調査によってみても、都民の七四％と高いが、建売住宅の価格は、一九六〇年代に一〇〇～二〇〇万円クラスで四一％を占めていたのに、最近では三〇～五〇万円が四一％、五〇～一〇〇万円二〇％と、値上がりの一途をたどっている。

住　宅

東京都住宅局は財団法人東京都政調査会の住宅シビルミニマム研究会に調査とそのとりまとめを依頼していた報告書「東京の住宅問題」を七一年三月発表した。それはいわば東京の住宅白書で、都民が直面している住宅難の現状をうきぼりにし、国と都がうつべき住宅政策のあり方についてもとりあげたものである。同報告書は、まず、東京の住宅問題は、経済の高度成長によって生みだされた「新しい貧困」であり、それをひきおこしたのは「国の誤った住宅政策であったが、東京都の責任がまったくなかったとはいえない」とし、都の責任については、「港湾を埋立てて大工場をつくり、堀をうめて道路にし、オフィスビルやショピングセンターによる都市開発を援助してきた。そうして東京への集中が促進された半面、

公営住宅建設はきわめて少なく、木造賃貸アパートの無秩序な建設とグリーンベルト地帯のスプロール化を放置してきた。戦後二〇年にわたる都民不在の都政の結果が、今日の都市・住宅問題を生みだしたといえる」とのべている。次いで、都内の住宅約三〇〇万戸の約三割に当たる八八万戸が木造賃貸アパートであること、また、一戸当り畳数でみると、六三年から六八年の五年間に、持家の場合平均一・二七畳ふえているのにたいし、公営借家はわずかに〇・六畳増にすぎず、民間借家は反対に〇・五八畳狭くなっていること、とくに木造賃貸アパートの四畳半一室に一家六人が住み、乳児が圧死したケースなどをおりこんで、都民の住宅難の実態を記録風にまとめ、最後に「住宅政策の現状と出発」についてのべて住宅のシビルニマム（市民が健康的な生活をおくるに必要な最低限の生活水準）を具体化させる必要があると強調している。その具体化の内容としては、職住近接の住宅配置、住宅格差をうめる社会保障政策（家賃補助など）、大気汚染や日照侵害、騒音などからの保護、さらに保育所、学校、スポーツセンターなどの適正配置があげられており、そして都がとるべき住宅の基本政策は、まず、シビルミニマムの達成をめざし、具体策として住宅条例の制定、都営住宅戸数の増加、木造賃貸アパートが無秩序に建たないような規制、収入に応じた家賃の確立などを提言しており、「抜本的には国が公共住宅の建設費に現在の一〇倍の財政支出をすべきだ」と結んでいる。

では、公営住宅の建設状況はどうか、都の場合でみると、一九六六年度から都は国の住宅建設五ヵ年計画にあわせて、都営住宅の大量建設にふみきったが、六八年度以降完成戸数が大幅に計画戸数を下回ってきている。同年度の計画戸数一万六五〇〇戸のうち、年度内にできあがったのは三二三九戸、全部完成するのは二年後の七〇年度中ということになっていた。六九年度でも、計画戸数一万七〇〇〇戸にたいし、同年度中に完成したのは五一七戸、もっとも六八年度からのくりこし分を加えると九八五六戸完成ということになる。こうした公営住宅建設のたちおくれについては、第一に、工期が長くかかる。高層住宅（八階建以上）がふえたこと、六六年当時は、わずか二八〇戸にすぎなかった高層住宅が、六八年から四五六〇戸に急増し、それに、高層だと工期が二年から二年半というのが常識で、着工した年度中に完成する戸数が減るのは、建築技術上どうしないと都住宅局では説明している。だが、工期のおくれ以上にみのがせないのは、都が建設戸数をふやせばふやすほど増加する超過負担金の大きさであり、土地買収の困難さであろう。現在、都が公営住宅を建てる場合の国の補助金は第一種住宅で二分の一、第二種で三分の二ということになっている。ところが、補助金の額にくらべて建材費や人件費の値上がりがはげしく都の自己負担額はふえる一方である。たとえば、第一種中層耐火住宅の場合、国で見積っている標準工事費は一戸当り一四二万円（七〇年度）だが、実際は一七九万七〇〇〇円、その差額が全部都の負担として加わり、これが年々ふえる一方で、六九年度の公営住宅だけでも一二一億円、これに用地買収費などの超過負担分を加えると、六六年度から六九年度までの九年間で約〇〇億円にのぼることになり、実情が無視された国の施策のズサンさについて批判を生じている。

こうした一方では、年間数万戸の公務員住宅が建てられており、国家公務員住宅だけでも、七〇年度の建設戸数は表むき二万戸と説明されている。このほかに、国が建設費の全部または一部を出す政府職員住宅二八〇〇戸、警察職員住宅一五〇〇戸、地方公務員住宅二万戸があり、さらに自治体が国の補助金なしで建てる住宅を加えると、全国の公営一種住宅、公団の賃貸住宅の建設戸数とほぼ同じなる。しかも、その家賃は、一平方メートル当り数十円、公営住宅の三分の一、公団住宅の七分の一から一〇分の一である。こうした点からみると、国は用地難を宣伝する一方、これだけ大量の公務員住宅を安く建設する能力をもっているはずであり、公営住宅が建たない最大の原因は、やはり当局の意欲にかけていることにあるといえる。

公団住宅も庶民にとっては、ますます高嶺の花となりつつある。たとえば、ひところ持家政策の目だま商品として宣伝された公団分譲の最低一時金は、これまで一〇〇～一五〇万円だったのが、七〇年四月に募集された東京・南青山では2DKで二五〇万円、3DKで三五〇万円に引き上げられた。一方、経済企画庁の調べでは、全国で一世帯平均の貯蓄が一一〇万円そこそこ、二〇〇万も三〇〇万も一時金を払えるという人はごく少ない。かといって、一時金をかりに一〇〇万円に押えたとすると、六七五万円の3DKは、あとの月賦が六万二五〇〇円にもなる。少なくも四倍の収入が必要とされる資格要件を充たすためには月収が二五万円以上でなければならない。発足当時の公団は「家賃が高い」という批判にこたえて、平均的な勤労者が出せそうな家賃を割り出し、平均家賃をそれ以下におさえる努力をしていた。エンゲル係数がまだ四〇％台だった一九五六年には、税金などを除く消費支出の約一六％、三八〇四円を家賃の限度（限界家賃負担率）とし、所得の伸びに応じて、限度額を徐々に引き上げた。この目標に対して、実際の平均家賃は、五六年四五六九円と限度額をこえたが、六〇年にはほぼ同額となり、六三年は八二〇〇円の限度額にたいし、平均家賃はこれを約五〇〇円下回った。しかし、最近ではその限度額が算出されてもいない。そして家賃は二万円から三万円近くにもなっている

東京二三区内の高層面開発や、市街地住宅は、五〇平方メートル以下の住宅で二万三～四〇〇〇円、五〇平方メートルをこえれば二万八五〇〇円にもなる。勤労者の平均月収は、この一五年間で約三倍になったが、家賃は六倍にもはね上がっているのである。公団は、分譲住宅の一時金を引き上げたのにつづいて、七〇年五月には賃貸住居入居資格の〝踏台制度〟を設けた。つまり、家賃の四倍の収入が必要だが、うち三分の一は親兄弟の仕送りでもよいというのだ。さらに六月には〝傾斜家賃制度〟をスタートさせた。新築の公団住宅は、最初の年の家賃を数千円安くし、徐々に引き上げる。六年目には本来の家賃より高くして、はじめの安くした分を取り戻し、建設費を償還しようというのである。いずれにしても、公団住宅の家賃は一平方メートル当り三〇〇円から五〇〇円に近い。そこに住めない人たちが、民間の貸家や狭い木造賃貸アパートにおしかけ、東京では平均一平方メートル当り一一〇〇円をとられ、住宅難ゆえのさまざまの悲劇さえ生んでいる。公団住宅はすでに三一万戸をこえ、そして公営住宅同様カベにぶつかっている。その一方では、

すでにのべたように、家賃が一平方メートル数十円の公務員住宅がぞくぞく建っているのである。

5　標準生活費

算出方法

最低生活費もしくは標準生計費の算出方法には、通常、ローントリー方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目ごとに、最低生活維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を、食料費についてだけ行ない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出を行なっている世帯の実態生計費から生活費の全体を算出するという方式である。現在発表されているもののうち、人事院、各県人事委員会の標準生計費および一九六九年の総評・理論生計費（本年鑑前年度版一六七ページ）とここに掲載する大阪総評・生計費は前者の、厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費

これは、現在争議権を奪われている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、たんに国家公務員の給与改訂資料にのみとどまるものではなく、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定に大きな影響を与える性格をもっている。一九七〇年の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で七万四〇〇〇円となっている（第80表）。

大阪総評の生計費（試案）

この生計費試案（第81表）は、ほぼ総評の理論生計費に準じて算出されたもので、その作成主旨についてはつぎのようにのべられている。すなわち「大阪地評は最低賃金法第一六条にもとづく最低賃金の審議に当っては、〝生計費〟をもとに決定すべきことを主張してきた。……しかし、昭和四五年における機械金属産業最低賃金の審議の際に大阪金属共闘会議としては、一五%の労働者に影響を与える額として日額一四〇〇円（二五日稼働三五、〇〇〇円）を要求したのに対して、当時発表されていた大阪市人事委員会の発表した男子一八歳の生計費が僅か二七、五四〇円にすぎなかったところから、結局充分な審議がおこなわれないままに多数決によって日額一、一六〇円（二五日実働二九、〇〇〇円）におしきられてしまった」。そこで「最低賃金は〝生計費〟にもとづいて決定せよと要求する限り、われわれの手で生計費を算出すべきであることが反省された」と。そして、その特徴の一つとして、独身青年労働者の討議にもとづいて現在の社会的文化水準を顧慮して〝少なくもこれだけは必要〟という内容を大衆的に決定しようとする手続をへたものであることが強調されている。

また、総評の理論生計費と対比した各費用の特徴点はつぎの

第80表　人事院の標準生計費（1970年４月）

その１　東京における独身男子（18歳程度）標準生計費

区分		金額等	備考
独身男子１人１日当り基準カロリー		カロリー 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定にかかる「日本人の栄養所要量（昭和45年）」を参考として，従来どおり2,820カロリーとした。
独身男子１人１日当り食料費		円 337.62	家計調査，国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに家計調査における昭和45年４月の実効価格を用いて算定した。
月額	食料費	10,270円	食料費は，上欄の金額に$\frac{365}{12}$日を乗じて算出した。 食料費以外は，総理府統計局家計調査における昭和45年４月の費目別平均支出金額（日数を$\frac{365}{12}$日，世帯人員を４人に調整したもの）に，費用別世帯人員別換算乗数を乗じて換算した。
	住居・光熱費	5,270	
	被服費	1,840	
	雑費	7,320	
	合計	24,700	

（東　京）その２　世帯人員別標準生計費

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	10,270円	18,440円	25,280円	30,530円	34,200円
住居・光熱費	5,270	8,920	10,940	11,390	11,550
被服費	1,840	3,550	5,120	6,570	7,890
雑費	7,320	15,120	20,910	25,510	28,930
合計	24,700	46,030	62,250	74,000	82,570

（全　国）

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	9,200円	16,290円	22,040円	26,190円	28,740円
住居・光熱費	4,220	7,000	8,340	8,640	8,700
被服費	1,780	3,250	4,390	5,200	5,700
雑費	6,570	13,780	18,240	21,070	22,280
合計	21,770	40,320	53,010	61,100	65,420

〔備考〕　世帯人員数１人欄の額は独身男子（18歳程度）の額である。

第81表　大阪総評の生計費総括表（独身男子）

	費目	月支出金額	構成比
(1)	飲食費	24,131 円	28.9 %
(2)	住居費	18,000	21.6
(3)	光熱・水道費	1,552	1.9
(4)	家具・什器費	4,630	5.5
(5)	被服・身廻り品費	8,060	9.6
(6)	保健・衛生費	2,051	2.5
(7)	教養・娯楽費	14,191	17.0
(8)	交通・通信費	1,873	2.2
(9)	職業・交際費	9,150	11.6
消費支出合計		83,638	100
(10)	預貯金	9,722	—
合計		93,360	—
(11)	非消費支出	18,840	—
総合計		112,200	

〔備考〕　総括表の合計金額は，夏期・年末一時金５カ月分を含むものです。一時金を除外した月額平均生計費は$\frac{112,200円\times12}{17}$　79,200円です。非消費支出を除外した月額平均生計費では65,901円です。

第82表　厚生省の生活保護基準による最低生活保障水準の具体的事例

費目	4人世帯				母子3人世帯			
	35歳男（日雇） 30歳女（無職）		9歳男（小3） 4歳女		30歳女（無職） 9歳男（小3）		4歳女	
	1969年度		1970年度		1969年度		1970年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
	円	円	円	円	円	円	円	円
生活扶助	29,945	21,859	34,137	24,921	22,184	16,195	25,349	18,501
加算（別掲）	—	—	—	—	(母子加算) 2,680	(母子加算) 2,600	(母子加算) 2,880	(母子加算) 2,800
業種別基礎控除	4,700	4,185	5,405	4,830	—	—	—	—
小計	34,645	26,044	39,542	29,751	24,864	18,795	28,229	21,301
（1人当り）	(8,661)	(6,511)	(9,886)	(7,438)	(8,288)	(6,265)	(9,410)	(7,100)
教育扶助	395	395	430	430	395	395	430	430
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計	37,840	27,739	42,772	31,481	28,059	20,490	31,459	23,031
（1人当り）	(9,460)	(6,935)	(10,693)	(7,870)	(9,353)	(6,830)	(10,486)	(7,677)

〔備考〕　このほか，学校給食費，通学のための交通費等の実費が支給され，社会保険料，労働組合費，通勤費等の実費が控除される場合がある。

ごとくである。

①飲食費―算出にあたって厚生省の「日本人の栄養所要量」（一九七〇年度目標値）を基準とし、総評・理論生計費の食料品を採用した。昼食については「栄養士ハンド・ブック」の外食の栄養評価により、所要の栄養をみたしうる献立をつくり、外食価格として一食平均二五〇円を計上した。

②住居費―住居は家具什器等に対する要求とも関連して、公団住宅の2DK相当とした。家賃は七一年度募集の一般団地の平均賃貸料によっている。

③家具・什器―カラーテレビ、ステレオに対する要求が非常に強いところから、テレビはカラーとし、ステレオ、洋服ダンスの質を若干高め、机、椅子、ホームコタツ、テーブルコンロ、防虫網戸を加え、ベッドは除外した。耐用年数は実情にあわせるため、テレビ、ステレオ、ラジオは六年、洗濯機は五年に短縮してある。

④教育・娯楽費―教養費の特徴として、この生計費では乗用車をもつことを前提してないが、運転免許をもつことが一般化していることでもあり、技能修得費として自動車学校の費用相当額を見込んでいる。スポーツやレジャーに対する要求も強く、ここではパチンコ、マージャン、ボーリングなどの部類、ハイキングやスポーツ、観劇、競馬・競輪、それに一泊以上の旅行という形で一定費用を、また、スポーツ、レジャー用具として、スキー用具一式相当額を計上してある。

⑤職業・交際費―昼食代は飲食費に入れ、慶弔費など若干の交際費とたばこ代が加えられている。

⑥預貯金―結婚資金として、結婚式、新婚旅行、調度品などのための貯金と不時にそなえての貯金が見込まれている。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下回るものにたいしては、所得補充が行なわれるたてまえになっている。第82表によると、東京など一級地の生活保護標準世帯（夫婦と子供二人の計四人）にたいする一九七〇年

度支給額は月額三万四一三七円となっている。

【参考資料】(1)大高修一「物価値上げ反対運動の特徴と問題点」（「経済」一九七〇年一〇月）、(2)花原二郎「最近の物価問題」（合化労連「月刊合化」九九号、七〇年一二月）、(3)大高修一「物価値上げ反対闘争と労働者の役割」（「労働経済旬報」八一一号、七一年一月）、(4)石田望「物価統計の意味とからくり」（「経済」七〇年一〇月）、(5)溝口敏行「消費者物価上昇と生活水準」（「季刊労働法」七九号、七一年三月）(6)生活問題研究所「新安保体制下の暮らしと闘い—消費者運動年報七〇年—」（民衆社、七〇年一一月刊）(7)中野一郎「国民生活白書と生活問題への一視点」（「賃金と社会保障」五四二号、七〇年九月中旬）、(8)七〇年代における国民生活の変貌」（「繊維労働」一九〇号、七〇年八月）、(9)福谷保夫「労組の生活調査がしめす貧困化の実態」（「経済」七六号、七〇年八月）

Ⅵ 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農家人口──農家人口と農家数：農家人口／農家数と農家人口／専業農家と兼業農家：経営規模別農家数／専兼業別農家構成／農業従事者と兼業従事者：農業就業人口／基幹的農業従事者／増加する兼業従事者／兼業種類別従事者数／農家人口の移動：農家人口の社会的自然的移動／農家世帯員の職業異動／農家経済と農家生計費──農家経済と所得／農家の費目別生計費

概要

一、農家人口は一九七〇年現在で二六二八万人となり、五年前の六五年に比べ一三％の減となった。その結果、総人口にたいする農家人口の割合は二六％に低下した。

一、農家数は七〇年現在で五三四万戸となり、五年前に比べ八％減少した。

一、農家の階層分化は進行しており、六七年いらい二*ha*を基軸としてそれ以上層の増加、以下層の全般的減少傾向をたどっている。

一、農家兼業化はさらに拡大し、専業農家は六五～七〇年のあいだに三二％減少した。これにたいし兼業農家の割合は増加し七〇年現在八四％に達した。なかでも第二種兼業──実質的には「小土地所有の賃労働者」家庭が総農家の半ばを超えた。

一、基幹的農業従事者は五年間に二〇％減少して七〇年現在七一五万人となり、農業労働力の女性化・老齢化の傾向はつづいている。

一、農家世帯員で何らかの兼業に従事する者はいっそう増加し、七〇年現在で八五八万人（五年間で一〇％増）となった。とくに女子の農外兼業部面への進出が顕著である。

一、農家人口異動の結果、七〇年一カ年で七一万人の純減少を記録したが、それは主として就職等の職業異動と農家そのものの減少によるものである。農家の減少も多くは挙家離農による賃労働者化を内容とするもので、農家・農家人口・農業にたいする資本主義の影響の深まりを示している。

一、六九年度一戸当り農家所得は一二五万円で、前年に比べ一一%増となったが、この伸び率は都市勤労者世帯のそれに及ばなかった。兼業の拡大で農外所得は二〇%伸びたが、農業所得は米価据置き・生産減等で前年と変わらず、生計費は年間一〇八万円（対前年比一三%増）となったが、一人当り生計費支出額では都市勤労者世帯の九四%にとどまった。

1　農家と農家人口

【資料】　一九七〇年は、五年ごとに行なわれる世界農林業センサスの実施年に当っているが、その調査結果（二月一日現在）の一部が農林省より農林水産統計速報として公表された。すなわち、「一九七〇年世界農林業センサス結果概要」Ⅰ—Ⅳ（一九六九年一〇月より一二月までに四分冊にわけて公刊）で、Ⅰ、ⅡおよびⅣは農家と農業集落調査、Ⅱは林家および林家以外の林業事業体調査の諸結果をそれぞれ報告している。報告書には主として一九六〇年および六五年度のセンサス調査結果が併記されているが、われわれは必要に応じて五〇年と五五年度の農林省調査結果をも加え、また右の報告書に公表された統計表のうち、あるものには若干手を加え簡略化した表を作成して発表することにした。

1　農家人口と農家数

農家人口　第83表に示されているとおり、全国の農家総人口数は一九六五年以後の五年間に約一三%減少し二六二八万人となった。この減少率はこれ以前の五年間のそれとほぼ同じ程度である。農家人口は戦後最大となった一九五〇年の三七六七万人に比べ、二〇年間に一一〇〇万人、じつに三〇%近い激減ぶりである。

地域別にこれをみると、最近の五年間に各地域とも農家人口は一〇%以上の減少となっているが、とくに北海道は二五%とその減少率は全国最高で、南九州一七%、南関東一四%がこれについで高率を示している。

農家人口の減少とともに、農家一戸当り世帯員数もひきつづき減少している。一九五〇年六・一人から六〇年には五・七人になり、七〇年にはさらに四・九人に減少した（第85表参照）。

つぎに男女別に農家人口の推移をみると（第84表）、最近の五年間、男子の減少率は女子のそれよりいくぶん高く、このため総

人口に占める男子の構成比は六〇年、六五年の四九%から七〇年には四八%に低下した。

農家数と農家人口

一九七〇年二月一日現在で全国の農家数は五三四万戸で、六五年よりの五年間に三二万戸の減少(七・五%)を示した。これより前の五年間の六・五%にくらべると減少率は若干鈍化した(第85表)。

二〇年前の一九五〇年には総戸数六一八万戸を数え、その総人口は三七六七万人であったものが、七〇年には五三四万戸、二六二八万人へと大きく減少したのである。しかし農家人口に比べ農家数の減少率は小幅である。その結果、たとえば一九六〇年を一〇〇とした七〇年の指数は、農家人口七六にたいし農家数八八となっている。このことは、人口は農村外に流出するがその割に農家数は減らずに兼業農家として存続し、総農家に対する兼業農家の比率の増加となって現われるのであるが、この兼業化の拡大については後にのべる。

つぎに農家数の減少率を地域別にみると、六五~七〇年の五年間に北海道は一七%と最高、これについで南九州八%、四国七%等で、農家人口の大幅減少に見合っている。減少率の低いのは東北二%、北陸および北関東五%等で、一般に東日本の減少率が低く、北海道と西日本が高いという傾向がみとめられる。東北や北陸など、米作に重点をおいた農業地域で挙家離

第83表　農家人口(地域別)

(単位:1,000人, %)

農業地域	実数 1960年	実数 65年	実数 70年	減少率 65/60年	減少率 70/65年
全国	34,411	30,083	26,280	12.6	12.6
北海道	1,427	1,123	845	21.3	24.8
都府県	32,985	28,960	25,435	12.2	12.2
東北	5,084	4,552	4,061	10.5	10.8
北陸	2,580	2,310	2,051	10.5	11.2
北関東	3,819	3,411	3,042	10.7	10.8
南関東	1,842	1,609	1,380	12.6	14.2
東山	1,633	1,458	1,309	10.7	10.2
東海	3,700	3,284	2,905	11.2	11.5
近畿	3,187	2,826	2,510	11.3	11.2
山陰	906	780	674	13.9	13.6
山陽	2,432	2,076	1,801	14.6	13.2
四国	2,096	1,771	1,510	15.5	14.7
北九州	3,800	3,279	2,864	13.7	12.7
南九州	1,907	1,604	1,329	15.9	17.1

〔備考〕 1) 農家人口には住み込みの雇人を含まない。
2) 各年とも2月1日現在, 以下同じ。
3) 農林省統計調査部「1970年農林水産業センサス結果概要」(I)より引用。

第84表　男女別農家人口

(単位:1,000人, %)

年次		総数	男	女
実数	1960年	34,411	16,793	17,619
	65年	30,083	14,612	15,472
	70年	26,280	12,701	13,579
減少率	65年/60年	12.6	13.0	12.2
	70年/65年	12.6	13.1	12.2
	70年/60年	23.6	24.4	22.9
構成比	60年	100.0	48.8	51.2
	65年	100.0	48.6	51.4
	70年	100.0	48.3	51.7

〔備考〕 1) 農家人口には住み込みの雇人を含まない。
2) 資料は前表に同じ。

第85表　農家人口と農家数の推移（全国）

	農家人口 千人	同指数	農家人口率 %	農家数 千戸	同指数	農家1戸当り人数 人
1950年	37,670	109.5	46.0	6,176	102.0	6.1
55年	36,347	105.6	41.3	6,043	99.8	6.0
60年	34,411	100.0	37.1	6,057	100.0	5.7
65年	30,083	87.4	31.0	5,665	93.5	5.3
70年	26,280	76.4	25.6	5,342	88.2	4.9

〔備考〕 1) 農家人口には住み込みの雇い人は含まれない。
2) 1950年には奄美群島のうち十島村を除く地域が，また1955年には十島村および三島村を除く地域が含まれていない。以下同じ。
3) 農林省統計調査部『1970年世界農林業センサス結果概要』(Ⅰ)により作成。

農が少なく、これにたいし工業化・都市化のすすみつつある西日本ではそれが多い、という結果を反映するものであろう。

なお前掲の第85表によれば、総人口にたいする農家人口の割合は七〇年現在で二六％となった。この割合は、五〇年の四六％から急速に低下しつつ六〇年には三七％、六五年には三一％となり、最近ではこのように総人口の約四分の一近くに減少したわけである。

2　専業農家と兼業農家

経営規模別農家数

北海道をのぞく全国農家をその経営する耕地面積大小別に階層分けし、六〇年より七〇年までの推移を示したものが第86表である。六〇年から六五年までの間では一・五*ha*以下の各層農家がすべて減少し、一部をのぞきその構成比も低下した。ところが六五年以後の五年間では、この落層基軸が一段上がって二*ha*以下層の農家は全般的に減少し、これにたいし二*ha*以上層は増加するという両極分化の傾向を示している。六五～七〇年間の各層の変動をみると、二*ha*以上の農家数は一八％増加、その構成比は五％弱から六％に近づいた。しかしその絶対数は七〇年で三〇万戸にすぎない。他の圧倒的多数はいぜんとしてこの階層以下、とくに一*ha*未満層によって占められている。最近五年間でとくに減少率の大きいのは〇・五～一*ha*層であり、ついで一～一・五*ha*層で、最下層の〇・五*ha*層の減少率はこれに比べると小さい（この最下層のほとんど全部が兼業とくに第二種兼業農家と推定される）。いずれにしろ、一九六七年いらい、二*ha*を分化基軸としてそれ以上層の増加、以下層の全般的減少という傾向がつづいており、賃労働兼業の拡大に現われているように農家を残存させたままの農民のプロレタリア化が進行しているのである。

第86表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：1,000戸，％）

	総　数	0.5*ha*未満	0.5～1 *ha*	1～1.5*ha*	1.5～2 *ha*	2 *ha* 以上
農家構成比 1960年2月 ①	5,823	2,275	1,907	1,002	404	237
	(100.0)	(39.0)	(32.8)	(17.2)	(6.9)	(4.0)
1965年2月 ②	5,466	2,096	1,762	945	407	255
	(100.0)	(38.3)	(32.3)	(17.3)	(7.4)	(4.6)
1970年2月 ③	5,176	1,999	1,604	868	404	302
	(100.0)	(38.6)	(31.0)	(16.8)	(7.8)	(5.9)
増減数 ②－①	△ 357	△ 178	△ 144	△ 56	3	19
③－②	△ 290	△ 97	△ 159	△ 77	△ 3	46
③－①	△ 647	△ 276	△ 303	△ 133	△ 0.2	65

〔備考〕 1) 例外規定農家は 0.5*ha*未満層に含まれている。
2) 四捨五入の関係で各数値と総計とは必ずしも一致していない。以下同じ。
3) カッコ内は構成比である。以下同じ。
4) △印はマイナスを表示。
5) 前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)より作成。

専兼業別農家構成

専業農家は六五～七〇年の五年間に三二％減少し、総農家中に占めるその比率は一六％に低下した。これにたいし兼業農家の割合は七〇年において八四％に達した。一〇年前六六％、五年前七九％に比べると専業の減少と兼業化の拡大はますます進んでいることがわかる（第87表）。しかし兼業農家はたんに量的に増加しているだけではなく、兼業農家のなかで兼業を主とする第二種兼業農家の比率がいっそう増大した点が注目される。すなわち第二種は七〇年において総農家の五一％となり、第一種はその比重を減じて三四％となった。第二種兼業農家の多くのものは実質的にはプロレタリア家族であるが、完全に脱農しきれずに小土地所有と自給的小農業とに結びついているのである。

つぎに七〇年現在における都府県の専兼業別農家構成を経営規模別構成との関連において、また兼業従事者の世帯上の地位別に観察してみよう（第88表）。

(1) 当然のことであるが、兼業農家の比率は規模の相対的に小さな農家層ほどその比重は大きい。〇・五*ha*未満の零細農家層におけるその比重は九二％、これにたいし二*ha*以上の上層農家になると六二％である。それにしても、この上層農家にあってすら専業は三四％にすぎないことは、たとえ上層農家といえども多くは農外の兼業に頼らざるをえないことを示している。

(2) 兼業農家を兼業従事者の世帯上の地位別に分類して観察すると、第一種兼業では一家の中心的働き手である世帯主とあとつぎの両者またはいずれか一方が兼業に従事している農家が八五％を占めている。両者で兼業に従事しているものだけで一四

第87表　専兼業別農家数の推移（全国）

（単位：1,000戸，％）

	総農家数	専　業	兼　業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
1960年2月1日	6,057	2,078	3,978	2,036	1,942
	(100.0)	(34.3)	(65.7)	(33.6)	(32.1)
1965年2月1日	5,665	1,219	4,446	2,081	2,365
	(100.0)	(21.5)	(78.5)	(36.7)	(41.8)
1970年2月1日	5,342	832	4,510	1,802	2,709
	(100.0)	(15.6)	(84.4)	(33.7)	(50.7)

〔備考〕　資料は前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)による。

％である。また第二種兼業になるとこの比率はいっそう高くなっており、それぞれ九七％と二四％となっている。これによってわが国の農家がいかに深く兼業に依存し、資本主義的労働市場にまきこまれているかがわかるであろう。

つぎの第89表は六五～七〇年の間における地域別、専兼業別農家構成の変化を示すものである。まず北海道では専業農家の比率は六五年でも五〇％と高く、

第89表　専兼業別・地域別農家数構成比

（単位：％）

農業地域	1965年			1970年			構成比の増減		
	専業農業	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
全国	21.5	36.7	41.8	15.6	33.7	50.7	△5.9	△3.0	8.9
北海道	50.2	23.6	26.2	48.9	25.9	25.2	△1.3	2.3	△1.0
都府県	20.5	37.2	42.3	14.5	34.0	51.5	△6.0	△3.2	9.2
東北	21.3	44.9	33.8	12.7	45.7	41.6	△8.6	0.8	7.8
北陸	10.2	46.6	43.2	6.1	39.9	54.0	△4.1	△6.7	10.8
北関東	27.9	39.8	32.3	17.6	41.2	41.2	△10.3	1.4	8.9
南関東	26.4	33.2	40.4	18.6	32.4	49.0	△7.8	△0.8	8.6
東山	19.6	37.2	43.2	15.1	31.1	53.8	△4.5	△6.1	10.6
東海	13.9	34.8	51.3	10.8	27.0	62.2	△3.1	△7.8	10.9
近畿	14.1	29.5	56.4	9.9	23.0	67.1	△4.2	△6.5	10.7
山陰	15.0	42.5	42.5	11.2	37.2	51.6	△3.8	△5.3	9.1
山陽	18.5	33.5	48.0	13.1	27.6	59.3	△5.4	△5.9	11.3
四国	21.4	34.7	43.9	16.7	30.3	53.0	△4.7	△4.4	9.1
北九州	25.2	35.4	39.4	19.3	34.5	46.2	△5.9	△0.9	6.8
南九州	31.8	32.1	36.1	26.4	30.0	43.6	△5.4	△2.1	7.5

〔備考〕　前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)による。

第88表　専兼業別・経営耕地規模別農家数（1970年）

（単位：1,000戸，％）

	総農家数	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家					第2種兼業農家				
				計	世帯主あとつぎ兼業	世帯主兼業	あとつぎ兼業	その他の世帯員兼業	計	世帯主あとつぎ兼業	世帯主兼業	あとつぎ兼業	その他の世帯員兼業
全国	5,342 (100.0)	832 (15.5)	4,510 (84.5)	1,802 (100.0)	244 (13.6)	760 (42.2)	515 (28.6)	282 (15.6)	2,709 (100.0)	656 (24.2)	1,631 (60.2)	341 (12.6)	80 (3.0)
都府県	5,176 (100.0)	751 (14.5)	4,425 (85.5)	1,759 (100.0)	241 (13.7)	744 (42.3)	503 (28.6)	270 (15.4)	2,667 (100.0)	645 (24.2)	1,605 (60.2)	338 (12.7)	79 (3.0)
0.5 *ha*未満	1,999 (100.0)	160 (8.0)	1,839 (92.0)	135 (100.0)	11 (8.1)	71 (52.6)	27 (20.0)	27 (20.0)	1,704 (100.0)	388 (22.8)	1,086 (63.7)	175 (10.3)	55 (3.2)
0.5～1 *ha*	1,604 (100.0)	194 (12.1)	1,410 (87.9)	608 (100.0)	78 (12.8)	284 (46.7)	164 (27.0)	83 (13.6)	802 (100.0)	207 (25.8)	442 (55.1)	133 (16.6)	20 (2.5)
1～1.5*ha*	868 (100.0)	181 (20.9)	687 (79.1)	553 (100.0)	82 (14.8)	229 (41.4)	163 (29.5)	79 (14.3)	134 (100.0)	41 (30.6)	65 (48.5)	25 (18.7)	3 (2.2)
1.5～2 *ha*	404 (100.0)	112 (27.7)	292 (72.3)	272 (100.0)	42 (15.4)	100 (36.7)	85 (31.3)	46 (16.9)	20	7	9	4	1
2 *ha*以上	301 (100.0)	103 (34.2)	198 (61.8)	191 (100.0)	29 (15.2)	61 (31.9)	65 (34.0)	36 (18.8)	7	2	4	1	0.4

〔備考〕　前掲『センサス結果概要』(III)によって作成。

七〇年になってもなお四九％で他の地域に比べ格段に高い。北海道と南九州以外の地域では専業農家の比率は六五年の二〇％前後から七〇年は一〇％台に低下している。兼業のなかでは第二種兼業の増加はいずれの地域でもいちじるしく、六五年に比べ七〇年は七～一〇％の増加を見せている。なかでも従来から第二種兼業の割合の高かった近畿・東海・山陽などの地区では第二種兼業の割合が一〇％以上高まり、七〇年にはそれぞれ六七％・六二％・五九％となっているのは注目に値する。

3　農業従事者と兼業従事者

農業就業人口　まず90・91表によって六〇年から七〇年までの一〇年間における農業就業人口の変化をみよう（このうち農作業を主として担当する基幹的農業従事者については別に記述する）。

(1) 六〇年には一四五四万人を数えた農業就業人口は七〇年には三〇％（四三〇万人）減少して一〇二五万人となった。七〇年の農業就業人口数を五年前と比べてみると、一一％（一二六万人）の減少である。最近五年間の減少率は、前の五年間の減少率二一％に比べ約半減している。農業就業人口の減少はつづいているものの、その減少率はゆるやかになったのである。

(2) 地域別にみると、最近五年間の農業就業人口の減少は、東山が七％と最低、東北・北九州八％、北関東九％がこれについで低い。これにたいしもっとも高率な地区は近畿の一五％で、山陽および南関東の一四％がこれについで高い。東北・北九州などは米作を中心として農業の発達したところであり、近畿・山陽・南関東などは都市化・工業化がすすんで農村の労働力が大量かつ急激に資本家的企業その他の就労部面に吸収されている地区である。

(3) 男女別にこれをみると、最近五年間の減少率は男子一三％で、これにたいし女子は一〇％と低い。このように男子の減り方が相対的に大きいため、農業就業総人口中に占める男子の比率は六〇年四一％、六五年四〇％、そして七〇年には三九％へ

第90表　農業就業人口総数（地域別）

（単位：1,000人，％）

農業地域	実数			減少率	
	1960年	1965年	1970年	65／60年	70／65年
全国	14,542	11,514	10,252	20.8	11.0
北海道	609	475	426	21.9	10.3
都府県	13,933	11,039	9,825	20.8	11.0
東北	2,159	1,764	1,618	18.3	8.3
北陸	1,078	864	753	19.8	12.6
北関東	1,688	1,362	1,244	19.3	8.7
南関東	768	603	520	21.6	13.8
東山	700	578	537	17.3	7.1
東海	1,497	1,155	1,017	22.8	11.9
近畿	1,293	981	832	24.1	15.2
山陰	387	307	268	20.7	12.7
山陽	1,041	809	695	22.3	14.1
四国	893	695	604	22.1	13.1
北九州	1,600	1,275	1,169	20.3	8.3
南九州	830	644	568	22.4	11.8

〔備考〕　資料は前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)

第91表　男女別農業就業人口

（単位：1,000人，％）

		総数 計	総数 男	総数 女
実数（構成比）	1960年①	14,542 (100.0)	5,995 (41.2)	8,546 (58.8)
	65年②	11,514 (100.0)	4,565 (39.7)	6,949 (60.3)
	70年③	10,252 (100.0)	3,973 (38.8)	6,279 (61.2)
増減数	②－①	△ 3,028	△ 1,430	△ 1,597
	③－②	△ 1,262	△ 592	△ 670
	③－①	△ 4,290	△ 2,022	△ 2,267

〔備考〕　前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)により作成。

と低下した。

基幹的農業従事者

七〇年センサスでは「農業就業人口」統計のほかに「農業就業人口のうち仕事を主とするもの」の統計が発表されている。これは日常ふだん農業の仕事を主とする就業者のことで、農林省の毎年発表している「農業調査」で「基幹的農業従事者」と呼ばれているものに相当する。

第92表によれば、基幹的農業従事者は七〇年現在で七一五万人となり、六五年の八九四万人に比べ二〇％、一七九万人の減となった。この減少率は六〇～六五年のそれより幾分低いが、農業就業人口の減少率よりはるかに高い。(統計表はかかげないが)

これを男女別にみると、六五～七〇年間の男子の減少率は二三％で前の五年間（二四％減）と大差はないが、女子は前の五年間の減少率二四％に比べ六五～七〇年間は一七％で減少率は大きく低下した。この結果、基幹的農業従事者中に占める男子の比重は一段と小さくなった。

また地域別に減少率をみると、六五～七〇年間では近畿（二

第92表　基幹的農業従事者数の推移（地域別）

（単位：1,000人，％）

農業地域	実数 1960年	実数 65年	実数 70年	減少率 65／60年	減少率 70／65年
全国	11,750	8,941	7,153	23.9	20.0
北海道	538	404	326	24.8	19.4
都府県	11,212	8,537	6,828	23.9	20.0
東北	1,726	1,410	1,187	18.3	15.9
北陸	883	682	524	22.8	23.2
北関東	1,393	1,116	918	19.9	17.8
南関東	608	466	373	23.4	20.1
東山	555	424	364	23.6	14.1
東海	1,176	864	653	26.5	24.4
近畿	941	665	484	29.4	27.2
山陰	321	244	197	23.9	19.4
山陽	851	623	459	26.8	26.3
四国	728	534	414	26.7	22.4
北九州	1,316	983	817	25.3	16.9
南九州	714	525	439	26.4	16.5

〔備考〕　1)　基幹的農業従事者とは,「農業就業人口のうち仕事を主とするもの」（センサス調査）をいう。
2)　前掲『センサス結果概要』(Ⅰ)による。

七%)を最高に東海・北陸がこれにつぎ、最低は東山(一四%)で東北・南九州・北九州などがこれにつづいている。

増加する兼業従事者

農家世帯員であって他産業の仕事に従事した全国の兼業従事者数を示したものが第93表である。なお、ここで兼業従事者とは、農家世帯員のうち「他産業にも従事したが自家農業従事が主たる者」「他産業のみに従事した者」「自家農業にも従事したが他産業従事が主たる者」のすべてをふくんでおり、恒常的賃労働にしろ日雇・人夫・出稼ぎにしろ、要するに何らかの程度において自家農業以外の仕事に従事して所得を得た者のすべてをふくんでいる。

第93表　兼業従事者数(全国)

(単位:1,000人, %)

年次		兼業従事者合計	男	女
実数	1960	6,366	4,806	1,560
	65	7,781	5,382	2,400
	70	8,583	5,614	2,969
増減数	60～65	1,415	575	840
	65～70	802	232	569
構成比	60	100.0	75.5	24.5
	65	100.0	69.2	30.8
	70	100.0	65.4	34.6

〔備考〕　前掲『センサス結果概要』(Ⅲ)による。

さて、このような兼業従事者総数は、一九六〇年六三七万人から六五年七七八万人、さらに七〇年には八五八万人へと推移した。六五年から七〇年までの五年間に八〇万人(一〇%)の増加である。これを男女別にみると、同じ五年間に、男子の増加率は四%であるが、女子は二四%と非常に高い。このため全国の兼業従事者全体のなかに占める男女の比重は、六〇年当時の男子七六%対女子二四%から六五年には六九%対三一%になり、さらに七〇年には六五%対三五%となった。自家農業従事者総数に占める女子従事者の比重が年々高まってきたと同時に、兼業従事者にかんしても女子の農外進出がいちじるしく、その総数中に占める比重も年々高まってきたことがわかる。

兼業種類別従事者数

つぎに北海道をのぞく都府県における兼業従事者が、いかなる形の兼業に従事しているかをみよう。第94表は七〇年二月一日現在で、兼業を「恒常的勤務」「出かせぎ・人夫・日雇」に分け、これを農家の経営耕地規模別に示したものである。この表からつぎのことがわかる。

(1)都府県の兼業従事者総数六九九万人、このうち恒常的勤務者は全体の六〇%に当たる四一三万人である。これにたいし出稼ぎ・人夫・日雇などの兼業従事者は全体の四〇%(二八六万人)を占めている。恒常的勤務者とは公私の各種企業での賃労働者・サラリーマンをはじめ官公吏・学校教職員・農協職員その他の被雇用者である。これにたいし、出稼ぎ・人夫・日雇は不安定な臨時的雇用と低賃金の、相対的に劣悪な労働条件のもとで労働する兼業従事者である。

第94表　兼業種類別従事者数（都府県，1970年）

（単位：1,000人，％）

総　計	総計			男			女		
	合　計	恒常的勤務	出かせぎ・人夫・日雇	計	恒常的勤務	出かせぎ・人夫・日雇	計	恒常的勤務	出かせぎ・人夫・日雇
総　数	6,991	4,130	2,861	4,631 (100.0)	2,703 (58.4)	1,928 (41.6)	2,360 (100.0)	1,426 (60.5)	933 (39.5)
0.5*ha*未満	2,866	1,945	921	1,839 (100.0)	1,282 (69.7)	557 (30.3)	1,028 (100.0)	664 (64.5)	365 (35.5)
0.5～1*ha*	2,277	1,335	942	1,535 (100.0)	894 (58.2)	641 (41.8)	743 (100.0)	441 (59.4)	301 (40.6)
1～1.5*ha*	1,089	546	543	740 (100.0)	348 (47.1)	392 (52.9)	350 (100.0)	198 (56.6)	151 (43.4)
1.5～2*ha*	456	196	260	309 (100.0)	117 (38.0)	191 (62.0)	147 (100.0)	79 (53.6)	68 (46.4)
2*ha*以上	302	108	195	209 (100.0)	63 (30.0)	147 (70.0)	94 (100.0)	44 (46.8)	49 (53.2)

〔備考〕　前掲『センサス結果概要』(III)により作成。

(2)経営規模別にこれをみると、規模の大きな農家ほど男女とも恒常的勤務者の比重が減り、出稼ぎ・人夫・日雇の比重が増大している。このことは反面、恒常的勤務者は農業経営の規模が小さい農家ほどその比重が大きい、ということを示している。

(3)この点を男女別にみると、とくに男子の場合、右の傾向がいちじるしい。すなわち、男子の恒常的勤務者の割合は〇・五*ha*未満の最下層農家にあって七〇％を占めているが、二*ha*以上の最上層ではわずか三〇％にすぎない。したがって、この最上層の農家の男子兼業従事者の七〇％は出稼ぎ・人夫または日雇という臨時的不安定的就業場面で労働しているわけである。これにたいし女子にあっては、同じ二*ha*以上層でも出稼ぎ・人夫・日雇は五三％、恒常的勤務は四七％となっており、男子ほど臨時的兼業の比重は大きくない。

4　農家人口の異動

【資料】　農林省は毎年『農家就業動向調査』報告書を刊行しているが、このほか「農林水産統計速報」として前年の調査結果の概要を発表している。この年鑑では、右の両調査報告によって農家人口の社会的自然的異動とその増減その他について記述してきたのであるが、本年度の『農家就業動向調査』は刊行がおくれ現在のところ利用することができないので、つぎに七一年五月二三日発表の「農林水産統計速報」四六～一〇四、昭和

四五年（一～一二月）『農家就業動向調査結果概要』によって、七〇年一ヵ年間の人口異動について記すことにする。なお、この『結果概要』の統計数字は暫定的なもので、なかには本報告たる『動向調査』によって修正されるものが若干あることに注意されたい。その修正された最終的統計数字は来年度のこの年鑑に発表することにしたい。

農家人口の社会的自然的異動

第95・96表は六八年より七〇年までの農家人口の社会的異動と自然的異動およびその結果としての人口の変動を示すものである。

第95表　農家人口の異動

（単位：1,000人，%）

	増加人口								減少人口							
	社会的異動						自然的異動		社会的異動						自然的異動	
	総数	離職転入	勤務者転入	縁故転入	その他転入	農家の増加による	出生		総数	就職転出	勤務者転出	縁故転出	その他転出	農家の減少による	死亡	
1968年	686.5 (100.0)	84.6 (12.3)	78.5 (11.4)	121.2 (17.7)	114.1 (16.6)	34.7 (5.1)	253.3 (36.9)		1,300.8 (100.0)	338.1 (26.0)	101.8 (7.8)	197.1 (15.2)	235.3 (18.1)	176.1 (13.5)	252.3 (19.4)	
1969	686.9 (100.0)	73.4 (10.7)	82.5 (12.0)	118.7 (17.3)	125.1 (18.2)	38.3 (5.6)	248.9 (36.2)		1,330.0 (100.0)	329.8 (24.8)	104.9 (7.9)	204.3 (15.4)	238.2 (17.9)	219.3 (16.5)	233.5 (17.6)	
1970	705.3 (100.0)	66.9 (9.5)	98.1 (13.9)	124.3 (17.6)	121.7 (17.3)	60.1 (8.5)	234.2 (33.2)		1,435.7 (100.0)	316.4 (22.0)	116.3 (8.1)	216.2 (15.1)	242.4 (16.9)	286.0 (19.9)	258.4 (18.0)	

〔備考〕 1) 出かせぎ異動（1～6ヶ月）は含まない。以下同じ。
2) 資料は昭和45年（1～12月）『農家就業動向調査結果概要』（1971年5月23日，農林省統計調査部発表）。

つぎに七〇年一～一二月の間における農家人口の異動の原因と増減の規模について前年と比較しつつ記述する。

(1) 七〇年一ヵ年で純減少した農家世帯員は七三万人であった。これは前年の六四万人の減少を九万人上回っている。このような減少は一九六四年の七七万人、六五年の七四万人、六六年の七五万人につぐものである。

(2) 七〇年中の増加人口は七一万人で、これは前年の増加人口に比べると二万人（三%）の増である。この増加は転入等の社会的異動によるもので、出生による自然的増加は年々減少している

る。これにたいし減少人口は一四四万人で、前年に比べると一一万人の増である。これは主として「農家の減少によるもの」が大幅に増えたためである。また七〇年は死亡数（二六万人）が出生数（二三万人）を上回った点も注目される。

(3) 七〇年の人口異動を異動の事由別にみると、社会的異動も自然的異動もともに減少したが、総減少数にたいする事由別割合は、職業異動によるもの（離職転入と就職転出の差）が三四％を占めてもっとも多く、農家の増減によるものが三一％でこれについでいる。六八年以降の推移をみると、職業異動による減少は引きつづき高率を占めてはいるが、その比重はむしろ低下傾向にある。

農家世帯員の職業異動

（統計表には示さないが本年鑑巻頭のグラフ参照）農家世帯員で六カ月以上の予定で他産業に就職した者は八一万人で、前年に比べると〇・六万人増加した。この就職者は一九六三年の九三万人を最高に、最近では八〇万人前後を上下している。

(1) 就職者を「通勤」「転出」の別にみると、「通勤」が六一％、「転出」が三九％で、「通勤」の比重は年々高まっている。また就職者を男女別にみると、女子がわずかであるが男子を上回った。就職者を年齢別にみると、一九歳以下の若年層が六二％で圧倒的多数を占めているが、その比重は年々低下している。これは農家世帯員のうち新規学卒者数そのものが減少していること、また進学率の向上に主たる原因がある。他面、二〇歳以上の青年・壮年層の職業的流出は増加した。

(2) 七〇年中に他産業を離職して転入したり、通勤をやめた農家世帯員は二〇万人で、これは年々減少傾向にある。離職形態別にみると、通勤をやめた者が六六％、転入者が三四％である。男女別にみると、男子が減少し女子が微増したため、男女の構成比は逆転した。年齢別では、二〇～三四歳層が五〇％を占めもっとも多く、ついで三五歳以上層が三三％、一九歳以下層は一八％である。二〇～三四歳層が高率なのは、女子の影響によるところが大きい。

第96表　農家人口の異動形態別純増減数

（単位：1,000人，％）

	純増減総数	社会的異動					自然的異動
		離職転入 就職転出	勤務者の 転入転出	縁事転入 転出	その他の 転入転出	農家の増減 によるもの	出生 死亡
1968年①	△ 614.3 (100.0)	△ 253.5 (41.3)	△23.3 (3.8)	△75.9 (12.4)	△ 121.2 (19.7)	△ 141.4 (23.0)	10 (△ 0.2)
69 ②	△ 643.1 (100.0)	△ 256.4 (39.9)	△22.4 (3.5)	△85.6 (13.3)	△ 113.1 (17.6)	△ 181.0 (28.1)	15.4 (△ 2.4)
70 ③	△ 730.4 (100.0)	△ 249.5 (34.2)	△18.2 (2.5)	△91.9 (12.6)	△ 120.7 (16.5)	△ 225.9 (30.9)	△24.2 (3.3)
②—①	△28.8	△ 2.9	0.9	△ 9.7	8.1	△39.6	14.4
③—②	△87.3	6.9	4.2	△ 6.3	△ 7.6	△44.9	△39.6

〔備考〕 1) △印は減少を示す。
2) 資料は前掲『農家就業動向調査結果概要』。

(3) 七〇年中に、一～六カ月の予定で家を離れ出稼ぎにでた農家世帯員は二九万人で、六九年に比べ二万人（六％）増加した。出稼ぎ者は六五年から六八年の間は二三万人前後であったが、六九年より増加しはじめた。なお、農林省調査による出稼ぎの数は、実際よりも過少であることは本年鑑でたびたび指摘したとおりであるが、それは出稼ぎの正確な統計的把握が困難であること、出稼ぎ先の現場における実態調査がなされていないためである。

2　農家経済と農家生計費

【資料】この年鑑で毎年その概要を記録している農家経済と農家生計費にかんする統計は農林省の調査報告『農家生計費統計』（農林経済局統計調査部編）によっているのであるが、これは同省の実施している「農家経済調査」の一環として農家生活にかんする事項を調査し生計費や消費物資等の実態を地域別階層別に明らかにしている。この年鑑第四一集では一九六三～六七年度の統計結果を紹介したがこれにつづく六八年度については『昭和四三年度農家生計費統計』（七〇年一月刊）が発表されている。ところで同じ形式による六九年度の生計費統計の報告書はまだ発

第97表　農家経済の概要（全国1戸当たり平均）

（単位：1,000円，％）

	農家所得			農業依存率	可処分所得	家族家計費	農家経済余剰
	計	農業所得	農外所得				
1965年度①	760.8	365.2	395.6	48.0	775.1	654.5	120.6
66 ②	861.4	413.3	448.1	48.0	826.2	726.2	149.8
67 ③	1,029.7	510.1	519.6	49.5	1,051.5	853.0	198.5
68 ④	1,125.7	527.0	598.7	46.8	1,148.0	958.0	190.0
69 ⑤	1,250.0	529.3	720.7	42.3	1,285.1	1,082.6	203.1
対前年増減率 ②／①	11.9	13.0	13.2		6.6	11.0	24.6
③／②	19.5	23.3	16.0		20.0	17.4	32.5
④／③	9.3	3.3	15.2		9.2	12.3	△ 4.3
⑤／④	11.0	0.4	20.4		12.0	13.0	6.9

〔備考〕 1) 67—68年度に調査方法の一部改正がおこなわれたため厳密には接続しない。
2) 資料は農林省統計調査部編『ポケット農林水産統計』(1971年版)。

第98表　農家の費目別生計費（全国1戸当たり平均）

（単位：1,000円，％）

	生計費総額	飲食費	たばこ	被服費	家計光熱費水道料	住居費	保健教育文化費	雑費
1967年度	850 (100.0)	282 (33.2)	11 (1.3)	87 (10.2)	37 (4.3)	142 (16.7)	138 (16.2)	154 (18.1)
68年度	958 (100.0)	302 (31.5)	13 (1.4)	95 (9.9)	38 (4.0)	176 (18.4)	148 (15.4)	186 (19.4)
69年度	1,083 (100.0)	327 (30.2)	14 (1.3)	104 (9.6)	39 (3.6)	149 (13.8)	163 (12.7)	287 (28.9)

〔備考〕 1)　「生計費総額」は家族員年雇，下宿人等の同居人を含む世帯員の生計費額である。
2)　「雑費」には「臨時費」が含まれる。
3)　資料は前掲『ポケット農林水産統計』(1971年版)。

表されていないが、農林省調査にもとづいて六九年度の統計が七一年度版『ポケット農林水産統計』（統計調査部編）に掲載されているので、以下はこれにより六八・六九両年の結果概要を記すことにする。

農家経済と所得

一九六九年度の全国一戸当り平均農家所得は一二五万円で、前年度の一一三万円に比べ一一％の増となった（第98表）。これは同じ年度の全国平均都市勤労者世帯の所得の伸び（一三％）を下回るもので、前年と同様六九年度も都市勤労者世帯と農家との所得格差は拡大した。

六九年度の農業所得は五三万円で前年度とほとんど変わらず微増したにとどまる。これは、農業生産の減少（一・三％）、生産者米価の据置きおよび農業経営費の増加等悪条件が重なったことによるものである。これにたいし、労賃などの農外兼業所得は二〇％増加して七二万円となり、農業所得の伸びなやみを補った。農外所得の増加は主として農家の通勤兼業や出稼ぎの増加、賃金水準の上昇によるものであった。この結果、農家所得中に占める農業所得の割合（農業依存率）は六八年度の四七％から四二％へと大幅に低下した。

六九年度の家族家計費は一〇八万円となり、前年度比一三％の増加となった。世帯員（一世帯平均四・九五人）一人当りでは二一万円であるが、これは同年度の全国都市勤労者世帯一人当り平均家計費の九四％に相当する。最後に経済余剰は二〇万円、前年比七％の増である。しかし所得増加率よりも家計費の増加率が高く、農家の貯蓄率は低下した。

農家の費目別生計費

六九年度の一世帯当り生計費総額は一〇八万円であるが、その各費目とも（住居費をのぞき）前年に比べいずれも増加している。まず飲食費をみると、その支出絶対額は増加したが生計費総額に占める割合は低下して三〇％となった。農家のエンゲル係数はこの一〇年

間年々低下傾向をたどってきたが、六九年度は都市勤労者世帯の係数三四・五を下回ったことは注目される。しかし農家のエンゲル係数低下は飲食費の伸びなやみによるところが大きく、これをもってただちに農家の生活水準が都市勤労者のそれを上回ったと解釈するには疑問がある。なお飲食費のうち、穀類への支出割合は三三％で前年度に比べ微減した。穀類消費の減少にたいし魚介・卵肉乳など動物性蛋白の消費が増加している。

被服費・光熱水道費・保健教育文化費など、その実支出額はいずれも増加したが、生計費総額に占めるその割合は低下している。これにたいし冠婚葬祭・交際費などの臨時的支出をふくむ雑費が実額および割合ともに大きく増加したことが注目をひく。なお生計費中現金支出の占める割合はこの一〇年来高まってきたが、六九年度は七九％となった。農家経済の商品経済化の深化を示すものである。